

白石市文化財調査報告書 第二十六集

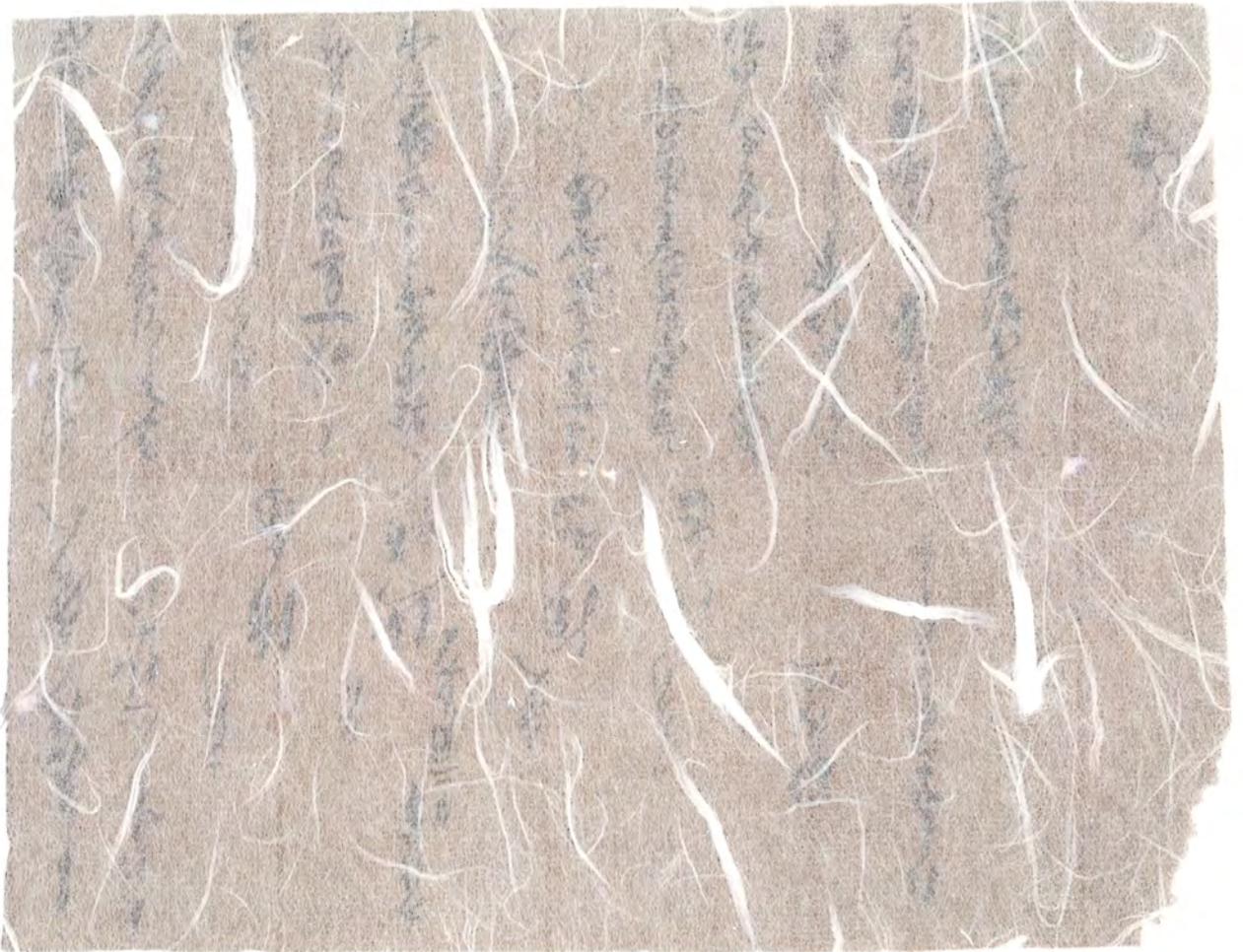
上戸沢宿検断屋敷木村家文書調査報告書

木村家の古文書

白石市教育委員会

上戸沢宿検断屋敷木村家文書調査報告書

木村家の古文書



折紙形式の離縁状・P181

序 文

このたび、白石市小原上戸沢地区の「木村家」の古文書の整理がまとまり、刊行の運びとなりました。木村家は、藩政時代には上戸沢宿の検断・問屋・準本陣を務められ、さらに一般旅籠としての施設も備え、検断屋敷とも呼ばれていました。

その木村家は平成五年三月に新築に伴い解体されることになりました。教育委員会では、建物の保存について東北大学名誉教授の佐藤巧先生・文化財保護委員の方々とともに木村氏と協議を重ねましたが、原状保存が叶わず解体の止む無きに至りました。

木村氏から建物等の寄贈を受け、教育委員会では文化財保護委員会に委託し、襖紙に転用されていた膨大な古文書の調査・整理をお願いすることになり、白石古文書の会会員の方々を中心にその作業が進められました。

古文書は、元禄年間（一六八八〜）以降のもので、番所、宿場、検断役などに関連する公用の文書や書簡類のほか、私用の文書など多種にわたっています。

この調査報告書により、藩政時代の政治や交通・物流等が解明され、当時の宿場における人々の往来や物の流れなどが詳細・鮮明に浮かび、宮城県内はもちろんのこと、全国的にも貴重な資料です。多くの皆様にご活用いただければ幸いです。

この調査・整理に際し発見された二つ折りの「離縁状」の鑑定について、第一人者である関東短期大学教授（現専修大学教授）高木侃先生に依頼したところ、当時の婚姻形態を知る上で、たいへん貴重な資料というお墨付きをいただきました。多大なるご指導ご協力に対し、記して感謝申し上げます。

最後に、本書刊行にあたり、中橋彰吾委員長をはじめとする文化財保護委員、白石古文書の会会員の方々の協力とご苦勞に対して深甚なる感謝を申し上げます。

平成十五年三月

白石市教育委員会 教育長 高橋 昌

目次

序文	2	囚人・病人の通行	63
凡例	3	病人	66
はじめに	3	馬改文書	67
七ヶ宿街道	1	平八	67
上戸沢宿	1	弥治助	74
上戸沢御番所	2	その他	74
検断・木村家	2	書状継送	75
資料編	7	太郎吉宛	75
一治政	7	太郎右衛門宛	79
1 触状・大肝入廻状	7	三郎兵衛宛	84
触状	7	三郎平宛	90
大肝入廻状	9	平四郎宛・他	90
2 廻村	12	その他	96
3 御判紙等	13	5 書簡	97
4 鉾山	13	役務連絡	97
二交通・通信	16	私信	106
1 通行切手	16	1 役代	109
太郎右衛門	16	商人・職人切手	109
○印	16	太郎右衛門	109
□印	16	○印	109
○印	42	三郎兵衛	109
三郎兵衛	43	□印	114
□印	43	三郎兵衛	114
○印	49	○印	114
その他	59	2 物産切手	119
定形外	60	太郎右衛門	119
荷物等	61	□印	119
		三郎兵衛	131
		○印	131
		その他	143
		定形外	143
		駒口判・他	145
		四運送	153
		1 御城米輸送	153
		2 塩送り状	155
		3 駄送・駄賃	163
		4 伝馬・助郷	166
		五村のくらし	171
		1 證文	171
		2 願書・救恤	172
		3 道・橋普請	179
		4 情報	180
		5 離縁状・他	181
		六その他	183
		1 役務留書	183
		2 帳簿(表紙)	185
		商い	191
		3 商用簿	191
		4 受取書	192
		図版編	197
		あとがき	240

凡 例

- 一、資料は、適宜に裁断され襖に張り重ねられていたもので、上面は胡粉で下塗りされ裝飾模様が刷り込まれ、おもて紙に転用されていた。
- 一、木村家の襖紙は、前項のような手順で、元禄年間ごろから平成五年の解体時まで何度も張り重ねられてきたものである。
- 一、資料の順列は、年号のあるものは稀で新旧の区別が付け難く、年号・干支のある資料を先にして、あとは月日の順に配列した。
- 一、資料の大きさは縦×横の数値で表記したが、数値は四捨五入したものである。
- 一、長文の資料や大形の資料は、裁断されたものが多く接合できたものは少なかつた。
- 一、帳簿から解体された資料は多量であつたが、その殆どは内容・時期など同一帳簿のものを仕分けができず、今回の報告書からは除いた。但し、内容が単独で理解でき、帳簿表題が不明でも書き込み様式の知れるものは、本書に加えた。
- 一、助詞の茂(も)、而(て・して)、者(は)、与(と)、江(へ・え)、之(の)などは、原文のままとして小さくはしなかつた。
- 一、変体仮名は、原文のままとしたが一部にふりがなを付けたものもある。ふは(より)・ホは(等)に改めた。
- 一、異体字は本字に改めた。
- 一、繰り返し記号は、漢字は「々」かなは「々」に改めたものもある。
- 一、返つて読む文字の、不(ず)、被(らる)、為(せ・たる・ため)、致(いたす)、無(なし)、難(がたし)、奉(たてまつる)、之(これ)は原文のままとした。
- 一、意味不明や間違いと考えられる文字は、改めず「ママ」と傍注を付した。
- 一、欠損箇所や字数不明の箇所は、適宜・・・・で表した。
- 一、解説できなかつた文字は、字数にしたがつて口を付した。
- 一、印章は、形状○・□に黒印、朱印の文字を付し、花押は「花押」の文字とした。
- 一、本資料の解説は、白石古文書の会の、佐藤 暢・佐藤儀一・中橋彰吾・永山成夫・細田紀明・渡辺信男・高橋修徳・村上利行・村上利喜治・村上成拓・高橋辰男・米澤 繁・佐々木敏雄・成瀬忠利・小賀坂弘子の諸氏によつて行われた。
- 一、資料の一部(折紙の離縁状)は、関東短期大学教授・縁切寺満徳寺資料館長・高木侃氏に調査をお願いした。
- 一、資料は、主として内容によつて整理・分類したが、同種の多量の資料は図版を割愛したこともある。
- 一、解説はできる限り簡潔にして、資料を生で実感していただくことにした。
- 一、図版にはそれぞれ図版資料の所在する頁数を、図版番号は当該資料の末尾に付した。
- 一、全体の編集と解説は中橋彰吾が担当した。
- 一、校正は会員が分担して行つた。

はじめに

白石市上戸沢は、藩政時代には奥州街道から接続する七ヶ宿街道の最初の宿場で、上戸沢番所が置かれ、人々の通行や物資の流通をきびしく取り締まっていた。

この上戸沢宿にあつて、木村家は藩政時代を通して検断・問屋・準本陣としての役割りを果たし、さらに、一般旅籠としての施設も備え、検断屋敷とも呼ばれていた。

平成五年木村家が新築されることになり、この検断屋敷は白石市に寄贈され、解体保存された。この時に、襖紙に転用されていた多量の古文書が発見され、白石市文化財保護委員会が調査を委託され、調査整理を進めてきた。

古文書は、元禄年間（一六八八〜）頃からのもので、番所、宿場、検断役などに関連する公用の文書や書簡類・ほか私用の文書など多種にわたっている。

古文書の解説は「白石古文書の会」の会員によって行われた。

七ヶ宿街道

東北地方の中央部を奥羽脊梁山脈が南北に貫いており、太平洋側が陸奥国、日本海側が出羽国である。この山脈に沿い、陸奥国を縦断する奥州街道と出羽国の羽州街道を結ぶ横断の街道の一つが、七ヶ宿街道である。古記録などには「山中通り小坂越え」などと呼ばれている。

藩政時代の七ヶ宿街道は、奥州街道の伊達郡桑折宿から分かれ小坂峠（標高四一メートル）を越え、上戸沢宿・下戸沢宿・渡瀬宿・関宿・滑津宿・峠田宿・湯原宿の七つの宿場を通り金山峠（標高六二九メートル）に至る、羽州街道の一部である。途中湯原追分で、二井宿峠（標高五六八メートル）を越え高島・米沢城下に到る支道が分岐している。

この横断路の成立時期は明らかではないが、福島県伊達郡に本拠を構えていた伊達氏八代宗遠が、天授六年（一三三〇）に、この街道から二井宿峠を越えて置賜郡長井庄に侵入（長井の合戦）し、九代政宗代には置賜地方を掌握している。以後、七ヶ宿街道は本拠地・伊達地方と置賜地方を結ぶ連絡路として、重要な役割を果たしていることからみて、この時期頃にはすでに大軍勢の通行可能な路で

あつたと推測できる。

また、街道に沿って、伊達氏に関する古い伝承や旧跡を持つ集落も多く、加えて、この長井の合戦に参戦し武功を上げた家の子孫が、藩政時代に続く宿場の、指導的役割を果たしている家が多いことから見て、この頃にはすでに伊達氏支配下の宿場の素型ともいえる集落が、形成されていたとも考えられる。

七ヶ宿街道の宿駅の成立時期については、慶長五年（一六〇〇）関ヶ原戦後、この地域を掌握した伊達政宗が、慶長八年頃までに滑津・関・渡瀬など沿線的主要な集落に肝入・検断を任命していることからみて、制度は整つてはいないが、宿駅の機能はこの頃から整備され始めたのではないかとみられている。

明暦二年（一六五六）に金山峠が改修されるや、出羽国の諸大名の参勤交代は本街道を利用するようになり、さらに、出羽三山詣での旅人の通行を加え、非常に賑わいをみせるようになった。安政五年（一八五四）の関本陣の記録によると、次の出羽十三大名が本街道を通行していたことが知られている。

- 佐竹右京太夫
- 秋田藩
- 二〇万六〇〇石

酒井左衛門尉

庄内藩

一四万七〇〇石

津軽越中守

弘前藩

一〇万石

酒井大学頭

松山藩

二万五〇〇石

六郷筑前守

本庄藩

二万石

水野和泉守

山形藩

六万石

織田兵部少輔

天童藩

二万石

戸沢上総介

新庄藩

六万八〇〇石

岩城修理大夫

亀田藩

二万石

松平山城守

上山藩

三万石

津軽本次郎

黒石藩

一万石

米津相模守

長瀨藩

一万一〇〇〇石

生駒篤太郎

矢島藩

一万石

上戸沢宿

上戸沢宿は、奥州街道から分かれ七ヶ

宿街道の小坂峠を越えて達する最初の宿場で、奥州街道の越河宿と共に仙台藩南境に位置し、仙台藩上戸沢御番所が置かれていた。

本宿については、これまで綿密に調査、研究されており、『奥州宿駅街道の時代的変遷』・『藩政時代における宮城県上戸沢町の集落構成とその形態』・『上戸沢の町並』などの諸書に詳細に明らかにされている。

それによると、江戸時代の上戸沢宿の規模は、元禄年中の最も古い町屋敷図によると、戸数は山伏金剛院と御番所を除いて二十二戸で、身分上の内訳は不断七戸・足軽十戸・本百姓三戸・名子一戸・検断一戸となつている。不断・足軽は片倉家の家中で、御番所や藩境の警護の任を持つ家で百姓に比べて極めて多く、古くから集落全体が御番所の存在と深いかわりを持つていたといえる。集落は宝暦年間頃に三十四戸程に増加するが、以後、弘化二年（一八四五）には不断（検断兼務1）九戸・足軽十一戸・他所者聞役二戸・御料理人列一戸・本百姓三戸・明屋敷五戸に金剛院・御番所それぞれ一戸と、身分上の構成は元禄期と殆ど変わりなく明治期をむかえている。

上戸沢集落の宿駅としての業務の付加は、木村家の『先祖代勤功留』によると、二代惣輔代の明暦二年（二六五六）に、馬継所を仰付けられ、それまでは本戸沢町（下戸沢町）から小坂迄引き通しであったが、新たに「間の宿」となった。この時は、下戸沢宿が火災で焼失し、その復旧までその助役であったが、寛文二年の二度目の火災では仮役所が設置されたとあり、この頃から本宿として役が付加されていったと考えられる。

さらに、この年（明暦二年）には金山峠が改修され、七ヶ宿街道の利用度も急増したこともあり、上戸沢集落も、この頃までに宿場としての機能が、急速に整備されていったと考えられている。

上戸沢御番所

藩政時代の仙台藩は、他領への人や物資の流通を取り締まっており、藩境となる越河宿や、上戸沢宿、湯原宿には御番所（御境目番所ともいう）が設置され厳重に警護されていた。

宝暦十一年（二七六一）の『奥州仙台藩遠見記』によると、仙台藩は他領と接する領域を、南之方・北之方・西之方・東之方（海岸）の四つに分け、南・北・

西には二十七ヶ所の御境目番所を置き、海岸通り（東）には二十八ヶ所の船番所が設置されていたと記している。

さらに、こうした番所の中で特に他領と接する交通の要衝にあった、笹谷（最上境）・駒ヶ峯（相馬境）・越河（江戸への往還）・上戸沢（桑折境）・湯原（米沢境）の五つの番所には、百石以上の仙台藩士が御境目横目として配属され、特別厳重に取り締まられていた。この仙台藩南境となる白石・刈田・伊具地方は片倉石川など重臣層の所領地で、上戸沢・越河番所は片倉家が、湯原番所は石川家が警護していた。

上戸沢番所の設置時期も明らかではないが、寛永十三年（一六三九）九月、片倉重長に領内から他領への物資の監視のため、御境目横目を配置する旨、仙台藩奉行衆からの通達があったことなどから、この頃までには御境目番所は設置されていたと考えられる。

検断・木村家

木村家は、初代惣兵衛が寛永元年（一六二四）に検断を任命されて、以来、藩政時代を通じて検断・問屋・準本陣の諸役割を果たし、一般旅籠としての営業も

兼ねていた。さらに、歴代当主も幕末まで検断・御判肝入役など諸役を勤めていた。

検断・問屋の役目は、宿場の行政や伝馬・運送・駅遞業務を円滑に行う責務を持ち、宿場の与頭・立合役（伝馬の手伝い）・帳付・小触（走り使い）など宿役人や用務下役を指揮して、公私の旅行者の宿泊や運送業務にあたっていた。

御判肝入の役目は、出入の商荷や物産などから運上金の取立てを行うなど、御境目番所の用務と堅く結びついている。

歴代木村家の職歴を書き留めている『先祖代勤功留』を見ると、

初代 惣兵衛

一、寛永元年（一六二四）検断役を仰付けられ同二十年まで二十年間勤仕。

二代 惣輔

一、正保元年（一六四四）検断役を仰付けられ寛文二年（一六六二）まで十九年間勤仕。

一、明暦二年（二六五六）馬継所を仰付けられ、以前は本戸沢町（下戸沢町）

上り小坂まで引き通しであったものが、新たに間の宿（戸沢新町）となる。

一、明暦二年本戸沢町に火災があり、助役を仰付けられ復旧まで駅場（戸沢新

町）となる。

一、正保二年（一六四五）白石・阿古島弥市によって上戸沢金山が開山、一時休山後、寛文三年（一六六三）再開元禄九年（一六九六）まで三十四年間盛大であった。山師・熊谷利兵衛直種。

三代 太郎吉

一、寛文元年（二六六一）不断組に召出される。

一、寛文二年六月、本戸沢町火災で残らず焼失、仮役所を戸沢新町に移される。

一、寛文三年検断役を仰付けられ元禄八年（一六九五）まで三十三年間勤仕。

一、寛文十年（二六七〇）小荷駄御判肝入を仰付けられる。

一、貞享二年（二六八五）上戸沢金山新御用林設定に付き山守を仰付けられる。

四代 太郎右衛門

一、元禄九年（一六九六）検断役を仰付けられ享保元年（一七一六）まで二十一年間勤仕。

一、元禄十二年（一六九九）宿名改正あり、戸沢新町を上戸沢町に、本戸沢町を下戸沢町と改称。

一、同年肝入検断役勤仕中の者、帯刀指定の申渡しがあった。

五代 三郎兵衛後太郎右衛門と改名。

一、享保二年（一七一七）検断役を仰付けられ元文四年（一七三九）まで二十三年間勤仕。

一、享保十六年（一七三一）黒森銀山開発される。

六代 源七郎後源太左衛門と改名。

一、元文五年（一七四〇）検断役を仰付けられ宝暦三年（一七五三）まで十四年間勤仕。

一、黒森銀山は延享四年（一七四七）頃より寛延四年（一七五一）まで盛大となるが、その後次第に衰える。

七代 惣七後三郎兵衛と改名。

一、宝暦四年（一七五四）検断役を仰付けられ寛政三年（一七九一）まで三十八年間勤仕。

一、安永三年（一七七四）駒口御判肝入を仰付けられる。

一、天明二年（一七八二）上戸沢町の困窮打開策として、中間宿営業を申請その実情を認められ、金穀の下付があった。

一、同年惣七夫妻、片倉家より勤務優良・父母孝養を賞せられる。

一、天明年中肝入検断に対し金子献上の上、名字帯刀を許された。

八代 源七郎後三郎兵衛と改名。

一、寛政三年検断役を仰付けられ文政二年（一八一九）まで二十九年間勤仕。

一、寛政六年（一七九四）下戸沢町手伝人馬に対して同町五十二軒へ一軒につき、金二分宛計百四切下された。

一、寛政六年より文化元年（一八〇四）

まで十一年間、下戸沢町へ下命のあった駄手伝を免除され、下付金の半額を上戸沢町に下される。

九代 太郎右衛門。
一、文政三年（一八二〇）検断役御判肝入を仰付けられ天保十一年（一八四〇）まで二十一年間勤仕。

一、文政七年（一八二四）永々御不断組頭に任命される。

一、天保四年（一八三三）峠不動堂火災で残らず焼失。

一、天保五年（一八三四）白石城主の御廻村があった。

一、天保十一年御番所建替えに付き御普請方を仰付けられる。
十代 三郎兵衛。

一、天保十二年（一八四一）仮検断役、嘉永二年（一八四九）本検断役を仰付けられ明治維新まで約三十年間勤仕。

一、天保十二年熊野堂下銅山の試掘を始

め、同年中一日五十貫目以上を産する

ようになり段々盛大となったが、弘化三年（一八四六）大雨で大洪水貯蔵銅石は押し流され、坑内は浸水し休山となり、後廃山となった。最盛時は年間

正味十二貫目入箱、八百箱程を産出したと伝える。

一、嘉永六年（一八五三）万御判肝入利蔵儀病氣療養中、その跡目を三郎兵衛へ仰付けられる。

一、嘉永七年（一八五四）上戸沢町肝入を仰付けられる。

一、安政二年（一八五五）三郎兵衛万御判肝入を仰付けられる。

一、元治元年（一八六四）三郎兵衛御境目取締組頭を仰付けられる。
の如く、木村家は寛永元年から明治維新までを世襲で検断役を勤めている。さらに、明治二年には白石県より村長を、

明治四年には角田県から戸長を命じられている。また、藩政崩壊に伴って、新しく物資・荷物の運送のため陸運会社の運営にあたるなど、激動期の村務や輸送業務も勤めていた。

資
料
編

一 治政

1 触状・大肝入廻状

触状

1 14×39cm

一女

右八他領江相通候節八以御印判可相通之但其近所

之女不叶儀有之他領之親類

所へ当座かよい丹参度由

願有之八御境目まで道法

十里より内之所二して其者の

證文二村肝煎御末書御境

横目衆請取置通之右之

女かへり候節右之證文可返候

事

右之通候間女房伊達江

かよい二参候八八肝入檢断衆

證文御番所へ指上罷かへり

申時分取返し出入可被成候

戸沢新町 太口口 〇黒印

十月廿一日

戸沢 清左衛門殿 〇黒印

又六殿 〇黒印

渡瀬 口兵衛殿 〇黒印

同 七左衛門殿

同 正右衛門殿 〇黒印

同 喜兵衛殿 〇黒印

なめ津 勘七殿 〇黒印

小原 源太夫殿 〇黒印

同 孫右衛門殿 〇黒印

同 太・殿 〇黒印

同 印判被成留より

御可いし可被成候

(図1)

2 20×34cm

御曹司様御實吉村様与

被 仰出候實名者勿論吉之字

付候者有之候八八相改可申由御ふ連二候

間

組中小共下等迄吉之字付候者有

之候八八改名可申付候間早々可被申聞由

被仰遣候間一両日中二我等所へ申可被参

候以上

十二月六日 才藤佐太右衛門

高橋長兵衛殿

高橋 源藏殿

高橋庄左衛門殿

半沢二郎右衛門殿

才藤 佐助殿

村上四郎八殿

・・・勘四郎殿

・・・次殿

急

・・・殿

・・・殿

右之通・中へ可被仰渡候

・・・殿

又右衛門殿

又六殿

3 13×31cm

今度宮村二すて

馬御座候二付貴様

印判無之候之書

上ケきわまり不申

候間左様二御心得可

被成候其元より白

石町善八殿と

申衆七郎兵衛殿

之内二御座候間

早々今晚之内

可被遣候白石へ此

義被成候衆此方へ

御よせ可被下候以上

いの十月廿六日

源兵衛

・・・殿

・・・殿

・・・殿

4 14×33cm

急

村々居懸り土凡井

寺山伏共二武具

馬具所持之分此度

御覽被成下候段被

仰出候条聊も無落

吟味調書ヲ以大急二

指出候様可被申尚

御覽御日限之義者

追而被 仰出次第

首尾可申候以上

弥右衛門

・・・殿

・・・殿

5 15×18cm

此度

御姫様御逝去

二付鳴物殺生被為

留候段仰渡候間

其心得町内一統江

早速御首尾可被成候以上

・・・殿

・・・殿

6 15×20cm

其御町去春中より

死亡無行衛家内

出職御内證様赤子

方書上之通り御百姓并

(図3)

(図2)

御足輕出職御取調當春
人別御引合二相入候間
大急ヲ以面附被遣候様
可被成候以上

二月十九日

(圖4)

7 13×34cm (横帳)

今も百性等之風俗二而

乗打仕慮外之所行

於有之八目付之者相

通し急度召捕曲事二

可被相行候此旨御郡

司中へ急度被申渡

諸百性ハ不及申諸下

中へも相通候様二首

尾可被申候以上

帯刀

織部

左衛門

六月九日

・町清九郎殿

木幡修理殿

岩淵口人殿

山家織部殿

中村八郎右衛門殿

村々肝入四錢懸被下置候

付別而八村償代取不申

筈二被仰渡候得とも所々二

不同有之付此度同役

中吟味之上左之通

申渡候也

一立見帳小割帳下札紙

右ハ御蔵入百性手前より為

償可申事

一人數御改帳紙

右ハ八村償二可為相出事

一鉄炮御改帳

一類族御改帳

右式御帳紙ハ類族鉄炮

有之御村より為償可申事

一其村より訴訟之義有之村之

物惣名代二肝入被登

候ハ八道中路錢ハ勿論

8 15×41cm (横帳)

きぬあさき口木綿

もよきさんくつし

鳴裏白キ木綿ぬのこ

帯黒里うもん

以上

三月

右之通御詮儀被仰付候

當御金山金掘共組中無残

委細穿

鑿仕候處二右御書立之

者居不申候若かくし置

申由訴人も御座候ハハ

如何様之曲事二も可

被仰付候以上

元禄六年

三月廿二日

金山町

長右衛門

弥左衛門

五右衛門

勘兵衛

十次郎

太郎兵衛

傳十郎

右七人組頭

五兵衛

上戸沢町検断

太郎右衛門

橋本・・・

梅・・・

9 13×32cm (横帳)

式軒二而間二合可申

事

一関町勘兵衛所廣候得共

善兵衛所ハ手代宿

老軒心かけ可申事

一湯原二而ハ勘五郎勘太郎

所可然候

一渡瀬なめつ峠田二而も

檢断所座敷〇ろし

心かけ可然人馬〇二

御入候〇〇如此

一御宿二王んせんきらい

成ヲ御用立可申事

一人馬共二致吟味御用

立可申候馬添等かね

て之通相付慮外

無之様申付候

一御朱印馬へハ式人充

其外老人充御かこノ

者四人も六人も吟味

可申事

一宿々火之用心稠敷

首尾可申事

右之通首尾可被申候

我等事も御跡より段々

罷越候以上

目黒今助

10 13×35cm (横帳)

差下申候間面々

御役所切二御受取

宿老ヶ所二老枚宛

檢断二被渡置右

御小人衆罷越候ハハ

合判引合見届候

様二御申渡尤先

達より度々申度候通

宿へハ不及申二在々迄

火之用心等稠

僉義紙候様二急

度火御申渡勿

論前書之趣ハ

・・・檢断能々

・・・会候以上

大河内四郎兵衛

・・・廿日

・・・衆中

大肝入廻状 (廻文)

1 15×14 cm

小原村諸役帳不被相出候間

差つかい申候間早々可被相出候

上戸沢へゆつり受申候

酒在中御開判共可被相

出候以上

堀内傳兵衛 □黒印

五月廿一日

肝入

・・・

2 15×44 cm

候尤江戸へ被相登候二付延引二而者

被罷成候間無延引可被罷越候以上

大肝入

安部銀四郎 ○黒印

三月廿九日

下小原村 □黒印

上小原村 黒印

下戸沢町

右肝入衆中

忠孝貞烈を以前々御賞

相成候者御賞之趣意并年月

色々委曲去年調差出候趣

急速調差出候様可被申候

御下向前江戸江為相登候間

大急二調可申候

一 赤子養育方金石相備候者

但老入立ち二而相備候者年二より

老村寄合備候者追々者

無之尤 御目見相濟候者

者調不及候

右之通大急取調無延引

可申候以上

末七左衛門

・・・

3 15×24 cm

急御用

御郡方御横目今野武次様

明る明廿七日白石町御会所へ御取

移被成置候段被仰渡候間廿八日

各所一々御用窺二兼而之通

罷出候様可在之尤始而之御横目様

之義在之候間名代等二而八指支

候間直々可被罷越此段申渡候以上

大肝入 阿部傳十郎 ○黒印

八月廿六日

下小原村 上小原村

下戸沢町 上戸沢町

右肝入衆中

檢断衆中

4 15×18 cm

須藤三治様事志田

玉造りへ御役所替柴田

刈田へ者大石徳市郎様

被相廻候段被仰渡候間

為心得之此段申遣候以上

大肝入

阿部傳右衛門

二月八日

・・・

5 15×33 cm

急

御代官様御事今

十三日白石御会所へ御取

移被成置候間明十四日

御用伺兼而之通罷

出候様可在之此段

申渡候以上

大肝入

阿部傳右衛門 □黒印

五月十三日

下小原 上小原

下戸沢 上戸沢

右宿々

肝入衆中

檢断衆中

6 15×31 cm

公義御目附様方

取都之義二付明十四日

白石御会所へ罷越し候様

可被成候御横目様

(図8)

(図5)

(図7)

(図6)

御出村二付一字御見
届被成置候間此段共

申遣候以上
五月十三日

大肝入 阿部傳右衛門
上戸沢町検断

太郎右衛門殿
急用白石町より下戸沢町迄

7 15×40cm

急写

一 其御村々百姓共之内農業
抽而出情家内一和し此上

納物相遣候者有之近年

御賞不被成下分有候ハハ

有無之訳取調来ル廿一日

迄二可被御申聞候以上

大肝入 阿部傳右衛門

九月十八日

上戸沢町宿々

右肝入衆中

検断衆中

右之通別紙御首尾

合二相成候間御手元様江ハ

写ヲ以此段如此申候

九月廿日

8 16×61cm

急写

屋形様昨廿八日江戸表

御発駕二而被為遊

御下向候段早馬御飛

脚被相下来月七日白

石御寓之御道中割二

相見得未人馬御入馬

不相知指懸割分

各役所詰等申渡候様

可相成其節昼夜之

無嫌大急相詰御用

立候様御村町心懸

首尾可有之此段

申渡候以上

大肝入 阿部傳右衛門

九月廿九日

下小原

下戸沢町

渡瀬町

滑津町

湯原町

右肝入衆中

検断衆中

猶以上戸沢へハ下戸沢より写ヲ以可被相

達候

(図9)

解説 触状

触状は10点で、書状形態の直接的なものばかりではなく、横帳などに写し書きをしたものなど、厳密な意味では分類の範疇に入らなかつたものもあるが、内容を重視し、細部にはこだわらなかつた。

資料1は、仙台藩御境目番所の任務を定めた『出入司鑑』の『御境目御定』^{註10}写し書きである。「御境目御定」には、御境目番所の取り締まりの対象や品目、参勤交代の諸大名通行時の対応の仕方などで、詳細に規定されている。

御定の一項は

『一女・鷹・馬

右三口之通、他領江相通候節ハ、御印判ヲ以、可相通候。』

とあり女性の通行は特にきびしい。これは幕府の箱根関所の「入り鉄砲に出女」を意識したものであろうか。しかし、御境といつても、近世になり幕藩体制のなかで突然に境界を設定されたり、規制を強いられたもので、こうした地域の村人にとつては、生活・婚姻など日常の交流はそのような境界をこえるものであつたし、藩境の存在は生活への重圧以外の何ものでもなかつたであろう。但し書きは

こうした実態への配慮からであろう。藩境まで10里以内の村の女性の通行手続きを示したもので、関係する村々の役人(肝入・検断)への触書で、それぞれ確認の捺印がなされている。

発信者は「戸沢新町 太□□」と名前二字が読めなかつたが、発信年は十月二一日と月日のみである。この地域は、元禄十二年(一六九九)に宿名改正があり、戸沢新町が上戸沢町に、本戸沢町が下戸沢町と改名されている。これは改正前の書状である。また「木村家と先祖」によると、木村家三代太郎吉が寛文三年(一六六三)から元禄八年(一六九五)まで検断役を勤めている。このような資料からこの文書は、木村家三代太郎吉が寛文三年から宿名改正前の元禄八年までの間に出したものと推測できる。

資料2は、仙台藩五代藩主吉村に対するの避諱に関する通達である。発行年は不明で十二月六日の日付である。吉村は元禄八年(一六九五)に四代藩主綱村の養嗣子となり、元禄十六年(一七〇三)に藩主として襲封している。この文書には御曹司吉村とあるから、元禄八年から元禄十六年までの間のものであろう。出し人は片倉家家臣であろうか。宛人は片

倉家の不断組士や肝入り・検断衆である。

資料4は、村々在住の土凡・寺・山伏
まで、所持の武器馬具などの調書を大急
ぎで差し出せとの文書である。宛て先、
年月は不明である。凶版とは関連がない

が、大内資料のなかに「元禄十五年（一
七〇二）に江戸からの鉄砲改めの問い合
わせに対して、刈田郡二十二ヶ寺から、自
前の鉄砲も預かり鉄砲も所持せず、今後
も無断で所持しない」との書面を蓮蔵寺
宛に提出」の記載があった。元禄年間頃
までは幕府からも、村々の寺や修験層の
鉄砲や武器の所持調はあったものとおも
われる。
資料中横帳とあるのは、綴じ目跡があ
り、横帳に書き留められていたものであ
るが、同一の横帳か、どうかは不明であ
る。

大肝入廻状

〔大肝入〕 各代官管轄下に置かれ、代
官の命を受け所轄管内各町場や村の肝
入・検断を支配し、行政・司法・警察な
どの管理に任ずる役人。地方の有力者か
ら選任される。（『仙台藩歴史用語辞典』）

白石・刈田地域は、南方郡奉行の支配
下（刈田・伊具・柴田・宇田・亘理・名
取・宮城の各郡）にあつて、代官区（刈

田・柴田）には白石と大河原の二ヶ所に
代官所が置かれており、代官の直接支配
を受けた大肝入が、肝入・検断・組頭な
どの村役人を指揮して職務を執行する組
織となつてゐる。

しかし、現実はおもつと複雑な民政の仕
組みであつた。

白石・刈田（十八ヶ村）は片倉氏の一
円知行地である。藩法の範囲内とはいい
ながら、独自の行政権を認められている
所領地である。片倉家の民政については、
風間觀静氏が「体系的に記録されたもの
はなく、詳細はよく解らない」としなが
らも、片倉家の民政支配の組織は「領主
の下に家老・出入司があり、全般を統轄
した。城下である白石町には町奉行がお
かれ、その指揮の下に六町の検断がいて
町内の取締まり、伝馬業務や一般行政を
行つた。六町以外の白石本郷や各村には
家中から村扱が任命され、肝入以下
の村役人の指導に当たつた」（『白石市
史1』）と記す。このように片倉家の所領
地には、藩の民政担当者の代官のほか、
片倉家の町奉行・村扱もいたのである。
このことは白石・刈田地域の大肝入は、
片倉家と代官のいわば二重支配を受け、
その職務は非常に複雑なものであつたら

うと推測できる。

刈田郡の大肝入は一人制で始まるが、
のちに里前大肝入と山中大肝入の二人制
となる。選任された大肝入については、
『白石市史資料写』などによつて大まか

には知られているが、全就任者の確認、
就任・退任の時期など、基本的な部分の
多くは解明されていない。しかし、最近
片倉家の民政の様相を知る手がかりとな
る資料（木村家文書・山崎検断文書・渡
辺家文書）などが見つかつており、大肝
入に関する資料も少しずつではあるが増
えてきている。ここでは大肝入就任者に
ついて整理してみた。

刈田郡大肝入略年譜

山崎七郎兵衛 寛永十九年（一六四二）
就任。寛永十七年就任の説あり（『白
石市史』）。退任年不明。

山崎伝兵衛 寛文七年（一六六七）就任。
延宝六年（一六七八）死去。

山崎七郎兵衛 延宝六年就任。貞享二年
（一六八五）名字帯刀御免となる。

享保十一年（一七二六）旧姓堀内に
復す。
堀内伝兵衛 享保十二年就任。元文二年
（一七三七）勤務の記録あり。
元文四年死去。

堀内七郎兵衛 就任年不明。宝暦四年（一
七五四）大肝入を罷免される。

日下喜右衛門 宝暦五年就任。明和年中
に山中通り担当大肝入となる。
安永三年（一七七四）退任。

飯沼佐左衛門 明和六年（一七六九）里
前大肝入仮役就任。明和七年本役に
就任。
安永三年退任。

平治右衛門 就任年不明。明和元年（一
七六四）仮大肝入在任の記録あり（大
内資料）。平治右衛門は白石町長町検
断とある。退任年不明。

吉野八郎左衛門 就任年不明。宝暦六年・
明和元年・明和三年の仮大肝入勤務
の記録あり。安永三年大肝入就任（山
中通り）。安永七・八年の在任の記録
あり。退任年不明。

飯沼佐内 安永三年里前大肝入就任。退
任年不明。

吉野直右衛門 就任年不明。明和元・四・
五年、天明五・七年の仮大肝入在任
の記録あり。寛政二年から六年まで
は大肝入として在任。退任年不明。

山崎武右衛門 就任年不明。天明四年（一
七八四）仮大肝入在任の記録あり。
山崎武右衛門は白石町中町検断で堀

間屋を営む。退任年不明。

小関利右衛門 就任年不明。寛政三年（一

七九二）在任の記録あり。退任年不明。

安部銀四郎 就任年不明。寛政十二年

（一八〇〇）仮大肝入在任。享和元年（一八〇一）大肝入就任。天保末

年頃迄在任（大内資料）。退任年不明。

阿部伝十郎 就任年不明。文政二年（一

八一九）天保末年頃在任の記録あり

（木村家資料）。退任年不明。

阿部伝右衛門 就任年不明。天保十二年・

弘化・安政年間在任の記録あり。

万延二年（文久に改元・一八六一）

死去。

山崎圓右衛門 万延二年仮大肝入に就

任。改元後退任（山崎家資料）。

高橋与右衛門 万延二年大肝入掛持とな

る。改元後退任（山崎家資料）。

阿部養輔 文久元年大肝入就任。明治二

年退任。

以上が大肝入就任者の略年譜であるが、少なからず不明な点が残っており、

今後も資料の収集が必要である。

資料は8点で、発送者の大肝入は就任

年の古い順に従ったが、廻状（廻文）は

いずれも発行年が不明で、配列は任意で

ある。発送者は堀内傳兵衛・安部銀四郎・

阿部傳十郎・阿部傳右衛門の四人で、堀

内傳兵衛在任中の書状が最も古いが、伝達の経路が不明なのが惜しい。他の三人

は山中大肝入を勤めていた。

資料でみる限り山中通りの村々への大肝入廻状は、下小原・上小原・下戸沢を経て、渡瀬・関・滑津・湯原へ届く。上

戸沢へは直筆もあるが、多くは下戸沢から写して届られている。各村の宛人は、

確認のしるしの黒印・または合点を付けて順送する。

資料は、優良農家や忠孝に厚い村びとの調書の提出・赤子養育など民政に関するもの、藩主の帰藩・公儀の役人・藩役人などに関する知らせや、それらに対応

や心掛けを指示する、大肝入からの書状などである。

右肝入検断中

2 廻 村

1 12×17cm

御代官様何

方二被成御座候哉

相知不申候定而

御藏人方二御座

被成候哉難計候以上

吉右衛門

十月十六日

太郎右衛門様

2 15×35cm

来ル廿九日森合村より

上戸沢町迄回村せしめ

候条其心得兼而之

通案内并馬等相詰

候様首尾可被申候以上

弥右衛門

十月廿六日

森合村

下小原村

上小原村

下戸沢町

上戸沢町

右肝入検断中

3 15×64cm

急写

御横目様御事来月朔日

天気次第白石御會所早朝

御出立八森峠御通二而上小原

御昼夫より下戸沢町より往還

通渡瀬御泊り右御泊り所二而

赤子方御形個二付各并組頭

五人組頭罷出候様首尾可有

之候直々鉄砲御改被成置候間

是又首尾可有之候渡瀬村

大川橋御備馬渡舟御改之義

も在之首尾可有之候其外

下戸沢町清酒屋手前明捕御

印符之義も是又首尾可有

之候以上

右召出候村々

一 渡瀬村 一 関村

一 滑津村 一 峠田村

一 湯原村

一 十月二日渡瀬村御泊り所

御出立往還御行戻下

戸沢より上小原通下小原湯元

御昼御泊り

右御昼御泊り所へ召出候村々

一 上戸沢町 一 下戸沢町

一 上小原村 一 下小原村

右之通御廻村被成置候段

被仰渡候間各其御心得前

書理書之通不相洩様夫々

首尾可有之候人馬御案内

.....

(図11)

(図10)

解説

【廻村】 民情を視察し、稲の作柄をみるために村々をまわること。郡奉行は平常は城中で執務し、春秋二回廻村した。

(『仙台藩歴史用語辞典』)

資料3は出し人・宛て先の部分は欠損している。書状の形態は大肝入廻状に類似しているが、藩役人の廻村の様子の特徴的な資料として、あえてここに分類した。

藩のお役人(御郡方会所横目?)の廻村の日時・道順や宿泊所となる村、出頭する村名などを記し、廻村に遺漏なきよう急ぎ知らせる書状である。

3 御判紙等

1 15×9 cm

宿継判紙

矢野丙吉 □黒印

御用右宿替之所二而

可相届候以上

卯九月八日

従仙臺長町通り

(図12)

2 17×23 cm

宿送判紙

大内四郎兵衛 ○黒印

此状油紙包共戸沢新町

検断處へ可相届者也

但駒ノ口御判紙二有...

ぬ連不申様二段々可...

通以上

村田長...

八月廿五日

仙臺より長町通所々

検断中

(図13)

3 11×16 cm

戸沢能登守内

○ 札馬判鑑

沼沢縁...

(○に三) (図14)

4 鉢山

1 15×32 cm

覚

一 白米五升也

一 味噌四貫匁

右之通百貫山祿方江相入候

米味噌相送り申候間来ル九日

より取計候様御首尾可被成候私

共四五日中二返山申度候間右

之趣其節可申談候先以

前書之通相送り申候間御受取

御忝も可被成候以上

御へり山役下代

庄右衛門

二月七日

御下代

小関弥左衛門

三郎兵衛殿

久四郎殿

2 12×20 cm

御手紙拜見仕候然者

あ可へね者くすい志やう

御用之由被仰付候

すい志やう所持仕者

無御座候者く儀相たつ

ね少指上申候色々相たつ

ね申候得共能キ者くハ無

御座候見付次第二上□

申候以上

四月廿六日

太郎右衛門

平兵衛様

(図15)

3 13×18 cm

あ可加祢石又以御用

之由被仰付申候尤二奉

存候さりながら不

志ん仕申事二候間五つ

前二八出かね申儀も

御座候わんと奉存候

今者くより相たつね

可申候以上

太郎右衛門

四月廿六日

平兵衛様

4 13×14 cm

先刻阿可か祢石

被遣候受取申候又役

御用之由被仰付候

間先程より多可被遣候

明五つ前二参着申候様二

可被遣候以上

平兵衛

四月廿六日

太郎右衛門殿

(図16)

5 14×25 cm

送り状

味そ六拾へ目 ○黒印

右黒森御銀山所

右之通上戸沢町検断

三郎兵衛方迄相送申候条

・見届ケ同所まで御通

被成下候以上

白石町

十郎右衛門 ○黒印

五月九日

所々御役所

(図17)

6 13×13 cm

今朝便りを以申遣候得共又以

申遣候来ル廿一日之朝早天

黒森へきかつ持御人足沓人

被遣可被下候尤御役所相

仕廻罷歸り候間廿一日之朝

早天二被遣待入申候以上

山掛役人

山家八郎左衛門

五月十九日

.....

7 15×16 cm

一昨日より味噌一圓

立切申候間可成八

只今之内被送下度

願上申候尤御産處

みそも無御座候間

急御願上申候以上

六月三日

黒森より

太郎右衛門様

8 15×36 cm

暑中二御座候へ共御両家様

御揃弥御堅勝二可被成御座候与

奉嘉候私無異義一昨日白石

同役方迄罷越申候処此度

御山へ様へ御進山二付同所より沓報へ

罷越申候仍而其御地へ八何時

頃罷越可申哉二三日申

達兼候何レ小原湯元より二三日

可申達候且百貫山之義二付

同役口よりも品々申付候間右

賄入料米味噌別紙之通

相送り申候間御受取御首尾可被下候

近日罷越候節委細可申

六月七日

庄右衛門

三郎兵衛様

久四郎様

(図18)

9 14×37 cm

.....

御役人様江御納仰下

是又奉願上候

一 御城下表今日御出立二而

大内七郎右衛門様 □松居松藏様

右之御かね山御内見二

御尊来筈二御座候處

其砌者拙者罷出筈之

約定有之候處定而

昨今之内二者聊先約等

可有もの奉存候二付何卒

此者へ御志らせ被成下候泊者

追便申上度如斯御座候

謹言

若松屋いの木 □ □

安兵衛 □黒印

七月晦日

上戸沢

.....

(図19)

10 15×18 cm

大剪水抜今昼八つ時

抜合申候数年之大望成

就仕大悦仕候御間御喜可

被下候右へ往遣御急用状

參候而乍序如此御座候以上

八月五日 山より

太郎次

上戸沢町

三郎兵衛様

11 15×25 cm

一 歩夫三人

右者舟野徳一郎様

銅山より黒森へ御取移

候間人足大急相詰

候様御首尾被下度

此段申達候以上

銅山所

閏九月廿九日

上戸沢検断

三郎兵衛様

12 13×32 cm

以手紙致啓上候

弥御堅固二被成御座

氣卜珍重二奉存候

此方無異儀罷有候

然者米沓俵此者二

被相渡御つかせ可被下候

代之儀者二三日中二

御首尾可仕候間左様二

御心得可被下候頼上申候

以上 十月十四日 黒森より

庄三郎 ○黒印

戸沢

三郎兵衛様

(図21)

(図20)

13 13×24cm

送り状

味そ六拾目 ○黒印

但シ黒森御山方

右之通戸沢町検断

三郎兵衛方迄相送申候条

・見届ケ同所まで御通

被成下候以上

白石亘り町

十郎右衛門 ○黒印

.....

14 13×21cm

刈田黒森御銀山

御役人様方御小屋此度

新規御普請御繕等

御注文之通御入料

御積り通二而御請負

被仰付候被下置度

奉存候入札を以申

上候様被仰付候二付

如此申上候以上

解説

藩政時代から明治時代にかけての刈田郡には、大凡30ヶ所近い鉱山が知られ

ているが、その殆どは現七ヶ宿町と白石市小原地域に所在している。

片倉領の鉱山として

小原 上戸沢 上戸沢金山

黒森銀山

上戸沢銅山

百貫山銀山

蛇骨沢銀山

熊野堂下銅山

七里沢銅山

馬頭金・銀山

大原金・銀山

蔵本 狼沢銅山

の諸鉱山が知られているが、これらの個々の鉱山についての詳細な資料は殆ど残されていない。

『七ヶ宿町史』は、藩政時代の鉱山の様子を「さかんだった鉱山開発」として、

採掘現場を具体的に描き出して見せてく

れている。小原地域でもさぞ同様な状況

であったろうと考えられるが、『白石市

史』は「領内にはみるべき鉱物資源はな

い。小原の黒森が銀を産出すると『観蹟

聞老志』にあつて、享保十六年（一七三

一）九月に開鉱されたと伝えられている。

だが、間もなく宝暦三年（一七五三）には「銀産止む」と書かれているから、た

いしたものではなかったらしい。」と、鉱山資源の乏しさを記しているが、これは鉱山資料の少なさを示すものではなからうか。

上戸沢に所在する鉱山については、木村家の「先祖代勤功留」に記録されてい

るような盛衰をへて、上戸沢の鉱山は明治時代となる。これ以後の状況を『刈田郡誌』は小原村の項で次のように記す。

「本村南部の山地は鉱山多く往時は盛んに採掘せられしも、現時は殆ど休坑状態

にあり。輝銀鉱・黒森銀山と称し、共產鉱物は鉛を主とし、鉄、銅、金、永禄二

年より採掘せられ、宝暦三年に至るまで銀を産せりと伝う。その後休山なりしを、

何時の頃よりか伊達家に於いて経営し維新後は青山氏、友厚氏、三菱会社、龍作

氏等の経営するところとなる。

明治四十五年頃は全盛期にして年産額十二万貫なりき。

銅・戸沢鉱山。明治三十八年頃より採掘せられ大正三年休坑となる。」と、大正初

年頃までには全鉱山が休鉱となったようである。

因みに、片倉家の鉱山についての記録は少なく、『年表（年代重要記）』にわずかに

寛延元辰 森合七曲金山御見分
宝暦八寅 森合七曲銀山穿方の二項がみられる。

資料1・8・12から、鉱山の食料調達

は商人から直接ではなく、検断を通じて行われていたことが知られる。

資料2・3・4は、あかがねはく（銅箔カ）・あかがね石（銅石カ）とすれば、検断が取り扱えるものかどうかは不明だが、八

代源七郎が「銅検断御判肝入」を勤めた

とあることから、鉱山産品の取引はできたのかもしれない。他に、人足派遣の要請など数点がある。

二 交通・通信

1 通行切手

太郎右衛門

□印

1 15×17 cm

一 米沢者 拾耆人 □黒印

右之通無相違御通

被成下度奉存候以上

検断 太郎右衛門 □黒印

午ノ正月十六日

御番所様

(図22)

2 15×15 cm

山形者 四人

右之通無相違御通

被成下度奉存候以上

検断 太郎右衛門 □黒印

閏正月四日

御番所様

(図23)

3 15×15 cm

一 会津行人 耆人

右之通無相違御通

被成下度奉存候以上

検断 太郎右衛門 □黒印

正月八日

御番所様

4 15×11 cm

最上之者 耆人 □黒印

右之者御通被成下度奉存候

太郎右衛門 □黒印

正月十日

・
・
・

5 15×16 cm

米沢之者 耆人 □黒印

右之通無相違

御通被成下度奉

存候以上

検断 太郎右衛門 □黒印

正月十日

御番所様

6 15×16 cm

米沢彦内 耆人

右之通湯原御入判

之通相改相違無御座候

御通被成下度奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

正月十五日

御番所様

7 15×14 cm

新田之者 六人

右之者共御通被成下度奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

正月十八日

御番所様

8 15×15 cm

米沢之喜助 耆人

右之通湯原御入判之通

相改候処相違無御座候間

御通被成下度奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

正月廿一日

御番所様

9 15×18 cm

米沢之吉左衛門 式人

右之通湯原御入判

之通相違通無御座候

間御通被成下度

奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

正月廿二日

御番所様

10 15×13 cm

米沢喜吉 耆人

右之通湯原御入判之通

相改候処相違無御座候間

御通被成下度奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

正月廿二日

・
・
・

11 15×13 cm

山形之吉之

右之通湯原御入判之通

相改候処相違無御座候間御通し

被成下度奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

正月廿二日

御番所様

12 16×16 cm

岩城之行人 同行五人

右之行人共御通被成下度

奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

閏正月廿二日

御番所様

13 15×18 cm

最上之国七 耆人

右之通湯原入御判
之通相^マ相違無御座候

間御通被成下度

奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

正月廿三日

御番所様

14 14×19 cm

山形之左吉 忝人

右之通湯原入御判

之通相改相違無御座

候間御通被成下度奉

存候以上

検断 太郎右衛門 □黒印

正月廿四日

御番所様

15 15×14 cm

伊達之者 忝人

右之通御通被成下度

奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

正月廿六日

御番所様

16 15×14 cm

伊達之者 忝人

右之者御通被成下度

奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

正月廿九日

御番所様

17 16×14 cm

上之山之者 忝人 □黒印

右之通湯原入御・

・成下度奉存候以上

検断 太郎右衛門 □黒印

辰二月廿六日

御番所様

18 15×15 cm

最上之喜助 忝人

右之通湯原御判紙

之通相改無御座候

御通被成下度奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

未ノ二月廿日

御番所様

19 14×15 cm

最上之・

右之通湯・判之通

相違無御座候御通被成下

度奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

二月二日

御番所様

20 14×13 cm

最上之藤助 忝人

右之通湯原御入判之通

相改相違無御座候御通し

被成下度奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

二月三日

御番所様

21 15×14 cm

最上之小助 忝人

右之通湯原御入判之通

相改候処相違無御座候間御通し

被成下度奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

二月九日

御番所様

22 14×14 cm

越後之 忝人 □黒印

右之者御通被成下度奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

二月十三日

御番所様

23 14×14 cm

二井宿之者 忝人 □黒印

右之通御通被成下度

奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

二月十三日

御番所様

24 14×15 cm

山形之吉兵衛 忝人

右之通湯原御入判之通

相違無御座候間御通被成下

度奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

二月十四日

御番所様

25 14×14 cm

秋田之者 忝人 □黒印

右之者御通被成下度奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

二月十四日

御番所様

26 14×13 cm
 秋田之者 忝人 □黒印
 右之者御通被成下度奉存候以上
 二月十四日
 御番所様 太郎右衛門 □黒印

27 14×15 cm
 最上之者 忝人 □黒印
 右之者御通被成下度奉存候以上
 二月十五日
 御番所様 太郎右衛門 □黒印

28 15×19 cm
 一 最上之丈吉 三人
 右之通湯原入御判
 之通相改相違無御座
 候間御通被成下度
 奉存候以上
 二月十八日
 御番所様 太郎右衛門 □黒印

(図24)

右之通湯原入御判紙
 之通相改相違無御座候
 間御通被成下度奉存候以上
 二月十八日
 御番所様 太郎右衛門 □黒印

30 14×15 cm
 庄内之三人之内 □黒印
 女忝人召連
 右之者御通被成下度奉存候以上
 二月十九日
 御番所様 太郎右衛門 □黒印

31 14×14 cm
 米沢鴨左衛門 忝人
 右之通湯原御入判之通相違
 無御座候間御通被成下度奉存候以上
 二月十九日
 御番所様 太郎右衛門 □黒印

32 14×12 cm
 新田之 忝人
 右之者共御通被成下度奉存候以上
 太郎右衛門 □黒印

二月十九日
 御番所様 太郎右衛門 □黒印

33 13×14 cm
 ・戸之次藏同道 忝人 □黒印
 内女忝人召連
 右之者共御通被成下度奉存候以上
 二月十九日
 御番所様 太郎右衛門 □黒印

34 14×14 cm
 山形之見之助 忝人
 右之通湯原入御判之通
 相御無座候間御通被成下
 度奉存候以上
 二月十九日
 御番所様 太郎右衛門 □黒印

35 14×13 cm
 山邊之者 忝人 □黒印 書ハ式ノ字の
 誤乎
 右之通御通被成下度 忝人二勘定
 引事
 奉存候以上 以来八字体
 髓二相認可渡候事

二月廿日
 御番所様 検断 太郎右衛門 □黒印

36 14×14 cm
 最上之惣助同道 忝人
 之内女忝人召連 □黒印
 右之者共御通被成下度奉存候以上
 二月廿一日
 御番所様 太郎右衛門 □黒印

37 14×14 cm
 一 秋田之者 九人 □黒印
 右之通御通被成下度
 奉存候以上
 二月廿一日
 御番所様 太郎右衛門 □黒印

38 15×14 cm
 最上之弥吉 忝人
 右之通湯原御入判之通相改候処
 相違無御座候間御通被成下度
 奉存候以上
 二月廿二日
 御番所様 太郎右衛門 □黒印

(図25)

御番所様

39 14×16cm

米沢之幸之助 壹人

右之通湯原入御判

紙之通相改相違無

御座候御通被成下度

奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

二月廿二日

御番所様

40 14×15cm

岩城之勘四郎 壹人

右之通湯原御入判之通

相改候処相違無御座候間

御通被成下度奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

二月廿二日

御番所様

41 14×14cm

秋田之者 貳人 □黒印

右之通御通被成下度

奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

二月廿二日

42 14×13cm

最上之保七 三人

右之通湯原入御判紙之通

相改相違無御座候御通し

被成下度奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

二月廿三日

御番所様

43 14×17cm

最上之嘉平 壹人

右之通湯原入御判

紙之通相改相違無

御座候間御通被成下度

奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

二月廿三日

御番所様

44 14×15cm

伊達之者 貳人

右之通御通被成下

度奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

二月廿四日

御番所様

45 14×13cm

秋田之者 壹人 □黒印

右之通御通被成下度

奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

二月廿四日

御番所様

46 14×17cm

最上之者 六人之内 □黒印

女四人

右之通無相違御通

被成下度奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

二月廿四日

御番所様

47 14×14cm

庄内之者 貳人 □黒印

右之通御通被成下

度奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

二月廿四日

御番所様

48 14×16cm

最上之女 貳人 □黒印

右之通御通被成下

度奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

二月廿四日

御番所様

49 14×13cm

最上之与吉 貳人

右之通湯原御入判之通相違

無御座候間御通被成下度奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

二月廿五日

御番所様

50 14×16cm

最上之者共 同道四人 □黒印

之内女三人召連

右之者共御通被成下度

奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

二月廿六日

御番所様

51 14×14cm

最上之者 貳人 □黒印

右之通御通被成下度

奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

二月廿六日

御番所様

52 14×13cm

最上之者 三人 □黒印

右之者共御通被成下度奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

二月廿八日

御番所様

53 14×11cm

最上之者 壹人 □黒印

右之者御通被成下度奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

二月廿八日

御番所様

54 14×16cm

最上之吉四郎 壹人

右之通湯原御入判之通

相違無御座候間御通

被成下度奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

二月廿八日

御番所様

55 14×19cm

最上之佐吉 壹人

右之通湯原入御判

之通相違無御座候

間御通被成下度

奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

二月廿八日

御番所様

56 14×14cm

最上之者 貳人 □黒印

右之者共御通被成下度

奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

二月廿九日

御番所様

57 14×15cm

最上之小七 貳人

右之通湯原御入判之通

相違無御座候間御通被成下

度奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

二月廿九日

御番所様

58 14×15cm

最上之者共 貳人 □黒印

右之者共御通被成下度

奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

二月廿九日

御番所様

59 15×15cm

米沢之幸之助 壹人

右之通湯原御入判之通相改候

処相違無御座候間御通被成下度

奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

三月朔日

御番所様

60 14×12cm

伊達之者 壹人

右之者御通被成下度奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

三月朔日

御番所様

右之者御通被成下度奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

三月二日

御番所様

62 14×16cm

越後之源次 三人

右之通湯原御入判之通

相改相違無御座候間

御通被成下度奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

三月二日

御番所様

63 14×15cm

渡瀬原之者 壹人

右之通御通被成下度

奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

三月三日

御番所様

64 14×14cm

伊達之者 壹人

右之者御通被成下度奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

三月四日

御番所様

65 14×15 cm

越後之吉左衛門 忝人

右之通湯原御入判之通

相違無御座候間御通

被成下度奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

三月四日

御番所様

66 15×13 cm

新田之者 忝人 □黒印

右之通御通被成

下度奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

三月四日

御番所様

67 14×12 cm

山形之仲兵衛 忝人

右者湯原御入判之通

相違無御座候間御通被成下

度奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

三月四日

.....

68 14×14 cm

一 秋田之者 忝人

右之者金掘候間

御通被成下度奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

三月五日

御番所様

69 14×14 cm

渡瀬之者 忝人

右之通御通被成下

度奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

三月五日

御番所様

70 14×14 cm

最上之善六 忝人

右之通湯原御入判之通

相違無御座候間御通被成下

度奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

三月五日

御番所様

71 14×14 cm

山形之者 忝人 □黒印

右之通御通被成下

度奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

三月六日

御番所様

72 14×13 cm

米沢之者 忝人 □黒印

右之者御通被成下度奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

三月六日

御番所様

73 15×15 cm

最上之民藏 三人

右之通湯原御入判

之通相改相違無

御座候間御通被成下度

奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

三月六日

御番所様

74 14×14 cm

庄内之者 忝人 □黒印

右之者御通被成下度奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

三月六日

御番所様

75 15×14 cm

米沢之仁右衛門 忝人

右之通湯原御入判之通

相改相違無御座候間御通

被成下度奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

三月六日

御番所様

76 15×14 cm

米沢之者 忝人 □黒印

右之通御通被成下度奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

三月七日

御番所様

77 14×12 cm

伊達之者 忝人

右之者御通被成下度奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

三月七日

御番所様

78 15×13 cm
最上之者 忝人 □黒印
右之者御通被成下度奉存候以上
太郎右衛門 □黒印
三月七日
御番所様

79 14×15 cm
最上之源吉忝人
右之通湯原御入判之通
相違
度奉存候以上
太郎右衛門 □黒印
三月七日
御番所様

80 15×14 cm
米沢之者 忝人 □黒印
右之者御通被成下度
奉存候以上
太郎右衛門 □黒印
三月八日
御番所様

81 14×12 cm
最上之与仲 忝人
右之者御通被成下度奉存候以上

82 15×15 cm
太郎右衛門 □黒印
三月八日
御番所様
一 最上之卯右衛門同道 四人
之内女式人召連 □黒印
右之者共御通被成下度
奉存候以上
太郎右衛門 □黒印
三月八日
御番所様

83 15×13 cm
最上之新吉 忝人
右之通湯原御入判通相改候処
相違無御座候間御通被成下
度奉存候以上
太郎右衛門 □黒印
三月八日
御番所様

84 14×20 cm
最上之圓藏 式人
右之通湯原入御
判紙之通相改相違
無御座候間御通被成下

85 15×18 cm
度奉存候以上
太郎右衛門 □黒印
三月八日
御番所様
85 米沢之忠助 三人
右之通湯原入御判之
通相違御無座候間
御通被成下度
度奉存候以上
太郎右衛門 □黒印
三月八日
御番所様

86 14×16 cm
最上之永七同伊之助
式人
右之通湯原御入判之通相
改候処無相違御座候間御通し
被成下度奉存候以上
太郎右衛門 □黒印
三月八日
御番所様

87 15×22 cm
最上之乙吉 三人

88 15×18 cm
同所弥市 四人
式人
右之通湯原入御判之通
相改相違無御座候間
御通被成下度奉存候以上
檢断 太郎右衛門 □黒印
三月九日
御番所様
88 米沢之小右衛門 忝人
右之通湯原入御判
之通相違御無座候
間御通被成下度
奉存候以上
太郎右衛門 □黒印
三月九日
御番所様

89 14×12 cm
伊達之者 忝人
右之者御通被成下度奉存候以上
太郎右衛門 □黒印
三月九日
御番所様

90 15×16 cm
御番所様

覚

一 伊達之同道 六人 □黒印

之内女 四人召連

右之者共御通被成下度

奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

三月九日

御番所様

(図28)

被成下度奉存

候以上

太郎右衛門 □黒印

三月十日

御番所様

9 4 1 4 × 1 5 cm

上総之者 忝人 □黒印

右之通御通被成下度

奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

三月十日

御番所様

(図29)

奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

三月十日

御番所様

9 7 1 5 × 1 4 cm

米沢之徳兵衛同道 忝人

右之通湯原御入判之通相改候処

相違無御座候間御通被成下度

奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

三月十日

御番所様

三月十一日

御番所様

1 0 0 1 5 × 1 2 cm

最上之者 忝人 □黒印

右之者御通被成下度奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

三月十一日

御番所様

1 0 1 1 4 × 1 3 cm

米沢之熊蔵 忝人 □黒印

右之者御通被成下度奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

三月十二日

御番所様

9 8 1 4 × 1 4 cm

最上之文太郎 忝人

右之通湯原御入判之通

相違無御座候間御通被成下度

奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

三月十一日

御番所様

御番所様

三月十二日

1 0 2 1 5 × 1 2 cm

最上之傳八 忝人

右之者共御通被成下度奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

三月十二日

御番所様

御番所様

三月十日

太郎右衛門 □黒印

右之者御通被成下度奉存候以上

越後之者 忝人 □黒印

9 2 1 4 × 1 5 cm

御番所様

三月十日

太郎右衛門 □黒印

下度奉存候以上

右之通御通被成

山形之七右衛門 忝人 □黒印

9 1 1 4 × 1 3 cm

9 3 1 4 × 1 6 cm

最上之者 三人 □黒印

右之通御通

無御座候御通被成下度

右之通湯原御入判

之通相改相違

最上之弥吉 三人

9 6 1 4 × 1 6 cm

右之者御通被成下度奉存候以上

最上之者 忝人 □黒印

9 9 1 4 × 1 3 cm

太郎右衛門 □

太郎右衛門 □黒印

三月十二日

御番所様

104 14×14 cm

米沢之者 忝人 □黒印

右之者御通被成下度奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

三月十三日

御番所様

105 14×14 cm

滑津者 忝人

右之者御通被成下度

奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

三月十三日

御番所様

106 14×18 cm

最上之長助 三人

最上之嘉平 三人

式枚

右之通湯原御入判之通

相違無御座候間御通被成下

度奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

三月十四日

御番所様

107 14×14 cm

最上之孫太 忝人

右之通湯原御入判之通

相違無御座候間御通し

被成下度奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

三月十四日

御番所様

108 15×11 cm

伊達之者 忝人

右之者御通被成下度奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

三月十四日

御番所様

109 15×13 cm

桑折者 忝人

右之者御通被成下度奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

三月十四日

御番所様

110 15×15 cm

最上之権三郎同道 忝人 □黒印

右之者共御通被成下度

奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

三月十四日

御番所様

111 15×12 cm

岩城之行人 忝人

右之者御通被成下度奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

三月十四日

御番所様

112 15×14 cm

最上之者 忝人

右之者寺より下□□二

候処御通被成下度奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

三月十五日

御番所様

113 14×13 cm

最上之弥七 三人

右之通湯原入御判

之通相改候間御通

被成下度奉存候

三月十五日

太郎右衛門 □黒印

御番所様

114 14×16 cm

最上之圓次 三人

右之通湯原入御判紙之通

相改相違無御座候御通し

被成下度奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

三月十六日

御番所様

115 15×18 cm

最上之弥助民蔵

合六人

右之通湯原御入判之通

相改相違無御座候御通

被成下度奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

三月十六日

御番所様

116 14×16 cm

最上之弥右衛門 忝人

右之通湯原入御判

之通相改相違無御座

候条御通被成下度奉

存候已上

検断 太郎右衛門 □黒印

三月十六日

御番所様

117 15×14cm

秋田之者同道 四人 □黒印

右之者共御通被成下度

奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

三月十六日

御番所様

118 14×15cm

最上之源吉 忝人

右之通湯原御入判之通

相違無御座候間御通被成下

度奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

三月十七日

御番所様

119 14×15cm

米沢之者 忝人 □黒印

右之通御通被成下

度奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

三月十九日

御番所様

120 15×15cm

山形之弥七 忝人

右之通湯原御入判之通

相改候処相違無御座候間

御通被成下度奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

三月十九日

御番所様

121 15×15cm

山形之乙吉同道 四人

右之通湯原御入判之通相改候処

相違無御座候間御通被成下

度奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

三月廿日

御番所様

122 15×15cm

越後之幸吉 忝人

右之通湯原御入判之通

相改相違無御座候間御通

被成下度奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

三月廿日

御番所様

123 15×13cm

秋田之者 忝人 □黒印

右之者御通被成下度

奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

三月廿一日

御番所様

124 15×14cm

一 秋田之者 四人 □黒印

内女 忝人

右之通無相違御通

被成下度奉存候以上

検断 太郎右衛門 □黒印

三月廿二日

御番所様

125 14×17cm

米沢之文八 忝人

右之通湯原入御判紙之通

相改相違無御座候御通シ

被成下度奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

三月廿二日

御番所様

126 14×13cm

最上之藤藏 忝人

右之通湯原入御判之

通相^マ相違無御座候御通

被成下度奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

三月廿二日

御番所様

127 14×14cm

南部之者 忝人 □黒印

右之者御通被成下度奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

三月廿二日

御番所様

128 15×11cm

渡瀬之者 忝人

右之者御通被成下度奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

三月廿三日

御番所様

129 15×17cm

山形長五郎 式人

同所之円之助 壹人

三人

右之通湯原入御判之通

相改相違無御座候間

御通被成下度奉存候以上

檢斷 太郎右衛門 口黒印

三月廿三日

御番所様

130 15×12cm

秋田之行人 壹人

右之者御通被成下度

奉存候以上

太郎右衛門 口黒印

三月廿三日

御番所様

131 15×15cm

庄内之者 三人 口黒印

之内女壹人

右之通御通被成下度

奉存候以上

檢斷 太郎右衛門 口黒印

三月廿四日

御番所様

132 14×12cm

桑折之者 壹人

右之通御通被成下

度奉存候以上

太郎右衛門 口黒印

三月廿四日

御番所様

133 15×13cm

一 行人 四人

右之通御通被成下度

奉存候以上

檢斷 太郎右衛門 口黒印

三月廿四日

御番所様

134 13×13cm

伊達之者 壹人

右之者御通被成下度奉存候以上

太郎右衛門 口黒印

三月廿五日

御番所様

135 14×11cm

渡瀬之者 式人

右之通御通被成下度奉存候以上

太郎右衛門 口黒印

三月廿五日

御番所様

136 15×13cm

米沢之金藏國藏同道 式人 口黒印

右之者共御通被成下度

奉存候以上

太郎右衛門 口黒印

三月廿五日

御番所様

137 14×16cm

本庄平八 四人 口黒印

之内女三人召連

右之通御通被成下度奉存候以上

太郎右衛門 口黒印

三月廿五日

御番所様

138 15×13cm

米沢之喜助 壹人

右之通湯原御入判之通相改候

處相違無御座候間御通被成下度

奉存候以上

太郎右衛門 口黒印

三月廿五日

御番所様

139 14×19cm

最上之惣太郎 三人

最上之乙吉 四人

二口^マ七人

右通湯原御入判之通

相違無御座候間御通被成下

度奉存候以上

太郎右衛門 口黒印

三月廿五日

御番所様

140 15×13cm

最上之者 壹人 口黒印

右之通御通被成下度

奉存候以上

檢斷 太郎右衛門 口黒印

三月廿六日

御番所様

141 15×11cm

伊達之者 壹人

右之者御通被成下度奉存候以上

太郎右衛門 口黒印

三月廿七日

御番所様

142 14×20cm

最上之巳之介 忝人

右之通湯原入御判之通

相改相違無御座候間御通

被成下度奉存候已上

檢断 太郎右衛門 □黒印

三月廿七日

御番所様

143 15×13cm

秋田之者 忝人 □黒印

右之者御通被成下度奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

三月廿七日

御番所様

144 15×13cm

江戸之者 忝人 □黒印

右之者御通被成下度奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

三月廿八日

御番所様

145 14×15cm

最上之左平 忝人

右之通湯原御入判之通

相相違無御座候間御通被成下

度奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

三月廿八日

御番所様

146 14×14cm

秋田之者同道 六人 □黒印

右之者共御通被成下度

奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

三月廿九日

御番所様

147 14×13cm

最上之与吉 忝人

右之通湯原御入判

之通相改相違無御座候

間御通被成下度奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

三月廿九日

御番所様

148 14×16cm

最上之源七 忝人

最上之林蔵 忝人

式枚

右之通湯原御入判之通

相違無御座候間御通

被成下度奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

三月廿九日

御番所様

149 14×14cm

最上之市・人 □黒印

右之者御通被成下度奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

三月廿九日

御番所様

150 14×12cm

伊達之者 忝人

右之通御通被成下度奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

三月廿九日

御番所様

151 15×14cm

一 秋田者 四人 □黒印

之内女忝人

右之通御通被成下度

奉存候以上

檢断 太郎右衛門 □黒印

三月廿九日

御番所様

152 14×16cm

米沢之女 忝人

子共忝人 式人 □黒印

右之者共御通被成下度奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

三月卅日

御番所様

153 14×14cm

新田之者 忝人

右之者御通被成下度奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

三月卅日

御番所様

154 14×16cm

米沢之与右衛門同道 忝人

右之通湯原御入判之通

相相違無御座候間御通

被成下度奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

三月卅日

御番所様

155 14×14cm

米沢之者 貳人 □黒印

右之通御通被成下

度奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

四月朔日

御番所様

156 14×18cm

最上之藤藏 壹人

最上之喜平 壹人

貳枚

右之通湯原御入判之通

相違無御座候間御通被成下

度奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

四月朔日

御番所様

157 14×17cm

越後之者 壹人 □黒印

右之通御通

被成下度奉

存候以上

太郎右衛門 □黒印

四月二日

御番所様

158 14×13cm

伊達之者 壹人

右之者御通被成下度奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

四月二日

御番所様

159 15×12cm

最上之者 壹人 □黒印

右之者御通被成下度奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

四月三日

御番所様

160 14×15cm

伊達之者 貳人

右之者共御通被成下度

奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

四月三日

御番所様

161 14×15cm

山形之与惣次 壹人

右之通湯原御入判之通

相違無御座候間御通被成下

度奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

四月四日

御番所様

162 15×15cm

米澤之者 壹人 □黒印

右之通被成下度奉存候以上

検断 太郎右衛門 □黒印

四月四日

御番所様

163 15×16cm

一 伊達之者 貳人 □黒印

内女 壹人

右之通小原湯治之者

御座候間御通被成下度

奉存候以上

検断 太郎右衛門 □黒印

四月四日

御番所様

164 14×16cm

米沢吉次 壹人

右之通湯原入御

判紙通相改相違

無御座候御通被成下

度奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

四月四日

御番所様

165 14×15cm

最上之元吉 壹人

右之通湯原入御判

之通相違無御座候間

御通被成下度奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

四月五日

御番所様

166 15×13cm

伊達之者 壹人

右之者御通被成下度奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

四月五日

御番所様

167 15×14cm

最上之丈吉 壹人

右之通湯原御入判之通相改

候處相違無御座候間

御通被成下度奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

四月六日

御番所様

168 14×18cm

最上之弥助 忝人

右之通湯原入御判

之通相改相違無

御座候間御通被成下度

奉存候以上

検断 太郎右衛門 印ナシ

四月六日

御番所様

169 15×12cm

庄内傳兵衛 忝人 □黒印

右之者御通被成下度奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

四月六日

御番所様

170 15×12cm

伊達之者 忝人

右之者御通被成下度奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

四月七日

御番所様

171 15×11cm

伊達之者 忝人

右之者御通被成下度奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

四月八日

御番所様

172 14×15cm

越後之藤藏 忝人

右之通湯原御入判之通

相違無御座候間御通被成下度奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

四月八日

御番所様

173 15×12cm

伊達之者 忝人

右之者御通被成下度奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

四月九日

御番所様

174 14×17cm

最上之半助 忝人

右之通湯原入御判

紙之通相改相違無御

座候御通被成下度奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

四月九日

御番所様

175 14×20cm

最上之源七要藏五人

右之通湯原入御判紙

之通相改相違無御

座候御通被成下度奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

四月十日

御番所様

176 14×17cm

伊達之文次郎 忝人

右之通湯原入御判

之通相改相違無御座候

間御通被成下度奉存候以上

検断 太郎右衛門 □黒印

四月十二日

御番所様

177 14×16cm

最上之作兵衛 忝人

右之通湯原御入判之通

相違無御座候間御通被成下度奉存候以上

度奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

四月十二日

御番所様

178 15×13cm

一 亀岡之者 忝人

右之通御通被成下度奉存候以上

検断 太郎右衛門 □黒印

四月十五日

御番所様

179 14×14cm

最上之弥右衛門 忝人

右之通湯原入御判紙

之通相改相違無御座候

御通被成下度奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

四月十六日

御番所様

180 14×15cm

米沢之政治 忝人

右之通湯原入御判之通相改

相違無御座候間御通被成下度奉存候以上

下度奉存候以上

(図32)

(図33)

検断 太郎右衛門 □黒印

四月十七日

御番所様

181 14×16cm

最上之弥七 忝人

右通湯原入御判之通

相違無御座候間御通

被成下度奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

四月十七日

御番所様

182 14×17cm

越後之専吉 忝人

右之通湯原入御判

之通相改相違無御

座候御通被成下度奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

四月十七日

御番所様

183 14×17cm

米沢之孫七 忝人

右之通湯原入御判

之通相違無御座候

間御通被成下度奉

存候以上

太郎右衛門 □黒印

四月十八日

御番所様

184 15×10cm

伊達之者 忝人

右之者御通被成下度奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

四月十九日

御番所様

185 15×16cm

一 伊達半田之者 忝人

之内女 忝人

右之者無相違御通し

被成下度奉存候以上

検断 太郎右衛門 □黒印

四月廿日

御番所様

186 15×15cm

一 桑折之者 忝人

右之通御通被成下度

奉存候以上

検断 太郎右衛門 □黒印

四月廿二日

御番所様

187 14×19cm

山形之惣太郎 四人

右同所之民蔵 忝人

五人

右之通湯原入御判之通

右改相違無御座候間御通

被成下度奉存候以上

検断 太郎右衛門 □黒印

四月廿三日

御番所様

188 14×17cm

桑折之永次 忝人

右之通湯原入御判

紙之通相改相違無

御座候御通被成下度

奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

四月廿五日

御番所様

189 14×17cm

越後之傳次郎 忝人

右之通湯原入御判

判之通相改相違

無御座候御通被成下度

奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

四月廿七日

御番所様

190 15×13cm

関東之行人 忝人

右之者御通被成下度奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

四月廿八日

御番所様

191 15×12cm

伊達之者 忝人 □黒印

右之者御通被成下度奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

午ノ五月廿四日

御番所様

192 14×18cm

山形之送太 忝人

右之通湯原入御判

之通相違無御座候間

御通被成下度奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

五月朔日

御番所様

193 15×13cm

関東之者 同道式人

右之者共御通被成下度

奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

五月二日

御番所様

194 14×23cm

最上之小治郎 四人

山形之文次郎 忝人

最上之熊吉 忝人

山形之丈吉 忝人

山形之幸助 忝人

五枚 拾人

右之通湯原御入判之通

相違無御座候間御通被成下

度奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

五月三日

御番所様

195 14×17cm

山形武蔵 忝人

右之津湯原入御判

紙之通相改相違無

御座候御通被成下度奉

存候以上

太郎右衛門 □黒印

五月五日

御番所様

196 14×17cm

上ノ山亀吉 忝人

右之通湯原入御判之通

相改相違無御座候間御通

被成下度奉存候以上

検断 太郎右衛門 □黒印

五月六日

御番所様

197 14×15cm

最上之与惣次 忝人

右之通湯原御入判之通相

違無御座候間御通被成下度

奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

五月八日

御番所様

198 14×13cm

上ノ山之惣兵衛 忝人

右之通湯原御入判之通相違

無御座候間御通被成下度奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

五月九日

御番所様

199 14×16cm

関東之者 五人 □黒印

右之者共御通被成下度

奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

五月十一日

御番所様

200 14×12cm

最上之藤蔵 忝人

右之者御通被成下度奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

五月十四日

御番所様

201 15×16cm

山形之長六 忝人 □黒印

右之通御通被成下

度奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

五月十五日

御番所様

202 15×14cm

一 最上之者 忝人 □黒印

右之通御通被成下度

奉存候以上

検断 太郎右衛門 □黒印

五月十七日

御番所様

203 14×10cm

最上之者 忝人 □黒印

右之者御通被成下度奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

五月廿日

御番所様

204 15×15cm

一 桑折之者 忝人

右之通御通被成下

度奉存候以上

検断 太郎右衛門 □黒印

五月廿日

御番所様

205 15×13cm

伊達之者 忝人 □黒印

右之者御通被成下度
 奉存候以上
 五月廿日
 御番所様
 太郎右衛門 □黒印

検断 太郎右衛門 □黒印
 五月廿一日
 御番所様

206 15×13 cm
 米沢之者共同道 式人 □黒印
 右之者共御通被成下度
 奉存候以上
 五月廿日
 御番所様
 太郎右衛門 □黒印

207 14×16 cm
 一 米沢之者 忝人 □黒印
 右之通御通被成下
 度奉存候以上
 五月廿日
 御番所様
 太郎右衛門 □黒印

208 15×15 cm
 一 米沢之者 三人 □黒印
 右之通御通被成下度
 奉存候以上

209 15×12 cm
 岩城之行人 忝人
 右之者御通被成下度奉存候以上
 五月廿一日
 御番所様
 太郎右衛門 □黒印

210 15×12 cm
 新庄より行人 忝人
 右之者御通被成下度奉存候以上
 五月廿二日
 御番所様
 太郎右衛門 □黒印

211 14×12 cm
 米沢之者 忝人 □黒印
 右之者御通被成下度奉存候以上
 五月廿三日
 御番所様
 太郎右衛門 □黒印

212 21×14 cm
 米沢之者 忝人

最上之者 忝人
 合 式人 □黒印
 右之通御通被成下
 度奉存候以上
 五月廿六日
 御番所様
 太郎右衛門 □黒印

213 15×17 cm
 伊達之者 式人
 内女房 忝人
 右之者小原湯治二
 罷越候者候間御通被成下
 度奉存候以上
 五月廿六日
 御番所様
 太郎右衛門 □黒印

214 14×15 cm
 一 福嶋之者 忝人
 右之者昨日下午戸沢へ
 参候間御通被成下度
 奉存候以上
 五月廿七日
 御番所様

215 14×13 cm
 関東之者 忝人 □黒印
 右之者御通被成下度奉存候以上
 五月廿九日
 御番所様
 太郎右衛門 □黒印

216 15×12 cm
 山形之者同道 三人 □黒印
 右之者御通被成下度奉存候以上
 午ノ六月廿七日
 御番所様
 太郎右衛門 □黒印

217 14×14 cm
 庄内之者 忝人 □黒印
 右之通御通被成下
 度奉存候以上
 亥六月九日
 御番所様
 太郎右衛門 □黒印

218 15×14 cm
 一 桑折之者 忝人
 右之通御通被成下
 度奉存候以上
 検断 太郎右衛門 □黒印

六月朔日

御番所様

奉存候以上

太郎右衛門 〇黒印

226

14×14 cm

新田之者 忝人

右之通御通被成下度

奉存候以上

太郎右衛門 〇黒印

六月七日

御番所様

230 15×14 cm

一 酒田之者 忝人 〇黒印

右之通御通被成下度

奉存候以上

検断 太郎右衛門 〇黒印

六月七日

御番所様

六月朔日

御番所様

219 14×13 cm

米沢之者 忝人 〇黒印

右之者御通被成下度奉存候以上

太郎右衛門 〇黒印

閏六月二日

御番所様

奉存候以上

太郎右衛門 〇黒印

六月三日

223 14×14 cm

伊達之者共 忝人

右之者御通被成下度

奉存候以上

太郎右衛門 〇黒印

六月四日

御番所様

227

15×14 cm

一 津軽之者 忝人 〇黒印

右之通御通被成下度

奉存候以上

検断 太郎右衛門 〇黒印

六月六日

御番所様

六月七日

御番所様

231 15×14 cm

一 桑折之者 忝人 〇黒印

右之通御通被成下度

奉存候以上

検断 太郎右衛門 〇黒印

六月七日

御番所様

六月朔日

御番所様

220 14×13 cm

最上之者 忝人 〇黒印

右之者御通被成下度奉存候以上

太郎右衛門 〇黒印

閏六月二日

御番所様

奉存候以上

太郎右衛門 〇黒印

六月三日

224 15×10 cm

伊達之者 忝人

右之者御通被成下度奉存候以上

太郎右衛門 〇黒印

六月四日

御番所様

228

14×12 cm

伊達之者 忝人

右之者御通被成下度奉存候以上

奉存候以上

検断 太郎右衛門 〇黒印

六月六日

御番所様

六月七日

御番所様

232 14×14 cm

伊達之者 忝人

右之者共御通被成下度

奉存候以上

太郎右衛門 〇黒印

六月八日

御番所様

六月朔日

御番所様

221 14×14 cm

山形之仲藏 忝人 〇黒印

右者御通被成下度奉存候以上

太郎右衛門 〇黒印

閏六月二日

御番所様

奉存候以上

太郎右衛門 〇黒印

六月三日

225 15×12 cm

伊達之者 忝人

右之者御通被成下度奉存候以上

太郎右衛門 〇黒印

六月四日

御番所様

229

14×14 cm

伊達之者 忝人

右之者御通被成下度奉存候以上

奉存候以上

太郎右衛門 〇黒印

六月八日

御番所様

六月朔日

御番所様

222 14×16 cm

米沢之者 忝人 〇黒印

右之者御通被成下度

御番所様

閏六月二日

御番所様

奉存候以上

太郎右衛門 〇黒印

六月三日

229 14×14 cm

伊達之者 忝人

右之者御通被成下度奉存候以上

太郎右衛門 〇黒印

六月四日

御番所様

229

14×14 cm

伊達之者 忝人

右之者御通被成下度奉存候以上

奉存候以上

太郎右衛門 〇黒印

六月八日

御番所様

233 14×15 cm

一 伊達之者 忝人

右之者御通被成下度

奉存候以上

六月八日 太郎右衛門 □黒印

御番所様

234 15×16 cm

一 白石亘町之者 忝人

右者桑折へ書状持

之者候間御通被成下度

奉存候以上

六月八日 検断 太郎右衛門 □黒印

御番所様

235 15×14 cm

津軽之者 忝人 □黒印

右之通御通被成下度

奉存候以上

六月八日 検断 太郎右衛門 □黒印

御番所様

236 15×13 cm

一 福嶋之者 忝人

右之通関へ罷越候者二

御座候間御通被成下度

奉存候以上

六月八日 検断 太郎右衛門 □黒印

御番所様

237 15×13 cm

伊達者 忝人

右之者御通被成下度奉存候以上

六月九日 太郎右衛門 □黒印

御番所様

238 14×13 cm

伊達之 忝人 □黒印

右之者共御通被成下度

奉存候以上

閏六月十日 太郎右衛門 □黒印

御番所様

239 15×15 cm

山形之者 忝人 □黒印

右之通御通被成下度

奉存候以上

閏六月十日 検断 太郎右衛門 □黒印

六月十一日

御番所様

240 14×13 cm

山形之者 忝人 □黒印

右之通御通被成下度

奉存候以上

閏六月十二日 太郎右衛門 □黒印

御番所様

241 14×14 cm

相馬之者 忝人 □黒印

右之者御通被成下度

奉存候以上

六月十二日 太郎右衛門 □黒印

御番所様

242 15×15 cm

一 日光之者 忝人

右之通御通被成下度

奉存候以上

六月十七日 検断 太郎右衛門 □黒印

御番所様

243 15×14 cm

一 津軽之者 忝人 □黒印

右之通御通被成下度

奉存候以上

六月十七日 検断 太郎右衛門 □黒印

御番所様

244 15×14 cm

最上之者 忝人 □黒印

右之通御通被成下度

奉存候以上

六月十九日 検断 太郎右衛門 □黒印

御番所様

245 15×17 cm

一 上総之行人 六人

右之通湯殿山参詣

下向之者二相違無之候間

御通被成下度奉存候以上

六月十九日 検断 太郎右衛門 □黒印

御番所様

246 15×14 cm

水戸之行人 忝人

右之通御通被成下度
奉存候以上

検断 太郎右衛門 □黒印

六月廿日

御番所様

247 15×15 cm

伊達之者 忝人

右之通御通被成下度

奉存候以上

検断 太郎右衛門 □黒印

六月廿一日

御番所様

248 15×14 cm

一 上総之行人 七人

右之通御通被成下度

奉存候以上

検断 太郎右衛門 □黒印

六月廿一日

御番所様

249 14×11 cm

伊達之者 忝人 □黒印

右之通御通被成下度

奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

閏六月廿二日

・
・
・

250 15×13 cm

一 梁川之者 三人

右之通御通被成下度

奉存候以上

検断 太郎右衛門 □黒印

六月廿三日

御番所様

251 15×11 cm

伊達之者 忝人

右之者御通被成下度奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

六月廿三日

御番所様

252 15×13 cm

一 米沢之者 忝人 □黒印

右之通御通被成下度

奉存候以上

検断 太郎右衛門 □黒印

六月廿四日

御番所様

253 15×12 cm

伊達之者 忝人

右之者御通被成下度奉存候以上

検断 太郎右衛門 □黒印

六月廿五日

御番所様

254 15×15 cm

越後之者 忝人 □黒印

右之者御通被成下度

奉存候以上

検断 太郎右衛門 □黒印

六月廿五日

御番所様

255 15×16 cm

一 藤田之傳之助与申者

右之通御通被成下度

奉存候以上

検断 太郎右衛門 □黒印

六月廿六日

御番所様

256 15×17 cm

一 上総之行人 拾七人

右之通湯原入御判紙

□□之者候間無相違

御通被成下度奉存候以上

検断 太郎右衛門 □黒印

六月廿六日

御番所様

257 15×12 cm

伊達之者 忝人

右之者御通被成下度

奉存候以上

検断 太郎右衛門 □黒印

六月廿七日

御番所様

258 15×12 cm

米沢之者 忝人 □黒印

右之通り御通し可成候以上

検断 太郎右衛門 □黒印

六月廿七日

御番所様

259 14×12 cm

秋田之者 忝人 □黒印

右之通御通被成下度

奉存候以上

検断 太郎右衛門 □黒印

六月卅日

御番所様

260 15×13 cm

岩城之多右衛門同行・

右之者御通被成下度奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

辰七月十三日

御番所様

261 16×13 cm

秋田之者 忝人 □黒印

右之裳の御通し被成下度

奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

辰ノ七月廿日

御番所様

262 16×15 cm

岩城之行人 五人

右之者御通被成下度奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

辰ノ七月廿日

御番所様

263 16×13 cm

水戸之行人 四人

右之者共御通被成下度

奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

辰ノ七月廿日

御番所様

264 16×13 cm

水戸之行人 四人

右之者共御通被成下度

奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

辰ノ七月廿一日

御番所様

265 16×13 cm

伊達之者 忝人

右之者御通被成下度

奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

辰ノ七月廿九日

御番所様

266 15×12 cm

伊達之者 忝人

右之者御通被成下度奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

七月二日

御番所様

267 16×10 cm

伊達之者 忝人

右之者御通被成下度

奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

七月六日

・
・
・

268 16×13 cm

伊達之者 忝人

右之通無相違御通し

被成下度奉存候以上

検断 太郎右衛門 □黒印

七月十日

御番所様

269 15×12 cm

米沢之者 忝人 □黒印

右之者御通被成下度

奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

七月十一日

御番所様

270 16×12 cm

伊達之者 忝人

右之者御通被成下度奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

七月十一日

御番所様

271 16×13 cm

伊達者 忝人

右之者御通被成下度

奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

七月十一日

御番所様

272 16×13 cm

伊達之者 忝人

右之通無相違御通し

被成下度奉存候以上

検断 太郎右衛門 □黒印

七月十二日

御番所様

273 16×12 cm

伊達者 忝人

右之者御通被成下度奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

七月十二日

御番所様

274 16×14 cm

庄内者 壹人 □黒印

右之通無相違御通シ

被成下度奉存候以上

検断 太郎右衛門 □黒印

七月十二日

御番所様

275 16×13 cm

伊達之者 壹人

右之者御通被成下度奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

七月十五日

御番所様

276 16×13 cm

覚

伊達者 壹人

右之者御通被成下度奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

七月十五日

御番所様

277 16×12 cm

最上之者 壹人 □黒印

右之者御通被成下度

奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

七月十五日

御番所様

278 16×14 cm

米沢之者 貳人 □黒印

右之者共御通被成下度

奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

七月十七日

御番所様

279 16×14 cm

伊達者 貳人

右之者御通被成下度

奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

七月十七日

御番所様

280 16×12 cm

上総之行人 壹人

右之者御通被成下度奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

七月十八日

御番所様

281 15×14 cm

覚

一 伊達之者 三人

右之者御通被成下度

奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

七月十九日

御番所様

282 16×12 cm

伊達之行人 三人

右之者御通被成下度奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

七月廿日

御番所様

283 16×13 cm

伊達之者 壹人

右之者御通被成下度奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

七月廿日

御番所様

284 16×12 cm

白川之者 壹人 □黒印

右之者御通被成下度奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

七月廿日

御番所様

285 16×14 cm

伊達之義平 壹人

右之者御通被成下度奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

七月廿一日

御番所様

286 16×12 cm

伊達之者 壹人

右之者御通被成下度奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

七月廿一日

御番所様

287 16×11 cm

福島之行人五人

右之者共御通被成下度

奉存候以上

検断 太郎右衛門 □黒印

七月廿一日

.....

288 16×12 cm

須川之行人 壹人

右之者御通被成下度奉存候以上

(図36)

太郎右衛門 □黒印

七月廿二日

御番所様

(図37)

289 16×12cm

伊達之者 忝人

右之者御通被成下度奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

七月廿三日

御番所様

290 16×13cm

伊達之者 忝人

右之者御通被成下度奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

七月廿四日

御番所様

291 16×13cm

水戸え之行人 忝人

右之通無相違御通被成下度奉存候以上

検断 太郎右衛門 □黒印

七月廿四日

御番所様

(図38)

292 16×14cm

一 八丁め行人 三人

右之通無相違御通シ

被成下度奉存候以上

検断 太郎右衛門 □黒印

七月廿四日

御番所様

(図39)

293 16×15cm

伊達之者 忝人 □黒印

右之者御通被成下度奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

七月廿五日

御番所様

294 16×14cm

最上之者 忝人 □黒印

右之通無相違御通

被成下度奉存候以上

検断 太郎右衛門 □黒印

七月廿六日

御番所様

295 16×14cm

川又之行人 四人

右之通無相違御通シ

被成下度奉存候以上

検断 太郎右衛門 □黒印

七月廿六日

御番所様

(図40)

296 14×13cm

矢町女 忝人

右之者御通被成下度奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

七月廿七日

御番所様

297 14×13cm

山形之者 忝人 □黒印

右之通御通被成下度

奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

八月朔日

御番所様

298 15×13cm

伊達之者 忝人

右之者御通被成下度奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

八月三日

御番所様

299 14×13cm

伊達之者 忝人

右之者御通被成下度奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

八月四日

御番所様

300 15×13cm

伊達之者 忝人

右之者御通被成下度奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

八月四日

御番所様

301 15×13cm

一 最上之者 忝人

右之通無相違御通シ

被成下度奉存候以上

検断 太郎右衛門 □黒印

八月六日

御番所様

302 14×12cm

山形之者 忝人 □黒印

右之通御通被成下度

奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

八月六日

御番所様

- 303 14×15cm
伊達之者同道 忝人
之内女老召連 □黒印
右之者共御通し被成下度
奉存候以上
太郎右衛門 □黒印
八月七日
御番所様
- 304 15×13cm
伊達之金蔵 忝人
右之通湯原御入御判之通相違
無御座候間御通被成下度奉存候以上
太郎右衛門 □黒印
八月八日
御番所様
- 305 14×14cm
一 最上之者 忝人 □黒印
右之通御通被成下度
奉存候以上
太郎右衛門 □黒印
八月十日
御番所様
- 306 15×15cm
御番所様
- 八丁め之者 老召
右之通無相違御通し
被成下度奉存候以上
検断 太郎右衛門 □黒印
八月十日
御番所様
- 307 16×12cm
伊達之行人 忝人
右之者御通被成下度奉存候以上
太郎右衛門 □黒印
八月十一日
御番所様
- 308 15×14cm
伊達之者 三人 □黒印
右之者御通被成下度
奉存候以上
太郎右衛門 □黒印
八月十一日
御番所様
- 309 15×15cm
覚
一 越後之女同道 三人 □黒印
右之者共御通被成下度
奉存候以上
- 太郎右衛門 □黒印
八月十一日
御番所様
- 310 15×11cm
武州之者 老召 □黒印
右之者御通被成下度奉存候以上
太郎右衛門 □黒印
八月十六日
御番所様
- 311 15×13cm
最上之者 老召 □黒印
右之者御通し被成下度奉存候以上
太郎右衛門 □黒印
八月十六日
御番所様
- 312 14×10cm
米沢之者 老召 □黒印
右之者御通被成下度奉存候以上
太郎右衛門 □黒印
八月十七日
御番所様
- 313 14×15cm
津軽之者 男忝人 女老召 □黒印
- 右之通無相違御通
被成下度奉存候以上
太郎右衛門 □黒印
八月十七日
御番所様
- 314 15×19cm
伊達之新三郎 老召
右之通湯原御入判
之通相改相違無
御座候間御通被成下
度奉存候以上
太郎右衛門 □黒印
八月廿三日
御番所様
- 315 14×12cm
最上之者 老召 □黒印
右之者御通被成下度奉存候以上
太郎右衛門 □黒印
八月廿五日
御番所様
- 316 15×15cm
越後 老召 □黒印
川又者 老召
右之通御通被成下度

奉存候以上

太郎右衛門 〇黒印

八月廿七日

御番所様

(図41)

317 14×12cm

山形之者 式人 〇黒印

右之者御通被成下度奉存候以上

太郎右衛門 〇黒印

八月廿八日

御番所様

318 15×11cm

渡瀬之者 壹人

右之者御通被成下度奉存候以上

太郎右衛門 〇黒印

十月四日

御番所様

319 15×11cm

渡瀬之者 壹人

右之者御通被成下度

奉存候以上

太郎右衛門 〇黒印

十月十二日

御番所様

320 15×11cm

桑折之者 壹人

右之者御通被成下度奉存候以上

太郎右衛門 〇黒印

十月十四日

御番所様

321 15×18cm

伊達之者 壹人

右者昨日桑萱荷物

送り渡瀬迄罷越候間

御通被成下度奉存候以上

太郎右衛門 〇黒印

十月十八日

御番所様

322 15×15cm

最上之者共同道 三人

之内女式人召連

但しほ志郷参二付

右之者共御通被成下度奉存候以上

太郎右衛門 〇黒印

十月廿五日

御番所様

323 16×18cm

伊達之者 三人内女壹人

右之通小原湯治二

罷越候者候間御通し

被成下度奉存候以上

太郎右衛門 〇黒印

十月廿七日

御番所様

324 16×16cm

一 江戸行 三人

右者公私方二付出羽より

帰国之由無相違候仁候間

御通し被成下度奉存候以上

太郎右衛門 〇黒印

十月廿九日

御番所様

325 15×14cm

最上之者 壹人 〇黒印

右之通無相違御通

被成下度奉存候以上

検断 太郎右衛門 〇黒印

十一月朔日

御番所様

326 15×15cm

越後之者 壹人 〇黒印

右ノ者御通被成下度奉存候以上

太郎右衛門 〇黒印

十一月二日

御番所様

327 15×18cm

最上之孫右衛門 式人

右之通湯原入御判

之通相改相違

無御座候間御通被成下

度奉存候以上

検断 太郎右衛門 〇黒印

十一月四日

御番所様

328 15×16cm

山形之吉松同道 式人 〇黒印

右之者共御通被成下度

奉存候以上

太郎右衛門 〇黒印

十一月四日

御番所様

329 14×11cm

渡瀬之女 壹人

右之通御通被成下

度奉存候以上

太郎右衛門 〇黒印

十一月六日

333 14×13 cm

度奉存候以上

340 16×14 cm

渡瀬之者 忝人

太郎右衛門 □黒印

米沢之者 忝人之内

右之通御通被成下

十一月廿六日

女忝人召連

度奉存候以上

御番所様

右之者御通被成下度
奉存候以上

新田之者 忝人

330 15×13 cm
十一月十七日
太郎右衛門 □黒印

337 16×14 cm
最上之者 忝人 □黒印

太郎右衛門 □黒印

右之通御通被成下

御番所様

右之通御通被成下度
奉存候以上

下度奉存候以上

御番所様

右之通御通被成下度
奉存候以上

十一月七日
太郎右衛門 □黒印

334 15×16 cm

十一月廿九日
太郎右衛門 □黒印

御番所様

御番所様

331 16×14 cm
米澤之者 忝人 □黒印

十一月廿九日
太郎右衛門 □黒印

341 16×14 cm
矢東之者同道 忝人 □黒印

右之通無相違御通

十一月廿九日

右両人御通被成下度
奉存候以上

被成下度奉存候以上

御番所様

右之者御通被成下度奉存候以上

332 15×15 cm
米澤之者 忝人

335 15×14 cm
渡瀬之者 忝人

338 15×13 cm
米沢之藤藏 忝人 □黒印

342 16×12 cm
伊達之者 忝人

右之通無相違御通

御番所様

右之者御通被成下度奉存候以上

十一月七日
検断 太郎右衛門 □黒印

十一月廿五日
検断 太郎右衛門 □黒印

十二月三日
御番所様

十二月十二日
御番所様

御番所様

335 15×14 cm

十二月三日
御番所様

御番所様

御番所様

十二月三日
御番所様

御番所様

御番所様

御番所様

十二月十三日
御番所様

332 15×15 cm
米澤之者 忝人

339 16×11 cm
伊達之者 忝人 □黒印

十二月十三日
御番所様

右之者御通被成下度奉存候以上

右之通無相違御通

十一月廿六日
太郎右衛門 □黒印

十二月十三日
御番所様

被成下度奉存候以上

御番所様

右之通御通被成下度奉存候以上

十一月十六日
検断 太郎右衛門 □黒印

御番所様

十二月十日
御番所様

御番所様

十一月十六日
検断 太郎右衛門 □黒印

336 15×15 cm
高畑之者 忝人

十二月十日
御番所様

343 16×11 cm
上州之者 忝人

御番所様

御番所様

御番所様

右之者御通被成下度奉存候以上

御番所様

御番所様

御番所様

御番所様

御番所様

御番所様

御番所様

右之者御通被成下度奉存候以上

太郎右衛門 〇黒印

十二月十四日

御番所様

344 15×12cm

最上之者 忝人 〇黒印

右之通御通被成下度奉存候以上

太郎右衛門 〇黒印

十二月十四日

御番所様

345 16×13cm

米沢之者 忝人 〇黒印

右之者共御通被成下度

奉存候以上

太郎右衛門 〇黒印

十二月十四日

御番所様

346 16×13cm

秋田之者 忝人 〇黒印

右之者御通被成下度

奉存候以上

太郎右衛門 〇黒印

十二月十四日

御番所様

347 15×16cm

伊達之者 三人

但し熊沢へ罷越候者共

右之通無相違御通

被成下度奉存候以上

検断 太郎右衛門 〇黒印

十二月十七日

御番所様

(図42)

348 15×16cm

米澤者 忝人 〇黒印

右之通無相違御通

被成下度奉存候以上

検断 太郎右衛門 〇黒印

十二月十八日

御番所様

349 15×13cm

米沢之者 忝人 〇黒印

右之者御通被成下度奉存候以上

太郎右衛門 〇黒印

十二月十九日

御番所様

被成下度奉存候以上

検断 太郎右衛門 〇黒印

十二月廿一日

御番所様

351 15×15cm

最上之者 忝人

右之通無相違御通

被成下度奉存候以上

検断 太郎右衛門 〇黒印

十二月廿三日

御番所様

〇印

1 14×19cm

伊達之源蔵 忝人

右之通湯原入御

判紙之通相改相違

無御座候間御通し

被成下度奉存候以上

太郎右衛門 〇黒印

三月八日

御番所様

(図43)

2 15×15cm

一 南部者 忝人 〇黒印

右之通無相違御通し

被成下度奉存候以上

検断 太郎右衛門 〇黒印

五月十九日

354 15×16cm

伊達之者 忝人

右之通渡瀬新田へ

罷越候者二御座候御通

被成下度奉存候以上

検断 太郎右衛門 〇黒印

十二月晦日

御番所様

御番所様

3 15×13 cm

上ノ山之者 式人御通

可被下奉存候以上

太郎右衛門 ○黒印

十月十六日

御番所様

(図44)

三郎兵衛

□印

1 15×11 cm

米沢之者 忝人

右之者御通被成下度

奉存候以上

三郎兵衛 □黒印

丑ノ七月廿五日

御番所様

(図45)

2 14×11 cm

伊達之者 忝人

右之者御通被成下度

奉存候以上

三郎兵衛 □黒印

七月廿四日

御番所様

3 15×12 cm

伊達之者 忝人

右之者御通被成下度

奉存候以上

三郎兵衛 □黒印

八月七日

御番所様

4 14×14 cm

最上之者 忝人 □黒印

右之通御通被成下度

奉存候以上

三郎兵衛 □黒印

九月廿一日

御番所様

5 14×11 cm

最上寒河江之者 三人 □黒印

右之通御通被成下度

奉存候以上

検断 三郎兵衛 □黒印

九月廿一日

御番所様

(図46)

6 14×11 cm

桑折之者 忝人

右之通御通可被成下度
存候以上

三郎兵衛 □黒印

九月廿二日

御番所様

7 14×12 cm

上ノ山者 忝人 □黒印

右之通御通被成下度

奉存候以上

三郎兵衛 □黒印

九月廿三日

御番所様

8 14×13 cm

米沢之者 忝人

右之者昨日伊達より下戸沢へ

罷越一宿仕今日伊達へ罷通候間

御通可被成下候以上

三郎兵衛 □黒印

九月廿三日

御番所様

(図47)

9 14×14 cm

伊達之者 忝人 □黒印

右之通御通被成下度

奉存候以上

三郎兵衛 □黒印

御番所様

九月廿四日

渡瀬之者 忝人

右之者御通被成下度

奉存候以上

三郎兵衛 □黒印

九月廿五日

御番所様

渡瀬之者 忝人

右之通御通被成下度

奉存候以上

三郎兵衛 □黒印

九月廿五日

御番所様

伊達之女 式人

右之通小原湯治之者

御通被成下度奉存候以上

三郎兵衛 □黒印

九月廿七日

御番所様

御番所様

御番所様

御番所様

御番所様

(図48)

13 14×12cm
 米沢之者同道 三人 □黒印
 右之者共御通被成下度
 奉存候以上
 三郎兵衛 □黒印
 九月廿七日
 御番所様

14 14×14cm
 伊達之者 四人 内女 貳人
 右之通小原湯治之者
 御通被成下度奉存候以上
 三郎兵衛 □黒印
 十月朔日
 御番所様

15 14×14cm
 白川之者同道 貳人 □黒印
 内女 壹人
 右之通湯原入御判紙失
 念之者二御座候間御通被成下
 度奉存候以上
 三郎兵衛 □黒印
 十月三日
 御番所様

(図49)

16 51×12cm
 関之者 女壹人
 右之者御通被成下度
 奉存候以上
 三郎兵衛 □黒印
 十月六日
 御番所様

17 14×14cm
 山形之者 壹人 □黒印
 右之通御通被成下度
 奉存候以上
 三郎兵衛 (印なし)
 十月八日
 御番所様

18 14×11cm
 関之者 壹人
 右之通御通被成下度
 奉存候以上
 三郎兵衛 □黒印
 十月八日
 御番所様

19 14×10cm
 山形之者 壹人 □黒印
 右之通御通被成下度

奉存候以上
 三郎兵衛 □黒印
 十月十四日
 御番所様

20 14×12cm
 庄内之者 壹人 □黒印
 右之通御通被成下度
 奉存候以上
 三郎兵衛 □黒印
 十月十四日
 御番所様

21 14×14cm
 津軽之者 壹人 □黒印
 右之通御通被成下度
 奉存候以上
 三郎兵衛 □黒印
 十月十六日
 御番所様

22 14×14cm
 渡瀬之者 女壹人
 右之通御通被成下度
 奉存候以上
 三郎兵衛 □黒印
 十月十六日
 御番所様

(図50)

御番所様

23 15×12cm
 桑折之者 壹人
 右之通御通被成下度
 奉存候以上
 三郎兵衛 □黒印
 十月十七日
 御番所様

24 14×14cm
 高畑之者 壹人
 右之通御通被成下度
 奉存候以上
 三郎兵衛 □黒印
 十月十八日
 御番所様

25 14×13cm
 渡瀬之者 壹人
 右之通御通被成下度
 奉存候以上
 三郎兵衛 □黒印
 十月十八日
 御番所様

26 14×15cm
 御番所様

米沢之者 忝人
 右之者昨日下午戸沢迄
 参候者御通被成下度
 奉存候以上
 三郎兵衛 □黒印
 十月十八日
 御番所様

御通被成下度奉存候以上
 三郎兵衛 □黒印
 十月廿一日
 御番所様

30 16×15 cm
 松前之者 四人 □黒印
 右之通御通被成下度
 奉存候以上
 三郎兵衛 □黒印
 十月廿三日
 御番所様

27 14×14 cm
 炭焼 忝人
 右之通御通被成下度
 奉存候以上
 三郎兵衛 □黒印
 十月十九日
 御番所様

31 14×13 cm
 米沢之者 忝人
 右之通御通被成下度
 奉存候以上
 三郎兵衛 □黒印
 十月廿四日
 御番所様

28 15×14 cm
 関東之者 忝人 □黒印
 右之通御通被成下度
 奉存候以上
 三郎兵衛 □黒印
 十月十九日
 御番所様

32 15×15 cm
 なめ津之者 忝人
 右之通御通被成下
 度奉存候以上
 三郎兵衛 □黒印
 十月廿六日

33 14×10 cm
 関之者 忝人
 右之者通御通可被下置候以上
 三郎兵衛 □黒印
 子ノ十一月廿九日
 御番所様

34 14×16 cm
 一本切 忝人
 右之者滑津へ
 罷越候者御通被成
 下度奉存候以上
 三郎兵衛 □黒印
 十一月四日
 御番所様

35 14×12 cm
 桑折之者 忝人
 右之通御通被成下度
 奉存候以上
 三郎兵衛 □黒印
 十一月六日
 御番所様

36 14×13 cm
 御番所様

高畑之者 忝人 □黒印
 右之通御通被成下度
 奉存候以上
 三郎兵衛 □黒印
 十一月七日
 御番所様

37 15×16 cm
 渡瀬之者 三人
 右之通御通被成下度
 奉存候以上
 三郎兵衛 □黒印
 十一月八日
 御番所様

38 16×14 cm
 秋田之者 忝人 □黒印
 右之通御通被成下
 度奉存候以上
 三郎兵衛 □黒印
 十一月十日
 御番所様

39 15×13 cm
 伊達之者 忝人
 右之者荷才領候間
 御通被成下度奉存候以上

29 14×12 cm
 伊達之者 忝人
 右之者小原へ参候者

三郎兵衛 □黒印

十一月十日

御番所様

4 0 15×13 cm

越中之者 忝人 □黒印

右之通御通被成下度

奉存候以上

三郎兵衛 □黒印

十一月十日

御番所様

4 1 15×14 cm

米沢之者 忝人 □黒印

右之通御通被成下度

奉存候以上

三郎兵衛 □黒印

十一月十日

御番所様

4 2 16×13 cm

秋田僧同道 五人 □黒印

右之通御通被成下度

度奉存候以上

三郎兵衛 □黒印

十一月十日

御番所様

4 3 15×15 cm

伊達之者 忝人

右之通小原へ罷越候

御通被成下度奉存候以上

三郎兵衛 □黒印

十一月十一日

御番所様

4 4 15×13 cm

新田之者 忝人

右之通御通被成下度

奉存候以上

三郎兵衛 □黒印

十一月十一日

御番所様

4 5 15×11 cm

越後之者 忝人 □黒印

右之者御通被成下度

奉存候以上

三郎兵衛 □黒印

十一月十三日

御番所様

4 6 15×14 cm

滑津之者 三人

右之通御通被成下度

奉存候以上

三郎兵衛 □黒印

十一月十四日

御番所様

4 7 14×12 cm

最上之傳助 忝人

右之通御通被成下度

奉存候以上

三郎兵衛 □黒印

十一月十五日

御番所様

4 8 15×12 cm

米沢之者 忝人 □黒印

右之通御通被成下度

奉存候以上

三郎兵衛 □黒印

十一月十七日

御番所様

4 9 13×14 cm

最上之者 四人

右之通御通被成下度

奉存候以上

三郎兵衛 □黒印

十一月十八日

御番所様

5 0 15×12 cm

関之者 忝人

右之通御通被成下度

奉存候以上

三郎兵衛 □黒印

十一月十八日

御番所様

5 1 15×13 cm

新田之者 忝人

右之通御通被成下度

奉存候以上

三郎兵衛 □黒印

十一月十八日

御番所様

5 2 16×13 cm

最上之者 忝人 □黒印

右之通御通被成下度

奉存候以上

三郎兵衛 □黒印

十一月十九日

御番所様

(図51)

(図52)

- 53 15×16 cm
伊達之者 忝人
右之通御通被成下度
奉存候以上
- 三郎兵衛 □黒印
十一月廿一日
御番所様
- 54 14×13 cm
下戸沢平治下人 忝人
右之通御通被成下度
奉存候以上
- 三郎兵衛 □黒印
十一月廿六日
御番所様
- 55 16×14 cm
秋田之者 忝人 □黒印
右之通御通被成下度
奉存候以上
- 三郎兵衛 □黒印
十一月廿七日
御番所様
- 56 14×13 cm
藤田之者 忝人
右之者御通被成下度
- 三郎兵衛 □黒印
- 奉存候以上
- 三郎兵衛 □黒印
十一月廿八日
御番所様
- 60 15×16 cm
秋田之者 忝人 □黒印
右之通御通被成下度
奉存候以上
- 三郎兵衛 □黒印
十一月廿九日
御番所様
- 61 15×14 cm
最上之者 忝人 □黒印
右之通御通被成下度
奉存候以上
- 三郎兵衛 □黒印
十一月晦日
御番所様
- 62 16×14 cm
最上山形之者 忝人 □黒印
右之通御通被成下度
奉存候以上
- 三郎兵衛 □黒印
十二月朔日
御番所様
- 63 15×12 cm
渡瀬之者 忝人
右之通御通被成下度
奉存候以上
- 三郎兵衛 □黒印
十二月二日
御番所様
- 64 15×13 cm
山形之者 忝人
右之通御通被成下度
奉存候以上
- 三郎兵衛 □黒印
十二月二日
御番所様
- 58 15×13 cm
別紙御判紙之通無相
違御座候間御見詰御通
被成下度奉存候以上
- 三郎兵衛 □黒印
十一月廿七日
御番所様
- 59 15×14 cm
米沢之多吉 忝人
右之通湯之原入御判之通
相改相違無御座候間御通
被成下度奉存候以上
- 三郎兵衛 □黒印

奉存候以上

三郎兵衛 □黒印

十二月三日

御番所様

67 15×12cm

伊達之者 忝人

右之通御通被成下度

奉存候以上

検断 三郎兵衛 □黒印

十二月四日

御番所様

68 14×13cm

伊達之者 忝人

右之通御通被成下度

奉存候以上

三郎兵衛 □黒印

十二月七日

御番所様

69 15×14cm

最上之者 三人

右之通御通被成下度

奉存候以上

三郎兵衛 □黒印

十二月九日

御番所様

70 15×18cm

最上之長兵衛 式人

同所之民藏 式人

合 四人

右之通湯原御入判之通相改

相違無御座候御通被成下

度奉存候以上

三郎兵衛 □黒印

十二月九日

御番所様

71 14×13cm

最上之者 忝人 □黒印

右之通御通被成下度

奉存候以上

三郎兵衛 □黒印

十二月九日

御番所様

72 15×14cm

茂庭之者 式人

右之通御通被成下度

奉存候以上

三郎兵衛 □黒印

十二月九日

御番所様

73 14×14cm

新田之者 式人

右之通御通被成下度

奉存候以上

三郎兵衛 □黒印

十二月十日

御番所様

74 14×14cm

最上之者 式人 □黒印

右之通御通被成下度

奉存候以上

三郎兵衛 □黒印

十二月十日

御番所様

75 15×15cm

渡瀬之者 忝人

右之通御通被成下度

奉存候以上

三郎兵衛 □黒印

十二月十日

御番所様

76 15×15cm

高畑之丹治 忝人

右之通湯原入御判之通

相違無御座候間

御通被成度候以上

三郎兵衛 □黒印

十二月十日

御番所様

77 15×12cm

渡瀬之者 忝人

右之通御通被成下度

奉存候以上

三郎兵衛 □黒印

十二月十一日

御番所様

78 15×14cm

伊達之者 忝人

右之通御通被成下

度奉存候以上

三郎兵衛 □黒印

十二月十二日

御番所様

79 14×13cm

新田之者 忝人

右之通御通被成下度

奉存候以上

三郎兵衛 □黒印

十二月十四日

御番所様

80 15×14 cm

渡瀬之者 忝人

右之通御通被成下度

奉存候以上

三郎兵衛 □黒印

十二月十五日

御番所様

81 14×14 cm

二井宿之者 忝人 □黒印

右之通御通被成下度

奉存候以上

三郎兵衛 □黒印

十二月十五日

御番所様

82 14×12 cm

新田之者 三人

右之者共御通被成下度

奉存候以上

三郎兵衛 □黒印

十二月十六日

御番所様

○印

1 15×10 cm

伊達之女 忝人

三郎兵衛 ○黒印

閏七月十九日

御番所様

2 15×13 cm

越後のや女 忝人

湯原入御判紙之通相違

無御座候以上

三郎兵衛 ○黒印

閏七月廿八日

御番所様

3 15×12 cm

伊達之惣右衛門 忝人

湯原入御判紙之通相違

無御座候以上

三郎兵衛 ○黒印

閏七月廿九日

御番所様

4 15×15 cm

伊達之幸治郎 忝人

右之通湯原入御判之通

相違無御座候間御通

被成下度奉存候以上

三郎兵衛 ○黒印

閏七月廿九日

御番所様

5 15×10 cm

米沢之勇助 忝人

湯原入御判紙之通見届申候以上

三郎兵衛 ○黒印

寅八月朔日

御番所様

6 15×11 cm

秋田之平次 忝人 ○黒印

右之通御通被成下度候以上

三郎兵衛 ○黒印

寅十一月六日

御番所様

7 15×11 cm

伊達之者 忝人

右之通御通被成下度候以上

三郎兵衛 ○黒印

八月朔日

御番所様

8 15×15 cm

伊達之者 忝人

右之通御通被成

下度奉存候以上

三郎兵衛 ○黒印

八月三日

御番所様

9 15×12 cm

関東之者 忝人 ○黒印

御通可被成下候以上

三郎兵衛 ○黒印

八月四日

御番所様

10 15×11 cm

水戸之者 忝人 ○黒印

御通可被成下候以上

三郎兵衛 ○黒印

八月四日

御番所様

11 15×14 cm

越後之女 忝人

右之通御通被成下

(図54)

(図53)

(図55)

度奉存候以上

三郎兵衛 ○黒印

八月四日

御番所様

12 15×13 cm

伊達之者 四人

内男耆人 女耆人 子供式人

御通被成下度奉存候以上

三郎兵衛 ○黒印

八月四日

御番所様

13 15×11 cm

最上之末吉 耆人

湯原入御判紙之通相違

無御座候以上

三郎兵衛 ○黒印

八月四日

御番所様

14 15×12 cm

伊達之末三 耆人

湯原入御判紙之通相違

無御座候以上

三郎兵衛 ○黒印

八月四日

御番所様

15 14×12 cm

伊達之女 耆人

御通被成下度奉存候以上

三郎兵衛 ○黒印

八月五日

御番所様

16 14×11 cm

関之者 耆人

御通可被成下候以上

三郎兵衛 ○黒印

八月六日

御番所様

17 15×12 cm

桑折之者 耆人

御通可被成下候以上

三郎兵衛 ○黒印

八月六日

御番所様

18 15×14 cm

伊達之者 式人

御通可被成下候以上

三郎兵衛 ○黒印

御番所様

19 15×14 cm

伊達之行人 耆人

右之通御通被成下

度奉存候以上

三郎兵衛 ○黒印

八月六日

御番所様

20 15×14 cm

関東之者 耆人 ○黒印

右之通御通被成下

度奉存候以上

三郎兵衛 ○黒印

八月六日

御番所様

21 15×13 cm

最上之利蔵 耆人

右之通湯原入御判紙之通

見届申候以上

三郎兵衛 ○黒印

八月七日

御番所様

(図56)

22 15×12 cm

米沢半次 耆人

湯原入御判紙之通見届申候以上

三郎兵衛 ○黒印

八月八日

御番所様

23 15×12 cm

一 桑折之女 耆人 ○黒印

右之通御通被成下度候以上

三郎兵衛 ○黒印

八月九日

御番所様

(図58)

24 15×12 cm

桑折之者 耆人

右之通御通被成下度候以上

三郎兵衛 ○黒印

八月九日

御番所様

25 14×12 cm

伊達之者 耆人

右之者八戸沢へ参候□□・

度奉存候以上

三郎兵衛 ○黒印

八月九日

御番所様

(図57)

御番所様

26 15×12 cm

上山之者 壹人 ○黒印

右之通御通被成下度候以上

三郎兵衛 ○黒印

八月十日

御番所様

27 15×11 cm

秋田之者 壹人 ○黒印

右之通御通被成下度候以上

三郎兵衛 ○黒印

八月十日

御番所様

28 15×13 cm

伊達之味之助 壹人

湯原入御判紙之通相違

無御座候以上

三郎兵衛 ○黒印

八月十日

御番所様

29 15×12 cm

最上素七 壹人

湯之原入御判之通相改

相違無御座候以上

三郎兵衛 ○黒印

八月十一日

御番所様

30 15×13 cm

伊達之者 貳人

右之通御通可被成下候以上

三郎兵衛 ○黒印

八月十二日

御番所様

31 15×12 cm

渡瀬之者 壹人

右之通御通被成下度候以上

三郎兵衛 ○黒印

八月十三日

御番所様

32 15×12 cm

最上之者 壹人

同所之者 壹人 ○黒印

合 貳人

三郎兵衛 ○黒印

八月十五日

御番所様

33 15×12 cm

米沢之辰之助 壹人

湯之原入御判之通相改

相違無御座候以上

三郎兵衛 ○黒印

八月十八日

御番所様

34 15×11 cm

最上萬兵衛 壹人

湯之原入御判之通相改

相違無御座候以上

三郎兵衛 ○黒印

八月十九日

御番所様

35 15×12 cm

米沢之春治 三人

湯之原入御判之通相改

相違無御座候以上

三郎兵衛 ○黒印

八月廿日

御番所様

36 15×12 cm

最上之者 三人 ○黒印

右之通御通被成下度候以上

三郎兵衛 ○黒印

八月廿日

御番所様

37 15×11 cm

桑折之 三人

御通被成下度奉存候以上

三郎兵衛 ○黒印

八月廿日

御番所様

38 15×13 cm

伊達之女 壹人

御通可被成下候以上

三郎兵衛 ○黒印

八月廿一日

御番所様

39 14×13 cm

伊達之者 壹人

御通可被成下候以上

三郎兵衛 ○黒印

八月廿一日

御番所様

40 15×15 cm

山形之者 壹人 ○黒印

(図59)

右之通御通被成
下度奉存候以上

三郎兵衛 ○黒印

八月廿二日

御番所様

4 1 1 5 × 1 1 cm

山形之者 忝人 ○黒印

右之通御通被成下度候以上

三郎兵衛 ○黒印

八月廿三日

御番所様

(図 60)

4 4 1 5 × 1 2 cm

山形之者 忝人 ○黒印

御通可被成候以上

三郎兵衛 ○黒印

八月廿六日

御番所様

4 5 1 5 × 1 2 cm

最上之文蔵 三人

湯之原入御判之通相改

相違無御座候以上

三郎兵衛 ○黒印

八月廿六日

御番所様

4 6 1 4 × 1 4 cm

一 伊達之者 忝人

御通可被成下候以上

三郎兵衛 ○黒印

八月廿七日

御番所様

4 7 1 4 × 1 5 cm

岩城之者 忝人

右之通御通被成下

度奉存候以上

三郎兵衛 ○黒印

八月廿七日

御番所様

4 8 1 5 × 9 cm

福島之者 忝人 ○黒印

御通被可被成下候以上

三郎兵衛 ○黒印

八月廿八日

・ ・ ・

4 9 1 5 × 1 4 cm

渡瀬之者 忝人

御通可被成下候以上

三郎兵衛 ○黒印

八月廿八日

御番所様

5 0 1 5 × 1 4 cm

伊達之者 忝人

右之者下戸沢へ参候者候

御通被成下度候以上

三郎兵衛 ○黒印

八月廿九日

御番所様

5 1 1 4 × 1 1 cm

最上之久四郎 忝人

湯原入御判紙之通見届候以上

三郎兵衛 ○黒印

八月晦日

御番所様

5 2 1 5 cm × 1 2 cm

伊達之者 忝人

御通可被成下候以上

三郎兵衛 ○黒印

九月朔日

御番所様

5 3 1 5 × 1 3 cm

新田之者 忝人

右之通御通被成下度候以上

三郎兵衛 ○黒印

九月朔日

御番所様

5 4 1 5 × 1 0 cm

伊達之者 忝人

三郎兵衛 ○黒印

九月一日

御番所様

5 5 1 5 × 1 1 cm

最上之茂八 忝人

湯之原入御判之通相改
相違無御座候以上

九月二日 三郎兵衛 ○黒印
御番所様

56 15×10cm

福嶋之者 忝人

御通可被成下候以上

九月二日 三郎兵衛 ○黒印
御番所様

57 15×14cm

伊達之者 忝人

右通御通被成下

度奉存候以上

九月二日 三郎兵衛 ○黒印
御番所様

58 15×11cm

最上之者 忝人 ○黒印

御通被成下候以上

九月二日 三郎兵衛 ○黒印
御番所様

59 14×11cm

伊達之八之丞 忝人

湯原入相違無御座候以上

九月三日 三郎兵衛 ○黒印
御番所様

60 15×10cm

桑折之者 忝人 ○黒印

右之通御通被成下度候以上

九月三日 三郎兵衛 ○黒印
御番所様

61 15×12cm

最上之与左衛門 忝人

湯原入御判紙之通

見届申候以上

九月五日 三郎兵衛 ○黒印
御番所様

62 15×13cm

小坂之者 忝人

右之通御通被成下

度奉存候以上

三郎兵衛 ○黒印
九月六日 御番所様

63 15×13cm

越中之者 忝人 ○黒印

御通可被成下候以上

九月六日 三郎兵衛 ○黒印
御番所様

64 15×12cm

伊達之者 忝人

御通可被成下候以上

九月六日 三郎兵衛 ○黒印
御番所様

65 15×13cm

渡瀬之者 忝人

御通可被成下候以上

九月七日 三郎兵衛 ○黒印
御番所様

66 15×10cm

半田者 忝人 ○黒印

右之通御通被成下度候以上
三郎兵衛 ○黒印
九月七日 御番所様

67 15×11cm

最上之者 忝人

右之者湯原より□□

跡より持参候御通被成下

度候以上 三郎兵衛 ○黒印
九月九日

68 15×14cm

桑折之者 忝人

右之通御通被成下

度奉存候以上 三郎兵衛 ○黒印
九月九日 御番所様

69 15×12cm

伊達之女 忝人

御通可被成下候以上 三郎兵衛 ○黒印
九月十一日

(図61)

(図62)

(図63)

御番所様

70 15×12cm

新田之者 忝人

御通可被成下候以上

三郎兵衛 ○黒印

九月十二日

御番所様

71 15×11cm

関之者 忝人

右之通御通被成下度候以上

三郎兵衛 ○黒印

九月十六日

御番所様

72 15×11cm

湯原之者 忝人

右之通御通被成下度候以上

三郎兵衛 ○黒印

九月十六日

御番所様

73 15×15cm

大蔵や川之者 忝人

右之通御通被成下

度奉存候以上

三郎兵衛 ○黒印

九月十六日

御番所様

74 15×12cm

最上之惣治 忝人

湯原入御判紙之通相違

無御座候以上

三郎兵衛 ○黒印

九月十七日

御番所様

75 15×14cm

最上之者 忝人 ○黒印

右之通御通被成下

度奉存候以上

三郎兵衛 ○黒印

九月十七日

御番所様

76 15×12cm

一 最上之者 忝人 ○黒印

御通被下度奉存候以上

三郎兵衛 ○黒印

九月十八日

御番所様

77 14×11cm

伊達之者 三人内女 忝人

御通可被成下候以上

三郎兵衛 ○黒印

九月廿二日

御番所様

78 14×12cm

伊達之者 忝人

御通可被成下候以上

三郎兵衛 ○黒印

九月廿二日

御番所様

79 15×11cm

山形之者 忝人 ○黒印

右之通御通被成下度候以上

三郎兵衛 ○黒印

九月廿二日

御番所様

80 15×11cm

最上之者 忝人 ○黒印

右之通御通被成下度候以上

三郎兵衛 ○黒印

九月廿三日

御番所様

81 15×8cm

山形之吉兵衛 忝人

湯原入御判紙之通見届候以上

三郎兵衛 ○黒印

九月廿五日

御番所様

82 15×12cm

本庄之者 忝人 ○黒印

右之通御通被成下度候以上

三郎兵衛 ○黒印

九月廿七日

御番所様

83 15×17cm

伊達之忠助 忝人

右之通湯原入御判

之通相違無御座候間

御通被成下度奉存

候以上

三郎兵衛 ○黒印

九月廿七日

御番所様

84 15×14cm

津軽之者 忝人 ○黒印

(图 65)

右之通御通被成下度候以上

三郎兵衛 ○黒印

九月廿八日

御番所様

85 14×9 cm

渡瀬之者 忝人

右之通御通被成下度候以上

三郎兵衛 ○黒印

十月朔日

御番所様

86 15×15 cm

最上之者 忝人

右之通御通被成

下度奉存候以上

三郎兵衛 ○黒印

十月朔日

御番所様

87 15×15 cm

最上之武八 忝人

湯之原入御判之通相改

相違無御座候以上

三郎兵衛 ○黒印

十月一日

御番所様

88 14×10 cm

米沢之寅吉 忝人

湯之原入御判之通相改

相違無御座候以上

三郎兵衛 ○黒印

十月一日

御番所様

89 14×13 cm

秋田之者 忝人 ○黒印

御通被成下度奉

存候以上

三郎兵衛 ○黒印

十月三日

御番所様

90 14×11 cm

藤田之者 忝人

右之通御通被成下度候以上

三郎兵衛 ○黒印

十月五日

御番所様

91 15×10 cm

半田之者 忝人

右之通御通被成下度候以上

三郎兵衛 ○黒印

十月五日

御番所様

92 15×10 cm

小原之者 忝人

御通被下度奉存候以上

三郎兵衛 ○黒印

十月五日

御番所様

93 14×10 cm

米沢之者 忝人 ○黒印

御通被下度奉存候以上

三郎兵衛 ○黒印

十月五日

御番所様

94 15×11 cm

新田之者 三人

右之通御通被成下度候以上

三郎兵衛 ○黒印

十月七日

御番所様

95 14×13 cm

川又之者 忝人 ○黒印

右之通御通被成下度候以上

三郎兵衛 ○黒印

十月八日

御番所様

96 51×13 cm

渡瀬之者 五人内女 三人

右之通御通被成下度

奉存候以上

三郎兵衛 ○黒印

十月九日

御番所様

97 15×11 cm

伊達之者 忝人

右之通御通被成下

度奉存候以上

三郎兵衛 ○黒印

十月九日

御番所様

98 15×12 cm

最上之者 忝人 ○黒印

右之通御通被成下度候以上

三郎兵衛 ○黒印

十月九日

御番所様

(図66)

99 15×11 cm

関之者 忝人

右之通御通被成下度候以上

三郎兵衛 ○黒印

十月十日

御番所様

100 15×10 cm

上ノ山之者 忝人 ○黒印

右之通御通被成下度候以上

三郎兵衛 ○黒印

十月十日

御番所様

101 14×11 cm

新田之者 三人内女 忝人

右之通御通被成下度候以上

三郎兵衛 ○黒印

十月十一日

御番所様

102 14×9 cm

伊達之者 忝人

右之通御通被成下度候以上

三郎兵衛 ○黒印

十月十一日

御番所様

103 14×10 cm

渡瀬之者 忝人

右之通御通被成下度候以上

三郎兵衛 ○黒印

十月十一日

御番所様

104 15×10 cm

松前之者 忝人 ○黒印

右之通御通被成下度候以上

三郎兵衛 ○黒印

十月十一日

御番所様

105 15×11 cm

最上之吉助 忝人

湯之原入御判之通相改

相違無御座候以上

三郎兵衛 ○黒印

十月十二日

御番所様

106 15×11 cm

伊達之者 忝人

右之通御通被成下度候以上

三郎兵衛 ○黒印

十月十二日

御番所様

107 13×11 cm

上ノ山之者 忝人 ○黒印

御通可被成下候以上

三郎兵衛 ○黒印

十月十三日

御番所様

108 15×10 cm

最上之勇治郎 忝人 ○黒印

右之通御通被成下度候以上

三郎兵衛 ○黒印

十月十四日

御番所様

109 15×10 cm

関之者 女忝人

右之通御通被成下度候以上

三郎兵衛 ○黒印

十月十六日

御番所様

110 15×11 cm

米沢之者 忝人 ○黒印

右之通御通被成下度候以上

三郎兵衛 ○黒印

十月十八日

御番所様

111 15×13 cm

伊達之者 忝人

御通可被成下候以上

三郎兵衛 ○黒印

十月廿日

御番所様

112 15×11 cm

米沢之者 忝人 ○黒印

御通被下度奉存候以上

三郎兵衛 ○黒印

十月廿日

御番所様

113 15×11 cm

関之者 忝人

右之通御通被成下度候以上

三郎兵衛 ○黒印

十月廿一日

御番所様

114 15×13 cm

秋田之者 壹人 ○黒印
御通可被成下候以上

三郎兵衛 ○黒印

十月廿二日

御番所様

115 15×12 cm

伊達之者 壹人

御通可被成下候以上

三郎兵衛 ○黒印

十月廿三日

御番所様

116 15×15 cm

伊達之者 壹人

右之通御通被成下

度奉存候以上

三郎兵衛 ○黒印

十月廿六日

御番所様

117 15×15 cm

なめ津之者 壹人

右之通御通被成下

度奉存候以上

三郎兵衛 ○黒印

十月廿六日

御番所様

118 15×11 cm

米沢之者 貳人 ○黒印

右之通御通被成下度候以上

三郎兵衛 ○黒印

十月廿八日

御番所様

119 15×11 cm

伊達之者 貳人

御通被成下度候以上

三郎兵衛 ○黒印

十月廿八日

御番所様

120 14×11 cm

関之者 壹人

御通可被成下候以上

三郎兵衛 ○黒印

十月廿八日

御番所様

121 15×13 cm

米沢之者 壹人 ○黒印

右之通御通被成下度候以上

三郎兵衛 ○黒印

十月廿九日

御番所様

122 15×13 cm

最上之吉竹 壹人

湯之原入御判之通相改

相違無御座候以上

三郎兵衛 ○黒印

十月廿九日

御番所様

123 15×11 cm

秋田之平次 貳人 ○黒印

右之通御通被成下度候以上

三郎兵衛 ○黒印

寅十一月六日

御番所様

124 15×12 cm

伊達之竹次郎 壹人

湯原入御判紙之通相違

無御座候以上

三郎兵衛 ○黒印

十一月朔日

御番所様

125 15×13 cm

最上之者 貳人 ○黒印

御通可被成下候以上

三郎兵衛 ○黒印

十一月二日

御番所様

126 15×10 cm

関之者 壹人

右之通御通被成下度候以上

三郎兵衛 ○黒印

十一月二日

御番所様

127 14×12 cm

一 最上之利吉 壹人

湯之原入御判之通相改

相違無御座候以上

三郎兵衛 ○黒印

十一月二日

御番所様

128 15×11 cm

最上之八五郎 壹人

湯之原入御判之通相改

相違無御座候以上

三郎兵衛 ○黒印

十一月四日

御番所様

129 15×10 cm

最上之長兵衛 忝人

湯之原入御判之通相改

相違無御座候以上

三郎兵衛 ○黒印

十一月五日

・
・
・

130 14×10 cm

一 関之者 忝人

御通被成下度奉存候以上

三郎兵衛 ○黒印

十一月五日

御番所様

131 15×14 cm

関之者 忝人

右之通御通被成

下度奉存候以上

三郎兵衛 ○黒印

十一月七日

御番所様

132 15×12 cm

関之者 忝人

右之通御通被成下候以上

三郎兵衛 ○黒印

十一月八日

御番所様

133 15×13 cm

最上之用蔵 忝人

湯之原入御判之通相改

相無御座候以上

三郎兵衛 ○黒印

十一月八日

御番所様

134 15×16 cm

関之者 忝人

同所之女 忝人

忝人

御通可被成下候以上

三郎兵衛 ○黒印

十一月九日

御番所様

135 15×13 cm

伊達之者 忝人 ○黒印

御通可被成下候以上

三郎兵衛 ○黒印

十一月十日

御番所様

136 15×10 cm

伊達之者 忝人

三郎兵衛 ○黒印

十一月十日

御番所様

137 15×9 cm

関之者 忝人

三郎兵衛 ○黒印

十一月十日

御番所様

138 15×14 cm

最上之者 忝人 内子供忝人

右之者御通被成下度奉存候以上

三郎兵衛 ○黒印

十一月十日

御番所様

139 15×12 cm

福嶋之者 忝人

御通可成下候以上

三郎兵衛 ○黒印

十一月十一日

御番所様

140 15×11 cm

一 最上之者 忝人 ○黒印

御通被成下度奉存候以上

三郎兵衛 ○黒印

十一月十一日

御番所様

141 15×11 cm

米沢之者 忝人 ○黒印

右之通御通被成下度候以上

三郎兵衛 ○黒印

十一月十二日

御番所様

142 15×12 cm

新田之者 忝人

三郎兵衛 ○黒印

十一月十二日

御番所様

143 15×11 cm

津軽之者 忝人 ○黒印

右之通御通被成下度候以上

三郎兵衛 ○黒印

十一月十六日

御番所様

144	15×12cm	三郎兵衛 ○黒印
最上之者	四人	内女 忝人 ○黒印
		子供 忝人
御通可被成下候以上		
148	15×14cm	三郎兵衛 ○黒印
伊達之女	忝人	
右之通御通被成下		
度奉存候以上		
御番所様		
145	15×12cm	三郎兵衛 ○黒印
関之者	忝人	
右之通御通被成下度候以上		
十一月十七日		
御番所様		
146	15×13cm	三郎兵衛 ○黒印
伊達之者	忝人	
右之通御通被成下		
度奉存候以上		
十一月十八日		
御番所様		
147	14×13cm	三郎兵衛 ○黒印
関之者	忝人	
御通可被成下候以上		
150	15×12cm	三郎兵衛 ○黒印
関之女	忝人	
御通可被成下候以上		
十一月廿一日		
御番所様		
151	15×13cm	三郎兵衛 ○黒印
関之者	忝人	
御通可被成下候以上		
十一月廿二日		
御番所様		
152	15×9cm	三郎兵衛 ○黒印
関之者	忝人	
御通可被成下候以上		
十一月廿二日		
御番所様		
153	15×12cm	三郎兵衛 ○黒印
伊達之女	忝人	
御通被成下度奉存候以上		
十一月廿三日		
御番所様		
154	15×12cm	三郎兵衛 ○黒印
最上之者	忝人 ○黒印	
御通被成下候以上		
十一月廿五日		
御番所様		
155	15×12cm	三郎兵衛 ○黒印
最上之者	忝人 ○黒印	
御通可被成下候以上		
十一月廿六日		
御番所様		
156	15×12cm	三郎兵衛 ○黒印
最上之者	忝人 ○黒印	
右之通御通被成下候以上		
十一月廿六日		
御番所様		
157	15×10cm	三郎兵衛 ○黒印
米沢之者	忝人 ○黒印	
御通可被成下候以上		
十一月廿七日		
御番所様		
1	15×12cm	三郎兵衛 ○黒印
伊達之者	忝人	
右之通御通可被成下度		

その他

奉存候以上

源七郎 □黒印

丑八月六日

御番所様

(図67)

2 14×18 cm

毛可ミの弥助 三人

右之通湯原入御判

之通相改相違無御座候間

御通被成下度奉存候以上

検断 多郎右衛門 □黒印

辰二月十六日

御番所様

(図68)

定形外

1 13×12 cm

伊達之小坂町より女沓人

拙者所江不叶用事御

座候二付かよい二参候四五中二

罷かへり申候御通シ可被下候以上

太郎右衛門

元禄拾年三月六日

(図69)

2 13×14 cm

伊達之内桑折山より

女三人小原村へとうし

仕候罷返申時分

御通可被下候以上

宿 多宝坊

子ノ四月十二日

取次 太郎右衛門 □黒印

才藤吉三郎様

(図70)

3 21×14 cm

小坂町之権三郎女房三人小原

村湯へ参候間罷かへり申時分

御通可被下候以上

戸沢新町宿 藤兵衛

太郎右衛門 □黒印

子ノ四月十六日

吉三郎様

(図71)

4 13×14 cm

拙者親類女四人戸沢

より峠外宮参二仕候

只今之内罷返申候

御通可被下候以上

戸沢新町

太郎右衛門 ○黒印

子ノ五月十六日

与惣左衛門様

(図72)

5 20×11 cm

伊達より王加沓人渡瀬町庄次郎所へ

かよい二罷越申候罷かへり申時分御通

可被下候九月末二罷返申候為其如此證

文指上申候以上

宿 太郎右衛門 □黒印

子ノ八月二日

.....

6 15×13 cm

□黒印 伊達之善兵衛同道五人

之内女四人上戸沢江相入候□□

可被相通候検断組頭者如此二

申候以上

□極順治 □黒印

子ノ十月六日

□御境目通り

(図71)

7 12×15 cm

伊達小坂町より女沓人拙者

所へ不叶用事御座候

付かよい二参候四五日中二

罷かへり申候御通可被

下候以上

丑ノ三月六日

戸沢新町 権三郎 ○黒印

同所 太郎右衛門 □黒印

平四郎様

(図73)

8 13×18 cm

伊達小坂町助五郎

姫沓人小原村ゆへ

参候当月廿六日二罷

通申候間御通可被下候

駄馬黒毛沓疋罷返

迄ゆ二指置申御通

被下候以上

宿 長助 ○黒印

戌ノ四月廿六日

次兵衛様

(図74)

9 13×15 cm

伊達之小坂町久左衛門

姫沓人小原村江かよい二

参候四五日中二罷返申候

間御通可被下候為其如此

御座候以上

宿 長介 ○黒印

亥十一月五日

右之通二御座候間罷返

申時分御通可被下候以上

同日 検断 太郎兵衛 ○黒印

吉三郎様

10 11×10 cm

小坂町之左五兵衛
女房三人不叶用事

御座候二付渡瀬町か・

い参候当月廿より罷り

申候御通可被下候以上

三月十六日

・・・・・

1 1 13×30cm

手紙にて申上候

先以其御宅御袋

様御内室様御堅固二

被成御座候承度

奉存候此方無事二

罷有候且又今日

拙者女共小坂江無

去方用事御座候而

罷越申候間其元

御番所之御首尾

能様二頼入申候則

来ル廿二日二罷歸

申候筈二御座候間左

様二御心得可被下候

以上

八月十一日

ウラ

なめつ 吉右衛門

新町之 太兵衛様

□・・・

1 2 16×22cm

米沢御城下之御人二御座候處

私方へ用向御座候而被罷越候

伊達へ用事御座候二付此三人

御通被成下候様御始末可被下候

私方迄参候二付湯原御

入切手取不申候間私方より如此二

書面差上申候間何分御通

可被下候以上

下戸沢検断

八月十二日 五郎右衛門 □黒印

上戸沢検断

太郎右衛門様

(図77)

1 3 13×13cm

伊達よりひ口にん

式人小原村湯へたうし

仕候間罷返申時分

御通可被下候以上

多

九月十五日

1 4 31×24cm

(図76)

此善五郎ト申者當町二久舗罷有候処

身代不相叶女房共二最上松平清三殿

御仕配所へ引越し申候 御判所

無御職遣御通可被下候為其手形

・此候以上

瀬上名主

惣右衛門 □黒印

組頭

三郎右衛門 ○黒印

・・・・・ ○黒印

・・・・・

荷物等

1 15×13cm

酒井左衛門尉様御下中

衆荷物五箇附老駄

庄内より江戸へ持参候由

可被相通候以上

茂木与惣左衛門 □黒印

子ノ八月廿六日

戸沢通

2 15×13cm

酒井左衛門尉様御荷物色々

取合老駄御国元より江戸へ

被遣候由可被相通候以上

(図78)

茂木与惣左衛門 □黒印

子ノ九月廿三日

戸沢通

3 16×17cm

掘田相模守様紙御荷物

四固付四駄伊達より御国元江

被遣由上戸沢御境目相入候

其元無異義可被相通候以上

多ヶ谷孫八郎

子ノ十一月廿五日 式拾九

湯原通り

4 21×12cm

渡瀬之源七郎まさかり二挺大く王

老丁伊達へ持参申候来月罷歸候由

申候間被相通可被下候以上

宿取次 市兵衛

丑ノ正月廿日

才藤吉三郎様

5 15×16cm

高畑之弥助ろうそく

千丁入老箱本丁より伊達へ

持参候由湯原相入候其元

御役可相通候当所検断

取次申以如此候以上

(図79)

太斎庄左衛門 ○黒印

とら九月十六日

上戸沢通り

(図80)

6 16×13 cm

京戸之伊右衛門着替包
最上二持参候由上戸沢
相入候其元可被相通候当所
検断以取次如此候以上

大立目寛治

卯ノ十二月廿日

湯原通

(図81)

7 15×12 cm

佐竹右京大夫様御荷物
色々取合壹駄秋田よ里
江戸へ被相登候由無相違可
被相通候以上

茂木与惣左衛門 ○黒印

酉ノ七月廿八日

8 15×13 cm

松平左膳様御掛荷物
色々取合壹駄御国本
よ里江戸へ被為相立由
無異儀可被相通候以上

支倉与惣左衛門 ○黒印

酉ノ十月廿二日

戸沢通

9 15×14 cm

戸沢能登守様・・・
色々取合七駄御国元より
江戸へ被相登候由無相違
可被相通候以上

小関五右衛門 □黒印

戊ノ閏五月十六日

戸沢通

10 15×11 cm

一松平左膳様御荷物色
々取合壹駄江戸江相遣候由
御境目無異儀可被相通候以上
伊東新三郎 □黒印

戊二九月廿六日

戸沢通

11 14×15 cm

伊達之八兵衛安右衛門
大工道具箱六ツ渡
瀬町江持参仕候罷
返り申時分無相違
御通可被下候以上

取次 太郎右衛門 ○黒印

いノ三月二日

伊左衛門様

12 (木版) 16×13 cm

上総之傳左衛門同行六人
羽州湯殿山下□□着替包
面々持参湯原御境相入候其元
御改可被相通候当町宿半右衛門
取次を以申聞如此候以上

鹿又三太夫 □黒印

いノ五月廿九日

上戸沢通

(図83)

13 (木版) 15×13 cm

岩城之三郎兵衛
着替包面々持参湯殿山
参詣之由上戸沢御境目相
入候其元可被相通候当所宿
源七郎取次如此候以上

武州仁右衛門

亥ノ七月

湯原通

(図84)

14 15×20 cm

口上
一 酒半駄但シ式樽二而三斗
右之品峠不動江相送り候間

小沢世之助 □黒印

御番所様御通し被成下度

御心配奉願上候以上

五月六日

ウラ

下戸沢より

三郎右衛門

上戸沢検断

太郎右衛門様

15 13×13 cm

峠田之門兵衛大工道具
杓人分伊達江持参仕候
八月中二罷かへり申候間
上下御通し可被下置候為其
如此二御座候以上

宿 市兵衛 ○黒印

取次 太右衛門 ○黒印

七月廿九日

次兵衛様

16 14×16 cm

伊達之宇左衛門蠟燭
百挺打綿壹背負米
沢より右之所江持参申
之由二候条無異儀可
・相通候以上

小沢世之助 □黒印

・九日
・通

解説

江戸時代の庶民が旅をする時は、必ず携行しなければならぬものに往来手形がある、往来一札とも書かれている。発行者は当事者の菩提寺や肝入で、組頭連署の場合もあつたが、内容は住所・名前・旅行の目的を書き、途中で行き暮れた時には旅宿を、病死した場合はその所の作法による処置を依頼し、ついで節に故郷にお知らせ下さいと結ぶ。宛名は国々御関所御役人衆中・宿々御役人衆中と書記したものや、諸国所々御役人衆中と書かれたものであつた。しかし、諸国の関所や番所の通行は、この往来手形で通るのではなく、別の手続きが必要であつた。

『仙台藩道中物語』には、仙台藩の駒ヶ峰番所や、各地の関所や番所の通行例をあげている。それによると、宿屋や宿場の検断の世話で役銭を払い、往来手形とは別の書付け（通行許可証）を発行して貰い、「通り判・切手・手形」などとも呼ばれる）その書付で御境目番所を通行している。

また、天保十二年（一八四一）の『伊勢参宮道中記』に次のような記録もある。白石の白川村津田の人達の白石・下戸沢・湯原から米沢・小国・新潟・金沢など北陸道を経由しての、お伊勢参りの記録であるが、そのなかに、「湯原 御関所在 切手十文」とあり、領内の者でも御境目番所を出る場合は、役銭十文の切手が必要だつたことがわかる。

資料（通行切手）は、これらの書付けや切手と同様なものと思われるが、資料の正式な名称は不明で、資料中（定形外・No.12）に「切手」の文字の見えるところから、仮称で「通行切手」とした。

通行切手には通行人の名前・生国（なかに名前がなく生国のみ）・性別・人数等を記し、文面は検断が番所に宛てた通行許可願書の形であるが、役代は書かれてない。切手の大きさは一五×二〇cm内外の書式・形状のほぼ定形なものと、書式・形状の不定形なもの、さらに、道具類や荷物の切手などの3種に類別できた。

通行切手は、破損分を合わせ千点を超える大量の資料であるが、これらはすべて上戸沢番所から出領する際の切手である。定形外・資料（No.12）に、米沢の

住人三人が下戸沢検断に用事があり、湯原で「入切手」を取らずに来たが（入領番所に戻り、出るときは不要か？）、伊達に別用ができたので通れる（上戸沢御番所）ように始末（処置）してほしい”との上戸沢検断への依頼の資料である。

これらの資料から、手続きの詳細は不明だが、領外から湯原入の通行者は、湯原検断（？）で「湯原入切手（湯原御入判）」を入手し、出領（上戸沢番所）には、番所在地の検断の「湯原御入判之通相改」と、入判を確認した切手が必要だつたのである。しかし、入領時の資料は見当たらなかつた。

『仙台藩道中物語』にある、前宿泊地の宿の印判のある「通判」または「通り判」は、「入切手」と同じような効用を持つのかも知れない。

なお、定形外切手に、地元女性関係のものが多い。『御境目御定』第一項の末文・「触状の資料1」によつて発行されたものであるうか。この地域と桑折・伊達地方との交流は日常生活と深いかわりを持つており、頻繁なものであつたろう。これ以外には背負い荷物・大工道具などの通行願いがある。

2 囚人・病人の通行 囚人

1 26×51cm

御切符之箱式之由御指札壹枚

きりもみ之あなあり壹寸四五分程二

王連め御座候内壹ツハ油紙春連御

見分札二疵少御座候銘々二見分相知不申

候

右囚人壹人之御證文御写壹通紙二

包御上書御證文之写と有白箱

箱之御上書御證文之写壹通と

但此箱あを糸之春連め有紙二包

囚人式人之御證文之写壹通紙

御上書囚人式人御證文之写と

首壹ツ之御證文写壹通紙二包

上書首壹ツ御證文之写と有式通

共二白箱二入御上書囚人式人御證文

写と有首壹ツ御證文之写と有り

く王んせより二而ゆい所々二而拝見仕と

相見衛かり二ゆい参候右何も手あか

春連め御座候尤

加駕守様御名付御座候右囚人

三人共二籠かさ御座候右之

通相改造二請取申候以上

渡セ検断

元禄貳年 七左衛門 ○黒印

十月十一日 同

正兵衛 ○黒印

太兵衛・

戸沢新町 同 五郎右衛門 ○黒印

多郎吉殿

(図85)

渡瀬検断

七左衛門 ○黒印

様

より引合・・・御穿鑿被遊候二付宿々

問屋口上書御帳巻紙数三拾六枚御次

目判二而宿々問屋中之口上書安書巻通

同書付巻通合三通白木之箱二入但シ

く王ん せんより二而結志ぶかミニ包白あさ

繩二而から け右口上書相入候かミ袋巻つ右之通

り 髓二請取桑折江持參急度相届ケ可申

候 為後日 仍如件 貞享五年辰ノ七月廿六日子ノ下刻

小坂町検断 長三郎 ○黒印

同 問屋 源三郎 ○黒印

上戸沢町 太郎吉殿 下戸沢町 五郎左衛門殿

同 又六殿 六月廿五日羽州榎南村より江戸へ差

越候囚人 式入道中滞儀有之候二付宿々問屋

3 25×32cm

方より宿々問屋検断方へ之添書帳二

も 口き々々候右三通箱二入箱御上書宿

次 御證文写式通と有く王んぜいと二て

結松平大和守様分と紙札付申候

一 御證文巻通箱二入油紙包青糸二て

からけ紙符有但シ墨付申候御指札巻

一枚 御上書宿次御證文巻通と有但あふら

紙二あいのうるみ少有御指札徒き

め有よこれ申候 御證文写巻通紙二包御上書宿次御

一 證文と有箱二入御上書宿次御證文之

写巻通と有く王んセ糸二て結 酒井石見守様分左沢村へと紙札付申

候 但シ御状箱引め御座候 御高札四枚春れめよこれ有内巻枚

一 かき入者なれ申所御座候右之通相 改請取申候所実正二御座候以上

4 28×29cm

請取申・・・ 寒川郷榎南村より囚人・・・

御證文巻通髓二請取申候右囚・・・

證文写シ共二宿次二急度相渡・・・

意如此二候但シ御状箱二入札共二御書

式通二御座候以上 小坂町検断 長三・・・

同所問屋 源・・・ 貞享五年辰ノ六月廿六日申ノ中刻

上戸沢町 太郎吉殿 下戸沢町 又六殿

同 五郎左衛門殿 (図86)

5 29×38cm 一 羽州榎南村より・出候囚人式人辰ノ

六月 廿六日中ノ中に・・・御證文巻通同写

シ巻通 宿次・・・被遊候所道中二

而 御證文・・・候二付中根主税

6 26×35cm

六月廿五日羽州榎南村より江戸へ差

越候囚人 式入道中滞儀有之候二付宿々問屋

御證文・・・候二付中根主税

元禄貳年巳十二月廿九日

本戸沢町 又六 ○黒印

受取申候仍 如件

受取申候死骸之義ハ跡より籠二入俣

紙札付右之通御證文御写共相改慥二

受取申候死骸之義ハ跡より籠二入俣

受取申候仍 如件

元禄貳年巳十二月廿九日

本戸沢町 又六 ○黒印

口上書指上ケ候様二と中根主税様
被仰付候故別紙二帳面并案文指越

申候間念を入書付順々二相廻置江戸

二

中根主税様へ指上可被申候

一 御證文囚人二者な連請取被申候折御

證文箱封印無之請取被申候八八其

王け書付可被申候已上

太田半左衛門手代

内田六兵衛

辰之七月

宿々問屋中

7 26×35 cm

宿々問屋口上書案紙

一 羽州楯南村より江戸へ参候囚人式人

六月何日

何之刻何町より請取何日何刻二何町

問屋

誰方へ相渡申候

一 御證文之儀箱二入其上く王んせんよ

里二而

結封印有之何町より何之刻請取囚人

相添何日何刻二何町へ相渡申候

一 御證文之写者紙包何町より請取囚人

相添何町へ渡申候

一 囚人當町何日泊り申候共又昼通二仕

候共

書付可申事

一 先觸之儀者六月何日何刻何町より参

何刻二何町へ相渡申候

右之通少も偽無御座候以上

辰之月日

(図87)

8 15×13 cm

覚

一 人足式人但し囚人目籠沓梃

一本馬沓疋

右者平岡彦兵衛様ノ手代徳山定吉様

先触者通體受取申候以上

小坂問屋

佐五兵衛 口黒印

午十月廿日

上戸沢町検断

源七郎殿

9 26×34 cm

相渡し申御手形事

一 羽州上之山之囚人沓人手錠二而籠二

入御高札沓枚但御高札二而板疵跡へ

より御座候手錠かきハ無御座候但腹

中

氣二而御座候

一 同国山形之囚人式人手錠二而籠二

入御高札式枚御高札之板疵御座候

但手錠かき式つ御座候但内沓つ者

徒ぎ錠沓つハひ祢り錠かき二御座候

一 同所之首沓つ桶二入御封印之まゝ

御高札沓枚板疵跡へより御座候

一 右宿次御證文之箱三ツ何も油

紙二包青糸二而からけ御指札有

但御證文御上書御座候箱ハ御封印二

御

座候宿次御證文と御上書と御座候

箱式つ是ハ御切封之まゝ御座候但し

・ ・ ・ ・ ・

・ ・ ・ ・ ・

10 24×62 cm

・ ・ ・ ・ ・

・ ・ ・ ・ ・

・ ・ ・ ・ ・

御上書出羽国左沢領あ川かう七兵衛

首と

有但シ紙符御印無シ御指札く王んせ

いと

付申候

一 首沓つごさにて包細引二てからけか

つき

ぼう青竹但シ御符印有此御符印

よこれ申候御指札沓枚出羽国山形

黒沢村七兵衛首と有但シ御指札出羽

と

有之所半分おれかけ御座候

一 首沓つごさにて包細引二てからけ御

符

印有かつきぼう青竹御指札沓枚

御上書出羽国山形五日町あつふう

吉兵衛首と有御指札二も少あな式つ

有

一 首沓つごさにて包細引二てからけ御

符印有此御符印少春れ申候

かつ木ぼう青竹御指札沓枚御

上書出羽国山形村木沢村弥惣首と

有御指札出羽と申字迄王れ申候

右三枚之御指札青いと付申候右何も

桶二入申由二御座候

一 御證文箱二入油紙二包青いと二てか

らけ

紙之切符墨付申候御差札沓枚

御上書宿次御證文式通と有但シ油紙

よこれ御指札もよこれ引め有

一 御證文之写者通紙二包御上書宿次

御證文写式通と有但シ紙折め少宛す

れめ立申候御状箱所々少宛よこれ

申候次め引めも少御座候

添書沓通

一

一 松平下総守様内鈴木喜太夫と上書有

箱之内二のりにて付置申候

一 白坂村問屋加左衛門同所年寄勘右衛門 ○黒印

門 ○黒印

1 2 2 6 × 3 3 cm

様宿次御證文を以羽州芦沢

村江御下シ被為成候囚人壱人屍骸籠

二入手

錠をろし籠之上細引之春可里可け

こさ壱枚糸たて壱枚於い有り但シ屍

骸

手錠之春連め有飛ちも春れめ有者

那の上二少赤見申候

一 戸田山城守様宿繼御證文箱二入油紙

二包

少よこ連め有其上を青糸二而結御切

符二

墨付申候御指札壱枚宿次御證文壱通

と

有但シ木筋目有引め糸志ミ有

一 高木伊勢守様加藤平八郎様より御證

文箱二

入油紙二包御切符墨付申候其上を青

糸二而結御差札壱枚奥州白坂江御下

知之

状壱通ト有但油紙あい糸の丹ちミ有

糸付申候

一

白坂御代官鈴木喜太夫殿より御添状

壱通

1 3

2 1 × 3 3 cm

寒川村迄囚人式人御證文写外

候と御座候木札式枚共御書付

右之木札二御印判有

一 御老中様より御渡被成候御仕置

付箱二入油紙二包青糸二而から

御符印之俣木札式枚御上書

老中より御渡被成候御仕置之

写并二木札御案紙入江戸より出

村山郡寒川迄宿繼御證文二而囚

被遣二付出羽之国村山郡寒

一 囚人式人男女共籠二入気色

儀無御座候但男細引二而

繩掛其上あら繩掛申候女者繩

な王掛り申候

右者從 江戸出羽之国寒川村

御下シ被遊候體二相改受取申所

正二御座候以上

渡瀬検断

茂

一 病人壱人

右之通見届請取申候

以上

小坂 佐五兵衛 □黒印

午九月十六日

源七郎殿

手形之事

宿繼御證文壱通箱二入油

青糸二而からけ木札式枚御符

俣御指札之上書宿繼御證文

一

病人壱人

右之通病躰見届ケ體二

一

病人壱人

右之通病躰見届ケ體二

請取申候以上

小坂問屋 佐五兵衛 ○黒印

西七月廿二日

上戸沢問屋

太郎右衛門殿

(図89)

3 14×13cm

秋田御領分比内郡幸口

村長太郎病躰見届受取

申候尤送状共受取

申候以上

又六 ○黒印

西十月廿六日

太郎右衛門殿

(図90)

解説

資料は、江戸・羽州間を、囚人や処刑された遺体、または、その一部「首」などが運送されているが、その実際のな様子や手順などを、具体的に記したものである。

囚人や遺体・首などの運送の籠・収納具・かつぎ棒などの用具について、囚人への手錠など拘束の様子、運送に付帯する高札や指札・証文・宿継ぎなど各種の書類などについての、汚れ・疵・破損の状態などを点検し、詳しく現状を記して

いる。宿場の役人たちと囚人運送のかかわりを知ることのできる資料である。

病人輸送は3点と少ないが、簡潔な内容のなかに病体を見届けながらと、気をつかっていたの輸送であったことを伺わせる資料である。

3 馬改文書

平八

1 15×25cm

関東之博勞

○黒印 一 媽七疋 長吉

右馬七疋本所江牽參候段

申出候間毛才并二御判紙

名前等引合見届相通・

条先々被相通首尾可

被成候以上

渡瀬馬改所 平八 ○黒印

子ノ三月六日

先々馬改所

2 15×25cm

最上之博勞

一 駒拾貳疋 新吉

右馬拾貳疋最上より関東江

牽参り候段申出候間

毛才并御判紙名前等

引合見届相通候条

先々無相通候様首

尾可被成候以上

渡瀬馬改所 平八 ○黒印

申ノ正月十五日

先々馬改所

3 15×21cm

最上之博勞

○黒印 一 駒七疋 味之助

右馬七疋関東江牽參候

段申出候間毛才并御判紙

名前等引合見届相通

申候条先々被相通候様

首尾可被成候以上

渡瀬馬改所 平八 ○黒印

とりノ三月十五日

先々馬改所

(図91)

4 14×18cm

最上之博勞

○黒印 一 駒貳拾八疋 仙作

右馬貳拾八疋関東江牽參候段

申出候間毛才并御判紙名前等

引合見届相通候条先々被相通

通候様首尾可被成候以上

渡瀬馬改所 平八 ○黒印

とりノ三月十六日

先々馬改所

(図92)

5 14×35cm

米沢之博勞

駒貳疋 豊次

内 一 壹疋

但シ病馬二付峠田町善歳

と申者之所指置申候由申

出候

残り壹疋

右馬壹疋関東二牽參候

段申出候間毛才并二御判紙

名前等引合見届相通候

条先々被相通首尾

可被成候以上

渡瀬馬改所 平八 ○黒印

とり十一月廿三日

先々馬改所

先々馬改所

(図93)

6 16×24cm

最上博勞

○黒印 一 駒拾疋 長吉

右馬拾疋関東二牽參候段

申出候間毛才并御判紙

名前等引合見届相通候

条先々被相通首尾

被成候以上

渡瀬馬改所 平八 ○黒印

戊八月卅日

先々馬改所

7 15×17 cm

最上之博勞

一 駒廿八疋 乙治

右駒廿八疋関東へ牽参候段

申出候間毛才并二御判紙名前

等引合見届相通候条先々被相通

首尾可被成候以上

渡瀬馬改所 平八 ○黒印

二月朔日

.....

8 14×16 cm

関東之博勞

○黒印 一 駒七疋

右駒七疋本所へ牽参候段

申出候間毛才并二御判紙名前等引合見届

相通候条先々被相通首尾可被成候以上

平八 ○黒印

二月廿日

先々馬改所

(図94)

9 14×15 cm

関東之博勞

・ 駒 拾四疋 治助

右駒拾四疋本所へ牽参候段

・ 出候間毛才并二御判紙名前等引合

・ 届相通候条先々被相通首尾

・ 被成候以上

渡瀬馬改所 平八 ○黒印

二月廿四日

.....

10 15×20 cm

最上之博勞

一 駒七疋 勇蔵

右駒七疋関東二牽参候段

申出候間毛才并二御判紙名前等

引合見届相通候条先々被相通首尾

可被成候以上

渡瀬馬改所 平八 ○黒印

三月三日

先々馬改所

11 14×21 cm

最上之博勞

一 駒拾四疋 円吉

右駒拾四疋関東へ牽

参候段申出候間毛才并二御判紙

名前等引合見届相通候条先々

被相通首尾可被成候以上

渡瀬馬改所 平八 ○黒印

三月十一日

先々馬改所

12 14×20 cm

最上之博勞

・ 駒拾三疋 与市

・ 駒拾三疋関東江牽参候段

申出候間毛才并御判紙名前等

引合見届相通申候条先々被相通

首尾可被成候以上

渡瀬馬改所 平八 ○黒印

三月十二日

先々馬改所

13 14×16 cm

最上之博勞

一 駒八疋 吉助

右駒八疋関東へ牽参候段申出候間

毛才并二御判紙名前等引合見届

相通候条先々被相通首尾可被成候以上

渡瀬馬改所 平八 ○黒印

三月十三日

先々馬改所

14 15×21 cm

最上之博勞

一 駒拾六疋 運七

右駒拾六疋関東牽参候段

申出候間毛才并御判紙名前等

引合見届相通候条先々被相通

首尾可被成候以上

渡瀬馬改所 平八 ○黒印

三月十五日

先々馬改所

15 14×19 cm

関東之博勞

一 駒七疋 宇八

右駒七疋本所へ牽参候段

申出候間毛才并二御判紙名前等引合

見届相通候条先々被相通首尾

可被成候以上

渡瀬馬改所 平八 ○黒印

三月十九日

先々馬改所

16 15×19 cm

関東之博勞

一 駒八疋 常吉

右駒八疋本所へ牽参候段申出候間

毛才并二御判紙名前等引合

見届相通候条先々被相通首尾

可被成候以上

渡瀬馬改所 平八 ○黒印

三月廿日

先々馬改所

17 15×27 cm

米沢之博勞

駒八疋 源藏

右駒八疋最上より関

東へ引参候段申出候間毛

才并御判紙名前等

引合見届相通候条

先々被相通首尾可被成候以上

渡瀬馬改所 平八 ○黒印

三月廿四日

.....

18 14×16 cm

最上之博勞

一 駒八疋 源藏

右駒八疋関東へ牽参候段申出候間

毛才并二御判紙名前等引合見届

相通候条先々被相通首尾可被成候以上

渡瀬馬改所 平八 ○黒印

三月廿七日

.....

19 15×29 cm

米沢博勞

○黒印 一 駒七疋 吉治

右駒七疋関東江

牽参候段申出候間

毛才并二御判紙名前等

引合見届相通候条

先々被相通首尾

可被成候以上

渡瀬馬改所 平八 ○黒印

四月朔日

先々馬改所

20 15×19 cm

最上之博勞

一 駒貳拾貳疋 幸助

右駒貳拾貳疋関東へ牽参候段

申出候間毛才并二御判紙名前

等引合見届相通候条先々被相通

首尾可被成候以上

渡瀬馬改所 平八 ○黒印

四月三日

先々馬改所

21 15×20 cm

最上之博勞

一 駒七疋 用助

右駒七疋関東へ牽参候段

申出候間毛才并御判紙名前

等引合見届相通候条先々

被相通首尾可被成候以上

渡瀬馬改所 平八 ○黒印

四月四日

先々馬改所

22 15×20 cm

最上之博勞

一 駒貳疋 与惣吉

右駒貳疋関東へ牽参候段申

出候間毛才并二御判紙名前等

引合見届相通候条先々被相通

首尾可被成候以上

渡瀬馬改所 平八 ○黒印

四月四日

先々馬改所

23 15×18 cm

最上之博勞

一 駒七疋 市太郎

右駒七疋関東へ牽参候段

申出候間毛才并二御判紙名前

等引合見届相通候条先々

被相通首尾可被成候以上

渡瀬馬改所 平八 ○黒印

四月五日

先.....

24 15×20 cm

最上之博勞

一 駒六疋 圓吉

右駒六疋関東へ牽参候段申出候

間毛才并二御判紙名前等引

合見届相通候条先々被相通首尾

可被成候以上

渡瀬馬改所 平八 ○黒印

四月七日

先々馬改所

25 15×21 cm

最上之博勞

一 志多切駒 式疋 卯之助

右駒式疋関東へ牽参候段

申出候間毛才并二御判紙

名前等引合見届相通候条先々

被相通首尾可被成候以上

渡瀬馬改所 平八 ○黒印

四月八日

先々馬改所

26 14×28cm

最上之博勞

・駒拾九疋 辰之助

・駒拾九疋本所より

関東へ引参候段申出候間

毛才并御判紙名前等

引合見届相通候条

先々迄被相通首尾可被成候以上

渡瀬馬改所 平八 ○黒印

四月十六日

先々馬改所

申出候間毛才并御判紙名前

等引合見届相通候条先々

被相通首尾可被成候以上

渡瀬馬改所 平八 ○黒印

五月三日

先々馬改所

29 15×26cm

伊達之博勞

一 駒貳疋 万兵衛

右駒貳疋最上より本所へ

引参候通申出候間毛才并二

御判紙名前等引合

見届相通候条先々

被相通首尾可被成候以上

渡瀬馬改所 平八 ○黒印

五月四日

先々馬改所

30 15×22cm

最上之博勞

・ 八疋 □吉

右駒八疋本所より関東へ

引参候段申出候間毛才并二

・判紙名前等引合

見届相通候条先々

被相通首尾可被成候以上

渡瀬馬改所 平八 ○黒印

五月十七日

先々馬改所

31 15×21cm

伊達之博勞

一 駒 拾四疋 運藏

右駒拾四疋正関東へ牽参候段

申出候間毛才并御判紙

名前等引合見届相通候条

先々被相通首尾可被成候以上

渡瀬町馬改所 平八 ○黒印

六月十三日

先々馬改所

32 14×25cm

一 駒 七疋 用輔

右駒七疋本所より関東へ

引参候段申出候間毛才并

御判紙名前等引合

見届相通候条先々迄

被相通首尾可被成候以上

渡瀬町馬改所 平八 ○黒印

六月廿三日

先々馬改所

33 15×18cm

最上之博勞

一 駒 三疋 惣治

右駒三疋伊達へ牽参候段

申出候間毛才并二御判紙

名前等引合見届相通候条

先々被相通首尾可被成候以上

渡瀬馬改所 平八 ○黒印

六月廿四日

先々馬改所

34 14×19cm

最上之博勞

一 駒 七疋 市兵衛

右駒七疋関東へ牽参候段

申出候間毛才并二御判紙

名前等引合見届相通候条

先々被相通首尾可被成候以上

渡瀬馬改所 平八 ○黒印

七月十四日

先々馬改所

35 15×23cm

伊達之博勞

一 駒 七疋 村藏

右駒七疋本所へ牽参候段

申出候間毛才并二御判紙

名前等引合見届相通候条
先々被相通首尾可被成候以上

渡瀬馬改所 平八 ○黒印

七月廿五日

先々馬改所

36 15×20cm

関東之博勞

一駒 式拾式疋 庄二郎

右駒式拾式疋本所へ牽参候段

申出候間毛才并二御判紙

名前等引合見届相通候条

先々被相通首尾可被成候以上

渡瀬馬改所 平八 ○黒印

閏七月廿六日

先々馬改所

37 15×25cm

最上之博勞

一駒 拾四疋 今七

右駒拾四疋関東へ牽

参段申出候間毛才并二

御判紙名前等引合見届

相通候条先々被相通首尾

可被成候以上

渡瀬馬改所 平八 ○黒印

閏七月廿八日

先々馬改所

38 15×25cm

最上之博勞

一駒 拾六疋 竹次

右駒拾六疋関東へ牽参候

段申出候間毛才并二御判紙

名前等引合見届相通候条

先々被相通様可被成候以上

渡瀬馬改所 平八 ○黒印

八月一日

先々馬改所

39 15×25cm

最上之博勞

一駒 七疋 波治

右駒七疋関東へ牽参候段

申出候間毛才并二御判紙

名前等引合見届相通候条

先々被相通首尾可被成候以上

渡瀬馬改所 平八 ○黒印

八月二日

先々馬改所

40 15×24cm

最上之博勞

一駒 式拾疋 佐吉

右駒式拾疋関東へ牽参候

段申出候間毛才并二御

判紙名前等引合見届

相通候条先々被相通首尾

可被成候以上

渡瀬馬改所 平八 ○黒印

八月三日

先々馬改所

41 16×20cm

伊達之博勞

一駒 七疋 孫市

右駒七疋本所へ牽参候段

申出候間毛才并二御判紙

名前等引合見届相通候条先々

被相通首尾可被成候以上

渡瀬馬改所 平八 ○黒印

八月四日

先々馬改所

42 15×25cm

最上之博勞

一駒 八疋 万四郎

右駒八疋本所より関東へ

引参候段申出候間毛才并二

御判紙名前等引合

見届相通候条先々

被相通首尾可被成候以上

渡瀬馬改所 平八 ○黒印

八月四日

先々馬改所

43 15×21cm

関東之博勞

一駒 拾六疋 儀兵衛

右駒拾六疋本所へ牽参候段

申出候間毛才并二御判紙

名前等引合見届相通候条

・被相通首尾可被成候以上

渡瀬馬改所 平八 ○黒印

八月六日

先々馬改所

44 15×22cm

関東之博勞

一駒 拾五疋 庄六

右駒拾五疋本所へ牽

参候段申出候間毛才并二

御判紙名前等引合見届

相通候条先々被相通首尾可被成候以上

渡瀬馬改所 平八 ○黒印

八月六日

先々馬改所

45 15×20 cm

最上之博勞

○黒印 一駒 拾疋 久兵衛

右駒拾疋関東へ牽参候段

申出候間毛才并二御判紙

名前等引合見届相通候条

先々被相通首尾可被成候以上

渡瀬馬改所 平八 ○黒印

八月七日

先々馬改所

46 15×26 cm

伊達之博勞

一駒 拾疋疋 久太

右駒拾疋疋関東へ

牽参候段申出候間毛才

御判紙名前等引合見

届相通候条先々被相通

首尾可被成候以上

渡瀬馬改所 平八 ○黒印

八月七日

先々馬改所

47 15×21 cm

関東之博勞

一駒 貳拾疋疋 太郎吉

右駒貳拾疋疋本所へ牽参候段

申出候間毛才并二御判紙

名前等引合見届相通候条

先々被相通首尾可被成候以上

渡瀬馬改所 平八 ○黒印

八月八日

先々馬改所

48 15×22 cm

関東之博勞

一駒 七疋 太郎吉

右駒七疋本所へ牽参候段

申出候間毛才并二御判紙

名前等引合見届相通候条

先々被相通首尾可被成候以上

渡瀬馬改所 平八 ○黒印

八月十九日

先々馬改所

49 15×25 cm

最上之博勞

一駒 拾四疋 由次郎

右駒拾四疋本所より関東へ

牽参候段申出候間毛才并二

御判紙名前等引合見届

相通候条先々被相通

首尾可被成候以上

渡瀬馬改所 平八 ○黒印

八月廿一日

先々馬改所

50 16×22 cm

関東之博勞

一駒 拾疋疋 嘉右衛門

右駒拾疋疋最上より本所江

牽参候段申出候間毛才并

御判紙名前等引合見届

相通候条先々被相通首

尾可被成候以上

渡瀬宿渡瀬馬改所 平八 ○黒印

八月廿七日

先々馬改所

51 42×28 cm

関東之博勞

一駒 拾疋疋 多七

右駒拾疋疋最上より

本所へ引参候段申出候間

毛才并御判紙名前等

引合見届相通候条

先々被相通首尾可

被成候以上

渡瀬町馬改所 平八 ○黒印

九月三日

先々馬改所

52 15×21 cm

関東之博勞

一駒 拾八疋 忠五郎

右駒拾八疋本所へ牽参候段

申出候間毛才并二御判紙名前

等引合見届相通候条先々

被相通首尾可被成候以上

渡瀬馬改所 平八 ○黒印

九月五日

先々馬改所

53 16×21 cm

最上之博勞

一駒 七疋 長蔵

右駒七疋関東へ牽参候段

申出候間毛才并二御判紙

名前等引合見届相通候条

先々被相通首尾可被成候以上

渡瀬馬改所 平八 ○黒印

九月五日

先々馬改所

54 16×19 cm

関東之博勞

一駒 八疋 金太郎

右駒八疋本所へ牽参候段

(図95)

申出候間毛才并二御判紙
 名前等引合見届相通候条
 先々被相通首尾可被成候以上
 閩東之博勞 平八 ○黒印
 渡瀬馬改所
 九月五日
 先々馬改所
 55 15×18 cm
 伊達之博勞
 一 駒 貳疋 久太
 右駒貳疋本所へ牽参候段申出候間
 毛才并二御判紙名前等引合見届
 相通候条先々被相通首尾可被成候以上
 渡瀬馬改所 平八 ○黒印
 九月七日
 先々馬改所
 56 16×20 cm
 閩東之博勞
 一 駒 拾七疋 忠五郎
 右駒拾七疋本所江牽参候段
 申出候間毛才并二御判紙
 名前等引合見届相通候条
 先々被相通首尾可被成候以上
 渡瀬馬改所 平八 ○黒印
 九月八日
 先々馬改所
 57 16×20 cm
 閩東之博勞
 一 駒 拾疋 門松
 右駒拾疋本所へ牽参候段申
 出候間毛才并二御判紙名
 前等引合見届相通候条先々
 被相通首尾可被成候以上
 渡瀬馬改所 平八 ○黒印
 九月八日
 先々馬改所
 58 15×19 cm
 最上之博勞
 一 駒 貳拾壹疋 文治
 右駒貳拾壹疋本所へ牽
 参候段申出候間毛才并二御判紙
 名前等引合見届相通候条
 先々被相通首尾可被成候以上
 渡瀬馬改所 平八 ○黒印
 九月十一日
 先々馬改所
 59 14×21 cm
 最上之博勞
 一 駒 拾五疋 定吉
 右駒拾五疋閩東へ牽
 参候段申出候間毛才并二御判紙
 名前等引合見届相通候条先々
 被相通首尾可被成候以上
 渡瀬馬改所 平八 ○黒印
 九月十八日
 先々馬改所
 60 14×23 cm
 閩東之博勞
 一 駒 七疋 徳兵衛
 右駒七疋本所二牽参候段
 申出候間毛才并二御判紙
 名前等引合見届相通候条先々
 被相通首尾可被成候以上
 渡瀬馬改所 平八 ○黒印
 九月十六日
 先々馬改所
 61 14×21 cm
 最上之博勞
 一 駒 貳疋 佐助
 右駒貳疋閩東へ牽参候段
 申出候間毛才并二御判紙
 名前等引合見届相通候条先々
 被相通首尾可被成候以上
 渡瀬馬改所 平八 ○黒印
 九月十八日
 先々馬改所
 62 14×22 cm
 閩東之博勞
 一 駒 五疋 清次
 右駒五疋本所二牽参候段
 申出候間毛才并二御判紙
 名前等引合見届相通候条
 先々被相通首尾可被成候以上
 渡瀬馬改所 平八 ○黒印
 九月廿日
 先々馬改所
 63 15×24 cm
 最上博勞
 一 駒 六疋 三次郎
 右駒六疋閩東江牽
 参候段申出候間毛
 才并御判紙名前等
 引合見届相通候条
 先々相通首尾可
 被成候以上
 渡瀬馬改所 平八 ○黒印
 九月廿日
 先々馬改所
 64 16×25 cm
 先々馬改所

最上博勞

一 駒 五疋 熊藏

右駒五疋関東江奉

参候段申出候間毛

才并御判紙名前等

引合見届相通候条

先々被相通首尾

可被成候以上

渡瀬馬改所 平八 ○黒印

九月廿日

先々馬改所

65 15×29 cm

最上之博勞

一 駒 貳疋 春吉

右駒貳疋本所関東へ

引参候段申出候間毛才并二

御判紙名前等引合見

届相通候条先々被相通

首尾可被成候以上

渡瀬馬改所 平八 ○黒印

十一月十一日

先々馬改所

66 15×25 cm

最上之博勞

一 駒 五疋 多藏

右駒貳疋白石より関東へ

引参候段申出候間毛才并二

御判紙名前等引合

見届相通候条先々被相通

首尾可被成候以上

渡瀬馬改所 平八 ○黒印

十一月十一日

先々馬改所

67 15×24 cm

最上之博勞

・ 駒 九疋 十平

右駒九疋本所より関東江

引参候段申出候間毛才并

御判紙名前等引合

・ 相通候条先々迄

・ 首尾可被成候以上

渡瀬馬改所 平八○黒印

○月廿四日

先々馬改所

弥治助

1 15×22 cm

最上之博勞

一 駒 八疋 勇藏

右駒八疋最上より関東江

奉参候段申出候間毛才并

御判紙名前等引合

見届相通候条先々

被相通首尾可

被成候以上

・ 馬改所 弥治助 ○黒印

○ノ三月○日

先々馬改所

2 15×23 cm

・ 駒 七疋

右駒七疋本所より関東へ

引参り候段申出候間

毛才并二御判紙名前

等引合見届相通候条

先々被相通候様首尾可

被成候以上

渡瀬町馬改所 弥治助 ○黒印

八月三日

先々馬改所

その他

1 14×30 cm

當町儀兵衛馬伊達江

賣申候二付其御地御境候間

御通被成下度段申出候間

如此可被相通可被下候

右馬御判紙者明日儀兵衛

直々持参指上可申候段

同人申聞候間如此之条

御番所様へ者宜敷様被仰上

御通可被下候以上

下戸沢御判肝入

久四郎 ○黒印

戊二月廿九日

上戸沢町検断

惣七様

2 13×11 cm

関東之彦作馬貳拾五疋

之内老疋病馬二罷成関町二

指置申候間能罷成候ハ八御

通可被下候以上

戸沢新町

太郎右衛門 ○黒印

亥ノ八月十二日

平四郎様

解説

資料は、関東・最上・伊達の博勞が馬を引いて行くので、先々通して下さい”という文書である。資料の正式な名称が

不明なので、馬改^{うまかへ}文書と仮称した。

文書の様式は定形で、博労の在所名と名前・馬数・行先・御判紙・毛才・名前等を確認したので先々通して下さい。とあり、発行人は渡瀬馬改所の平八と弥治助名義の二種で、宛先は先々馬改所となっている。

この文書の馬改所の組織や機能は全く知られていない。さらに、発行が渡瀬馬改所で宛先が御境目番所ではなく先々馬改所となっている。この先々馬改所と御番所との関連も不明で、文書の残っていた木村家と先々馬改所との関係も明らかでない。また、湯原入りや馬改所での手続きや役代など、今後の解明がまたれるものが多い。いずれにしても、領外の馬が、この文書で御境目番所を通行して行ったのであろう。

市右衛門様へ被遣候御状壹ツ
 樋二受取越申候以上
 戸沢 又六
 子ノ四月十二日
 新町 太郎吉殿
 2 18×11cm
 渡部源吉様より才藤市右衛門へ被遣志ふ紙包ほそ引共二御状貳ツ
 樋二請取遣申候以上
 戸沢町 又六 ○黒印
 貞享元年子ノ四月十八日
 戸沢新町 太郎吉殿
 3 18×15cm
 野村喜兵衛様より才藤市右衛門様へ被遣候御状壹ツ
 ふめつ勘七所へ被遣候御状壹ツ
 右之通り樋二受取越新候以上
 本戸沢 又六 ○黒印
 子ノ四月廿日
 戸沢新町 太郎吉殿

(図97)

より被遣候御状壹通御宿送添
 切手とも樋二受取白石へ越申候以上
 戸沢 清左衛門○黒印
 子ノ卯月廿八日 ミノ下刻
 太郎吉殿

5 16×11cm

・御状壹通志ふ可み
 包壹ツ上書付二て樋二受取渡瀬へ越申候以上
 戸沢 清左衛門花押
 子ノ卯月廿九日
 新町 太郎吉殿

6 16×10cm

桜内新兵衛様より玄番様
 御通り二付被遣候御書付壹枚
 樋二受取越新候以上
 戸沢 清左衛門 ○黒印
 子ノ五月廿一日
 新町 太郎吉殿

7 16×12cm

才藤一右衛門様へ野村喜兵衛様より被遣候御状壹ツ御宿
 送御状紙共二樋二受取申候
 清左衛門 □黒印

子ノ六月朔日 ミノ中刻
 太郎吉殿

8 16×13cm

野村喜兵衛様より小原肝入衆へ被遣候御状
 受取申候以上
 清左衛門 □黒印
 子ノ六月朔日 いぬの上刻
 太郎吉殿

(図98)

9 18×12cm

才藤市右衛門様へ野村喜兵衛様より被遣候御状壹ツ樋二受取申候以上
 戸沢 清右衛門 □黒印
 子ノ六月廿五日 馬ノ中刻
 新町 太郎吉殿

10 13×16cm

野村喜兵衛様より小原源三郎所江被遣候御状壹通御判紙共二
 受取仕候以上
 清左衛門 ○黒印
 丑ノ七月七日酉ノ下刻
 太郎吉殿

4 書状継送

太郎吉宛

1 13×10cm

渡辺源吉様より才藤

4 16×8cm

大河内・・・

11 16×8 cm
 諸星庄兵衛様御退二て漆山大庄
 屋片梅儀右衛門殿より被遣候人
 馬ふれ状老通慥二請取申候
 小坂 源次郎 ○黒印
 丑ノ九月廿四日
 上戸沢 太郎吉殿

(図99)

14 13×12 cm
 只野六右衛門様より野村
 喜兵衛様へ被遣候老封貴
 殿より之御状老ツ切紙
 老枚受取候便二越可申候以上
 戸沢 清左衛門 ○黒印
 丑ノ十月十二日
 太郎吉殿

(図100)

15 13×9 cm
 只野六右衛門様より湯原八兵衛方へ
 被遣候御状老ツ貴殿より
 御文老ツ慥二受取越申候以上
 戸沢 清左衛門 ○黒印
 丑ノ十月十三日
 太郎吉殿

16 13×14 cm
 只村六右衛門様より村田長吉様へ
 被遣御状老ツ宿送共二
 御鍵式挺突棒老挺
 指股老挺小搦老挺
 合五挺慥二請取申候以上
 又六 ○黒印
 とら二月四日
 御判紙もの参候
 太郎吉殿

17 18×13 cm
 いせ参老人秋田迄罷下り
 由慥二請取渡瀬へ送相立
 遣新候以上
 戸沢町 又六 ○黒印
 とら三月廿一日
 新町 太郎吉殿

18 13×12 cm
 只野六右衛門様より齋藤市右衛門様へ
 被遣御状老ツ宿送共二
 猶御宿送八廿五日之日付
 六右衛門様より之添書共二請取
 申候以上
 又六 ○黒印
 寅ノ三月廿八日
 太郎吉殿

19 13×11 cm
 七郎兵衛殿より里之御
 廻文老枚受取申候也
 以上
 清左衛門 ○黒印
 寅ノ四月十九日
 太郎吉殿

20 13×17 cm
 御飛脚式人江戸より
 御下り被成候二付・
 下総守様御内・
 圖司弥三兵衛・
 御先状老通慥二取
 申候以上
 戸沢 清左衛門 ○黒印
 とら七月十六日 たつノ下刻
 新町 太郎吉殿

21 16×23 cm
 一 千住町問屋衆より参候宿
 々次之廻状老通上かミニ包
 一 小金井町より宿次之書付
 老通次だて五拾八枚
 一 當七月四日二通り申油かミ
 但シとうゆきれ由并二小細
 引長九尺八寸二而老筋慥二
 請取申候以上
 小坂檢断
 長三郎 ○黒印
 同問屋
 源三郎 ○黒印
 辰ノ七月七日 子ノ上刻
 上戸沢町

太郎吉殿

(図101)

22 15×21cm

千住問屋衆より参候宿々

之廻状忝通上紙二包

一 小金井より宿次之書付

忝通つぎたて五十八枚

二 昨日退り油紙但シとうゆう

され并二小ほそ引長九尺

八寸忝筋慥二請取申候

小坂検断

長三郎

辰ノ七月七日 源三郎

上戸沢 太郎吉殿

右之通り之手形可被遣候

以上

23 16×30cm

千住町より當月二日之日付

二而罷通り候廻状楯南村より

但し宿々与里添書

つきたて拾四枚白かミ

老枚二包上を油かミ二而

包くわんぜ与り二而中を

結参候慥二請取申候但し

千住町より之書付共二

右之通り二御座候右油

かミ六寸二忝尺寸之かミ
に御座候以上

小坂検断

長三郎 ○黒印

同 問屋

源三郎 ○黒印

辰ノ七月八日巳ノ上刻

上戸沢 太郎吉殿 参

(図102)

24 18×12cm

岩城伊豫守様御登り二付御

先ふれ忝通御泊り付忝枚

状箱共二慥二請取桑折へ越申候以上

小坂 源三郎 ○黒印

巳ノ三月廿二日

上戸沢 太郎吉殿

(図103)

25 18×11cm

一 松平大和守様御荷物御座候由二て

傳馬町検断五郎兵衛殿之大急之口

書付忝通慥二請取申候以上

但どころところ二すみ少々付申候

小坂 源三郎 ○黒印

巳ノ三月廿四日

上戸沢 太郎吉殿

26 13×11cm

村田長吉様より大河内

四郎兵衛様へ御用状忝ツ

御判紙共二慥二受取申候

以上

本戸沢 又六 ○黒印

午ノ十一月廿六日

戸沢新町 太郎吉殿

27 13×12cm

村田長吉殿より今村

権兵衛様へ被遣候御状

忝通慥請取申候

一 戸沢町 清左衛門

とり五月七日

新町 太郎吉殿

28 13×9cm

村田長吉様より八郎兵衛所へ

被遣候御状忝ツ七郎兵衛殿

よりめくらし式通り右之通り

慥二受取渡瀬へ越申候以上

本戸沢町 又六 ○黒印

とりノ六月廿二日

.....

.....

.....

29 6×13cm

村田長吉様より今村

権兵衛様へ被遣御状忝ツ

宿送共二受取越申候以上

本戸沢 又六 ○黒印

とり六月廿八日

新町 太郎吉殿

30 13×11cm

只野六右衛門様より窪田

善兵衛様齋藤市右衛門様へ

被遣候御状忝ツ慥二受取

越申候以上

戸沢 清左衛門 ○黒印

戌ノ三月十五日

太郎吉殿

31 19×14cm

ならけより参候状被遣候慥二

請取申候又候跡より泊り之

実正申参候者御志らせ

可被下候桑折瀬ノ上より左様二

此方迄申参候頼入申候以上

小坂 源三郎 ○黒印

戌五月廿八日

と沢 太郎吉殿

32 17×10cm

七郎兵衛様より被遣候書付

老つ儘二請取越申候以上

戸沢 又六 ○黒印

いノ二月八日いノ上刻

新町 太郎吉殿

33 13×10cm

壬渡田善兵衛様より才藤

市右衛門様へ被遣御状老ツ

山崎七郎兵衛殿より之添書

老枚共二請取越申候以上

戸沢 又六 ○黒印

閏三月四日

戸沢新町 太郎吉殿

34 14×13cm

此開手札書付共二今日中

早々新町御届ケ可被成候

以上

才藤源右衛門

三月十日

源三郎殿

源兵衛殿

又十郎殿

五郎左衛門殿

35 15×11cm

渡部源吉殿より書状老

通并四郎兵衛殿御判紙共

儘二受取申候以上

蒲生作左衛門 ○黒印

三月廿日

戸沢町検断

太郎吉殿

36 13×13cm

只野六右衛門様より今村権兵衛様へ

被遣候御状老ツ今十九日之

日付宿送三枚もの参候

請取越申候以上

戸沢町 又六 ○黒印

閏三月廿一日

新町 太郎吉殿

(図104)

37 13×10cm

只野六右衛門様より猪狩右兵衛様へ

被遣候御状老ツ御判紙

共二儘二請取越申候以上

又六 ○黒印

閏三月廿三日

太郎吉殿

38 10×13cm

渡部源吉様より白石

七郎兵衛殿へ被遣候

御判紙入申受取

申候以上

清左衛門 □黒印

三月卅日

太郎吉殿

39 13×12cm

村田長吉様より今村権兵衛様へ

被遣候御状老通儘二受取

渡瀬へ越申候以上

戸沢 清左衛門 ○黒印

卯月十四日

新町 太郎吉殿

40 13×9cm

白石七郎兵衛殿より廻状

老枚受取申候以上

清左衛門花押

五月八日

太郎吉殿

41 13×12cm

村田長吉様より今村

権兵衛様へ被遣御

状老通添書共二

請取遣申候以上

戸沢町

又六 ○黒印

六月六日

太郎吉殿

42 13×17cm

渡辺伊左衛門様より

山崎七郎兵衛様へ被遣

御志ふかミ包老ツ

符無シ二而受取申候

拙者共方へ之御手紙

老枚共二以上

又六 ○黒印

六月廿一日

太郎吉殿

43 18×11cm

御領内之衆六人白石迄送

届申様二と被仰付候右六人

儘二受取申候以上但し御書付共二受取

申候

戸沢 清左衛門 □黒印

六月廿七日

新町 太郎吉殿

44 12×9cm

村田長吉様より才藤一右衛門様へ

被遣御状老封御宿

送共二請取越申候以上

又六 ○黒印

六月廿八日

太郎吉殿

通御廻文老通髓二

請取申候以上

又六 ○黒印

子ノ三月廿四日

太郎右衛門殿

戸沢 太郎右衛門殿

7 武田次兵衛様より

同氏三人様へ被遣候

御判老通其元へ

老通私共方へ一通

合三通髓二受取申候

以上

戸沢 五郎右衛門 ○黒印

西ノ二月廿四日

太郎右衛門殿

善兵衛様へ之御急用状

老通御判紙共二受取申候以上

子ノ九月十九日

太郎右衛門殿

5 13×9 cm

猪又平四郎様より権田

五郎右衛門 ○黒印

手形之事

一相模守様より宿次御證文老通油紙二

包より二而御状箱之糸二結付ケ其俵

奉拜見候

一豊後守様 山城守様 相模守様江

中根平十郎様より御状箱老つ油紙二包

青糸二而結右御三人様御名付ケ御指札

二 あり但シ御符印あり

右髓二請取申候則桑折へ越申候以上

小坂町検断

長三郎 ○黒印

申ノ十月十三日戌ノ上刻

上戸沢町

太郎右衛門殿

13×16 cm

御判老通其元へ

合三通髓二受取申候

以上

戸沢 五郎右衛門 ○黒印

西ノ二月廿四日

太郎右衛門殿

池田様御手代御先触

老通箱入二而受取

申候以上

又六 ○黒印

西七月九日

太郎右衛門殿

9 14×12 cm

雪野保様より石川良平様へ

急御用状老通

右之通請取申候以上

又六 ○黒印

西七月廿七日

太郎右衛門殿

戸沢 太郎右衛門殿

請取申候以上

又六 ○黒印

子ノ三月廿四日

太郎右衛門殿

2 15×9 cm

いの又平四郎様より茂木与惣左衛門様へ

之御状老通御判紙御添書共二

髓二受取申候以上

五郎右衛門 ○黒印

子ノ八月廿日

太郎右衛門殿

3 15×9 cm

横田吉兵衛様二猪又平四郎様

より御判老通受取申候以上

戸沢 五郎右衛門 ○黒印

子ノ九月七日

太郎右衛門殿

(図106)

太郎右衛門宛

1 13×12 cm

猶々茂木与右衛門様之御状二御座候以上

茂木与惣右衛門様へ

平四郎様之御状老

4 16×10 cm

秋田より御銀荷罷登候

二付先触老通并湯ノ原

より之添状共二髓二請取申候以上

小坂 源三郎 ○黒印

子ノ九月十四日

(図105)

6 30×32 cm

手形之事

一相模守様より宿次御證文老通油紙二

包より二而御状箱之糸二結付ケ其俵

奉拜見候

一豊後守様 山城守様 相模守様江

中根平十郎様より御状箱老つ油紙二包

青糸二而結右御三人様御名付ケ御指札

二 あり但シ御符印あり

右髓二請取申候則桑折へ越申候以上

小坂町検断

長三郎 ○黒印

申ノ十月十三日戌ノ上刻

上戸沢町

太郎右衛門殿

(図116)

太郎右衛門殿

西七月廿七日

又六 ○黒印

10 14×22 cm

・渡邊八兵衛殿より齋藤

晋八郎殿へ御用状壹封

四百九拾壹文帳面共二

一 川村左源太殿より高橋

古助殿へ御用状壹封

代四百三拾壹文

帳共二秋田先触壹通

右之通受取申候以上

又六 ○黒印

酉八月廿九日よ

太郎右衛門殿

(図107)

11 14×12 cm

太兵衛様より齋藤源右衛門方へ

急御用状壹通

右之通受取申候以上

又六 ○黒印

酉九月十日

太郎右衛門殿

12 15×20 cm

覚

一 池田仙九郎様御先触壹通

但し筥二入外二書状壹封

一 庄内先触壹通

一 北津輕長持触壹通

一 土浦先触壹通

一 会津大龍院様先触壹通

但し筥二入

一 弘前先触壹通

六通

右之通慥二請取申候以上

小坂 作左衛門 ○黒印

酉十月九日

上戸沢宿検断

太郎右衛門殿

13 14×20 cm

御番所様より勘吉へ

御用状壹通五郎右衛門へ

其御元様より壹通

右之通受取申候以上

又六 ○黒印

酉十月十九日

太郎右衛門殿

14 13×14 cm

玉置栄治郎様より

安藤所平様へ太郎山

御用壹通

右之通請取申候

下戸沢宿検断

五郎右衛門 ○黒印

酉ノ十月廿三日

検断 太郎右衛門殿

15 14×16 cm

大松沢直衛様より白石町

検断圖右衛門方へ急御用壹通

金三切相添

右御同人様より同武治様へ

八日ご状壹通弍通

右之通請取候以上

検断 五郎右衛門 ○黒印

酉ノ十一月十三日

上戸沢 太郎右衛門殿

16 14×19 cm

覚

一 御用状壹本 帳面壹冊

質弍弍九百九十文

田村一作様より

川村左源多様へ

右之通慥二請取申候以上

小坂検断 佐五兵衛 ○黒印

酉十一月廿五日午上刻

上戸沢御同役 太郎右衛門殿

17 14×17 cm

覚

御用状壹本 帳面壹冊

質壹弍四百五十六文

児玉啓藏様より

木村四郎兵衛様へ

今村太郎九郎様へ

右之通慥二請取申候以上

小坂 佐五兵衛 ○黒印

酉十一月廿七日午下刻

上戸沢検断 太郎右衛門殿

18 14×17 cm

小木昌之助様茂庭源五郎様

御用御判紙付壹通

右御同人様より同勝治様へ

御用御状壹通

弍通

検断 五郎右衛門 ○黒印

戊三月十三日

検断 太郎右衛門殿

19 14×20 cm

高畑賃夫状弍つ油紙

包弍百六拾九文相添

久保久米治郎方より佐藤

彦治郎様へ別書□□

外二笠弍ツ

右之通請取申候以上

(図110)

(図109)

検断 五郎右衛門 ○黒印

戊三月十三日

検断 太郎右衛門殿

20 14×14 cm

小原五郎右衛門様より御用状

忝通受取申候以上

越河町肝入

重三郎 ○黒印

戊四月五日

上戸沢検断

太郎右衛門殿

(四111)

21 15×12 cm

小木昌之助様より義屋権五郎様

江急御用状忝つ慥二

受取申候以上

検断 又六 ○黒印

戊四月廿七日

太郎右衛門殿

22 19×14 cm

新兵衛殿二守代・・・守様御

家来衆御取落被成候由二而戸沢

又六殿より状忝つ添書忝通慥二

受取則桑折へ越申候以上

小坂 源三郎 ○黒印

戊ノ五月五日

新町 太郎右衛門殿

23 15×15 cm

渡邊伊左衛門様より

西方正兵衛様

村山三郎右衛門様江御状忝封卜

宿繼之御判紙忝枚段々御

添御書付共受取指上申候以上

小坂検断 惣兵衛 ○黒印

戊ノ五月廿五日

戸沢新町役衆

太郎右衛門殿

24 15×14 cm

酒井左衛門尉様御家来衆

清水町二て御守袋御・

之由二て小屋十右衛門方より御状

忝枚右守袋符印申候并

宿々より之添手形共二慥二請

取早々桑折へ越申候以上

小坂 源三郎 ○黒印

戊閏五月廿六日

戸沢 太郎右衛門殿

25 13×12 cm

横田善兵衛様へ渡邊伊左衛門様

より被遣候御状忝通

御判紙共二慥二受取白石へ

越申候以上

戸沢町 五郎右衛門 ○黒印

戊ノ閏五月廿六日

新町 太郎右衛門殿

26 16×13 cm

関町より付之御状參候由

志らせ之手紙忝通慥二

請取申候外添書二枚共二

受取申候以上

小坂 源三郎 ○黒印

戊五月廿六日

太郎右衛門殿

27 15×14 cm

渡邊伊左衛門様より

村上三郎右衛門様

西方正兵衛様江之御状忝封

宿繼之御判紙忝枚御添

書付忝枚共二受取申候以上

越河町 惣兵衛 ○黒印

戊ノ六月四日

戸沢新町 太郎右衛門殿

28 13×10 cm

武田次兵衛様より秋保

十兵衛様へ被遣候御状忝通

慥二受取申候以上

戸沢 五郎右衛門 ○黒印

戊ノ七月朔日

太郎右衛門殿

29 20×11 cm

羽州岩村より御年貢金罷登り

申候二付室山祐右衛門殿より御先ふれ忝

通慥二請取申候以上

小坂 源三郎 ○黒印

戊七月三日

戸沢 太郎右衛門殿

30 15×11 cm

武田次兵衛様より西方正兵衛様

村上三郎右衛門様江御状忝通御宿

次御判共二受取指上申候

越河 惣兵衛 ○黒印

戊八月朔日

戸沢 太郎右衛門殿

31 13×10 cm

其元より湯原伝八郎

平七郎方へ被遣候御状忝つ

慥二受取遣申候以上

本戸沢 又六 ○黒印

いぬノ八月廿日

戸沢新町 太郎右衛門殿

32 15×13cm

武田次兵衛様より

西方正兵衛様江御状壹通下

御判紙壹枚御添書四枚共

慥ニ受取申候以上

越河町 惣兵衛 ○黒印

戌ノ九月五日酉ノ下刻廻り

戸沢新町 太郎右衛門殿

33 20×11cm

一 柘植傳兵衛様高畑より御通ニ付館野庄

藏殿

より御先触壹通但ふた紙共二慥ニ

請取申候以上

小坂 源三郎 ○黒印

戌ノ九月八日

太郎右衛門殿

(図112)

34 15×11cm

青木半九郎様より村上三郎右衛門様へ

御状壹通御宿次共ニ受取指上

申候以上

越河 惣兵衛 ○黒印

戌之九月廿九日午ノ上刻

戸沢 太郎右衛門殿

35 13×17cm

酒井石見守様御内

土方加右衛門殿より之

先触壹通御状

箱共ニ受取申候

外

一 其元より書付受取

申候以上

五郎右衛門 ○黒印

戌十月八日

太郎右衛門殿

36 13×15cm

青木半九郎様より

村上三郎右衛門様へ御状

壹封ト御宿継之

御判紙壹枚段々

御添書四枚共受取

指上申候以上

越河 惣兵衛 ○黒印

戌ノ十一月朔日子ノ下刻

上戸沢町 太郎右衛門殿

37 13×10cm

青木半九郎様より村上三郎右衛門様へ

御状壹通御宿次御判并御添

書付共ニ受取申候て指上申候

以上

越河 惣兵衛 ○黒印

戌之十一月七日

上戸沢 太郎右衛門殿

38 13×12cm

一 状式ツ返割壹枚問屋付

貳枚代壹ノ三百五拾貳文

請取申候以上

一 かちふ代ニ拾六文又八二相渡シ

下戸沢町 又六 ○黒印

正月五日

上戸沢町 太郎右衛門

39 15×16cm

此御状壹封段々御用

便ニ而御宿前・・・

付候而其元よりも左様・・・

從段々可被遣候以上

越河町 惣兵衛 ○黒印

閏五月廿五日

戸沢新町

太郎右衛門殿

40 15×13cm

ならけよりの手紙此

方迄被遣候慥ニ請取申候以上

又候実儀相忘れ申ハハ

御志らせ可被下候以上

小坂 源三郎 ○黒印

閏五月廿九日

と沢 太郎右衛門殿

41 13×15cm

茂木与惣左衛門様へ渡辺

伊左衛門様より被遣候御状

壹通但シ御判紙へ

付加ニて御座候慥ニ

受取申候以上

戸沢町 五郎右衛門 ○黒印

六月七日

太郎右衛門殿

42 13×12cm

渡辺伊左衛門様より

秋保十兵衛様へ被遣候

御状壹通慥ニ受

取遣申候以上

又六 ○黒印

六月十六日

太郎右衛門殿

43 14×15cm

田口五郎左衛門様御手代衆

より御用状壹封珍銭

八百九拾壹文右之通

慥ニ請取申候以上

又六 ○黒印

七月九日

太郎右衛門殿

44 14×13cm

山形御用状壹封油紙包

□□九百六十壹文

御用状一同受取申候以上

又六 ○黒印

七月十七日

太郎右衛門殿

45 13×10cm

御手紙被出候式枚慥ニ

受取渡瀬小原へ越

申候以上

戸沢町 五郎右衛門 ○黒印

七月廿八日 いノ刻

太郎右衛門殿

46 14×18cm

覚

菅野保様より大松沢直治様

御判紙付大急御用状壹通

御同人様より菅野勇記様へ

急用壹通ノ式通

右之通慥ニ受取申候以上

五郎右衛門 ○黒印

八月五日 昼八ツ半時

太郎右衛門殿

47 13×28cm

武田源兵衛様より小関

五右衛門様山崎七兵衛様へ

被遣候御状式通

拙者所江之手紙

壹ツ慥ニ受取申候以上

五郎右衛門 ○黒印

八月六日

太郎右衛門殿

小関五郎右衛門様湯原江

御通不被遊候ニ付其元

御番所へ此段可

被仰上候以上

五郎右衛門

同日

太郎右衛門殿

48 18×13cm

笹川町検断衆より秋田御侍

衆江被遣候代物三拾文慥ニ

受取申候以上

五郎右衛門 ○黒印

九月二日

太郎右衛門殿

49 13×10cm

鈴木善兵衛様より菊地金左衛門様へ

御ふみ壹通并箱之ふた

壹ツ共ニ受取申候以上

又六

九月五日

太郎右衛門様へ

(図114)

一作様へ御用状壹通

質代四百式拾七文

内田金兵衛様より藤田

孝藏様へ御用壹通

質代五百拾五文

右之通請取申候以上

検断 五郎右衛門 ○黒印

閏十月十三日

太郎右衛門殿

52 15×22cm

大越忠兵衛様より

渡部佐左衛門様へ之

御状壹通今日

参候間差遣候

其元ニて被指上

可致候以上

七郎兵衛

十月廿一日

太郎右衛門殿

(図115)

53 13×33cm

渡辺伊左衛門様より橋本惣右衛門様へ

御状壹通郷右近六兵衛様へ

壹通渡辺長八郎様へ

壹通高橋次郎右衛門様へ

壹通山崎七郎兵衛所へ

壹通拙者方へ御

手紙共二受取申候

明日慥二遣可申候

間右之段被仰上

可被下候以上

又十郎 ○黒印

十一月十六日

太郎右衛門殿

子閏五月十九日

三郎兵衛殿

2 13×11cm

津輕衆馬不連壹通御状

箱入受取申候以上

太郎右衛門 ○黒印

子六月廿一日

三郎兵衛殿

太郎右衛門 ○黒印

子七月廿二日

三郎兵衛殿

5 13×18cm

塩松右衛門様より白石半十郎様

御判紙付御状壹通遠藤

三郎兵衛様へ御状壹通

伊藤久兵衛様へ御状壹通

受取申候以上

太郎右衛門 ○黒印

子ノ七月廿四日

三郎兵衛殿

三郎兵衛殿

8 17×14cm

塩松忠右衛門様より伊藤久兵衛様

白石半十郎様太田権九郎様へ

御判紙八枚受取申候以上

又六 ○黒印

子ノ八月三日

三郎兵衛殿

三郎兵衛殿

9 13×20cm

覚

一左衛門様御家中より福寫

御本陣江書状壹通則

桑折江遣申候以上

小坂 源助 □黒印

子八月四日

三郎兵衛様

一昨日八左衛門様御通定而

御取込可被成と奉存候

人馬首尾能御立

被成候間御満足二て存候以上

源助

三郎兵衛様

(117)

10 13×10cm

忠右衛門様より久兵衛様へ

1 18×12cm

覚

一 高畑御役所より水沢出役衆へ

壹封当檔三郎兵衛方江一封

右之通慥二受取申候以上

小坂町 □右衛門 □黒印

4 13×15cm

今村吉兵衛様より山瀬

介左衛門様へ御判紙付

御用状一通うけ取

申候已上

7 13×7cm

忠右衛門様より久兵衛様江御状

壹通受取申候以上

太郎右衛門 ○黒印

子七月廿七日

御用状式封受取申候以上

又六 ○黒印

子ノ八月十五日

三郎兵衛殿

1 1 22×21cm

小嶋又七郎様より武田

久左衛門殿へ御判紙付

御用状一通御同人様より

高橋又六板橋卯太郎

とのへ御状一通被渡遣他二

御同人様より三通助左衛門方へ

御状一通守屋五平衛方より

竹左衛門方へ書状一通

右之通受取申候以上

太郎右衛門 ○黒印

子八月廿三日

三郎兵衛殿

1 2 13×16cm

忠右衛門様より半十郎様へ御判

紙付之御状壹通口十郎様

御自分用状壹通右之通

受取申候以上

太郎右衛門 ○黒印

子ノ八月廿七日

三郎兵衛殿

1 3

和田新九郎様江塩松

仲右衛門様より御判紙付御

御用状壹通御同人様より

兩人方へ壹通右之

通髓受取申候以上

太郎右衛門 ○黒印

子八月廿八日

三郎兵衛殿

1 4 13×22cm

森山勘四郎殿御傳見

為御用被遊御下り候御

先触壹通仲右衛門殿より

出處候様平右衛門殿

彦兵衛殿へ大々急用

状壹通御判紙にて

其元より傳兵衛殿四郎右衛門殿へ

御口状一通右之通

髓二受取申候已上

太郎右衛門 ○黒印

子八月晦日 夜五つ

三郎兵衛殿

(118)

1 5 13×15cm

塩松仲右衛門様より天野

茂平治様へ八月分急御用

状一通御金山下代傳兵衛様より

廻文壹枚うけ取神祖以上

太郎右衛門 ○黒印

子九月朔日

三郎兵衛殿

1 6 20×18cm

天野茂平次様へ大内新兵衛様より

御用状壹封御金山下傳兵衛様より

壹通結合式通御判紙壹枚

御金山下代半兵衛様へ同傳兵衛様より

壹通御判紙壹枚秋田御家中衆

馬役壹通右之通髓請取

申候

又六 ○黒印

子ノ九月三日

三郎兵衛殿

1 7 19×9cm

覚

一森山勘四郎様御代官所より御金荷

先触壹通髓受取申候以上

小坂 源助 □黒印

子九月五日

三郎兵衛殿

1 8 13×28cm

新平様より伊右衛門様甚兵衛様

佐々木多太夫様へ御状式通

御判紙式枚傳兵衛様より

新関長作様半兵衛様へ

御状式通御判紙式枚

八郎右衛門太郎右衛門方より半兵衛様へ

壹通右之通受取申候以上

久四郎 ○黒印

子ノ九月十九日

三郎兵衛殿

御手紙拜見代百五十文

被遣受取申候相調遣

可申候以上

1 9 13×12cm

傳兵衛様より半兵衛様へ御判

紙付御用状壹通御添書共二

受取申候以上

太郎右衛門 ○黒印

子ノ九月廿二日

三郎兵衛殿

2 0 13×13cm

水沢問屋方より忠介様へ

御用状一通添書共受取

申候以上

太郎右衛門 ○黒印

子ノ九月廿二日

三郎兵衛殿

21 13×23 cm

大内新平様より三郎右衛門様新九郎様

伊右衛門様へ御状忝通天野

茂平治様へ忝通御判紙老枚

傳兵衛殿より茂平治様へ油

紙包老つ御印符二而御自分

届候由三五郎様傳兵衛殿より

肝入源兵衛方へ御自分状

式通共受取申候以上

太郎右衛門 ○黒印

子九月廿四日

三郎兵衛殿

(図119)

22 18×13 cm

覚

一内山七兵衛様御先触忝通

一津軽様より献上之御鷹御触

忝通状箱共二但状箱屋

ふ連申候右之通慥二受取申候以上

小坂 源助 □黒印

子九月廿六日朝

戸沢 三郎兵衛殿

23 16×13 cm

覚

一下戸沢検断衆より之

書状老封慥二受取申候以上

小坂 三郎兵衛 □黒印

子九月廿九日

上戸沢町検断

三郎兵衛殿

24 13×14 cm

五賀村肝入方へ山村竹左衛門様より

御判紙付御用判一通

御金下代傳兵衛殿より両人方へ

忝通受取申候以上

太郎右衛門 ○黒印

子十月六日

三郎兵衛殿

25 16×12 cm

太田権九郎様より人像御包文

忝通請取申候以上

又六 □黒印

西ノ七月廿三日

三郎兵衛殿

26 16×15 cm

覚

一 阿部友之進様御通り関東之□

□和野村より書付老通

一 石口御用付馬触老通

一 高畑御手代者より上郡江状

老ツ付右之通受取申候以上

小坂問屋 源助 ○黒印

西十月七日

上戸沢 三郎兵衛殿

27 13×15 cm

一天ノ茂平次様よりかやは

三郎衛門様す可み与次郎様へ

御判紙御状二通

一かヶ長三郎様へ御状

老通へ三通受取申候以上

太郎右衛門 ○黒印

いノ五月十日

三郎兵衛殿

28 13×14 cm

結城弥右衛門様より小田郡

太郎兵衛様へ御用状老通

御添書共受取申候以上

太郎右衛門 ○黒印

亥五月十四日 く連

三郎兵衛殿

29 15×19 cm

覚

一大山御役所より御金荷先触

老通

一戸沢筑前守様御家中

人馬触老通

一秋田家中馬触老

通

右之通受取申候以上

小坂 源助 □黒印

亥五月廿三日

三郎兵衛殿

30 13×17 cm

白根沢作左衛門様より曲竹村

作左衛門田村肝入方へ

御急用之御状式通

□□式枚受取申候□

久四郎方より手紙式通遣候

太郎右衛門 ○黒印

亥六月五日

三郎兵衛殿

31 15×15 cm

一天ノ茂平治様より武田

久左衛門様へ之御急用状一通

一 下代半兵衛方より清蔵様

庄左衛門方へ式通合

三通受取申候以上

太郎右衛門 ○黒印

いノ九月十二日 昼四ツ時

三郎兵衛殿

32 13×15cm

嶺助左衛門様より堀内

傳兵衛様へ御判紙付

御用状一通受取

申候以上

又六

亥九月廿二日

三郎兵衛殿

33 13×17cm

本郷与右衛門様より大田

権九郎様江被遣御用状

壹通御判紙并こさ包

壹ツ御印符阿り御同人様より

三郎右衛門様江被遣御用状壹

通御判紙付二而受取申候以上

又六 ○黒印

亥九月廿六日

三郎兵衛殿

34 16×21cm

覚

一津軽様手代様より御鷹之

御先触壹通状箱共二ふた

そんじ参候

・生駒主殿様御下中衆より

馬触壹通状箱共二

一庄内御下中松平武右衛門様

御登り先触之儀日銀

相延申暖書付壹通

右之通相受取申候以上

小坂 源助 □黒印

亥十月五日

三郎兵衛殿

35 13×18cm

重郎左衛門様半右衛門様江

与右衛門様より被遣御用状

式通何も御判紙付

其元より庄太夫殿と伝兵衛殿へ

式通共二受取申候以上

又六 ○黒印

四月十八日

三郎兵衛殿

三郎右衛門様より丈右衛門様江

被遣御状壹つ入遣申候

御上可被下候以上

36 13×16cm

津軽衆より之

馬触式通

受取申候以上

太郎右衛門

五月十三日□

三郎兵衛殿

37 13×19cm

木村三四郎様より太田

権九郎様江被遣御用

状御判紙ごさ

つつみ壹つ御札□□衛門

受取申候以上

又六 ○黒印

五月廿日

三郎兵衛殿

38 13×16cm

一六郎様より又太夫様へ之

御受用状一通御判

紙状付丹て御廻文

壹通右之通受取

申候以上

又六

五月廿一日 □□九つ

三郎兵衛殿

39 13×18cm

小坂町三郎兵衛方より

拙者方江書状式通并二

手樽式つ何茂封

せつ壹つ慥二受取

申候已上

高橋又右衛門 ○黒印

五月廿六日

上戸沢町

三郎兵衛殿

40 13×14cm

御代官様より之御廻文

壹通傳兵衛様より一通

浦右衛門方より一通

右之通受取申候以上

又六 ○黒印

六月二日

三郎兵衛殿

41 13×15cm

三四郎様より小太夫様へ之

御用状御判紙付丹て外二

油紙包壹つ御印符二而

茂祐殿より庄十郎方江

壹通右之通受取申候以上

又六 ○黒印

六月四日

三郎兵衛殿

42 18×20cm

山形御家中衆御先触式通

□□・・・

受取申候已上

太郎右衛門 ○黒印

六月十七日

三郎兵衛殿

秋田御家中衆馬拾足明

朝遣申候不足御座候も

被仰遣次第遣申候以上

43 15×16cm

御金山下代傳兵衛様より被遣候

御用状壹封并二御宿代

御判紙壹枚慥ニ受取申候

以上

越河町

清兵衛 ○黒印

六月廿日

上戸沢 三郎兵衛殿

(図120)

44 13×6cm

堀田相模守様左衛門尉様

御家中衆より馬触式通受取

申候以上

又六

七月七日

三郎兵衛殿

45 15×11cm

覚

一上山問屋方より書状壹封

左衛門様御下中より御宿割

衆江壹封慥受取申候以上

小坂 源助 ○黒印

七月廿一日

三郎兵衛殿

46 15×16cm

小木長右衛門様より澤口仲右衛門様

急御用状壹つ□□壹枚

□一卷壹つ書付共□□

六枚請取申候以上

高橋又吉 ○黒印

七月廿三日

木村三郎兵衛殿

七月廿三日

47 15×15cm

小嶋又七郎様へ三邊助左衛門方より之御用状御判紙

付二而壹通てんびん入之箱

筵包二而壹つ慥ニ受取申候以上

兩替所手代

五兵衛 ○黒印

七月廿五日

上戸沢町検断 三郎兵衛殿

48 16×16cm

内山七兵衛様御手代衆より

馬触壹通塩松忠右衛門様より

沢口惣太夫様へ之御判紙付

御用状一通右之通受取

申候以上

又六 ○黒印

八月十七日夜

三郎兵衛殿

49 16×12cm

遠山勤五郎様御手代衆より之

馬触壹通塩松忠右衛門様より

白石半十郎様へ之御用状一通

御判紙付丹て右之通受取

申候以上

下戸沢検断

八月十七日

三郎兵衛殿

50 15×13cm

高地太郎作様より重野

十右衛門様へ御用状壹つ

代百式十六文先触

壹つ共ニ請取申候以上

高橋又六 ○黒印

八月廿日

木村三郎兵衛殿

51 13×23cm

秋元御家中古田八郎右衛門様

久但幸左衛門様御用状納

之紙包御添帳へ役代九六二而

四百四拾五文外二秋元

御家中様御用状三通

并今泉利右衛門殿本府

永泉寺江御用状壹通

三郎兵衛方より林兵衛方壹通

日下喜右衛門様壹通右指返

六通右之通受取申候以上

久四郎 ○黒印

八月廿三日

三郎兵衛殿

52 13×17cm

御金山下代傳兵衛様者

(図123)

御山廻り権右衛門方へ御判紙
付之御状老通忠右衛門様より
新左衛門様へ御自分御状一通
受取申候以上

下戸沢

太郎右衛門 ○黒印

八月廿四日

上戸沢 三郎兵衛殿

53 13×7 cm

御金山下代傳造殿より御山廻

権右衛門方へ御用状御判紙付

御同人より十郎左衛門方へ状老ツ油

紙老枚錢百五十八文共二

請取申候以上

又六 ○黒印

八月廿六日

三郎兵衛殿

54 15×16 cm

大越清六郎様より

・七郎様へ之御用

状御判紙附老封

糙二受取申候以上

兩替所手代

五兵衛 ○黒印

八月廿七日

上戸沢檢断 三郎兵衛殿

55 13×9 cm

森下内四郎様御通明日二

罷成候御先ふ連一通受

取申候以上

久四郎 ○黒印

九月朔日

三郎兵衛殿

56 13×9 cm

其元より傳兵衛殿四郎右衛門様

御用状一通受取申候以上

又六

九月九日

三郎兵衛殿

57 13×8 cm

石母田三五郎様より木村三四郎様へ

御用状一通御判紙付丹て受取

申候以上

又六 ○黒印

九月九日

三郎兵衛殿

58 13×14 cm

石母田三五郎様より伊藤

久兵衛様へ之御用状老通
受取申候以上

又六

九月九日

三郎兵衛殿

からし被成相止存申候

以上

59 13×15 cm

大内新平様より天野茂平次様へ

御用状式通御判紙付丹て

小嶋又七郎様より大越清六郎様へ

老通ハ其元より御處へ

老通御判紙式枚

右之通受取申候以上

又六 ○黒印

九月十日

三郎兵衛殿

60 12×18 cm

池田松三郎様御先触一通

段坂伊兵衛様御手代衆より先触

老通御注文写式枚

白キ箱二入ふた先触老通

其元より日下喜右衛門様仲右衛門様へ式

通

小野三郎兵衛様より口永参左衛門様へ

御用状一通人足代五百老文共二
長面共二受取申候以上

高橋又六 ○黒印

九月十日 よる九つ時

木村三郎兵衛様

61 15×11 cm

石母田三五郎様より御同氏

桃野助様へ野御自分状老通

右之通受取申候以上

又六 ○黒印

九月十三日

三郎兵衛殿

62 13×20 cm

権三郎方より千葉

庄兵衛殿へ之御状老通

同仲右衛門方江老通

三郎兵衛方より此方

頼右衛門新右衛門方江

廻文右之通請取申候以上

又六

九月廿五日

三郎兵衛殿

63 13×16 cm

三五郎様より久兵衛様へ之

急御用状尅通受取申候

内山七兵衛様御へ御泊り更二

相知不申定而猶下御泊二

可有御座と奉存候左候へハ

当所御泊り二可罷成と奉存候

以上

太郎右衛門

九月廿七日

三郎兵衛殿

64 15×16cm

大越清六郎様江小嶋文七郎様より

被遣候御用状尅封御判紙

相付御山下代半兵衛殿方へ

御下代傳兵衛殿より被遣候御状

尅封御判紙付右之通り

受取申候以上

頼右衛門 ○黒印

十月朔日

三郎兵衛殿

65 15×39cm

宇津志平馬様寄り江戸

仙台御屋敷へ御届被成口

御書面尅本取紛二付訳書

相送候分御頼之通今十

九日昼時當着御戻し

被成下御取謀之程千

萬辱奉謝受取申候間

仍而庄内御飛脚御登便

を以御礼受書共如斯申

達候以上

十月十九日

湯原肝入検断

忠右衛門

上戸沢検断

三郎兵衛様

貴下

66 15×14cm

武田久左衛門様より

御急御用状尅封

受取申候以上

桑谷長八郎 ○黒印

十一月二日

三郎兵衛殿

三郎平宛

1 21×11cm

高橋銀之丞方より御用

状尅封請取申候以上

星ノ五左衛門 □黒印

子ノ七月廿五日

検断

三郎平殿

(図121)

平四郎宛・他

2 20×13cm

有賀文太夫様より富沢喜平次

様江御城米御用状尅封儲二

受取申候以上

六月二日

又六

三郎平様

三郎平様

3 18×12cm

覚

一長町検断半右衛門方より御本状

尅通戻御判紙共二受取申候以上

御金山下代 傳之口 ○黒印

六月十六日

検断 三郎平殿

4 14×12cm

今日八御目出申納候

高橋又右衛門方より御用

之書状尅對遣シ候受取

申候以上

高橋銀之丞 ○黒印

九月朔日

検断 三郎平殿

(図122)

平四郎宛・他

1 16×14cm

墨付御件御判紙

四枚儲二請取申候以上

本戸沢検断

五郎右衛門 □黒印

元禄九年

子ノ四月八日

猪股平四郎様

(図124)

2 14×13cm

齋藤伊右衛門様より御用

状尅通御判紙尅尅

共二受取置申候以上

□茂喜内

八之丞 ○黒印

子ノ五月十一日

上戸沢町検断衆中

3 14×15cm

齋藤伊右衛門様より御用状

尅通御判紙尅尅共二

請取置申候以上

天野茂平次内

八之丞 □黒印

子ノ六月十八日

上戸沢町検断衆中

4 13×12 cm

才藤伊右衛門様より大内

行六郎方へ御用状壱本

御判紙共受取申候以上

戸沢町大内

喜右衛門 ○黒印

子ノ七月廿二日

上戸沢町

検断衆

5 15×11 cm

天野茂平二様より御帖箱壱封

御宿次御判紙并下戸沢検断衆より

之状壱封請取申候以上

大内新平内

喜内 ○黒印

子八月十四日

上戸沢町

.....

6 15×13 cm

天野茂平次様より御急用

御状壱封御宿次御判紙共

請取申候以上

大内新平内

喜内 ○黒印

子八月十五日

歩夫之衆

7 13×14 cm

白石半五郎様江被遣

御用状壱通御判紙

付二而受取申候以上

上戸沢検断 三郎兵衛

子ノ八月廿七日

半五郎殿

8 16×19 cm

此御用状御急用二候間道中無

滞刈田戸沢より於仙台急度

相届可被申候若又御村方二被成御座候ハ

ハ

乍勿論其所へ相届け可被申候以上

猪又平四郎

子ノ九月十九日

右宿々 検断中

(125)

9 15×16 cm

齋藤伊右衛門星甚兵衛

方より御用状壱つ御判

紙共受取申候以上

小坂 金□□ ○黒印

子ノ九月廿二日

上戸沢町 検断衆

10 15×12 cm

齊藤伊右衛門様御状壱封

御宿頭御判紙共請取申候以上

大内屋平内 喜内

子十月五日

歩夫之衆

11 15×30 cm

右者湯原町御番所様

より江戸表へ被指立候御状

同所馬指之者間違を以宿繼

を以繼立当所迄繼来り申候処

指留置御同所様へ同上候得ハ

宿繼を以早速繼戻候様

同所御同役衆より被仰付候間

渡損し首尾御取扱無

遅滞御継送り可被下候以上

上戸沢町検断

三郎兵衛

十月十八日

下戸沢町より先々

御同役中様

湯原町肝入検断

忠右衛門方へ

子十月十八日指上ル

12 14×26 cm

右壱封御用状

御座候義二付申遣候間

馱々無滞肩書之所へ

相届候様御首尾被成

度御頼仕候以上

右同人 □黒印

丑ノ五月十三日

長町通

先々御同役様中

御詰合中様

13 15×16 cm

覚

一秋元様御家中馬触

壱通請取申候以上

前町検断

武右衛門 □黒印

卯七月廿九日

小坂傳次殿

14 16×21 cm

(126)

覚

一力石嶽之進様御手代

衆御用状油紙包

壹つ賃銭式ノ四百五拾

七文帳面壹冊外二

柴口添先触壹通

請取申候以上

小坂 役前 □黒印

卯九月四日九つ時

上戸沢御役前

15 15×14 cm

覚

一森義左衛門様より貝塚口蔵

様御用状壹本賃銭貳百

七十一文帳面共二

一津輕庄内先触貳通

右之通慥受取申候以上

佐五兵衛

卯十二月廿二日

源七郎殿

六ツ半時

16 15×11 cm

千住問屋衆より参候宿々へ之

廻状壹通上紙二包

一小金井町より宿次之書付壹

通つきたて五拾七枚

一昨日通り油紙但シとうゆうきれ

并二九尺八寸之ほそ引壹筋

慥二受取申候以上

辰ノ七月七日

本戸沢町 太郎吉

五郎左衛門殿

又六殿

17 12×8 cm

源兵衛殿より書付壹

枚慥二受取申候以上

新町 太郎吉

巳ノ六月十日

又六殿

18 16×30 cm

覚

一鈴木喜左衛門様御手代

大塚喜太右衛門様より

赤石覚右衛門様江

御用状壹封同文百八十三文

帳面共二

外二同喜多右衛門様より

桑折

堀川定兵衛様

本城孫一郎様へ

御用状箱入壹封

付札共二

山形先触壹通

右之通慥二請取申候以上

佐五兵衛 □黒印

午九月廿三日 酉ノ中刻

源七郎殿

19 16×19 cm

覚

一羽州羽黒山別當より

東獻山明王院

等覚院両院へ

御用状壹本賃銭壹ノ

三百八十式文

一水戸河野藤四郎同人□壹通

ノ

右之通慥二受取申候以上

小坂 佐五兵衛 □黒印

午九月廿九日

戸沢 源七郎殿

20 16×16 cm

覚

一大塚喜多右衛門様より桑名

覚右衛門様へ御用状壹封

賃百四十式文但し金子入封印之俣

外二福鳴書状壹本

一先触 貳疋

右之通慥二受取申候以上

左五兵衛 □黒印

午十月三日

源七郎殿

21 16×17 cm

覚

一池田様御手代田村一作様より

川村左源太様へ御用状

壹封外二添書結付賃銭

貳貫百五拾五文帳面共慥二

請取申候以上

小坂問屋 作左衛門 ○黒印

西六月三日夜 九つ半

上戸沢宿 御役衆

22 15×14 cm

覚

一池田様御手代川村彦五郎様

先触壹通但箱二入

右之通慥二受取申候以上

小坂 作左衛門 ○黒印

西ノ六月十三日

上戸沢宿

御役所

外二・沓封・...

23 13×12 cm

大越仲兵衛様より

茂木惣左衛門様へ被遣候

御状沓ツ儘二受取

遣申候以上

本戸沢 又六 ○黒印

とりの八月八日さるノ下刻

戸沢新町

24 14×16 cm

覚

一山形御家中増田市

之允様より杉江安兵衛様

御用状沓本賃銭

沓貫八百三拾式文帳面

共外二同所先触沓通

右之通り儘二受取申候

以上

西九月十二日よ

小坂問屋 作右衛門 ○黒印

上戸沢宿

御役前へ

25 15×11 cm

覚

一御城米御先触沓通

儘二請取申候以上

小坂 作左衛門 ○黒印

酉十月十三日

上戸沢宿 御役前

26 14×14 cm

口衛様より権五郎様へ

急御用沓通平八方へ

同沓通

右之通受取申候以上

下戸沢 ○黒印

酉十月十七日

上戸沢へ

27 14×22 cm

覚

一田口五郎左衛門様

箱入御先触沓通

一御金御先触沓通

田村一作様

一御金御先触沓通

箱入須川良助様

一白川家中先触沓通

右之通儘受取申候以上

小坂

左五右衛門 ○黒印

酉十月廿日

上戸沢宿へ

28 14×14 cm

覚

油紙包御用状沓本

賃銭三十六文

吉田多善様より

熊井戸新平様迄

右之通儘二受取

申以上

小坂問屋 佐五兵衛 ○黒印

酉十月廿三日

上戸沢宿へ

29 14×16 cm

覚

一御年賣金先触沓通

但し箱入二而

太口原慎蔵様

相沢代介様出

右之通儘二受取申候以上

小坂問屋 佐五兵衛 ○黒印

戌三月廿日

上戸沢宿へ

30 14×13 cm

一箱沢直衛様より同民記様へ御用状沓通

一右御同人様より白石町検断圖右衛門方

御用沓通金三切ト式朱相添

一先触式通

一貴様牛草誠之助様へ御用沓通

一同平左衛門方へ同沓通

六通請取申候以上

下戸沢より ○黒印

戌五月廿三日

上戸沢へ

31 15×15 cm

渋谷儀蔵様より御状

沓通受取申候以上

黒森役所 喜右衛門 ○黒印

亥ノ九月十三日夕

歩夫衆

32 13×13 cm

吉三郎様より被遣候

御状被相通候儘二

受取申候以上

太郎兵衛 花押

いノ十一月廿八日

又十郎殿

(図128)

33 15×10cm

新庄より御荷物罷登申候由

二て新庄問屋衆より書付老

通慥ニ請取申候以上

小坂 源三郎 ○黒印

亥ノ十一月廿九日

戸沢 太兵衛殿

34 17×9cm

一高畑より御金荷物罷登り候

由二て紺田金兵衛様より先触老

通慥ニ請取候条桑折へ越申候以上

小坂 源三郎 ○黒印

亥ノ十二月十四日

上戸沢 太兵衛殿

35 15×17cm

鈴木庄左衛門様御手代

赤城重郎右衛門殿より貝塚

新蔵殿へ御用状老通

但し手摩有之賃銭

百七十五文帳面老ツ外二

同人様御手代衆先触老ツ

今村彦右衛文様より用田牧太様へ

大急御用状老ツ右之通り

受取申候以上

源七郎 ○黒印

正月十五日酉上刻

下戸沢へ

36 15×21cm

昨日馬ふれ被相通江戸より

御下り之御銀荷物参候

ハハ段々為御知可被下候

尤右段ならけ問屋衆

よりも申来候間如此ニ御座候

以上

湯の原町

勘五郎

甚兵衛

正月廿五日

峠田町より戸沢新町迄

検断衆中

37 13×9cm

石橋内之丞様より馬触状

老通受取申候以上

又十郎 ○黒印

二月十九日

太平殿

38 14×11cm

覚

一吉田多膳様より宮城惣右衛門様へ

油紙包御用状老封賃銭三十六文

帳面共ニ請取申候以上

小坂問屋 作左衛門 ○黒印

三月二日

上戸沢宿 御役前

39 14×17cm

一池田様御手代須刈官助様

御金荷御先触老通

外二

一秋田新庄御先触四通

〆五通

右之通慥ニ受取新候以上

小坂 作左衛門 ○黒印

三月十三日

上戸沢宿 御役前

三月十三日

上戸沢宿 御役前

40 15×12cm

湯原甚兵衛・勘五郎

方より書付入参候遣候以上

峠田 弥右衛門 ○黒印

四月六日

検断正太郎殿

41 15×25cm

八月七日

此老封入馬賃銭

割増之義申遣候二付

乍御世話様定御用

便を以御継送り被下

度此段偏ニ御頼仕候以上

右同人

六月七日

滑津町より下戸沢町迄

御同役様中

42 13×13cm

大河内四郎兵衛殿被遣候

御状老ツ利介殿へ被遣候

御状老ツ又六殿へ被遣候

御状老ツ請取申候以上

戸沢 清左衛門 ○黒印

七月五日

御番所様

43 14×14cm

別紙御用状并古も包

上戸沢驛検断太郎右衛門方へ

急速被相廻候様可被申候以上

助之丞

八月七日

上戸沢村肝入

又六殿

44 13×14 cm

此よる山形へ沓通庄内

馬触三通長右衛門様より

遠藤三治様へ御状一通

淡紙包沓つ共受取申候以上

齋藤□□郎 ○黒印

八月廿七日

上戸沢町へ

45 14×16 cm

覚

油紙包御用状沓本

賃銭沓々七百九十七文

・形□□浦より江戸御屋敷舗

右之通受取受取

申候以上

小坂宿より

佐五兵衛 ○黒印

八月廿九日

上戸沢宿へ

46 15×16 cm

一高畑へ油紙包み御状沓つ

外式百十六文帳共二

右之通受取申候以上

平八 □黒印

九月四日

上戸沢へ

47 15×15 cm

口上

一秋元但馬守様

御先触慥二受取

申候以上

小坂湯屋 □黒印

菊月十八日

上戸沢ノ源七郎様

48 13×10 cm

只野六右衛門様より今村

権兵衛様へ被遣候御状沓

封被遣候慥二受取

申候以上

七左衛門花押

十月四日

清左衛門殿

49 15×14 cm

天ノ五平次様より御用

右封物一通并二当月分

御惣場書一枚受取申候

以上

會所より

喜右衛門 ○黒印

十月七日

歩夫衆

50 13×16 cm

大河内四郎兵衛様へ喜兵衛様

より被遣候御状沓通

御判紙共并善六郎様へ

之御状沓ツ合式通受

取白石江相送申候以上

清左衛門 ○黒印

十月十日

新町檢断衆

51 18×12 cm

齋藤吉三郎様より源兵衛所迄

被相通御廻文沓通并御貴殿より

之添書共二慥二受取申候以上

又十郎 ○黒印

五郎右衛門 ○黒印

十月十六日

太兵衛殿

52 15×13 cm

平岡彦衛様御手代村松彦藏様より

今井浅右衛門様へ御用状沓通

代四百五門上ノ山御家中

先触沓通請取申候以上

下戸沢 □黒印

十一月四日

上戸沢へ

53 14×13 cm

田口五郎左衛門様江戸御役所より尾花沢

御役所へ御用状沓つ賃銭四百

九拾沓文先触沓ツ御番所様より

尾花拾五郎様へ急御用沓ツ貴様より

書付沓枚受取申候以上

五郎右衛門 ○黒印

十一月十四日

上戸沢

54 14×13 cm

覚

一箱入先触式つ

一外二先触式つ

右之通慥二受取申候以上

小坂問屋

左五兵衛 ○黒印

十一月十八日よ

上戸沢宿へ

55 13×18 cm

茂木与惣左衛門様于今

御下り不被成候間右
被遣御状壹通御

断二付而指上ケ申候間

御受取可被下候以上

本戸沢検断 又六

十一月廿八日

橘三郎様

但御添書壹通右御状箱二結付有之

候尤

御書付少々手阿かも立付申候

右之通髓二受取渡瀬町へ早速差送り申候
以上

酉二月七日 夜ノ五ツ半

下戸沢検断

又六 ○黒印

同 太郎右衛門 ○黒印

上戸沢検断

三郎兵衛殿 (図131)

1 25×31cm
覚

2 25×33cm
覚

青染之

一御鶴一ツ御箱二入上ヲ御座ニて包臺ヲ

とうゆ掛り申候尤御鶴八外より見へ不

申候但包を

本也

一御鶴懸ケ竹壹本但近江表御座ニ而包青

糸ニて

結木札有

一水野和泉守様より佐竹右京太夫様へ御

状箱

壹ツ御差札壹枚有但油紙包白糸ニて結

黒御封印之俣紙ニて包箱二入さなた紐

二而結

く王ん式つ付

下戸沢町検断

太郎右衛門

同 又六

享保十三年申十二月十三日

渡瀬町検断 三郎右衛門殿

同 新右衛門殿 (図132)

3 31×34cm
覚

一 御菓草入箱釣持八指こさ包

右八指共二損シ書付秋田領釈迦内村

肝入より

書付之通り但内式指は台損シ

一 御状箱壹ツ但 江戸御勘定所播隆庵

様江

阿部友之進様より被

遣候油紙

包青糸二而結御差札

御封印有

一 津軽町年寄松山彦太夫松井四郎兵衛

より宿次配符

壹通上紙包状箱入

一 右御菓草箱改書秋田御領釈迦内村肝

入方より

添書壹通

右御菓草こさ包俣請取申候但内八見へ不

申候已上

小坂間屋

源助 □黒印

西閏 九月六日夕七ツ時

上戸沢検断

三郎兵衛殿

4 31×30cm
覚

一 御菓草釣持箱八指但こさ包所々青

糸・結付

内六指八釣手損シ繩からけ尤包こ

さ共少し

損シ申候

一 御指札八枚有

一 御状箱壹ツ但油紙包青糸二而結御印

符御

差札有阿部友之進様より播隆庵様江

被遣候

一 宿次配符壹通状箱入津軽弘前町年寄

衆より

右御菓草こさ包之俣髓ニ請取送り遣申候

尤内八

見へ兼申二付相改不申候以上

西九月廿二日夕八ツ時

小坂町問屋

源助 □黒印

上戸沢検断

上戸沢検断

上戸沢検断

.....

5 31×39 cm

覚

一 御葉草入箱釣持七棹

右七棹共損シ申候書付宿々相改之添書六枚之通

一 御指札七枚但墨ちりよこ連六枚之内有

一 御状箱沓ツ

江戸御勘定所播隆庵坂江阿部友之進様より

被遣候油紙包青糸二而結指札封印有

一 津軽年寄松山彦太夫松井四郎兵衛より宿次触封

沓通上紙包状箱入

一 同□□年寄奥七左衛門工藤弥左衛門より廻・

写沓通

右之通相改請取申候以上

酉閏九月廿五日夕五ツ時

小坂問屋

源助 □黒印

上戸沢検断

三郎兵衛殿

31×40 cm

.....

覚

一 御葉草釣棹こさ包八種

但 損シ申分ケ書付秋田御領釈迎□

村肝入方より添書之通但此内三種

こさ損シ申候尤釣竹大損シ何茂縄

からけ二而参候

一 御状箱沓ツ 但江戸橋際店様江阿部

友之丞様より被遣候油

紙包御指札御印符有

一 御指札八枚 但御用と申御書付有

一 津軽歌前町年寄杉山彦太夫杉井四郎

兵衛

方より宿繼配符沓通上紙二包状箱二

入候 □黒印

右之通相改請取申候但こさ包之俵

二而内見へ兼相改不申候以上

酉九月廿六日夕八ツ時

源助 □黒印

上戸沢検断

三郎兵衛殿

郎」から年代の解明をしようにも、数代の

の当主が同じ名を名乗っており不可能で

ある。

木村家三代太郎吉が、寛文三年から元

禄八年までの検断役勤仕と、元禄十二年

の宿名改正で戸沢新町が上戸沢町に、本

戸沢町が下戸沢町となるが、これらが年

代を判別できる唯一のものであろう。

資料は、上戸沢宿(検断)から継ぎ送

られてきた書状や荷物を受取書である。

受取書の内容は、発送者名・届先者名・

書状(荷物)の種類・数量・書状(荷物)

の破損や汚れなどの有無が簡潔に記され

ており、髓に受け取りましたと結んでい

る。資料の書式や大きさは不同で、小さ

いものでは縦10数cm、横5〜6cm程の

ものもある。

その他に分類した中に、「鶴」荷など大

名家間の贈り物であろうか、葉草荷など

特殊な荷物の運送の様子を記した資料も

ある。

5 書簡

役務連絡

1 15×13 cm

元禄六年十二月十四日二當御町へ

御出被成成之四月廿四日二此方

御退被成候以上

刈田郡戸沢新町検断

太郎右衛門 ○黒印

元禄七年四月廿四日

武田次兵衛様

2 13×27 cm (折紙)

.....

御郡上戸沢町

借屋

一 ○黒印 文助

右之者上戸沢町御手當

米白石御会所より駄送

仕候過米式斗無始末

二而持参仕候處下戸沢町

御回勤先二而御見答メ

罷成御札之上右文助拙者共江

被相預直々受取申上候

以上

刈田郡上戸沢町組頭

利蔵

解説

木村家文書全体についていえる事だ

が、年代の明らかなものは非常に少なく、

大方は月日のみが多い。資料の宛人や書

類の作者「太郎右衛門・三郎兵衛・源七

同郡同町仮検断

慶治

天保五年三月朔日

嶋兵衛様

上戸沢検断

三郎兵衛様

4 16×29 cm

態々以飛脚為御知被成下
難有仕合奉存候志かれハ
御飛脚料式貫文差上

申候間御改御請取被成下度

奉願上候外二金五十疋也

御菓子料差上候間御笑

納可被成下度奉願上候以上

三ヶ村

子九月六日 名主中

木村三郎兵衛様

5 14×34 cm

二而者相出兼候ハ八老人二付代
式百文ヲ以御取立為替代
一同早速可被相濟候延引

雇人等諸式拂方指支

候間御取立被相濟候様仕度

此懸り共二申進候以上

主立肝入

肝入清之丞

子ノ正月廿二日

下戸沢検断

彦 八様

御同役様中

別紙写之通り申參候間其御

町之外略シ如斯申上候以上

彦八

七月廿三日

三郎兵衛様

6 13×31 cm (折紙)

出羽秋田国御目付

丹羽五左衛門様三浦

甚五郎様當月廿三日

秋田御発駕同月

晦日湯原御入被成

置同日同所御昼休

之上関宿御泊り

翌十一月朔日御出立

同日當所御昼休

御通行被成置候

右之段御注進如

斯二申上候以上

上戸沢町検断

太郎右衛門

巳ノ十一月廿六日

治郎左衛門様

7 16×20 cm

昨日七日御出被下志奉

存候居合不申心外

奉存候且御地左蔵

御頼置申候御米式俵

此もの二御渡被下たく

御頼上申候以上

榊原源三郎 ○黒印

午之

十一月十日

上戸沢町検断

源七郎様

8 16×27 cm

下戸沢町丹而役所

入料左之通

一下大方 三帖

此金代 八拾四文

一金百式拾文

但あ婦ら ろうそくの代

ベ式百文

右之通被相渡候様

仕度如此御座候已上

□改肝入

養助 ○黒印

同 勇五郎 □黒印

申五月十七日

上戸沢町検断

源七郎様

9 14×19 cm

世方を以願上候然者

先日御引合被下候錢

五貫文此もの二相渡し

被下度様奉願上候以上

亥九月廿三日

小坂より

又次

上戸沢

御問屋様

上

(図134)

10 15×43 cm

御指支名等有之候間

相返シ申候此方二而都合も

相出候得共上戸沢二同名

両所二在之追々間違

有之候而も如何二付乍序

相戻申候調直し

急々指出シ可被申候且

下戸沢安吉留七過料

代来ル十七日迄二八無間違

指出可被下候以上

政右衛門

正月十二日

三郎兵衛殿

11 15×36 cm

再拜奉賀候随而

此度拙者義関町

肝入検断仮役被 仰渡候

之間為御用之申上候

何分初心拙者二御座候

之間此末御面倒

御世話被成下度追々

以參ヲ諸事相願

可申上候以上

関町仮肝入検断

清右衛門

二月十五日

渡瀬町肝入検断

弥治助様

下戸沢町検断

彦八様

(図135)

其段直文を以大肝入衆へ
被相届候様可被成置候
以上

二月廿四日

龜吉

御親父様

御親父様

13 17×41 cm

先年才覚を以取斗相成候

様二罷成候事二御座候書先を以

申上か年候事御座候得共小坂御

同役衆御取斗和田牛方衆へ

御相談被下罷通候様御取斗

被下度奉存候拙者共御同意仕候

事二而八 御上へ申上其上持分て八

不相成事二御座候間上戸沢一同役義

右之段被相頼費等八其々

御補可申上候事二御座候間此処

五ヶ村御同役様中御吟味可然

□□二御座候八八右上戸沢御同

役衆へ被仰遣被相頼共二吟味

仕候右之趣何分宜敷

上戸沢御同役衆へも取合

被下度如此御相談申上候以上

湯原肝入検断

孫吉

三月朔日

三月朔日

峠田同 儀右衛門様

なめつ同 栄助様

せき 運七様

渡瀬同 平八殿

14 16×27 cm

御別紙被仰渡候間当所

扶米集別紙之通相認

指添相送申候条歩夫御同役衆より

被指上可被下候以上

上戸沢町検断

三郎兵衛

三月二日

彦八様

15 51×27 cm

別紙之通湯原同役方より

申来二付吟味仕候処

無異儀訳与相見得

中候間何連右様御吟

味之上其段被仰下度候

仍而別紙共二相廻し申候以上

滑津町検断

栄助

三月三日 目出度

関町検断

運七様

運七様

16 15×32 cm

庄内様御中奥方

弥以明四日二御座候哉

下小原へ茂昨日首尾仕候

間此段御心合仕候若又

明日御延行二も候ハハ

太郎兵衛平左衛門方へ

申遣候間此戻り夫々

被仰下度候尤何方へ

御歸り二て御通行

被成置候哉此段も

被仰下度候猶明日

二候ハハ其町より茂

被相詰候様被成候以上

(図136)

17 25×32 cm

前書之通申出候間末書候而差上申候

其節御尊前様拙者共二被仰候者新兵衛

脇々へ之進メを茂可申所二役目二も不似

合志二候由被仰付拙者共茂相進申候得共

困窮二付而請合兼罷有候所人数

御改帳へ清光寺宗旨判受合ヲ以被為成候

由

當春被仰付候二付其段新兵衛二申渡候へ

ハ

前書之通申出候二付如此申上候以上

上戸沢町検断

三月五日

小原村肝入

忠右衛門

連藏寺様

連藏寺様より新兵衛方江被 (ウラ)

仰付一義相入置申候以上

三月四日夕調五日二遣申候

18 15×37 cm

尚々新上候塩わき指之

切紙二て申上候然者

御手形御取置可被下候

今日塩三俵付二て三

駄トわき指三こし

持参仕申候間御六

ケ敷御座候共ゆノ

原通之御判御

取可被下候塩之儀ハ

段々二戸沢へ被遣

可被下候頼入可申上候以上

三月十一日

市兵衛

19 16×26 cm

先日御會所二而利藏

方より請取置候各様御

印形御用相濟相

送り申候間御請取

可被成候尤利藏方へ

も被相渡候様致度候以上

三月十六日 勇助

太郎右衛門様

20 13×30 cm

手紙を以啓上仕候

然者小原より峠見物二

親類之者罷越候

御番所へ被仰上為

被下當町五郎右衛門

妻子二首尾能

書出申候何邊二も

其元之首尾よ

き様二被仰上御

通被下様二奉願候

此者共初心之者二

御座候間万事ハ

御心得可被下候

御様火中火中 以上

三月廿二日 □黒印

21 16×24 cm

昨日盤以外之御込合

丹附御内外甚御痛之

御様子御儀御座候処御首尾

合丹も相成候哉いか御床

敷奉存候右如此申上候以上

三月廿四日

下戸沢より

太郎右衛門

清助

上戸沢二而

源七郎様

御同役様中

22 13×21 cm

来ル廿六日

御目見被 仰付候間

明半時揃二相詰被申候尤

献上火縄玉懸無

間違罷出可被申候以上

小室孫四郎

三月廿四日

高橋与惣治殿

高橋又右衛門殿

新妻名平殿

23 15×36cm

御頼之畳之表態々

指遣相調置申候間急々

御持参被成下度奉存候尤

時節柄金子等二も行當

御心丈迄仰ながら申上候

間急々御持参被下候ハハ

金斗茂御送り被下度

右之段申上候以上

三月廿九日

白石会所より

儀右衛門

上戸沢町検断

太郎右衛門様

24 15×27cm

岩城左京允様今夕俄二

御止宿被遊候段御別紙之

通申来処何様もふとん二

行当申候間ふとん三つ

四つ此者二御かし被遣可被

下候大急之義早々如此

御座候以上

下戸沢町

久四郎 ○黒印

三月廿九日

上戸沢

源七郎様

25 14×39cm

覚

一松五分板三間

但し板数十六枚

一志の竹壺□廻り

御番所御普請方江

右式口之通相送り

候条請取置候様首尾

可被申候尤此間も

首尾せし免

可被通詰積指出候

大工屋此間御□□

相出候様首尾可

被申候以上

郷助

四月十五日

上小原村肝入

又六殿

26 14×34cm

御別紙之通り御首尾合二

付上戸沢町二而老入

下戸沢町二而式人

(図137)

上小原村二而拾人ト

取調一紙二致し書上

仕候間御承知可被下候

此段早々斗申達候

尚委曲ハ直々可申候以上

四月十九日

々

上小原 勘治

下戸沢町 彦八様

上戸沢町 三郎兵衛様

御用急キ

27 13×31cm

此書申遣候通り御い志や

衆御臨時願之義二付而

何も廿日二御出可被成よし

申遣候所二千今御出

無之候なめつ峠田

湯原よりハ何もくミかしら

衆御出まち可被申旨

早々御越可被成候以上

せき 加左衛門

四月廿日 庄左衛門

庄兵衛殿

七左衛門殿

又六殿

五郎右衛門殿

太郎右衛門殿

28 16×13cm

別紙被仰遣分先刻も

申遣候通二而御用立兼申候間

御挨拶如此御座候以上

長十郎

直三郎

四月廿八日

源七郎様

29 15×15cm

別紙手代衆より被遣候間

御初尾代早速御送り

被成下候以上

半三郎

四月廿九日子

源七郎様

30 17×25cm

岩城伊豫守様四月廿九日二

江戸御発足被遊候事五月

五日二本戸沢御泊之由被申聞

得其意候如毎年首尾

可被致候以上

平兵衛

五月朔日

戸沢新町 太郎右衛門殿

3 1 15×26 cm

當所組頭仲四郎

越河江相詰候様

被仰付候處里ん

病相煩居申候二付

罷出兼申候間

御指替被下置度

奉存候以上

源七郎

五月朔日

直右衛門様

3 2 13×30 cm

源八様江戸より

昨日御下り被成候間

御役之御不断衆何も

明二日二御見まひ二罷

出申候様二被仰渡候間

可被下候此書付段々

御届可被下候以上

黒田七右衛門

五月朔日

源右衛門殿

源三郎殿

源兵衛殿

又左衛門殿

又十郎殿

3 3 12×17 cm

毎度之通今日

白石へ何も御出可

被成候明日ハ早天二ハ

可ない申間敷候

今日九ツ時分二

此方へ御出可被成候待

入申候以上

戸沢 佐介

五月八日

.....

3 4 15×33 cm

別紙之通御注進

相認直し指上候間

被相出候ハハ先御注進

被相払此分差上被下度

私所へ御葉之儀昨日下

戸沢町左藏参候而

委細相咄し承候而書状

在候得者別紙之通申聞

此段如此申達候猶更

無然所御書廻し被指上

可被下候以上

検断 太郎右衛門

五月廿一日

肝入

長十郎殿

3 5 12×31 cm (折紙)

御番所様より別紙之通

被 仰下候処二年久敷義二

御座候故覚も無御座候

親代二ハ伊達野手方之

役儀ヲ茂相勤申由申

傳候処二親代検断御用

取合相勤兼申候二而品々

願之上御免被成候二付

拙者方二古覚書丹ても

一円二無御座候右之段被

仰上被下度奉存候

親代之古留等今朝より

さかし見申候処二御境

通野手切等野義一円二

相見得不申候二付如此

御座候宜様二被 仰上

可被御頼入奉存候 (ウラ)

下戸沢検断

又六

六月二日

三郎兵衛様

追信太郎右衛門方も承合申候

処二病氣二付埒明不申候間

拙者方より如此申上候以上

3 6 18×21 cm

高梨 久助

才藤長兵衛

木村太兵衛

右三人御才そく被仰付候間明廿九日二

白石へ相詰毎之通御さしす次第二

相勤申様二御相受可有之候以上

一 又十郎方へ申様と先立遣申候役之代

二日

前二此方経御届可被成候

才藤源兵衛 ○黒印

六月廿八日

源三郎様

源兵衛様

又左衛門様

又十郎様

3 7 15×30 cm

猪又平四郎殿頃日御

見廻被成候付而御礼

御状忝通被遣候戸沢

御番所二被相詰候間戸沢へ

能便二被指遣候様二

可被成候尤御便二被遣候間

其首尾可被成候以上

制野加左衛門

七月十一日

佐藤四郎兵衛殿

38 15×37cm

今日白石より罷歸り

申候二付参り兼候

間何共心外之至奉

存候得共明日参上

仕申候右様御延被

被下度早々貴殿へ

申上度候以上

七月十三日

上戸沢

三郎兵衛より

上

太郎右衛門様

39 15×16cm

肝入源兵衛方より之別紙

被指出写取相返申候何レ

吟味差添候事二御座候

先々御佐太義二存候以上

太郎右衛門

七月十九日

木村源七郎様

40 13×20cm

明日御前様天氣

能御座候得ハふたう

堂へ御参詣二被遊

候間昨日申遣候通

御不断衆御遣可

可被遣候以上

本戸沢 又六

七月廿日

戸沢新町

太郎右衛門殿

41 13×31cm

御別紙之通御手傳日用

代之御責付申参候間

来ル廿六日二此方へ可被

遣候廿七日二白石へ

持参仕指上ケ申義二

御座候間無御延引御手傳

之儀二候間可被遣候以上

源兵衛

七月廿四日

又六殿

太郎右衛門殿

三郎兵衛殿

市郎兵衛殿

新兵衛殿

伊三郎殿

松右衛門殿

三右衛門殿

儀兵衛殿

尚々先日割当申候書付共

可被相返候以上

42 14×16cm

三妻名兵衛

齋藤七兵衛

高橋彦三郎

小室太郎助

右四人之御不断衆

御用之儀御座候間

今明日中二我等所へ

参候様二被仰渡可願候

以上

齋藤源七郎

八月八日

源三郎殿

源兵衛殿

又六殿

太郎右衛門殿

43 15×33cm

急御用

屋形様青根より

御帰城二付加人馬急用

来ル三日昼迄永野へ詰

一式疋五人 上戸沢町

右之通来ル三日昼迄

永野へ相詰此町より

大河原迄御用立候様

御儀可在之候以上

日下伊右衛門 □黒印

九月朔日

上戸沢町検断

惣七殿

44 15×37cm

大急

今日且方様御惣毛

御出村被成候間晚方御

機嫌伺御出可被成候尤

御惣毛御見文被相濟

候上御昼後其御町

御番所江御見舞

御出被成置候由被仰

談候間此段御承知
之た免申達候以上

九月四日

仮肝入 又六

太郎右衛門様

尚以利藏方へ御通達

可被下候

45 13×34 cm

渡瀬庄兵衛白石より

今日被罷歸申候

所二御代官衆より

御上意より御金拝領

申候者明日可参由

其元此方へ口上二而

被仰遣候間明日

伝兵衛様御通以後二

可参候間其元二而も

御上意ノ拝領金御

座候者御出可被成候

まち入道道可申候

以上

吉右衛門

又十郎

九月九日

太平殿

46 14×33 cm

口黒印

先月廿日其御町

二て被相登候盜賊

入料金式歩也其

砌大肝入衆より直々

御手元より受取候様

御首尾合二御座候間

此者へ無御気支

御渡し被下度如此二

御座候以上

九月十四日

47 15×49 cm

左藤三次様并

大庄屋衆昨日

当宿之湯元湯治

御出被成而二三日も

御とふ留卜奉存候

間御湯治之儀二付

右之趣申達候以上

定治

九月廿六日

下戸沢町検断

彦八様

上戸沢検断

三郎兵衛様

尚々渡瀬方江者申

遣不申候間各々様方

如何様仕候而宜敷

御座候哉御くふ

可被下候以上

48 15×38 cm

く川少し

借用い多し多く

近々二相求め御へん

さい可致先日借用

之ふ共二覚居候間

其心得口頼入候以上

御番所より

九月廿八日

太郎右衛門殿

三郎兵衛殿

49 13×18 cm

御通状者湯原迄参候間

七郎兵衛殿より御急用

其元へハ此文二而

之儀書上證文へ

相継送申候以上

印判相入し訳ヲ

参候戸沢両町ハ

小原肝入衆印判

持参可被仰由申来候

間明早天二貴様

印判并組頭衆印

判共二源兵衛所へ

可被遣候成程急

之様二而時付二而相

通申候以上

又十郎

十月六日

友右衛門殿

50 16×19 cm

口上

此間之御用遣只今入用

之義御座候間御繰合被成

下口口御渡し被下度

猶先日書付趣ヲ以御差

引御渡被下度如此

申上候以上

利兵衛

十月十七日

太郎右衛門様

51 15×36 cm

當番所疊替之

首尾致候様先役共

申渡置候へ共今以

(図138)

取付無之候處至而

切損シ候間居間八疊并

古か疊拾三枚早速

取替ニ相成候様首尾

可被申候様以上

小次右衛門 ○黒印

十月廿三日

木村源七郎殿

52 14×17cm

不叶急用申遣し候間

乍御世話様急使

ヲ以御届被下度御頼仕候

以上

小室石太夫

十一月四日

下戸沢検断

佐藤平次様

53 14×35cm

手紙ヲ以申上候御家内様

中御揃御勇健ニ可被遊

御座之由珍重之御儀ニ

奉賀候然者白石半澤

屋敷より紙面指上申候間

御請文可被下候且御越

被成候へ者同日□早く

御光来奉待上候早々

如此申候以上

十一月四日

54 13×18cm

御葉草御用

二階堂慎座様ニ而会津

江御通之由桑折町より

申来候間其元より

遠見相返し申候又々

相替儀も先々申

・候て此方より御通達

可仕候以上

小坂間屋

源助

十一月十三日

上戸沢

三郎兵衛様

55 26×33cm

尚々此方御座候由可被仰下候

一筆令啓上候然ハ其御地御無事ニ

被相勤候ハんと珍重ニ奉存候且又

山崎村大工半右衛門當所熊野

宮相立申候ニ大工二頼入申候

道具箱取よせ申節初心者ニ而

其御地御番所御役人様江御

理りをも不申上参候由ニ御座候

其元貴様右之段被仰上右

道具箱被相通被下候様ニ頼

入奉存候何様面上ニ可申上候恐惶

謹言

花押

十一月二十六日

渡セより 検断 正兵衛

□右衛門

太郎右衛門様

56 13×30cm (折紙)

御吟味被成首尾能

相済過ル十月十三日二婦

国被致右御道中金并

江戸御滞逗中御入料

御割方ニ相成當寺門

未被金五拾切来ル廿日

迄ニ御城下年番龍

寶寺江相納候様御触

尔御座候条来ル十八日迄ニ

御割合通無遅ニ組

合頭江指出候様可被致

候若シ延引ニおよび候ハハ

被為及御沙汰候条無間違

被相納候様可被致候以上

蓮藏寺

役者

十二月十日

高善寺 ○黒印

延命寺 ○黒印

善福寺 ○黒印

57 13×34cm

今日より御役金被相返候

御不斷衆江も御武頭衆ニ而

御返被下候御村中之

御不斷衆之組頭衆

斗御割付之御帳持

参御武頭衆へ可被参

由可被相触候以上

平兵衛

十二月十四日

藏本 重次郎殿

森合 新兵衛殿

小原 源三郎殿

同 源兵衛殿

同 又左衛門殿

戸沢 又六殿

同 太郎右衛門殿

同 五郎右衛門殿

58 15×17cm

大越仲兵衛様御代り二武田
次兵衛様と申衆當月十五日二

此方へ御出被成候間如此御
志らせ申上候以上

戸沢新町 太郎右衛門

十二月十四日

平兵衛様

59 26×35 cm

尚々御六ヶ敷可有候得共

色々頼上申候 以上

態令啓上候昏ヲ以久々不取御遠

御物遠二奉存候其元各々様御無事二

被成御座候之由珍重二奉存候左様

丹候得者山折敷式百枚指越

申候間其元御番所貴様御口

入被成り御通シ可被下候御判印之

儀八一兩日中二指上可申候間左様

に御心得可被下候御六ヶ敷可有之候

得共色々頼入申候何様□□□

可申上候恐惶謹言

極月廿二日

せき

花押 清右衛門

戸沢

太郎吉様

60 15×16 cm
御番所疊五疊相廻し

申候間御受取御賄合之程
頼入申候以上

平治右衛門

十二月廿五日

上戸沢町検断

太郎右衛門殿

61 13×24 cm

綱嶋太郎左衛門様より

ち者つ役代四百

式拾文遣申候間

今日中二便り

を以御届可被下候

頼上申候以上

上三郎兵衛

十二月廿七日

下 作藏様

62 13×32 cm

一 大さそう村金山共二

肝入みな口太郎左衛門ト

申者二御座候由

一 大庄屋大さそう村二ハ

無御座候桑折佐藤

新兵衛支配二御座候

由當所金山町勘兵衛
申事二御座候検断ハ

無御座候へ而組頭
計御座候由申候

組頭鹿頭屋敷之

七左衛門ト申者大さそ

う金山町支配仕候

由二申候□□□かしら

仕由申候

みな

63 14×15 cm

急

白石本郷雜石御藏御普

請方御人足御割り左二

來廿四日未明出キ

一出人四人 上戸沢町

但持道具鎌可萬ミの荷繩

右之通日割申達候間被相成

候様御首尾可被成候尤御人足

.....

私信

1 12×20 cm

関町二被成御座候御いしや

衆今度頼申上度段

喜兵衛正右衛門方より
申参候右之段尤二

存候間其元より御返
事被成下候拙者も

同判二而被遣可被下候

何様二も頼入申候以上

新町 太郎右衛門

正月十一日

戸沢町

又平殿

五郎右衛門殿

2 15×53 cm

口上

竹駒宮参詣當六日

出立之訳二先日御約

速仕候處内事取込

之用向御座候間迎も

十日前出立致し兼

候間達而御急キ二も

無御座候ハ八十日過出立

二而御同道申上度奉願候

夫共二是非御急キ二も

御座候ハ八據無御座候間

御先御出被成下度奉

願上候右申上度如斯

御座候猶其内拜御

尊顔可申上候早々以上

五郎助

二月二日

三郎兵衛様

三郎兵衛様

4 14×52cm

日々向暑与罷成申候所

皆々様御安勝二可

被為入与奉恐喜候于時

石神之幸被仰付所委細

承知仕し直々参り

御申候様都合仕候然二

十七日付之御紙面今日

届候所此幸者御手許

丹而御札可被下少々

酔い申候故乱筆御ゆるし

可被下候以上

四月廿日

佐藤義右衛門

三郎兵衛様

御機嫌能被遊御座候や是又御伺申上候乍
憚

拙者義も無異義相働申候義二御座候別而
相替申義も無御座候得八御内室様御氣

色御伺申上度如此二申上候何様其内得
貴意万々可申上候以上

卯月十九日

黒森ノ 喜右衛門

ウラ

上戸沢町

(図139)

申候間左様二御心得
可被下候先以上ノ山

御用方首尾能御帰

被成候間御大慶可・

可被成候右之段申・

度大急を以目出度・

如此二御座候以上

四月廿八日 目出度

可被成候・

〆 口黒印

四月廿八日 昼八ツ時出

渡瀬村 銀蔵

上戸沢検断

源七郎様

急用無延引御留・

(図140)

6 15×38cm
尚々申上候も如此二御座候以上
態一筆致啓上候弥御機嫌能

被成御座候由珍重二奉存候此方拙者
無事居申候然者あ祢田二而

御平さん被遊候由目出度奉存候
併承候得八後さん相ひかい

候由いかが御床敷奉存候内々

拙者御見舞仕候而御様子可承候

所二少し用事指支申故

子共権太郎ヲ以御様子承度

と指遣申候申上候迄八無御座候
得共ずいぶん御ようてう可被

遊候何様此内御見廻方々

可申候以上

六月七日

山より

戸沢町 佐五右衛門

三郎兵衛様

人々中

秋冷弥増二相成候處弥

7 30×37cm (折紙)

御家内中御壮健二御勤被成候事二

珍重之至二存候且私事も

無異儀相勤罷在申間御

案慮被下度候且去月中者

御娘子二而態々御立寄

其上何より之美酒被下

誠以御厚情之段恐入

御事二御座候右之美酒者毎夜

之樂二仕候事御座候扱御役へ

御より給候而も御もてなし

も無御座候御庵末斗いたし候

此段御用捨被下度候右之

御礼も早速申上候事二御座候へ共

何角取紛無申訳不沙汰

斗申入候右之御礼八御家内へ

も何分御伝言被下度候

且越河不景氣以之外二

御座候白米壹升式百拾六文

致候事二御座候誠以不景氣

無申斗事御座候其上通

行無之内證口以古まり

入申事二御座候其御境目者

毎々と違景氣もよく

相成事二相聞得申候夫木

留木等沢山二相通其上

板等も相通候事と相聞得

申候右二付而者同役も口合二

御座候私事も初而之勤仕

二而右様之事二而者こまり入

申候事御座候右品々申入度

御礼旁如此御座候以上

大松沢直治

八月一日

検断 太郎右衛門殿

急御尊父并御内儀御娘口照様

宜御願仕候以上

(図141)

8 15×27 cm

前文略御用捨可被

成下候然者奥行

之義豊二付段々

相延来ル十六日出起

仕候間御遣被成候而も

宜御座候ハ八十五日晩

私宅御泊二御遣可被

下候帰之節御祭礼

杯茂拜見二相成候處と

奉存候否御答被仰下

度能々申上候以上

八月十四日

9 13×12 cm

明日天氣次第二御元様二而

不動へ御出可被遊候由二

御座候間為御心得

申上候以上

又十郎

九月五日

太郎平様へ

10 13×28 cm

幸便御座候間一筆

致指上候然者作

日御者な志之通

明日御く満の様二而

御ゆたて仕候間

御隙入二御座候共御

出可被成候以上

十月廿日

花押

11 17×24 cm

尚々申上候此者二無御氣遣御渡シ可被

下候

早々申上候以上

乍憚り以手紙申上候弥御堅固二

可被成御座候珍重二奉存候下拙者

義無事罷有申候先達而指引

残錢四百文指越申候間御請取

可被下候只今御無沙汰仕申分ケ

無御座候次二乍御無心飯米壹俵

御加シ可被下候代物之義ハ二三日之内

指越可申候間御加シ可被下候奉

頼上候其内下拙者罷越万々

可申上候恐惶謹言

十一月廿四日

葉師弥久内 半六

上戸沢村

三郎兵衛様

□□□

(図142)

解説

資料は内容によって、検断・問屋としての役務上のものと、私信とに分類した。検断・問屋としての役務上の連絡・旅籠の業務上の資料など多岐にわたって

る。資料No.24は、下戸沢宿に岩城左京允様が今夕俄に止宿するとの連絡があったが、ふとんが不足しているので、大急ぎで借用したいとの依頼状である。No.55は、渡瀬村の熊野社建立に山崎村(国見)の大工を頼んだが、その大工が初心者(?)で、御番所の役人にことわりをせずに大工道具を持ち込んだところ、差し押さえられてしまったので、この訳を御番所に説明して、道具箱を通して貰えるようにお願いしてほしいと、渡瀬村検断から上戸沢検断への依頼状など、宿場の様子を伺える資料や、入領の際は職人の道具なども、何らかの手続きが必要であったことを示す資料などである。なお、私信を含め、書簡形態の文書は裁断されたものが多量にあったが、資料にはならないものであった。

三 諸役代

1 商人・職人切手

太郎右衛門

□印

検断 太郎右衛門 □黒印

正月十三日

御番所様

4 16×14 cm

伊達之商人 忝人

右之通無相違御通

被成下度奉存候以上

検断 太郎右衛門 □黒印

閏正月廿五日

御番所様

5 14×12 cm

伊達之商人 忝人

右之通御通被成下度

奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

二月廿五日

御番所様

6 14×14 cm

商人 忝人

右之通御通被成下度

奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

三月二日

御番所様

右之者関町罷出候処

桑折用事有之候間

御通被成下度奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

三月廿日

御番所様

11 15×15 cm

一 菓子賣 忝人

右之通御通被成下度

奉存候以上

検断 太郎右衛門 □黒印

三月廿日

御番所様

12 14×14 cm

種物商人 忝人

右之通御通被成下度

奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

三月廿日

御番所様

13 14×14 cm

桑折之商人 忝人

右之通御通被成下度

奉存候以上

(図145)

(図143)

(図146)

(図144)

検断 太郎右衛門 □黒印

三月廿一日

御番所様

14 15×14 cm

一 油賣 忝人

右之通御通被成下度

奉存候以上

検断 太郎右衛門 □黒印

三月廿二日

御番所様

15 15×12 cm

桑折之商人 忝人

右之通御通被成下度

奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

三月廿六日

御番所様

16 15×18 cm

米沢之者 忝人

右之者昨日蒟蒻粉

持参二而参候處伊達へ

罷歸候間御通被成下度

奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

三月廿九日

御番所様

17 15×14 cm

一 伊達賣人 忝人

右之通御通被成下度

奉存候以上

検断 太郎右衛門 □黒印

三月廿九日

御番所様

18 16×13 cm

伊達商人 忝人

右之通御通被成下度

奉存候以上

検断 太郎右衛門 □黒印

四月十一日

御番所様

19 15×14 cm

一 菓子賣 忝人

右之通御通被成下度

奉存候以上

検断 太郎右衛門 □黒印

四月十二日

御番所様

20 15×14 cm

伊達商人 忝人

右之通御通被成下度

奉存候以上

検断 太郎右衛門 □黒印

四月十四日

御番所様

21 15×14 cm

一 伊達商人 忝人

右之通御通被成下度

奉存候以上

検断 太郎右衛門 □黒印

四月十九日

御番所様

22 15×11 cm

一 伊達桶屋 忝人

右之通御通被成下度

奉存候以上

検断 太郎右衛門 □黒印

四月廿日

.....

23 14×16 cm

最上之小間物たんす

箱持参 □黒印

右之通御通被成下度

奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

五月十五日

御番所様

24 15×13 cm

一 屋根ふき 忝人

右之通御通被成下度

奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

五月廿二日

御番所様

25 15×14 cm

かし箱忝つ蚤種引残り

伊達之者 忝人 □黒印

右之通御通被成下度

奉存候以上

検断 太郎右衛門 □黒印

五月廿七日

御番所様

26 15×21 cm

伊崎新三郎蚤種

最上へ持参候所引残り

半取五十枚

此御役代三拾文

右之通御役代召上候間

・・・被成下度奉存候

検断 太郎右衛門 □黒印

六月五日

御番所様

27 15×14 cm

商人 忝人

右之通御通被成下

度奉存候以上

検断 太郎右衛門 □黒印

六月五日

御番所様

28 15×15 cm

一 伊達蚕種引残り 忝人 □黒印

右之通御通被成下度

奉存候以上

検断 太郎右衛門 □黒印

六月五日

御番所様

29 15×22 cm

伊達之源八蚕種

最上へ持参候所引残

半取式拾枚持帰り

此御役代式拾文

右之通御役代召上

候間御通被成下度

奉存候以上

検断 太郎右衛門 □黒印

六月五日

御番所様

30 15×18 cm

伊達蚕種帰りの者

忝人 □黒印

右之通相改候処相違ひ

無御座候間御通被成下度

奉存候以上

検断 太郎右衛門 □黒印

六月六日

御番所様

31 15×15 cm

一 茄賣 忝人

右之通御通被成下度

奉存候以上

検断 太郎右衛門 □黒印

六月七日

御番所様

32 15×18 cm

一 福嶋之者 忝人 □黒印

但し刀巻腰最上二而

拵え持参

右之通相改候処相違

無之候間御通被成下度

奉存候以上

検断 太郎右衛門 □黒印

六月七日

御番所様

33 15×18 cm

米沢領高畑之者 忝人

但し風呂敷品々有之

此御役代三拾文

右之通御役代召上候間

御通被成下度奉存候以上

検断 太郎右衛門 □黒印

六月八日

御番所様

34 14×13 cm

伊達之商人 忝人

右之通御通被成下度

奉存候以上

検断 太郎右衛門 □黒印

六月十日

御番所様

35 15×14 cm

伊達之商人 忝人

右之通御通被成下

度奉存候以上

検断 太郎右衛門 □黒印

六月十二日

御番所様

36 15×10 cm

一 伊達商人 忝人

右之通御通被成下度

奉存候以上

検断 太郎右衛門 □黒印

六月十二日

・・・・・

37 16×18 cm

一 二本松古金商人

兩人右商物少々充

此御役代四十文

右之通御役代召上候間

御通被成下度奉存候以上

検断 太郎右衛門 □黒印

六月十七日

御番所様

38 15×16cm

山形小間物商人 忝人

此御役代式拾文

右之通御通被成下度

奉存候以上

検断 太郎右衛門 □黒印

六月十九日

御番所様

39 15×12cm

桑折商人 忝人

右之通御通被成下度

奉存候以上

検断 太郎右衛門 □黒印

六月十九日

御番所様

40 15×15cm

桑折商人 忝人

賣買無之

右之通御通被成下度

奉存候以上

検断 太郎右衛門 □黒印

六月廿日

御番所様

41 15×14cm

一 油賣 忝人

右之通御通被成下度

奉存候以上

検断 太郎右衛門 □黒印

六月廿日

御番所様

42 15×14cm

一 伊達商人 忝人

右之通御通被成下度

奉存候以上

検断 太郎右衛門 □黒印

六月廿日

御番所様

43 15×14cm

一 桑折商人 忝人

右之通御通被成下度

奉存候以上

検断 太郎右衛門 □黒印

六月廿四日

御番所様

44 15×12cm

伊達之商人 忝人

右之通御通被成下度

奉存候以上

検断 太郎右衛門 □黒印

六月廿四日

御番所様

45 16×14cm

一 菓子賣 忝人

右之通無相違御通し

被成下度奉存候以上

検断 太郎右衛門 □黒印

七月十日

御番所様

46 14×14cm

伊達之小間物たす^{ママ} □黒印

箱持参

右之者御通被成下度奉存候以上

検断 太郎右衛門 □黒印

七月十八日

御番所様

47 16×14cm

伊達之商人 忝人 □黒印

右之通無相違御通し

被成下度奉存候以上

検断 太郎右衛門 □黒印

七月廿四日

御番所様

48 15×14cm

伊達之商人 忝人

右之通無相違御通し

被成下度奉存候以上

検断 太郎右衛門 □黒印

八月朔日

御番所様

49 15×14cm

伊達之商人 忝人

右之通無相違御通し

被成下度奉存候以上

検断 太郎右衛門 □黒印

八月四日

御番所様

50 15×14cm

一 茄いも商人 忝人

右之通御役代召上候間

御通被成下度奉存候以上

検断 太郎右衛門 □黒印

八月五日

御番所様

51 15×15cm

一 茄商人

右之通無相違御通シ

被成下度奉存候以上

檢断 太郎右衛門 □黒印

八月七日

御番所様

52 15×16 cm

越後之木挽 九人 □黒印

右之通無相違御通

被成下度奉存候以上

檢断 太郎右衛門 □黒印

八月八日

御番所様

53 16×16 cm

一 伊達商人くつまゆ少

此御役代式拾文

右之通御役代召上候

御通被成下度奉存候以上

御判肝入 太郎右衛門 □黒印

八月十七日

御番所様

54 15×19 cm

越後之女 に志ん少し賣残

但し式人

此御役代四拾文

右之通無相違御通

被成下度奉存候以上

御判肝入 太郎右衛門 □黒印

八月廿日

御番所様

55 15×16 cm

一 商人 忝人

右之通御通被成下

度奉存候以上

檢断 太郎右衛門 □黒印

十一月二日

御番所様

56 15×17 cm

一 商人 忝人

一 伊達之者 忝人

右者下戸沢二罷越候者二

御座候間御通被成下

度奉存候以上

檢断 太郎右衛門 □黒印

十一月三日

御番所様

57 16×15 cm

桑折染屋 忝人

右之通無相違御通

被成下度奉存候以上

檢断 太郎右衛門 □黒印

十一月七日

御番所様

58 15×14 cm

一 菓子賣 忝人

右之通御通被成下

度奉存候以上

檢断 太郎右衛門 □黒印

十一月十日

御番所様

59 16×14 cm

伊達之商人 忝人

右之通御通被成下

度奉存候以上

檢断 太郎右衛門 □黒印

十一月十一日

御番所様

60 15×14 cm

一 桑折之商人 忝人

右之通無相違御通

被成下度奉存候以上

檢断 太郎右衛門 □黒印

十一月廿一日

御番所様

61 16×14 cm

一 商人 忝人

右之通御通被成下

奉存候以上

檢断 太郎右衛門 □黒印

十一月廿二日

御番所様

62 15×14 cm

伊達之商人 忝人

右之通御通被成下

度奉存候以上

檢断 太郎右衛門 □黒印

十一月廿五日

御番所様

63 15×14 cm

伊達之商人 忝人

右之通無相違御通

被成下度奉存候以上

檢断 太郎右衛門 □黒印

十二月朔日

御番所様

64 16×13 cm

伊達之小間物たん寸箱持参
忝人

右之者御通被成下度奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

十二月十四日

御番所様

65 15×14 cm

伊達之商人 忝人

右之通無相違御通

被成下度奉存候以上

検断 太郎右衛門 □黒印

十二月十七日

御番所様

66 15×15 cm

伊達商人 忝人

右之通無相違御通

被成下度奉存候以上

検断 太郎右衛門 □黒印

十二月廿日

御番所様

67 15×15 cm

一 菓子商人 忝人

右之通無相違御通

被成下度奉存候以上

検断 太郎右衛門 □黒印
十二月廿日

御番所様

68 15×10 cm

伊達之商人 忝人

右之通無相違御通

被成下度奉存候以上

検断 太郎右衛門 □黒印

十二月廿四日

御番所様

69 15×15 cm

伊達之商人 忝人

右之通無相違

御通被成下度奉

存候以上

検断 太郎右衛門 □黒印

十二月晦日

御番所様

三郎兵衛

□印

1 15×14 cm

具王し 忝人

此御役代十文

右之通御通被成下度
奉存候以上

三郎兵衛 □黒印

七月廿六日

御番所様

2 14×11 cm

一 商人 忝人

右之通御通被成下度

奉存候以上

三郎兵衛 □黒印

十月九日

御番所様

3 15×14 cm

商人 忝人

右之通御通被成下度

奉存候以上

三郎兵衛 □黒印

十一月九日

御番所様

三郎兵衛

□印

4 14×12 cm

伊達之商人 忝人

右之通御通被成下度

奉存候以上

十一月十七日
御番所様

5 15×13 cm 商人 忝人

右之通御通被成下度

奉存候以上

三郎兵衛 □黒印

十二月五日

御番所様

6 15×14 cm 商人 忝人

右之通御通被成下度

奉存候以上

三郎兵衛 □黒印

十二月五日

御番所様

7 14×14 cm

商人 忝人

右之通御通被成下度

奉存候以上

三郎兵衛 □黒印

十二月八日

御番所様

○印

三郎兵衛

□黒印

1 商人 貳人
15×13 cm

此御役代五十文
右之通御通被成下度候以上

三郎兵衛 ○黒印

寅九月九日

御番所様

(図153)

三郎兵衛 ○黒印
閏七月廿九日
御番所様

2 一綿賣人 壹荷
14×15 cm

此御役代貳拾五文

右之通昨日相入賣残

持参御通被成下度候以上

三郎兵衛 ○黒印

とり八月朔日

御番所様

(図154)

三郎兵衛 ○黒印
八月五日
御番所様

3 八百屋 壹人
15×10 cm

御役代貳拾五文

三郎兵衛 ○黒印

閏七月廿八日

御番所様

(図155)

4 八百屋 壹人
14×10 cm

十五文

御番所様

8 三郎兵衛 ○黒印
15×10 cm

伊達之男女 貳人

此御役代三拾五文

三郎兵衛 ○黒印

八月十五日

御番所様

9 八百屋 壹人
15×8 cm

御役代十五文

三郎兵衛 ○黒印

八月十五日

御番所様

御番所様

10 五十集 壹人
15×9 cm

御役代貳拾五文

三郎兵衛 ○黒印

八月廿一日

御番所様

御番所様

御番所様

11 商人 壹人
15×13 cm

此御役代貳拾五文

右之通御通被成下度候以上

三郎兵衛 ○黒印

八月廿一日

御番所様

(図156)

御番所様

12 商人 壹人
15×12 cm

此御役代貳拾五文

右之通御通被成下度候以上

三郎兵衛 ○黒印

八月廿二日

御番所様

御番所様

13 加賀之者 壹人
15×13 cm

此御役代三十文

右之通御通被成下度候以上

三郎兵衛 ○黒印

八月廿三日

御番所様

御番所様

御番所様

14 やお屋賣 壹人
15×12 cm

此御役代拾五文

三郎兵衛 ○黒印

八月廿五日

御番所様

御番所様

御番所様

15 魚賣 壹人
15×10 cm

御番所様

(図157)

御役代廿五文

三郎兵衛 ○黒印

八月廿六日

御番所様

(図158)

菓子賣 忝人

19 14×12cm

御役代式拾五文

三郎兵衛 ○黒印

九月五日

御番所様

(図159)

右之通御通被成下度奉存候以上

三郎兵衛 ○黒印

九月十日

御番所様

藤田之菓子売 忝人

27 15×16cm

此御役代五拾文

右之通御通被成下度奉存候以上

三郎兵衛 ○黒印

九月廿二日

御番所様

24 14×13cm

関之者 忝人

干木の子少シ

此御役代式拾文

右之通御通被成下度候以上

三郎兵衛 ○黒印

九月十四日

御番所様

一 商人 忝人

28 15×10cm

此御役代式拾五文

右之通御通被成下度候以上

三郎兵衛 ○黒印

九月廿三日

御番所様

菓子賣 忝人

25 14×11cm

御役代廿五文

三郎兵衛 ○黒印

九月十九日

御番所様

九月四日

三郎兵衛 ○黒印

此御役代式拾五文

桑折之く王志賣 忝人

18 14×13cm

(図160)

21 14×12cm

一 商人 忝人

此御役代式拾五文

右之通御通被成下度候以上

三郎兵衛 ○黒印

九月八日

御番所様

御番所様

22 15×9cm

五十集 一人

御役代廿五文

29 14×13 cm

商人 忝人

此御役代式拾五文

右之通御通被成下度候以上

三郎兵衛 ○黒印

九月廿七日

御番所様

30 15×16 cm

伊達之古手賣 忝人

此御役代五拾文

右之通御通被成下

度奉存候以上

三郎兵衛 ○黒印

九月廿七日

御番所様

31 15×14 cm

商人 忝人

此御役代式拾五文

右之通御通被成下度候以上

三郎兵衛 ○黒印

九月廿九日

御番所様

32 14×14 cm

いさ者賣 忝人

此御役代式拾七文

三郎兵衛 ○黒印

十月五日

御番所様

33 14×16 cm

伊達之屋おや賣之

保か 忝人 十五文

右之通御通被成下

度奉存候以上

三郎兵衛 ○黒印

十月五日

御番所様

34 15×13 cm

商人 忝人

此御役代式拾五文

右之通御通被成下度候以上

三郎兵衛 ○黒印

十月六日

御番所様

35 14×11 cm

商人 忝人

此御役代十文

右之通御通被成下度候以上

三郎兵衛 ○黒印

十月七日

御番所様

36 14×13 cm

商人 忝人

此御役代式拾五文

御通被成下度候以上

三郎兵衛 ○黒印

十月七日

御番所様

37 14×12 cm

一 商人 忝人

此御役代式拾五文

右之通御通被成下度候以上

三郎兵衛 ○黒印

十月八日

御番所様

38 15×16 cm

一 伊達之者 忝人

此御役代廿五文

右之通御通し被成下度奉

存候以上

検断 三郎兵衛 ○黒印

御番所様

39 14×13 cm

八百屋 忝人

御役代十五文

三郎兵衛 ○黒印

十月十九日

御番所様

40 15×11 cm

五十集商人 忝人

御役代廿五文

三郎兵衛 ○黒印

十月廿日

御番所様

41 14×11 cm

あら物賣 忝人

御役代廿五文

三郎兵衛 ○黒印

十月廿一日

御番所様

42 15×12 cm

大工 忝人

御通被成下候以上

三郎兵衛 ○黒印

御番所様

4 3 15×12 cm

一 木挽 忝人

右之者今朝下戸沢迄参

御通被成下度候以上

三郎兵衛 ○黒印

十月廿五日

御番所様

4 4 15×13 cm

一 商人 忝人

此御役代式十五文

右之通御通被成下度候以上

三郎兵衛 ○黒印

十月廿七日

御番所様

4 5 15×13 cm

商人 忝人

此御役代式拾五文

右之通御通被成下度候以上

三郎兵衛 ○黒印

十月廿九日

御番所様

4 6 15×8 cm

阿ら物賣 忝人

御役代式拾五文

三郎兵衛

十月晦日

御番所様

4 7 15×17 cm

伊達之糶商人 忝人

此御役代式拾五文

右之通御通被成下度

奉存候以上

三郎兵衛 ○黒印

十一月二日

御番所様

4 8 14×11 cm

一 商人 忝人

廿五文

右御通被下度奉存候以上

三郎兵衛 ○黒印

十一月三日

御番所様

4 9 15×9 cm

商人 忝人

御役代式拾五文

三郎兵衛 ○黒印

十一月六日

御番所様

5 0 15×10 cm

菓子賣 忝人

御役代式拾五文

三郎兵衛 ○黒印

十一月六日

御番所様

5 1 14×12 cm

商人 忝人

此御役代式拾五文

右之通御通被成下度候以上

三郎兵衛 ○黒印

十一月六日

御番所様

5 2 15×14 cm

商人 忝人

此御役代式拾五文

右之通御通被成下度候以上

三郎兵衛 ○黒印

十一月八日

御番所様

5 3 15×14 cm

一 商人 忝人

此御役代式拾五文

右之通御通被成下度候以上

三郎兵衛 ○黒印

十一月九日

御番所様

5 4 15×10 cm

古手商人 忝人

御役代式拾五文

三郎兵衛 ○黒印

十一月十四日

御番所様

5 5 15×12 cm

藤田之可らし賣 忝人

右之通御通被成下度

奉存候以上

三郎兵衛 ○黒印

十一月十五日

御番所様

5 6 14×12 cm

商人 忝人

此御役代十五文

右之通御通被成下度候以上

三郎兵衛 ○黒印

十一月十七日

御番所様

57 15×11cm

一 商人 忝人

此御役代式十五文

右之通御通被成下度候以上

三郎兵衛 ○黒印

十一月廿一日

御番所様

58 15×13cm

商人 忝人

此御役代式拾五文

右之通御通被成下度候以上

三郎兵衛 ○黒印

十一月廿二日

御番所様

59 15×13cm

糶賣 忝人

御役代式拾五文

三郎兵衛 ○黒印

十一月廿三日

御番所様

2 物産切手

太郎右衛門

□印

1 16×14cm

あゆ少々

此御役代三十五文

右之通御役代召上候間

御通被成下度奉存候以上

御判肝入

太郎右衛門 □黒印

辰ノ七月十一日

御番所様

2 16×18cm

覚

一 あゆ六拾

此御役 六拾文

右之通御役代召上候間

御通被成下度奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

辰ノ七月十八日

御番所様

3 15×14cm

こむき式斗

此御役代式十文

右之通御通被成下度奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

辰ノ八月四日

御番所様

4 16×18cm

覚

あゆ五拾五

此御役代八拾七文

右之通御通被成下度奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

辰ノ八月九日

御番所様

5 15×16cm

覚

一 具つ八つ

此御役代十五文

右之通御通被成下度

奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

午ノ三月十一日

御番所様

6 15×16cm

覚

一 阿く忝俵

此御役代十五文

右之通御通被成下度奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

三月七日

御番所様

7 15×13cm

一 うと忝荷

此御役代十五文

右之通御役代召上候

御通被成下度奉存候以上

検断

太郎右衛門 □黒印

三月十三日

御番所様

8 15×12cm

一 具り式斗

此御役代式十文

右之通御通被成下度奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

三月十三日

御番所様

9 15×11cm

一 阿く忝俵

此御役代十五文

(図164)

(図162)

(図163)

(図161)

右之通御通被成下度奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

三月十三日

・・・

10 15×14cm

一 阿く壹俵

此御役代十五文

右之通御通被成下度奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

三月十四日

御番所様

11 15×14cm

覚

うと

此御役代十五文

右之通御通被成下度奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

三月十五日

御番所様

12 15×16cm

一 うと半背負余

此御役代十式文

右之通御役代召上候間

御通被成下度奉存候以上

御判肝入

太郎右衛門 □黒印

三月十六日

御番所様

13 15×15cm

一 干くり壹斗式升

此御役代十式文

右之通御役代召上候間

御通被成下度奉存候以上

御判肝入

太郎右衛門 □黒印

三月十七日

御番所様

14 15×15cm

一 阿く壹俵

此御役代十五文

右之通御役代召上候間

御通被成下度奉存候以上

御判肝入

太郎右衛門 □黒印

三月十七日

御番所様

15 15×16cm

一 うと式背負

此御役代三拾文

右之通御役代召上候間

御通被成下度奉存候以上

御判肝入

三月十七日

御番所様

16 15×18cm

一 板壹駄半

但し牛式疋割付

此御役代六拾文

右之通御役代召上候間

御通被成下度奉存候以上

御判肝入

太郎右衛門 □黒印

三月十七日

御番所様

17 15×16cm

一 阿く壹俵

此御役代十五文

右之通御役代召上候間

御通被成下度奉存候以上

御判肝入

太郎右衛門 □黒印

三月十八日

御番所様

18 15×14cm

うと

此御役代十五文

右之通御通被成下度

奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

三月十九日

御番所様

19 15×14cm

一 干くり壹斗式升

此御役代十式文

右之通御役代召上候間

御通被成下度奉存候以上

御判肝入

太郎右衛門 □黒印

三月廿日

御番所様

20 15×12cm

王さび

此御役代十式文

右之通御通被成下度奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

三月廿日

(図165)

(図166)

御番所様

(図167)

御番所様

三月廿二日

御番所様

右之通御通被成下
奉存候以上

21 15×16 cm

24 15×16 cm

27 15×17 cm

三月廿三日
太郎右衛門 □黒印

覚

一 阿く式俵

覚

三月廿三日
御番所様

一 うと式人分

此御役代三十拾文

志とき

御番所様

此御役代三十文

右之通御役代召上候間

せんのふ

30

右之通御通被成下度
奉存候以上

御通被成下度奉存候以上

此御役代十四文

15×16 cm
一 志とき耆背負

奉存候以上

御判肝入

右之通式人二而持参仕候間

但し式人二て割而

太郎右衛門 □黒印

太郎右衛門 □黒印

御通被成下度奉存候以上

此御役代十五文

三月廿一日

三月廿一日

太郎右衛門 □黒印

御番所様

御番所様

御番所様

三月廿二日

22 15×14 cm

25 15×15 cm

御番所様

御判肝入

覚

一 せんのみ少し

28 15×16 cm

太郎右衛門 □黒印

一 うと

此御役代十式文

一 うと耆背負

三月廿四日

此御役代十五文

右之通御役代召上候間

此御役代十五文

御番所様

右之通御通被成下度奉存候以上

御通被成下度奉存候以上

右之通御役代召上候間

31 15×18 cm

太郎右衛門 □黒印

御判肝入
太郎右衛門 □黒印

御通被成下度奉存候以上

一 志とき

三月廿一日

三月廿一日

御判肝入

此御役代十五文

御番所様

御番所様

御番所様

三月廿三日
太郎右衛門 □黒印

23 15×14 cm

26 15×12 cm

御番所様

右之通御役代召上候間
御通被成下度奉存候以上

うと式背負

うと

御番所様

三月廿五日
太郎右衛門 □黒印

此御役代三十文

此御役代十五文

29 15×16 cm

御番所様

右之通御通被成下度奉存候以上

右之通御通被成下度奉存候以上

うと

御番所様

太郎右衛門 □黒印

太郎右衛門 □黒印

此御役代十五文

32 15×13 cm

三月廿一日

三月廿一日

此御役代十五文

(図168)

うと少々

此御役代十五文

右之通御通被成下度奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

三月廿六日

御番所様

33 15×13cm

志とき壹荷

此御役代十式文

右之通御通被成下度奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

三月廿六日

御番所様

34 15×14cm

すみ八駄 新田

右之通御通被成下度奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

閏三月廿七日

御番所様

35 15×11cm

志とき少々

此御役代八文

右之通御通被成下度奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

三月廿七日

御番所様

36 15×13cm

志とき

此御役代十式文

右之通御通被成下度奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

三月廿七日

御番所様

37 15×15cm

木羽 三疋式疋也 新四郎

右之通御通被成下度奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

閏三月廿七日

御番所様

38 15×13cm

うと

此御役代十五文

右之通御通被成下度奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

三月廿八日

御番所様

39 15×10cm

うと

此御役代十五文

右之通御通被成下度奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

三月廿八日

御番所様

39 15×10cm

うと

此御役代十五文

右之通御通被成下度奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

三月廿八日

御番所様

40 15×14cm

うと

此御役代十五文

右之通御通被成下度奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

三月廿八日

御番所様

41 15×14cm

一 うと壹背負

此御役代十五文

右之通御役召上候間

御通被成下度奉存候以上

御判肝入

三月廿九日

太郎右衛門 □黒印

御番所様

42 15×15cm

三月廿九日

御判肝入

御番所様

一 王ら飛少し

此御役代八文

右之通御役代召上候間

御通被成下度奉存候以上

御判肝入

太郎右衛門 □黒印

三月廿九日

御番所様

43 15×16cm

一 阿く壹儀

此御役代十五文

右之通御役代召上候間

御通被成下度奉存候以上

御判肝入

太郎右衛門 □黒印

四月朔日

御番所様

44 15×16cm

一 王ら飛少し

此御役代五文

右之通御役代召上候間

御通被成下度奉存候以上

御判肝入

太郎右衛門 □黒印

四月朔日

御番所様

御番所様

45 16×18 cm

一 阿く忝儀

此御役代三拾文

右之通御役代召上候間

御通被成下度奉存候以上

御判肝入

太郎右衛門 □黒印

四月朔日

御番所様

46 15×19 cm

一 うと忝背負

但し三人二て

此御役代三拾文

右之通御役代召上候間

御通被成下度奉存候以上

御判肝入

太郎右衛門 □黒印

四月朔日

御番所様

47 15×18 cm

一 阿く忝儀

此御役代三十文

右之通御役代召上候間

御通被成下度奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

四月朔日

御番所様

48 14×16 cm

板三駄 宇蔵分

右之通御通被成下度

奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

四月二日

御番所様

49 14×17 cm

六人

鮎五疋 くつまゆ少し

此御役代六拾文

右之通御通被成下

度奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

四月五日

御番所様

50 15×11 cm

者らひ少々

此御役代五文

右之通御通被成下度奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

四月六日

御番所様

51 14×15 cm

板式駄 小割忝駄

取合三駄 宇蔵分

右之通御通被成下度

奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

四月六日

御番所様

52 15×14 cm

覚

一 阿く忝儀

此御役代十五文

右之通御通被成下度奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

四月七日

御番所様

53 14×15 cm

板式駄 宇蔵分

右之通御通被成下度

奉存候以上

四月九日

御番所様

54 15×16 cm

一 うと忝背負

此御役代十五文

右之通御役代召上候間

御通被成下度奉存候以上

御判肝入

太郎右衛門 □黒印

四月十日

御番所様

55 15×18 cm

一 小豆五斗 兩人二て

此御役代五拾文

右之通御役代召上候

御通被成下度奉存候以上

御判肝入

太郎右衛門 □黒印

四月十一日

御番所様

56 15×15 cm

一 志とき半背負余

此御役代十式文

右之通御役代召上候間

御通被成下度奉存候以上

御判肝入

太郎右衛門 □黒印

四月十五日

御番所様

右者半田傳之助方へ

進物二遣候御通成下

度奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

四月十九日

御番所様

57 15×15 cm

覚

一 阿く耆俵

此御役代十五文

右之通御通被成下度奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

四月十九日

御番所様

60 15×16 cm

覚

酒かす四駄

但し下戸沢三郎右衛門

右之通御通被成下度奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

四月廿三日

御番所様

58 15×14 cm

うと耆背負

此御役代十五文

右之通御通被成下度奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

四月十九日

御番所様

61 15×15 cm

やまい毛

此御役代十五文

右之通御通被成下度

奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

五月朔日

御番所様

59 14×17 cm

背負子改三人分

一 うと少し

此御役代十武文

62 15×15 cm

い毛ささば

此御役代十五文

右之通御通被成下度奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

五月三日

御番所様

63 15×15 cm

一 木羽六駄 小割三駄

此御役代三百六拾文

右之通御役代召上候間

御通被成下度奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

五月四日

御番所様

64 13×17 cm

米三駄

此御役代九拾文

右八戸沢友三郎米・

御座候間御通被成下・

奉存候以上

太郎右衛門・

五月四日

御番所様

65 15×14 cm

覚

やまい毛

此御役代十五文

右之通御通被成下度奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

五月四日

御番所様

66 15×12 cm

水な少々斗

此御役代三文

右之通御通被成下度奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

五月四日

御番所様

67 15×13 cm

せんまい少々

此御役代十五文

右之通御通被成下度奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

五月九日

御番所様

68 15×14 cm

覚

一 酒かす三駄

右八下戸沢三郎右衛門方より付参候

間御通被成下度奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

五月九日

御番所様

69 15×16 cm

一 酒ノかす老駄

此御役代式拾文

右之通御役代召上候間

御通被成下度奉存候以上

御判肝入

太郎右衛門 □黒印

五月廿七日

御番所様

(図170)

70 15×14 cm

かす老駄

此御役代式十文

右八下戸沢三郎右衛門かす二

御座候間御通被成下度奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

五月廿八日

御番所様

71 15×13 cm

かす老駄

此御役代四十文

右八下戸沢三郎右衛門かす

御通被成下度奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

五月廿八日

御番所様

72 15×16 cm

一 酒かす老駄

此御役代式拾文

右之通御役代召上候間

御通被成下度奉存候以上

御判肝入

太郎右衛門 □黒印

五月廿八日

御番所様

73 15×14 cm

さん志う少々

此御役代五文

右之通御通被成下度奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

六月五日

御番所様

74 15×18 cm

一 阿く老俵

此御役代十五文

右之通御役代召上

候間御通被成下度

奉存候以上

御判肝入

太郎右衛門 □黒印

六月七日

御番所様

75 15×21 cm

一 大まゆくつまゆ但し兩人也

金七切賣

此御役代百五文

右之通御役代召上

候間御通被成下度

奉存候以上

御判肝入

太郎右衛門 □黒印

六月八日

御番所様

76 15×13 cm

一 阿く老俵

此御役代十五文

右之通御通被成下度奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

六月九日

御番所様

77 15×19 cm

一 米沢久内蚕種

半取百数

此御役代三百七拾五文

右之通御役代召上候間

御通被成下度奉存候以上

御判肝入

太郎右衛門 □黒印

六月十二日

御番所様

78 15×15 cm

一 くつまゆ金老切賣

此御役代十五文

右之通御役代召上候間

御通被成下度奉存候以上

御判肝入

太郎右衛門 □黒印

六月十二日

御番所様

79 15×18 cm

一 絹糸金式切分

此御役代三十文

右之通御役代召上候間

御通被成下度奉存候以上

御判肝入

太郎右衛門 □黒印

六月十三日

御番所様

此御役代八文
右之通御役代召上
候間御通被成下度奉
存候以上

御判肝入

80 15×16 cm

一 阿く壹俵

此御役代十五文

右之通御役代召上候

・・・度奉存候以上

御判肝入

太郎右衛門 □黒印

六月十四日

御番所様

此御役代式十五文
右之通御役代
召上候間御通被成下
度奉存候以上

御判肝入

81 15×17 cm

一 鮎五拾疋

此御役代五拾五文

右之通御役代召上候間

御通被成下度奉存候以上

御判肝入

六月十七日

御番所様

此御役代百五拾文
右之通御役代召上
候間御通被成下度
奉存候以上

御判肝入

82 15×14 cm

一 阿く半俵

太郎右衛門 □黒印

六月十九日

御番所様

此御役代式拾文
右之通御役代召上
候間御通被成下度
奉存候以上

御判肝入

85 15×18 cm

一 木羽類 三駄壹把

此御役代八百文

右之通御役代召上候間

御通被成下度奉存候以上

御判肝入

太郎右衛門 □黒印

六月十九日

御番所様

此御役代六拾文
右之通御役代召上
候間御通被成下度奉存候以上

御判肝入

86 15×18 cm

一 鮎百拾五

此御役代百三拾文

右之通御役代召上
候間御通被成下度
奉存候以上

御判肝入

太郎右衛門 □黒印

六月廿一日

御番所様

此御役代十五文
右之通御通被成下度奉存候以上

御判肝入

87 15×14 cm

一 くつまゆ少し

御判肝入

六月廿四日

御番所様

此御役代十五文
右之通御通被成下度奉存候以上

御判肝入

88 15×15 cm

一 串鮎五拾くし

此御役代六拾文

右之通御役代召上
候間御通被成下度奉存候以上

御判肝入

太郎右衛門 □黒印

六月廿三日

御番所様

此御役代十五文
右之通御通被成下度奉存候以上

御判肝入

89 15×15 cm

一 阿く壹俵

此御役代十五文

右之通御通被成下度奉存候以上

御判肝入

六月廿四日

御番所様

此御役代十五文
右之通御通被成下度奉存候以上

御判肝入

御番所様

90 15×16 cm

一 くつまゆ少し

此御役代貳拾文

右之通御役代召上

候間御通被成下度

奉存候以上

御判肝入

太郎右衛門 □黒印

六月廿六日

.....

91 15×15 cm

鮎六拾

此御役代七拾文

右之通御通被成下度

奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

六月廿七日

御番所様

92 15×16 cm

一 阿く耆俵

此御役代十五文

右之通御通成下度

奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

六月廿七日

御番所様

93 15×14 cm

覚

きぬ糸 金貳切分

此御役代三十文

右之通御通被成下度

奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

六月廿七日

御番所様

94 15×14 cm

覚

具まふくち

此御役代三十文

右之通御役代召上仕候間

御通被成下度奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

六月廿七日

御番所様

95 15×15 cm

覚

一 さん志う少々

此御役代八文

右之通御通被成下度奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

六月廿八日

御番所様

96 15×18 cm

一 鮎九十疋

此御役代百文

右之通御役代召上

候間御通被成下度

奉存候以上

御判肝入

太郎右衛門 □黒印

六月廿九日

御番所様

97 16×18 cm

一 くつまゆ 金壹切買

此御役代十五文

右之通御役代召上候間

御通被成下度奉存候以上

御判肝入

太郎右衛門 □黒印

七月十日

御番所様

98 16×13 cm

一 こむき五升

此御役代五文

右之通御通被成下度奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

七月十一日

御番所様

99 16×12 cm

小豆耆斗

此御役代十文

右之通御通被成下度奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

七月十一日

御番所様

100 16×16 cm

一 小ほん四拾枚

此御役代三十文

右之通御役代召上候間

御通被成下度奉存候以上

御判肝入

七月十二日

御番所様

101 16×16 cm

一 くつまゆ少々

此御役代三拾文

右之通御役代召上候間

104 16×18cm

七月廿日

御判肝入

御通被成下度奉存候以上

覚

御・・・

太郎右衛門 □黒印

御判肝入

一 あゆ七拾疋

八月四日

太郎右衛門 □黒印

此御役代七十文

107 16×15cm

御番所様

七月十二日

右之通御役代召上候間

覚

御番所様

御番所様

御通被成下度奉存候以上

一 こむき式斗

110 15×13cm

太郎右衛門 □黒印

此御役代十文

阿く老俵

102 16×13cm

七月十三日

右之通御通被成下度奉存候以上

此御役代十五文

一 小麦壹斗

御番所様

太郎右衛門 □黒印

太郎右衛門 □黒印

此御役代式拾文

105 16×15cm

七月廿一日

御番所様

右之通御役代召上候間御通

覚

御番所様

八月五日

被成下度奉存候以上

一 あゆ四拾

108 15×17cm

御番所様

御判肝入

一 あゆ四拾

一 くつまゆ金老切買

太郎右衛門 □黒印

此御役代四十文

此御役代十五文

111 15×17cm

七月十二日

右之通御通被成下度奉存候以上

此御役代十五文

一 洪三升 櫃五升

・・・

七月十六日

右之通御役代召上候間

此御役代拾文

御番所様

御通被成下度奉存候以上

右之通御役代召上候間

103 16×16cm

御番所様

御判肝入

御通被成下度奉存候以上

一 鮎少し

太郎右衛門 □黒印

検断

此御役代五拾文

106 15×19cm

八月二日

太郎右衛門 □黒印

右之通御役代召上候間

あゆ四十五

御番所様

八月六日

御通被成下度奉存候以上

此御役代四十五文

御番所様

御番所様

御判肝入

一 ます 式本

109 15×16cm

一 志ぶ老斗

太郎右衛門 □黒印

此御役代四十文

一 少 鱒壹本 鮎十

112 16×13cm

七月十二日

八拾五文

此御役代三拾文

此御役代十文

御番所様

右之御通被成下度奉存候以上

右之通御役代召上候間

右之通御通被成下度奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

御通被成下度奉存候以上

右之通御通被成下度奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

八月六日

御番所様

113 15×17 cm

一 梨壹荷

此御役代四拾文

右之通御役代召上候間

御通被成下度奉存候以上

御判肝入

太郎右衛門 □黒印

八月六日

御番所様

114 16×17 cm

一 渋式斗 但し兩人ニテ

此御役代式拾文

右之通御役代召上候間

御通被成下度奉存候以上

御判肝入

太郎右衛門 □黒印

八月七日

御番所様

115 15×13 cm

阿く壹俵

此御役代十五文

右之通御通被成下度奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

八月八日

御番所様

116 13×14 cm

酒 式樽 峠より付帰

其段申上候哉

右八戸沢三郎右衛門分御通し

被成下度奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

八月十六日

御番所様

117 16×17 cm

一 鮎八拾疋

此御役代八拾文

右之通御役代召上候間

御通被成下度奉存候以上

御判肝入

太郎右衛門 □黒印

八月廿日

御番所様

118 15×16 cm

一 葛粉三拾六袋

此御役代三拾六文

右之通御役代召上候

御通被成下度奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

十一月十日

御番所様

119 15×15 cm

一 阿く四俵

此御役代六十文

右之通御通被成下度奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

十一月十一日

御番所様

120 15×15 cm

一 阿く半俵

此御役代八文

右之通御役代召上候

御通被成下度奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

十一月十一日

御番所様

121 16×20 cm

一 阿く六俵

此御役代九十文

右之通御役代召上候

御通被成下度奉

存候以上

太郎右衛門 □黒印

十一月十三日

御番所様

122 15×16 cm

一 阿く壹俵

此御役代十五文

右之通御役代召上候

御通被成下度奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

十一月十三日

御番所様

123 15×12 cm

一 小豆壹斗

此御役代拾文

右之通御役代召上候間

御通被成下度奉存候以上

御判肝入

太郎右衛門 □黒印

十一月廿一日

御番所様

124 15×19 cm

具つ拾五

此御役代十五文

右之通御通被成下度

奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

十二月六日

御番所様

125 15×15 cm

古金貳荷 □黒印

此御役代貳十文

右之者共御通被成下度

奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

十二月八日

御番所様

126 15×17 cm

覚

一 そば壺斗五升

一 同 壺斗式升

〆 貳拾七文

右之通御通被成下度奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

十二月十一日

御番所様

127 16×16 cm

覚

一 具つ拾袋袋

此御役代貳十文

右之通御通被成下度奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

十二月十一日

御番所様

128 15×16 cm

一 ぞ者六升

此御役代六文

右之通御役代召上候間

御通被成下度奉存候以上

御判肝入

太郎右衛門 □黒印

十二月十六日

御番所様

129 15×17 cm

覚

一 具つ拾袋半

此御役代十貳文

右之通御通被成下度

奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

十二月十六日

御番所様

130 15×17 cm

左八具り壺俵半

此御役代三十文

右之通御役代召上候間

御通被成下度奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

十二月十六日

御番所様

131 15×15 cm

一 小豆壺斗五升

此御役代十五文

右之通御役代召上候間

御通被成下度奉存候以上

御判肝入

太郎右衛門 □黒印

十二月十七日

御番所様

132 15×15 cm

一 くり五升

此御役代五文

右之通御役代召上候間

御通被成下度奉存候以上

御判肝入

太郎右衛門 □黒印

十二月十八日

御番所様

133 15×16 cm

一 萱み子壺背負

此御役代三拾文

右之通御役代召上候間

御通被成下度奉存候以上

御判肝入

太郎右衛門 □黒印

十二月十八日

御番所様

134 15×13 cm

一 木地壺背負

此御役代五拾文

右之通御役代召上候間

御通被成下度奉存候以上

御判肝入

太郎右衛門 □黒印

十二月十八日

.....

135 15×16 cm

一 萱み子少々

此御役代貳拾文

右之通御役代召上候間

御通被成下度奉存候以上

御判肝入

太郎右衛門 □黒印

十二月廿日

御番所様

136 15×13cm

一 葛粉拾袋

此御役代十式文

右之通御役代召上候間

御通被成下度奉存候以上

御判肝入

太郎右衛門 □黒印

十二月廿日

...

137 15×12cm

一 阿く壹俵

此御役代十五文

右之通御通被成下度

度奉存候以上

太郎右衛門 □黒印

十二月廿五日

御番所様

三郎兵衛

□印

1 15×12cm

阿ふら 壹荷

此御役代十文

右之通御通被成下度奉存候以上

三郎兵衛 □黒印

丑ノ七月廿五日

御番所様

2 15×12cm

阿ふら 壹人

此御役代十文

右之通御通被成下度候以上

三郎兵衛 □黒印

八月三日

御番所様

3 16×14cm

多ばこ 壹人

此御役代十文

右之通御通被成下度

奉存候以上

三郎兵衛 □黒印

八月六日

御番所様

○印

1 14×10cm

きの子 壹俵

御役代廿文

三郎兵衛 ○黒印

閏七月廿五日

御番所様

2 14×14cm

一 阿ゆ 三百魚

四人二而持参

御役代六百文

三郎兵衛 ○黒印

閏七月廿九日

御番所様

3 15×11cm

柿洪 五升

御役代十文

三郎兵衛 ○黒印

八月二日

御番所様

4 14×15cm

くり 壹斗

此御役代十拾文

右之通御通被成下度候以上

三郎兵衛 ○黒印

八月二日

御番所様

5 14×12cm

くり 壹斗三升

廿六文

三郎兵衛 ○黒印

八月三日

御番所様

6 14×10cm

くり 壹斗式升

御役代廿四文

三郎兵衛 ○黒印

八月三日

御番所様

7 15×10cm

栗 壹斗三升

御役代廿六文

三郎兵衛 ○黒印

八月四日

御番所様

8 15×13cm

(図172)

(図171)

(図173)

志婦 貳樽貳升

栗 八升

御役代五十六文

三郎兵衛 ○黒印

八月四日

御番所様

9 15×12 cm

阿ゆ 百六拾 兩人二而

御役代三百貳拾文

三郎兵衛 ○黒印

八月四日

御番所様

10 15×10 cm

一 松ろう 壹兩分

御役代百四文

三郎兵衛 ○黒印

八月五日

御番所様

11 15×12 cm

くり 五升

此御役代拾文

三郎兵衛 ○黒印

八月五日

御番所様

12 15×11 cm

くり 壹斗

此御役代貳拾文

三郎兵衛 ○黒印

八月五日

御番所様

13 15×11 cm

くり 壹斗貳升

御役代貳拾四文

三郎兵衛 ○黒印

八月五日

御番所様

14 15×11 cm

瀬戸物出し入 壹荷

御役代五拾文

三郎兵衛 ○黒印

八月五日

御番所様

15 15×10 cm

洪 壹斗

御役代廿文

三郎兵衛 ○黒印

八月六日

御番所様

16 14×12 cm

くり 壹斗

御役代貳拾文

三郎兵衛 ○黒印

八月六日

御番所様

17 14×12 cm

くり 八升

此拾六文

三郎兵衛 ○黒印

八月六日

御番所様

18 15×11 cm

くり 壹斗貳升

御役代廿四文

三郎兵衛 ○黒印

八月六日

御番所様

19 14×11 cm

くり 貳斗三升兩人二而持参

御役代四十六文

三郎兵衛 ○黒印

八月六日

御番所様

20 15×12 cm

くり 七升

此御役代拾四文

三郎兵衛 ○黒印

八月七日

御番所様

21 15×15 cm

一 くり 貳斗

此御役代四十文

右之通御通被成下度候以上

三郎兵衛 ○黒印

八月七日

御番所様

22 14×12 cm

くり 壹斗

御役代廿文

三郎兵衛 ○黒印

八月七日

御番所様

23 15×11 cm

くり 壹斗

御役代貳拾文	御役代貳拾文	御役代貳拾文	御役代貳拾文
三郎兵衛 ○黒印	御役代十文	御役代廿文	三郎兵衛 ○黒印
八月八日	三郎兵衛 ○黒印	八月十六日	八月十六日
御番所様	御番所様	御番所様	御番所様
24	28	31	34
くり 壹斗	くり 壹斗五升	山いも 貳連	一栗 八升
15×11cm	14×20cm	15×13cm	14×10cm
御役代貳拾文	御役代三十文	此御役代貳拾五文	御役代十六文
三郎兵衛 ○黒印	同 壹斗八升	三郎兵衛 ○黒印	三郎兵衛 ○黒印
八月八日	御役代廿四文	八月十六日	八月十六日
御番所様	同 壹斗八升	御番所様	御番所様
25	御役代貳拾四文	32	御番所様
くり 壹斗八升	御役代三十六文	くり 貳斗貳人二而	33
14×13cm	三郎兵衛 ○黒印	14×12cm	14×13cm
御役代貳拾文	八月十二日	此御役代四拾文	一 くり 八升
三郎兵衛 ○黒印	御番所様	三郎兵衛 ○黒印	此御役代拾六文
八月十日	御番所様	八月十六日	右之通御通被成下度候以上
御番所様	御番所様	御番所様	三郎兵衛 ○黒印
26	29	33	37
阿ゆ 五十	くり 壹斗壹升	33	くり 三斗
15×10cm	御役代貳拾貳文	14×13cm	15×13cm
御役代百文	三郎兵衛 ○黒印	此御役代拾六文	御役代六十文
三郎兵衛 ○黒印	八月十三日	右之通御通被成下度候以上	三郎兵衛 ○黒印
八月十一日	御番所様	御番所様	八月十八日
御番所様	御番所様	御番所様	御番所様
27	30	御番所様	御番所様
15×16cm	一 くり 壹斗	御番所様	御番所様
	14×10cm		

38	鈴竹 拾把	15×14 cm	三郎兵衛 ○黒印	此御役代九十文	八月十九日	御番所様
	右之通御通被成下度候以上					
39	きの子 壹荷	15×12 cm	御役代五十文	三郎兵衛 ○黒印	八月十九日	御番所様
40	松ろう 壹両分	15×11 cm	御役代廿六文	三郎兵衛 ○黒印	八月十九日	御番所様
41	くり 貳升	15×12 cm	御番所様	三郎兵衛 ○黒印	八月十九日	御番所様
42	くり 壹斗	14×11 cm	御役代三十文	三郎兵衛 ○黒印	八月十九日	御番所様
43	くり 貳斗	15×11 cm	御役代四十文	三郎兵衛 ○黒印	八月十九日	御番所様
44	木の子 壹荷	15×11 cm	御番所様	三郎兵衛 ○黒印	八月十九日	御番所様
45	一 くり 壹斗五升	15×12 cm	御番所様	三郎兵衛 ○黒印	八月十九日	御番所様
46	一 くり 貳斗八升	14×15 cm	此御役代五十六文	三郎兵衛 ○黒印	八月廿日	御番所様
47	くり 壹斗七升	15×13 cm	此御役代三拾四文	三郎兵衛 ○黒印	八月廿日	御番所様
48	くり 三斗	15×11 cm	此御役代六拾文	三郎兵衛 ○黒印	八月廿日	御番所様
49	栗 壹斗・	15×10 cm	御役代廿四・	三郎兵衛 ○黒印	八月廿一日	御番所様
50	栗 貳斗四升	15×10 cm	御役代四拾八文	三郎兵衛 ○黒印	八月廿一日	御番所様
51	栗 四斗	15×10 cm	御役代八拾文	三郎兵衛 ○黒印	八月廿一日	御番所様
52	一 くり 壹斗	15×13 cm	此御役代貳十文	三郎兵衛 ○黒印	八月廿一日	御番所様
	右之通御通被成下度候以上					

八月廿二日
御番所様
56 14×13 cm

此御役代七十八文
右之通御通被成下度候以上
三斗兵衛 ○黒印

八月廿二日
御番所様
57 15×11 cm

栗 壹斗貳升
御役代貳拾四文
三斗兵衛 ○黒印

八月廿二日
御番所様
58 15×12 cm

くり 壹斗八升
此御役代三拾六文
三斗兵衛 ○黒印

八月廿二日
御番所様
55 15×13 cm

此御役代百文
右之通御通被成下度候以上
三斗兵衛 ○黒印

八月廿二日
御番所様
59 15×12 cm

栗 貳斗
此御役代四十文
右之通御通被成下度候以上
三斗兵衛 ○黒印

八月廿三日
御番所様
63 15×14 cm

此御役代六拾文
右之通被召上御通
被下度奉存候以上
三斗兵衛 ○黒印

八月廿三日
御番所様
64 14×12 cm

くり 三斗八升
此御役代七拾五文
三斗兵衛 ○黒印

八月廿四日
御番所様
65 14×12 cm

くり 壹斗五升
此御役代三十文
右之通御通被成下度候以上
三斗兵衛 ○黒印

八月廿四日
御番所様
62 15×14 cm

此御役代三十文
右之通被召上御通
被下度奉存候以上
三斗兵衛 ○黒印

八月廿三日
御番所様
66 14×16 cm

くり 六升
可き 壹荷

御役代三十七文

くり 八升

御役代十六文

三郎兵衛 ○黒印

八月廿四日

御番所様

67 15×13 cm

一 下駄尾 式荷

此御役代百式十文

右之通御通被成下度候以上

三郎兵衛 ○黒印

八月廿五日

御番所様

68 15×13 cm

くり 三斗八升

此御役代七拾六文

三郎兵衛 ○黒印

八月廿五日

御番所様

69 15×11 cm

くり 式斗

御役代四十文

三郎兵衛 ○黒印

八月廿六日

御番所様

70 15×16 cm

覚

一 鍬から 壹駄

此御役代百五拾文

右之通被召上御通

被下度奉存候以上

三郎兵衛 ○黒印

八月廿六日

御番所様

71 15×10 cm

くり 壹斗五升

此御役代三十文

右之通御通被成下度候以上

三郎兵衛 ○黒印

八月廿六日

御番所様

72 15×10 cm

くり 壹斗三升

御役代式拾六文

三郎兵衛 ○黒印

八月廿六日

御番所様

73 15×11 cm

くり 三斗三升

六十六文

三郎兵衛 ○黒印

八月廿六日

御番所様

74 15×10 cm

くり 壹斗式升

御役代廿四文

三郎兵衛 ○黒印

八月廿六日

御番所様

75 15×14 cm

一 くり 三斗

此御役代六十文

右之通御通被成下度候以上

三郎兵衛 ○黒印

八月廿六日

御番所様

76 15×9 cm

一 くり 壹斗五升

此御役代三十文

右之通御通被成下度候以上

三郎兵衛 ○黒印

八月廿七日

.....

77 14×10 cm

栗 式斗

此御役代四拾文

三郎兵衛 ○黒印

八月廿七日

御番所様

78 15×11 cm

くり 式斗六升

御役代五十式文

三郎兵衛 ○黒印

八月廿七日

御番所様

79 15×13 cm

くり 六升

御役代十式文

同 五升

御役代十文

三郎兵衛 ○黒印

八月廿七日

御番所様

80 14×13 cm

一 栗木の子 相入候少々

此御役代式拾五文

右之通御通被成下度候以上

三郎兵衛 ○黒印

八月廿七日

御番所様

81 14×13 cm

一 くり 式斗

此御役代四拾文

右之通御通被成下度

奉存候以上

三郎兵衛 ○黒印

八月廿九日

御番所様

82 14×12 cm

くり 式斗五升

此御役代五十文

右之通御通被成下度候以上

三郎兵衛 ○黒印

八月廿九日

御番所様

83 14×13 cm

くり 三斗五升

此御役代七十文

右之通御通被成下度候以上

三郎兵衛 ○黒印

八月廿九日

御番所様

84 15×13 cm

一 くり 式斗

此御役代四十文

右之通御通被成下度候以上

三郎兵衛 ○黒印

八月晦日

御番所様

85 15×13 cm

一 木の子少

此御役代式十文

右之通御通被成下度候以上

三郎兵衛 ○黒印

九月朔日

御番所様

86 14×10 cm

樁実少し

御役代 十文

三郎兵衛 ○黒印

九月朔日

御番所様

87 15×11 cm

くるみ 八升

十六文

三郎兵衛 ○黒印

九月二日

御番所様

88 15×9 cm

くり 八升

御役代十六文

三郎兵衛 ○黒印

九月二日

御番所様

89 14×12 cm

くり 三斗三升

此御役代六拾六文

三郎兵衛 ○黒印

九月二日

御番所様

90 15×14 cm

栗 三斗

御役代六拾文

三郎兵衛 ○黒印

九月三日

御番所様

91 15×12 cm

くり 壹斗式升

御役代式拾式文

三郎兵衛 ○黒印

九月三日

御番所様

92 15×12 cm

くり 壹斗五升

此御役代三拾文

三郎兵衛 ○黒印

九月四日

御番所様

93 15×11 cm

くり 壹斗

式拾文

三郎兵衛 ○黒印

九月四日

御番所様

94 15×12 cm

くり 四斗

此御役代八拾文

三郎兵衛 ○黒印

九月四日

御番所様

95 15×11cm

はひ 三拾疋

御役代三拾文

三郎兵衛 ○黒印

九月四日

御番所様

96 15×12cm

一 くり 壹斗五升

此御役代三拾文

御通被下度奉存候

三郎兵衛 ○黒印

九月五日

御番所様

97 15×13cm

くり 五升 きの小々

此御役代拾五文

三郎兵衛 ○黒印

九月六日

御番所様

98 15×9cm

くり 壹斗五升

御役代三十文

三郎兵衛 ○黒印

九月六日

御番所様

99 14×13cm

一 くり 貳斗

此御役代四十文

右之通御通被成下度候以上

三郎兵衛 ○黒印

九月六日

御番所様

100 15×12cm

くり 貳斗

御役代四十文

三郎兵衛 ○黒印

九月六日

御番所様

101 15×9cm

一 松やに 壹朱分

此御役代七文

右之通御通被成下度候以上

三郎兵衛 ○黒印

九月六日

御番所様

102 15×12cm

くり 七升

此御役代拾四文

三郎兵衛 ○黒印

九月七日

御番所様

103 15×9cm

くり 八升

十六文

三郎兵衛 ○黒印

九月七日

御番所様

104 15×11cm

くり 壹斗五升

此御役代三十文

右之通御通被成下度候以上

三郎兵衛 ○黒印

九月七日

御番所様

105 15×11cm

鍛炭 壹駄 寅治

右之通御通被成下度候以上

三郎兵衛 ○黒印

九月八日

御番所様

106 15×12cm

一 くり 壹斗

此御役代貳十文

右之通御通被成下度候以上

三郎兵衛 ○黒印

九月十一日

御番所様

107 15×13cm

一 くり 三斗

此御役代六十文

右之通御通被成下度候以上

三郎兵衛 ○黒印

九月十一日

御番所様

108 14×10cm

一 具るみ 八升

此御役代十六文

右之通御通被成下度候以上

三郎兵衛 ○黒印

九月十一日

御番所様

109 14×11cm

干葺 三ノ目

御役代三拾文

三郎兵衛 ○黒印

九月十二日

御番所様

110 14×13cm

くり 壹斗三升

松ろう 式朱分

御役代三拾九文

三郎兵衛 ○黒印

九月十四日

御番所様

111 15×14cm

一 くり 壹斗式升

此御役代廿四文

右御通被下度奉存候以上

三郎兵衛 ○黒印

九月十五日

御番所様

112 14×13cm

一 松やに 壹歩式朱分

此御役代三拾九文

右之通御通被下度候以上

三郎兵衛 ○黒印

九月十五日

御番所様

113 15×14cm

一 葛粉 三拾袋

此御役代六十文

右之通御通被下度候以上

三郎兵衛 ○黒印

九月十七日

御番所様

114 15×13cm

渡瀬之者式人

くり 五升

合三十文

右之通御通被下度候以上

三郎兵衛 ○黒印

九月十八日

御番所様

115 14×14cm

一 土産物 壹荷

此御役代五拾文

右之通被召上御通被下度

奉存候以上

三郎兵衛 ○黒印

九月十八日

御番所様

116 15×12cm

柿

此御役代三十文

右之通御通被成下度候以上

三郎兵衛 ○黒印

九月十九日

御番所様

117 15×12cm

一 下駄 式拾五足

此御役代式拾五文

右之通御通被成下度候以上

三郎兵衛 ○黒印

九月廿一日

御番所様

118 15×12cm

赤くり 五升

御役代十文

三郎兵衛 ○黒印

九月廿二日

御番所様

119 15×11cm

くり 壹斗

御役代式拾文

三郎兵衛 ○黒印

九月廿六日

御番所様

120 15×14cm

一 足駄 五十足

此御役代五十文

右之通御通被成下度候以上

三郎兵衛 ○黒印

九月廿九日

御番所様

121 15×14cm

一 くり 壹斗五升

此御役代三十文

右之通御通被成下度候以上

三郎兵衛 ○黒印

九月廿九日

御番所様

122 15×12cm

くり 壹斗七升

御役代三拾四文

三郎兵衛 ○黒印

(図177)

(図178)

十月朔日

御番所様

123 15×15cm

くり 壹斗

御役代廿文

右之通御通被成下度候以上

可被下候以上

三郎兵衛 ○黒印

十月二日

御番所様

124 14×15cm

一 くり 壹斗五升

此御役代三十文

右之通御通被成下度候以上

三郎兵衛 ○黒印

十月三日

御番所様

125 15×14cm

一 萱身子 貳朱分

此御役代貳拾文

右之通御通被成下度候以上

三郎兵衛 ○黒印

十月五日

御番所様

126 15×11cm

一 かき 壹せい

此御役代三拾文

御通被下度奉存候以上

三郎兵衛 ○黒印

十月五日

御番所様

127 14×13cm

足駄 四十足

此御役代四十文

右之通御通被成下度候以上

三郎兵衛 ○黒印

十月六日

御番所様

128 14×15cm

一 や 祢草三人申分

此御役代七拾五文

右之通被召上御通被下度

奉存候以上

三郎兵衛 ○黒印

十月六日

御番所様

129 15×10cm

一 柏ノミ 五升

此御役代十文

右之通御通被成下度候以上

三郎兵衛 ○黒印

十月九日

御番所様

130 14×14cm

くり 壹斗五升

干木のこ 少

二口合御役代四十文

右之通御通被成下度候以上

三郎兵衛 ○黒印

十月十二日

御番所様

131 15×19cm

くり 壹斗五升

御役代四十文

三郎兵衛 ○黒印

十月十四日

御番所様

132 15×12cm

一 栗 五升

拾文

右之通御通被下度

奉存候以上

三郎兵衛 ○黒印

十月十五日

御番所様

133 14×11cm

下駄 五拾足

御役代五十文

三郎兵衛 ○黒印

十月廿一日

御番所様

134 15×13cm

一 鍛炭 壹駄

下戸沢 弥助

御通被成下度奉存候以上

三郎兵衛 ○黒印

十月廿四日

御番所様

135 15×10cm

下駄 六十足

御役代六十文

三郎兵衛 ○黒印

十月廿四日

御番所様

136 14×10cm
くり 杓斗

御役代貳拾文

三郎兵衛 ○黒印

十月廿四日

御番所様

137 15×10cm

かき くるみ 少々ツツ

御役代貳拾文

三郎兵衛 ○黒印

十月廿六日

御番所様

138 15×10cm

かじ炭 杓駄

御役代五十文

三郎兵衛 ○黒印

十月廿六日

御番所様

139 15×11cm

なし 杓俵

御役代十五文

三郎兵衛 ○黒印

十月廿七日

御番所様

140 15×10cm

むき 七升七百め

御役代十五文

三郎兵衛 ○黒印

十月廿八日

御番所様

141 15×12cm

せんまい 少々

此御役代十五文

右之通御通被成下度候以上

三郎兵衛 ○黒印

十月廿九日

御番所様

142 15×13cm

・・粉 七袋

此御役代十四文

右之通御通被成下度候以上

三郎兵衛 ○黒印

十月廿九日

御番所様

143 15×9cm

一 萱身子 六把

此御役代三十文

右之通御通被成下度候以上

三郎兵衛 ○黒印

十一月二日

・・・

144 14×12cm

□志かきな志

此御役代拾五文

三郎兵衛 ○黒印

十一月四日

御番所様

145 14×12cm

くりな可し 八枚

御役代貳百文

三郎兵衛 ○黒印

十一月六日

御番所様

146 15×11cm

木の子 少し

御役代廿文

三郎兵衛 ○黒印

十一月六日

御番所様

147 15×14cm

くり 杓斗式升

此御役代貳拾四文

右之通御通被成下度候以上

三郎兵衛 ○黒印

十一月七日

御番所様

148 15×11cm

かやの尾 杓せおい

御役代三拾五文

三郎兵衛 ○黒印

十一月九日

御番所様

149 15×10cm

かじ炭 杓駄 弥助

三郎兵衛 ○黒印

十一月十一日

御番所様

150 14×14cm

一 そふり表 廿八足

此御役代五十文

右之通御通被成下度候以上

三郎兵衛 ○黒印

十一月十一日

御番所様

151 15×13cm

数の子 老固

たつくり 老固 合巻せおい

御役代百五拾文

三郎兵衛 ○黒印

十一月十二日

御番所様

152 14×10cm

あく 三俵 市十郎

四拾五文

三郎兵衛 ○黒印

十一月十四日

御番所様

153 15×11cm

氷とふ婦 老箱

御役代廿五文

三郎兵衛 ○黒印

十一月十六日

御番所様

154 14×12cm

すみかし

御役代十五文

三郎兵衛 ○黒印

十一月十六日

御番所様

155 15×9cm

一 鍛炭 老駄 弥助

右之通御通被成下度候以上

三郎兵衛 ○黒印

十一月十七日

御番所様

156 15×11cm

一 鍛炭 老駄 弥助

右之通御通被成下度候以上

三郎兵衛 ○黒印

十一月十七日

御番所様

157 14×14cm

干とふ婦 少々

此御役代十五文

右之通御通被成下度候以上

三郎兵衛 ○黒印

十一月十八日

御番所様

158 15×13cm

松蛾 老歩式朱分

此御役代三十九文

右之通御通被成下度候以上

三郎兵衛 ○黒印

十一月十九日

御番所様

159 15×13cm

氷とふ婦 老箱分

御役代式拾五文

三郎兵衛 ○黒印

十一月廿一日

御番所様

160 15×10cm

氷とふ婦 老箱

御役代式拾五文

三郎兵衛 ○黒印

十一月廿二日

御番所様

161 14×10cm

干かき 六連

御役代十文

三郎兵衛 ○黒印

十一月廿一日

御番所様

162 14×12cm

阿し多 八拾五足 式せおい

御役代八拾五文

三郎兵衛 ○黒印

十一月廿二日

御番所様

163 14×11cm

すみ 少し

御役代十五文

三郎兵衛 ○黒印

十一月廿二日

御番所様

印形不明

1 14×16cm

一 茄 老荷拂

此御役代拾文

右之通御役代召上候

御通被成下度奉存候以上

御判肝入 三郎兵衛

閏七月廿二日

御番所様

2 15×18cm

一 四斗六升

(180)

(179)

御役代九拾貳文

一 松ろう 壹歩分

御役代貳拾六文

右之通御役代召上候条

御通可被下候以上

三郎兵衛

八月廿三日

御番所様

その他

1 覚 16×12 cm

具り 四升

此御役代四文

右之通り御通被成下度奉存候以上

源七郎 〇黒印

いの九月七日

御番所様

(図181)

2 多まり 15×14 cm

此御役代十文

右之通り御通被成下度

奉存候以上

源七郎 〇黒印

十月廿九日

御番所様

3 覚 16×17 cm

一 焼酒粕 九ヅ目

右之通り御通被成下度奉

願上候以上

戸沢 三郎右衛門 〇黒印

午三月廿二日

御番所様

御家来様

4 口上 15×15 cm

一 焼酒から 貳駄 〇黒印

右之通り御通被成下度

奉願上候以上

下戸沢 三郎右衛門 〇黒印

午四月朔日

上戸沢御番所様

御家来様中

5 一 蠟そく 七切分 16×20 cm

此御役代百五文

右者湯原入御判紙

江口置仕候付御役代

召上候間御通被成下度

奉存候以上

御判肝入 源七郎 〇黒印

亥九月六日

御番所様

定形外

1 米沢之吉兵衛からすの 引くす四固伊達より右之所へ持参申由無相違可被相通候以上

猪俣平四郎 〇黒印

子ノ二月廿九日

湯ノ原通

2 伊達之七兵衛米四計(斗力) 五升入四俵米沢より右之所へ持参候由可被相通候以上

茂木与惣左衛門 〇黒印

子ノ三月四日

戸沢通

3 15×11 cm

〇黒印

高畑之左太郎水油貳樽

素種壹籠本所より伊達へ持参申由湯原へ相入候其元可被相通候当所検断

以取次如此候以上

太斎庄左衛門 〇黒印

寅ノ.....

4 米沢之米蔵酒四樽付 貳駄持参湯原へ相入候其元可被相通候当所

検断取次ヲ以如此候以上

高橋氏三郎 〇黒印

卯ノ九月廿七日

上戸沢通り

5 一 絹糸九ヅ俵入 拾貳箇 15×27 cm

右之通福鳴商人

市兵衛最上より本所江

持参之由申出貫目

相改候上御境入

(図183)

(図184)

御判申受如此御座候以上

湯原町御判肝入

幸助 ○黒印

午ノ八月十一日

御同役様中

(図185)

6 15×13 cm

伊達之長治壺人

元靴壺背負持参候由

上戸沢相入其元可被相通候

検断取次ヲ以如此候以上

宇津志平馬 ○黒印

申ノ十月廿五日

湯原通り

(図186)

7 15×10 cm

関東之太兵衛青苧八百匁

花染四端最上より右之所へ持

参申由無相違可被相通候以上

茂木与惣左衛門 ○黒印

酉ノ六月廿九日

戸沢通り

(図187)

8 14×13 cm

最上之長吉同道式人着替并

・苧壺荷御城下河原町八百屋

・平方へ持参候由刈田湯原相入候

荷着之上送り候首尾可有之

当所検断取次申聞如此候以上

宇津志平馬 ○黒印

酉ノ七月十四日

右検断中

(図185)

9 15×10 cm

米沢之加兵衛青苧苧筒砥

三箇小間物壺筒蠟燭六拾丁

右之所より伊達へ持参無相違

可被相通候以上

茂木与惣左衛門 ○黒印

酉ノ八月六日

戸沢通り

(図188)

10 15×13 cm

高畑之三九郎打綿

五背負右之所より伊達へ

持参無相違可被相通候以上

茂木与惣左衛門 ○黒印

酉ノ十二月十四日

戸沢通り

(図188)

11 15×8 cm

二本松之与惣兵衛青苧壺

貫四百五拾め布壺端

もかミより右之所へ持参申

由無異儀可被相通候

以上

茂木与惣左衛門 ○黒印

酉ノ七月廿三日

・・・・・

12 15×8 cm

二本松之五右衛門葉灌壺つ

湯せん壺つ最上より右之所へ持

参無相違可被相通候以上

茂木与惣左衛門 ○黒印

酉ノ七月廿三日

・・・・・

13 15×13 cm

米沢之又左衛門壺人酒四樽

付三駄持参候由湯原相入候

其元可被相通候検断申聞如

此候以上

宇津志平馬 ○黒印

戊ノ七月廿三日

上戸沢通り

14 15×14 cm

山形之加兵衛鱧節五本

鱧六固口壺箱あつ紙

拾八帖伊達より本所へ持参

申候間湯原御境無異義

可被相通候以上

青木半九郎 ○黒印

戌ノ十月七日

伊東新三郎殿

15 13×10 cm

伊達之源之丞古手

者八ツ山の方へうり二参候

うり残候ハ八相通可被下候以上

取次 太兵衛 ○黒印

亥ノ十一月十日

吉三郎様

16 14×10 cm

江戸ノ伝兵衛真綿式固

附壺駄最上より相通候間

戸沢口可被相通候以上

才藤尚右衛門 ○黒印

七月十三日

三浦伊兵衛殿

17 15×8 cm

三春之源六屋く王ん五つ最上より

右之所へ持参無相違可被

相通候以上

猪狩太郎兵衛 ○黒印

七月廿三日

猪狩太郎兵衛 ○黒印

七月廿三日

里見半兵衛殿

18 13×12cm

一米沢之利兵衛鱈

拾六本うなき式拾五

本伊達より右之所へ持参

仕候此通御判可被下候以上

宿勘四郎

十二月十六日

.....

19 12×9cm

一米沢之金右衛門鱈五

拾七本五固二而伊達より

右之所へ持参仕候此通

御判可被下候以上

宿仁平次

十二月廿六日

.....

20 21×9cm

米沢之七郎右衛門塩式斗

壱口まさかり壱丁さる壱つ伊達

より米沢へ参候頼入申候

21

一 伊達之庄左衛門ちや

式貫五百め木綿

拾端右之所より最上へ

持参仕候此通御判可

被下候以上

取次 百右衛門

解説

領民・他領民にかかわらず御境目番所

から出領のときは、通行切手が必要で

あった。これは商人・職人も同じである。

これを分離して記載したのは、商人は一

般通行人とは、役代(役金)高が異なっ

ていた。職人については役代高など詳細

は不明だが、持参の道具類は「役務連絡・

資料No.55」などのように、その取扱い

は厳しいものがあり、『商人切手・職人切

手』(仮称)として別に整理した。

切手は、大きさ・形態・様式は「通行

切手」と殆ど同じだが、業種・商品数量(売

れ残りのもの)・役代高(省略されている

ものもある)が書かれている。

業種は、八百屋・菓子売・小間物売・

五十集などの行商で、業種によつて役代

高が異なっている。また、売れ残り持ち

帰った商品の質や量によつても役代高に

差がある仕組みとなつており、かなり複

雑になつていた。本資料もすべて出領の

もので、入領時の手続きなどは明らかで
はない。

物産については、仙台藩は寛文期(一

六六一)頃より、国産物の他領持ち出

しや、他国産物の輸入が許可制となり、

役金が増えらるようになる。さらに、

「御境目御定」には国産物の他領持ち出

しには、品目によつてそれぞれ異なつた

役職の許可証が必要であることを定めて

いる。

本資料の物産切手の品目は、小麦・小

豆・そば・板・木羽・木炭・酒粕・屑繭

など、人の手になる産物もあるが量的に

は少なく、大部分は「うど・葛・栗・わ

らび・ぜんまい・茸・山芋・鮎・はや・

鱈・柿しぶ」など、自然界の恵みによる

産物である。数量も一人ないし二人で持

ち運べる程度のもが多い。資料の物産

は「御定」の品目以外のもの、特定の

役職の許可証はいらなかつたと考えられ

る。

これらの物産は役代を払い領外に出て

いるが、買い取られたものか、行商の商

荷として出領したものかは、資料からは

不明である。

その他は、「たまり(醤油)・酒・焼酒

粕・蠟燭・水油・青苧・絹糸」など数量

も多量で、商荷として役代や手続きも別
扱いのものであつたらうと考えられる。

3 駒口判他

1 16×16cm

駒口判

平田五郎兵衛 ○黒印

天和三亥

白土六左衛門 ○黒印

裏面

一 鹿毛八才此御役代七十文

取定申候賣主白石短町

佐内買主伊達作兵衛

宿加右衛門以上

苧田白石御判屋 喜兵衛 ○黒印

四月廿五日 利兵衛

(189)

2 23×25cm

一 今代六百文 馬主戸沢之弥次郎・

小荷駄鹿毛拾才壱疋青黒毛六才・

壱疋くり毛拾才壱疋合三疋伊達・

相通候御役代也

一 同代三百文 右同人

右之馬持来ル馬二而駒口御役代也

右之通御座候間戸沢御境目御通・

可被下候本御判紙指上ケ申迄如此二御・座候以上

元禄五年十一月廿一日
松田市右衛門殿

戸沢新町御判肝入

戸沢新町 太兵衛 ○黒印

大越仲兵衛殿

太郎右衛門

元禄五年

今代八百文 馬主山形 作藏

元禄七年六月廿七日

7 28×33cm
右拾式口合馬數拾四疋此兩御役代
四貫式百文右御役出高之拾分壹
拙者骨折分二御定を以被下置候代
髓二請取申候残御上納三貫七百八拾文
相渡・・以上

申ノ二月九日

(ウラ)

里見半兵衛様

一 今代六百文 馬主山形之藤左衛門

右之通小荷駄御役五貫八百文之内五百八拾文

引落し骨折分二相渡申残ル上納代五貫式百式拾文

3 26×34cm 落書きあり

毛

小荷駄鹿毛七才壹疋とち栗毛壹疋芦

髓二請取申候以上

戸沢新町檢断

元禄五年六月廿四日

壹疋合三疋伊達口相通候御役也

渡辺伝左衛門 ○黒印

元禄・年三月

太郎右衛門

一 今代貳百文 馬主関東之善右衛門

一 今代三百文

同年同月同日

○黒印

小荷駄黒芦毛六才壹疋伊達江相通

先之馬持来ル馬二而駒口御役代也

○割り印

元禄・年三月

候御役代也

一 今代貳百文 馬主関東之長左衛門

○割り印

(図190)

8 29×35cm

一 同代百文 右同人

5 30×40cm

一 今代壹貫式百文 小荷駄馬六疋御役代也

右之馬持来ル馬二而駒口御役代也

一 今代貳百文 馬主関東之長左衛門

6 23×33cm

右拾八口合馬數貳拾疋内拾貳疋

○黒印

小荷駄黒毛四才壹疋伊達江相通候御役代也

駒口取納御判紙拾貳枚請取・

(但し鹿毛拾才壹疋) 月毛八歳壹疋

右之通候間戸沢御境目可被相通候以上

役代也

右拾八口合馬數貳拾六疋内貳拾疋八駒口取納御判紙拾貳枚請取申候

栗毛拾才三疋

大越仲兵衛殿

右馬之駒口小判紙壹枚請取置申候

申候同八疋八持来ル馬二而兩御役代・

か王り七才壹疋鹿毛十才壹疋黒ふち

口田市左衛門殿

右同人

四貫八百文之内四百八拾文御役出高・

七才壹疋

4 24×35cm

右三拾式口合馬數貳拾六疋内貳拾疋八駒口役取納

拾分一拙者骨折分二御定を以被下置候二受取申候残御上納代四貫・

二本松ノ七郎兵衛

一 今代八百文 馬主山形之 作藏

駒口小判紙貳拾枚請取置申候同六疋八兩御役代合

貳拾文相渡シ申候右代金二而壹・

右壹口御判紙壹枚馬數六疋御役代壹ノ貳百文

小荷駄鹿毛七才壹疋とち栗毛拾才

五貫八百文内五百八拾文八右御役出高之拾分

但シ金壹切二付壹ノ百式拾文・

御役代取納小判紙六枚御役代出高之十分

壹疋芦毛拾才壹疋栗毛拾才壹疋合

拾分

上申候以上

御定を以拙者骨折分被下置代百式拾文

四疋伊達江相通候御役也

壹拙者骨折分御定ヲ以被下置候代髓請取

申候

髓二受取申候御上納代壹ノ八拾文差上申候以上

一 同代四百文 右同人

右之馬持来ル馬二而駒口御役代也

御判肝入戸沢新町檢断

太郎右・

右之通候間戸沢御境目可被相通候以上

残ル御上納代五貫式百式拾文相渡申候以

元禄九年月日

太郎右・

右之通候間戸沢御境目可被相通候以上

残ル御上納代五貫式百式拾文相渡申候以

元禄九年月日

太郎右・

候以上

御判肝入上戸沢

三郎兵衛

享保拾貳年十二月

上遠野十兵衛様

10 25×32cm (折紙)

四寸

一 駒小荷駄老疋栗毛拾才

彦助

9 13×32cm (折紙)

三寸五分 刈田郡下戸沢町

一 駒小荷駄鹿毛 又六

右馬上戸沢町境目被相

通候御判紙申受度候

此度伊達之儀右衛門二賣渡如

右又六馬二相違無御座候

為其檢断組頭五人組

立会相改駒口御判紙差

添相成申候以上

刈田下戸沢町馬主

享保十四年 又六

三月八日 五人組 作十郎

重平

五平治

作平

伊三郎

同組頭

刈田郡上戸沢町

同檢断 太郎右衛門

〇黒印

御判肝入衆

〇黒印

〇黒印

〇黒印

〇黒印

〇黒印

右馬上戸沢御境目

被相通候御判紙申請度候

此度伊達三八二賣渡申候

如此御座候右馬去秋

相改申請候二相違無御

座候為其檢断組頭

五人組立会相改駒口

御判紙相添相出申候以上

渡瀬町馬主

彦助

享保拾七年

二月廿日

右五人組

五郎七

右五人組

仁平次

平助

彦平

村組頭

彦四郎

印ナシ

〇黒印

〇黒印

〇黒印

〇黒印

11 25×32cm (折紙)

貳寸

一 駒小荷駄老疋黒毛八才

渡瀬町 権兵衛

右馬上戸沢御境目被相通候

御判紙申請度候此度伊達

半之丞二賣渡如此御座候

右馬去秋御改申請候二

相違無御座候為其檢断

組頭五人組立会相改駒口

御判紙相添相出候以上

渡瀬町馬主

権兵衛

〇黒印

享保拾七年

二月

右五人組

勘之丞

源助

市三郎

五人組村組頭

彦四郎

〇黒印

〇黒印

〇黒印

〇黒印

〇黒印

12 26×32cm (折紙)

貳寸

一 駒小荷駄老疋青黒毛拾才

渡瀬町 六右衛門

右馬上戸沢御境目被相通候

御判紙申請度候此度伊達

半之丞二賣渡如此御座候

右馬去秋御改申請候二相違

無御座候為其檢断組頭

五人組立会相改駒口御判紙

相添相出申候以上

渡瀬町馬主

六右衛門

〇黒印

享保拾七年

二月

五人組

半兵衛

半助

十四郎

町組頭

彦四郎

〇黒印

〇黒印

〇黒印

〇黒印

〃 六之丞 ○黒印
〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

彦次郎 ○黒印
六之丞 ○黒印

小荷駄栗毛四才壹疋伊達江相通候御
役代也
同日

右馬之駒口小判紙壹枚請取置申候
右同人

町檢断

〃

惣治兵衛 ○黒印

右馬之駒口小判紙壹枚請取置申候
右同人 ○黒印

15

30×40 cm

〃 ○割り印

三右衛門 ○黒印

檢断

三右衛門 ○黒印

同日

15

30×40 cm

〃 ○割り印

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

13 25×32 cm (折紙)

14 29×40 cm

一 今代式百文 ○黒印 馬主関東之五

六月十六日

一 今代式百文 ○黒印 関東之八郎兵衛 ○黒印

四寸

〃 ○割り印

一 駒小荷駄壹疋川ら毛四才

一 今代式百文 ○黒印 馬主伊達之五兵衛 ○黒印

小荷駄鹿毛四才壹疋伊達江相通候御
役代也
同日 ○黒印

小荷駄かけ栗毛七才壹疋伊達江相通候御役代也
同日

渡瀬村新田

兵衛 ○黒印

右馬之駒口小判紙壹枚請取置申候
右同人 ○黒印

右馬之駒口小判紙壹枚請取置申候
右同人

半兵衛

小荷駄川原毛八才壹疋伊達江相通候御役也
同日

同日

同日

右馬上戸沢御境目被相通候

御役也

同日

同日

御判紙申請度候此度伊達

同日

同日

同日

三八二賣渡し如此御座候右馬

一 同代百文 ○黒印 右同人

一 今代式百文 馬主関東之市郎右衛門

六月十七日

一 今代式百文 馬主関東之次郎八

去秋御改申請候二相違無

右之馬持来ル馬二而駒口御役代也

小荷駄栗毛四才壹疋伊達江相通候御
役代也
同日

小荷駄川原毛四才壹疋伊達江相通候御役代也
同日

御座候為其檢断組頭五人組

一 今代式百文 馬主関東之五郎作

同日

同日

立会相改駒口御判紙相添

一 今代式百文 馬主関東之五郎作

同日

同日

相出し申候以上

一 今代式百文 馬主関東之五郎作

同日

同日

渡瀬村新田馬主

小荷駄黒毛五才壹疋伊達江相通候御役代也
同日

右馬之駒口小判紙壹枚請取置申候
右同人

右馬之駒口小判紙壹枚請取置申候
右同人

半兵衛 ○黒印

役代也

同日

同日

享保拾七年

同日

同日

同日

右五人組

右馬之駒口小判紙壹枚請取置申候
右同人

一 今代式百文 馬主なへか

一 今代式百文 ○黒印 馬主関東之加兵衛 ○黒印

喜右衛門 ○黒印

右同人

一 今代式百文 馬主なへか

一 今代式百文 ○黒印 馬主関東之加兵衛 ○黒印

〃 孫右衛門 ○黒印

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 久兵衛 ○黒印

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 村組頭

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

右馬之駒口小判紙杓枚請取置申候

○黒印 右同人 ○黒印

六月十八日

一 今代式百文 ○黒印 馬主関東之甚

兵衛 ○黒印

小荷駄鹿毛八才杓足伊達江相通候御

役代也

同日

一 同代百文 ○黒印 右同人 ○黒

印

右之馬持来ル馬二而駒口御役代也

六月廿日

一 今代式百文 ○黒印 馬主関東ノ仁

左衛門 ○黒印

小荷駄鹿毛四才杓足伊達江相通候御

役代也

同日

右馬之駒口小判紙杓枚請取置申候

右同人 ○黒印

六月廿日

一 今代式百文 ○黒印 馬主関東之伊

右衛門 ○黒印

小荷駄鹿毛四才杓足伊達江相通候御

役代也

同日

右馬之駒口小判紙杓枚請取置申候

右同人 ○黒印

〽〇割り印

16 30×40 cm

六月廿日 〽〇黒印

一 今代式百文 馬主関東之五兵衛

小荷駄栗毛八才杓足伊達江相通候御

役代也

同日

右馬之駒口小判紙杓枚請取置申候

右同人

六月廿日

一 今代式百文 ○黒印 馬主関東之七

兵衛 ○黒印

小荷駄栗毛六才杓足伊達江相通候御

役代也

同日

右馬之駒口小判紙杓枚請取置申候

右同人 ○黒印

六月廿一日

一 今代式百文 ○黒印 馬主関東之権

左衛門 ○黒印

小荷駄栗毛四才杓足伊達江相通候御

役代也

同日

右馬之駒口小判紙杓枚請取置申候

右同人 ○黒印

一 今代式百文 馬主関東之長

右衛門

小荷駄鹿毛八才杓足伊達江相通候御

役代也

同日

一 今代百文 右同人

右之馬持来ル馬二而駒口御役代也

六月廿一日

一 今代式百文 馬主関東之作兵衛

小荷駄鹿毛六才杓足伊達江相通候御

役代也

同日

右馬之駒口小判紙杓枚請取置申候

右同人

六月廿二日

一 今代式百文 ○黒印 馬主関東之吉

左衛門 ○黒印

小荷駄鹿毛四才杓足伊達江相通候

御役代也

同日 ○黒印

右馬之駒口小判紙杓枚請取置申候

右同人 ○黒印

〽〇割り印

17 30×32 cm

・ ・ ・ ・ ・

・ 黒毛四才杓足伊達江相通候御役代

也

右馬之駒口小判紙杓枚請取置候 右

同人

一 今代式百文 ○黒印 馬主関東ノ三

郎右衛門 ○黒印

小荷駄栗毛六才杓足伊達江相通候御

役代也

同日

一 同代百文 ○黒印 右同人 ○黒印

右之馬持来ル馬二而駒口御役代也

七月十三日

一 今代式百文 馬主関東之文左衛門

小荷駄栗毛六才杓足伊達江相通候御

役代也

同日

右馬之駒口小判紙杓枚請取置候 右

同人

七月十七日

一 今代式百文 馬主関東之惣四郎

小荷駄鹿毛七才杓足伊達江相通候御

役代也

同日

一 同代百文 右同人

右之馬持来ル馬二而駒口御役代也

七月廿日

一 今代式百文 馬主関東之茂左衛門

小荷駄栗毛こ不し八才壹疋伊達江相
通候御役代也

太郎吉殿

(図 191)

ヲ以為相尋候得とも行衛
相知不申候間右之段申上候
尤馬者町内者二為相預置

戊十二月十五日
太郎右衛門様

(図 193)

同日

13×23cm

一 同代百文 右同人

殯馬書上

申上候間此段共如斯

15×20cm

右之馬持来ル馬二而駒口御役代也

一 鹿毛さ者り拾才三郎兵衛

申上候以上

小荷駄か毛か王り毛年八才

〇割り印

右者去夏殯馬二

裏面

當町作十郎福鳴傳左衛門二

御座候以上

裏面

賣渡シ申候小判紙御座

その他

上戸沢検断

刈田郡上戸沢組頭

候得共吉右衛門他領故

三郎兵衛 〇黒印

忠四郎

遣不申候御役代百文

1 13×13cm

一 六百文馬買金代

享保十六年 四月

(図 192)

刈田郡上戸沢検断 源七郎 〇黒印

當年上納申分

四月

文化六年

尾可被成候小判紙ハ

二 樋二受取申候以上

15×38cm (折紙)

巳十月廿三日

おつて遣可申候以上

元禄六年

乍恐御披露申上候御事

万太夫様へ

四月廿八日

(図 194)

一 駒鹿毛拾才

御役

太郎右衛門殿

2 24×15cm

本し栗毛歳八才市疋最上作藏卜

右馬過ル八日夜九ツ時過キ

大肝入

13×14cm

申者二樋二賣渡シ申此馬持来馬二

伊達小坂下より牽参御境

安部銀四郎様

有馬書上申事

隠馬二も無御座候為其證文

入御判申受度品々申出候処

右之通御役様大肝入衆へハ

一 中馬 貳疋

如此二御座候尤其元二て御役代ハ

同所御役人様へも申候処

相達申候以上

一 下馬 八疋

御取可被下候以上

余深更二相成毛才も相改可申

相達申候以上

合拾疋

滑津町賣主

様無之候間翌朝罷出候様

5 13×13cm

右之通二御座候以上

加平次 〇黒印

被仰渡候二付其段拙者方与り

小荷駄黒ふち拾才

太郎右衛門

元禄九年四月六日

申談候得者直々轡斗持参

壹疋伊達より相通候御役

五月七日

同所検断

仕馬者繫置右之者無行

代三百文御判紙役共

山崎七郎兵衛殿

正太郎 〇黒印

衛罷成申候間隣宿隣村

但正月二日二通分也

山崎七郎兵衛殿

上戸沢町検断

者不及申二他村迄も夫々向寄

宿 弥惣次 〇黒印

15×24cm

右馬駒口御判紙持参

不仕候処此度他領賣馬二

罷成候二付右御判紙

無之候而八御首尾合通

被成下由被仰付候二付

駒口御判紙早速揃仕候様

被仰下承知仕候仍而

右市太郎方へ大急二而首尾

仕御判紙杓枚指遣申候間

御受取被下候以上

越河村肝入兼役

□□□□□

喜四郎

五月廿日

上戸沢町検断御判肝入

.....

9 15×41cm

尚以入馬御判紙者御先判二而も

御直申願被致候二も可被成候以上

貴様御持前御判紙共

首尾合指遣申候間

向々江相渡候様

可被成候其御町

役之御残御直語

之通二而入馬御判紙

有之御首尾合二而者

指支申義二御座候間

御取直し被指置候様

可被成候先以御判紙

者賣申候相成裏書二

指示候義二候間指遣

申候以上

大肝入仮役

柴田与惣兵衛

五月廿七日

御判肝入

三郎兵衛様

(図195)

10 15×10cm

関東惣右衛門馬鹿毛式疋川原

毛杓疋黒毛杓疋月毛杓疋合五

疋あかし様け花染布杓端

最上より引通申候無相違可被相通

候以上

猪狩太郎兵衛 ○黒印

七月十五日

松田勘右衛門殿

11 31×21cm

口上

一鹿毛三才尺四寸 一川原毛三才尺三寸

一鹿毛三才尺五寸 〆三疋か志ら切

右之通り之湯原口御判紙御世話御取置

可被下候我等只今参上申候間頼入申候

小坂 彦太

七月十五日

上戸沢 三郎兵衛様

12 16×13cm

其元より拙者方江之馬改

帳入二而被遣候請取申候

以上

又六 ○黒印

八月十五日

三郎兵衛殿

13 13×33cm

御手紙致拝見候然者

新宿之与左衛門文右衛門馬

拾杓疋之内黒毛杓疋

相王つらい貴様二頼置申

付右馬新宿へ相返し

申度由被仰越候間此方

申分仕湯原通相調

越申候左様御心内可被成候

無御座候由

拝し其元相替申儀一段之

御事奉存候先可申上候

御やさく被成候由臨時二

出来申候哉承応し我等共

不存様罷有何とも

御無沙汰仕申□□罷

越可被同意候以上

太郎右衛門

十月廿五日

上戸沢

太郎右衛門

新左衛門様

(図196)

解説

藩政時代には片倉家経営の「七日原牧場」があった。藩祖・政宗以来の馬産奨励の意を受けて、寛保3年（一七四三）に開かれた牧場である。軍用馬を中心とした良馬生産を目指したものだだったが、蔵王山麓の寒冷雪害や狼害で、経営はきびしかったが、幕末まで続いたとある。（白石市史）当地方の農耕馬や宿場の運送用馬は、このような特別に生産されたような良馬ではなく、いわゆる駄馬である。

資料は、売買された馬が領外にでる際の、駒口役代を記した書類で、元禄年代から享保年代までのものである。このように、馬の出領には役代徴収という手続きがなされるが、入領の際にも、厳しい

手続きがあつたことを、伺わせる資料がある。「隣宿小坂から夜半に上戸沢御境目入をした馬が、深夜で毛才などを改められず、翌朝明るくなつてから改めるとして、留め置いたところ、馬の挽き人が行方知れずになつた。所々を尋ねたが不明なので、町内に預け置いた」(その他No.4)と、上戸沢検断と組頭から上戸沢御番所役人・斎藤万太夫宛の文書である。

他には、有馬書上や殯馬書上など馬扱いに関する若干の資料がある。

四運送

1 御城米輸送

1 12×12cm

米荷物式俵付三

○黒割印

拾六駄髓二受取申候

以上

新町 太郎右衛門 □黒印

丑ノ三月十七日

戸沢 五郎右衛門殿

2 13×8cm

○黒割印

米荷物式俵付五拾五駄

髓二受取申候以上

太郎右衛門 □黒印

丑ノ三月廿日

五郎右衛門殿

3 16×10cm

覚

一 米六表 錢三貫文

右髓二請取申候以上

小坂 源三郎 ○黒印

戊四月廿日

戸沢 太郎右衛門殿

4 16×11cm

覚

一 米壹駄 錢壹貫文

外

一 米壹駄 右二口 髓二請取申候

小坂 源三郎 ○黒印

戊ノ四月廿日

太郎右衛門殿

5 15×12cm

覚

一 米拾表 但高畑七左衛門米

右之通髓二請取り申候以上

源三郎 □黒印

戊ノ四月廿四日

太郎右衛門殿

6 12×13cm

一 印米四俵髓二受

取申候以上

外二小付ふるしき

包巻ツ錢八百九

拾八文

受取申候以上

新町 太郎右衛門

戊ノ四月廿七日

五郎右衛門殿

7 15×15cm

御城米御前金御用二付

歩金式切此長七殿二 □黒印

相渡シ遣申候間御受取可

被成候尤受取印形申受

候以上

本戸沢町 五郎右衛門 ○黒印

同 又六 □黒印

戊ノ四月廿七日

戸沢新町 太郎右衛門殿

(図197)

8 15×28cm

申納候然者今日森合

馬八疋米駄送致候但し

拾四俵ノ内式俵町米残り拾式俵

円藏直吉忠治亀松平吉

佐平右名前之米二御

座候間何卒御持参之段

御首尾合可被下候早々

計如此申上候以上

平次郎

正月三日

太郎右衛門様

9 13×28cm

小坂御問屋衆より之

手紙送被下候髓二

請取申候米通判

明日持参可仕候爰

許迄参かゝり候へ共

たちん錢相拂申候間

フくり申故遅着

仕候左様二受取可被下候

得御意御礼可申候

早々半紙御急可被下候

以上

米才料

高畑 清兵衛 ○黒印

三月十二日

本戸沢御問屋衆

□

10 15×16cm

米沢吉左衛門相通申當月

十二日十三日両日之米七十式

俵之戸沢口通御判紙申候間

段々取おとし不申様二

上戸沢太郎右衛門方迄可被

相届候以上

湯原検断

勘兵衛 花押

三月十四日

峠田より上戸沢迄

(図198)

四月二日

太郎右衛門殿

1 1 13×8 cm

御城米六拾俵參候其元より

馬十四疋申遣可被下候

口そへ御役人衆より申候御廻文

御包遣申候早々馬御越

可被成候以上

五郎右衛門 口黒印

三月廿二日

太郎右衛門殿

(図199)

御心得可被成候以上

吉右衛門

又十郎

四月八日

太郎右衛門殿

早々以上

五郎右衛門

又六

三月廿三日

太郎右衛門殿

(図200)

御城米六拾駄

此くれ頃ニ參候明日

早天二馬八疋・遣候

但明日ハ式度掛ニ

御座候間左様ニ被御

申付可被遣候以上

五郎右衛門 口黒印

又六 口黒印

又六

五郎右衛門

卯月十九日

太郎右衛門

申候間明日可被遣候

定而明日ハ式度送ニ

可罷成候間左様御心

得可被成候以上

五郎右衛門

又六

卯月廿六日

太郎右衛門殿

五郎右衛門

又六 口黒印

卯月廿二日

太郎右衛門殿

御城米附馬九疋

1 7 13×11 cm

先刻申合候通明朝御傳

馬四疋内尅疋くら馬ニ

為相詰可被下候尤

御城米馬九疋被遣可被下候以上

五郎右衛門

四月廿二日

新町

太郎右衛門殿

1 8 13×17 cm

御城米今日ハ小坂

宅渡し方日暮ニ罷成

候而不相成ニ付留置

2 1 12×15 cm

五月三日

太郎右衛門殿

又六

(図202)

印之米五駄指遣
候間御受取可被下候

尤式つ急米二御
座候間手形右之
通二可被遣候以上

又六
五月七日
太郎右衛門殿

22 12×8 cm
□□米三駄賃錢
五貫文髓請取置申候

新町 太郎右衛門 ○黒印
五月七日
又六殿

23 13×25 cm
小坂檢断三郎右衛門殿へ
御城米指懸候急御用状

申遣候間乍御世話早
速御届被下度頼入
奉存候已上

十月十一日

下戸沢調頭 久三郎
上戸沢檢断
木村三郎兵衛様

御城米方御用筋

24 16×40 cm
御城米相送り不申者へハ
商人荷白石駄送指
支申候今朝商人荷

私心持ヲ以志らへ
被附候間白石御城米
駄送人へ斗商人

荷御渡可被成候此方二ても
吟味申候以上
才藤や

十一月七日
三郎兵衛様

25 14×28 cm
御城米今日より駄送に
罷成候間其御町出馬持へ
駄送いたし候様急速御首尾

可被成候御城米あまり
駄送日後に罷成候二付
残り者御役人衆より蔽二
被仰渡候間無御間違

御首尾可被成候以上
.....

下戸沢町八

三郎右衛門 ○黒印

上戸沢町檢断
太郎右衛門様
御城米駄送方急御用

26 14×14 cm
高畑吉左衛門米四斗八升入
百三十八俵ノ通御判申受

指越申候間段々紛失無之
様二上戸沢太郎右衛門方江
可被相届候御用便在中

二て越申候間戸沢二て御失念
申義白石へ被遣間敷候
.....

(図 203)

2 塩送り状

1 (木版) 15×19 cm

□黒印 上戸沢町入

一 塩四俵 高島之商人 善之介
三斗五升入

一 同四俵 上戸沢町宿 仲四郎
老斗七升入

右伊達領小坂町二而相調出羽国米沢江
持参之由左之宿々檢断御塩問屋見
届令印形可相通候品有之御領内逗留
申候ハ八右之訳此送状江令未書可申

一 同式俵 上戸沢町宿 孫七
老斗七升入

聞候以上

巳ノ四月十七日
齋藤万大夫 □黒印

上戸沢 ○黒印 下戸沢 □黒印
渡瀬 □黒印 下関 ○黒印
滑津 ○黒印 峠田 ○黒印
湯原 □黒印 右宿中

右之通御座候間御見届兼而之通御首尾
被相通候上戻り送り月日被相記書ケ
月切上戸沢檢断方へ可被相送候以上
同月月日 右同人 □黒印

湯原御番所

(張り紙) 15×14 cm

右之通刈田郡湯原御境 ○割印

目二て相改相違なく

候条相通申候以上

四月廿日 永野利傳治○黒印

齋藤万大夫殿

御詰合衆中

2 (木版) 16×20 cm

□黒印 上戸沢町入

一 塩 □黒印 高畑之商人 吉太郎
三斗五升入

一 同式俵 上戸沢町宿 孫七
老斗七升入

右伊達領小坂町二而相調出羽国米沢江
持参之由左之宿々檢断御塩問屋見

届令印形可相通候品有之御領内逗荷
申候八八右之訳此送状江令未書可申
聞候以上

齋藤万太夫 □黒印

五月十日

上戸沢 ○黒印 下戸沢 □○黒印

渡瀬 □黒印 下関 ○○黒印

滑津 ○黒印 峠 田 ○黒印

湯原 □○黒印 右宿中

右之通御座候間御見届兼而之通御首尾
被相通候上戻り送り月日被相記忝ケ
月切上戸沢檢断方へ可被相送候以上
同月月日 右同人 □黒印
湯原御番所

(張り紙) 15×10 cm

右之通湯原御境目二而相改候 ○割印

上無相違候条相通申候以上

三五月十一日 永野利傳治 ○黒印

才藤万太夫殿 (図204)

3 (木版) 16×20 cm

上戸沢町入

一 塩 □黒印 高畑之商人 門之助
三斗五升入

一 同 六俵也 上戸沢町宿 半六
壹斗七升入

右伊達領小坂町二而相調出羽国米沢江
持参之由左之宿々檢断御塩問屋見
届令印形可相通候品有之御領内逗荷
申候八八右之訳此送状江令未書可申
聞候以上

齋藤万太夫 □黒印

五月十日

上戸沢 ○黒印 下戸沢 □黒印

渡瀬 □黒印 下関 ○黒印

滑津 ○黒印 峠 田 ○黒印

湯原 □○黒印 右宿中

右之通御座候間御見届兼而之通御首尾
被相通候上戻り送り月日被相記忝ケ
月切上戸沢檢断方へ可被相送候以上
同月月日 右同人 □黒印
湯原御番所

(張り紙) 15×9 cm

右之通湯原御境目二而相改 ○割印

無相違候条相通申候以上

巳ノ五月十五日 永野利傳治 ○黒印

才藤万太夫殿 (図205)

4 (木版) 16×19 cm

上戸沢町入
一 塩 □黒印 高畑之商人 門之助
三斗五升入

一 塩 □黒印 高畑之商人 惣右衛門
三斗五升入

右伊達領小坂町二而相調出羽国米沢江
持参之由左之宿々檢断御塩問屋見
届令印形可相通候品有之御領内逗荷
申候八八右之訳此送状江令未書可申
聞候以上

齋藤万太夫 □黒印

五月十九日

上戸沢 ○黒印 下戸沢 □○黒印

渡瀬 □黒印 下関 ○○黒印

滑津 ○黒印 峠 田 ○黒印

湯原 □○黒印 右宿中

右之通御座候間御見届兼而之通御首尾
被相通候上戻り送り月日被相記忝ケ
月切上戸沢檢断方へ可被相送候以上
同月月日 右同人 □黒印
湯原御番所

(張り紙) 15×10 cm

右之通湯原御境目二而相改候

上無相違候条相通申候以上

巳ノ五月廿八日 永野利傳治 ○黒印

才藤万太夫殿

5 (木版) 16×19 cm

上戸沢町入
一 塩 □黒印 高畑之商人 惣右衛門
三斗五升入

5 (木版) 16×19 cm

右伊達領小坂町二而相調出羽国米沢江
持参之由左之宿々檢断御塩問屋見
届令印形可相通候品有之御領内逗荷
申候八八右之訳此送状江令未書可申
聞候以上

齋藤万太夫 □黒印

五月晦日

上戸沢 ○黒 下戸沢 ○黒印

渡瀬 □黒印 下関 ○○黒印

滑津 ○黒印 峠 田 ○黒印

湯原 ○○黒印 右宿中

右之通御座候間御見届兼而之通御首尾
被相通候上戻り送り月日被相記忝ケ
月切上戸沢檢断方へ可被相送候以上
同月月日 右同人 □黒印
湯原御番所

(張り紙) 15×9 cm

右之通湯原御境目丹而相改 ○割印

無相違候条相通申候以上

右之通湯原御境目丹而相改 ○割印

無相違候条相通申候以上

右之通湯原御境目丹而相改 ○割印

無相違候条相通申候以上

永野利傳治○黒印

同年六月朔日

才藤万太夫殿

同月月日 右同人 □黒印
湯原御番所

(張り紙なし)

齋藤万太夫分(木版)

1 15×19cm

□割印 上戸沢町入

一 塩拾俵 高畑之商人 門之助

三斗五升入

一同 上戸沢町宿 仲四郎

耆斗七升入

右伊達領小坂町二而相調出羽国米沢江

持参之由左之宿々檢断御塩問屋見

届令印形可相通候品有之御領内逗荷

申候八八右之訳此送状江令未書可申

聞候以上

齋藤万太夫 □黒印

四月十七日

上戸沢 ○黒印 下戸沢 ○□黒印

渡瀬 □黒印 下関 ○○黒印

滑津 ○黒印 峠 田 ○黒印

湯原

右之通御座候間御見届兼而之通御首尾

被相通候上戻り送り月日被相記耆ヶ

月切上戸沢檢断方へ可被相送候以上

2 15×19cm
□割印 上戸沢町入

一 塩 貳俵 ○黒印 高畑之商人 藤兵衛

三斗五升入

一同式拾四俵 □黒印 上戸沢町宿

友吉

耆斗七升入

右伊達領小坂町二而相調出羽国米沢江

持参之由左之宿々檢断御塩問屋見

届令印形可相通候品有之御領内逗荷

申候八八右之訳此送状江令未書可申

聞候以上

齋藤万太夫 □黒印

四月十九日

上戸沢 ○黒印 下戸沢 ○□黒印

渡瀬 □黒印 下関 ○○黒印

滑津 ○黒印 峠 田 ○黒印

湯原 □○黒印 右宿中

右之通御座候間御見届兼而之通御首尾

被相通候上戻り送り月日被相記耆ヶ

月切上戸沢檢断方へ可被相送候以上

同月月日 右同人 □黒印

湯原御番所

3 15×19cm

□割印 上戸沢町入

一 塩六俵 高嶋之商人 喜次郎

三斗五升入

一同式俵 上戸沢町宿 孫七

耆斗七升入

右伊達領小坂町二而相調出羽国米沢江

持参之由左之宿々檢断御塩問屋見

届令印形可相通候品有之御領内逗荷

申候八八右之訳此送状江令未書可申

聞候以上

齋藤万太夫 □黒印

巳ノ四月廿一日

上戸沢 ○黒印 下戸沢 ○□黒印

渡瀬 □黒印 下関 ○○黒印

滑津 ○黒印 峠 田 ○黒印

湯原 □○黒印 右宿中

右之通御座候間御見届兼而之通御首尾

被相通候上戻り送り月日被相記耆ヶ

月切上戸沢檢断方へ可被相送候以上

同月月日 右同人 □黒印

湯原御番所

三斗五升入

一同式俵 上戸沢町宿 金七

耆斗七升入

右伊達領小坂町二而相調出羽国米沢江

持参之由左之宿々檢断御塩問屋見

届令印形可相通候品有之御領内逗荷

申候八八右之訳此送状江令未書可申

聞候以上

齋藤万太夫 □黒印

巳四月廿三日

上戸沢 ○黒印 下戸沢 ○□黒印

渡瀬 □黒印 下関 ○○黒印

滑津 □黒印 峠 田 ○黒印

湯原 □黒印 右宿中

右之通御座候間御見届兼而之通御首尾

被相通候上戻り送り月日被相記耆ヶ

月切上戸沢檢断方へ可被相送候以上

同月月日 右同人 □黒印

湯原御番所

5 15×19cm

□割印 上戸沢町入

一 塩八俵 高畑之商人 源吉

三斗五升入

一同耆斗入 拾六俵 上戸沢町宿 半

六

耆斗七升入 □黒印

右伊達領小坂町二而相調出羽国米沢江

開候以上

四月廿七日

滑津 ○黒印 峠田 ○黒印

持参之由左之宿々檢断御塩問屋見

齋藤万太夫 □黒印

上戸沢 ○黒印 下戸沢 □黒印

湯原 □○黒印 右宿中

届令印形可相通候品有之御領内逗荷

四月廿五日

渡瀬 □黒印 下関 ○○黒印

右之通御座候間御見届兼而之通御首尾

申候八八右之訳此送状江令末書可申

上戸沢 ○黒印 下戸沢 □○黒印

滑津 ○黒印 峠田 ○黒印

被相通候上戻り送り月日被相記卷ケ

聞候以上

滑津 ○黒印 峠田 ○黒印

湯原 □○黒印 右宿中

月切上戸沢檢断方へ可被相送候以上

四月廿五日

湯原 ○黒印 右宿中

右之通御座候間御見届兼而之通御首尾

同月月日 右同人 □黒印

上戸沢 ○黒印 下戸沢 □○黒印

右之通御座候間御見届兼而之通御首尾

月切上戸沢檢断方へ可被相送候以上

湯原御番所

渡瀬 □黒印 下関 ○○黒印

被相通候上戻り送り月日被相記卷ケ

同月月日 右同人 □黒印

9 15×19 cm

滑津 ○黒印 峠田 ○黒印

月切上戸沢檢断方へ可被相送候以上

湯原御番所

一塩 □黒印 高畑之商人 金五郎

湯原 □○黒印 右宿中

同月月日 右同人 □黒印

湯原御番所

一塩 □黒印 高畑之商人 金五郎

右之通御座候間御見届兼而之通御首尾

湯原御番所

8 15×22 cm

一塩 □黒印 高畑之商人 吉太郎

被相通候上戻り送り月日被相記卷ケ

同月月日 右同人 □黒印

□割印 上戸沢町入

一同 式俵 上戸沢町宿 勇次

月切上戸沢檢断方へ可被相送候以上

7 15×19 cm

一塩 □黒印 高畑之商人 吉太郎

同月月日 右同人 □黒印

□割印 上戸沢町入

三斗五升入

右伊達領小坂町二而相調出羽国米沢江

湯原御番所

一塩四俵 此斗数老石八斗 □黒印

一同老斗入四俵 □黒印 上戸沢町宿

持参之由左之宿々檢断御塩問屋見

高畑之商人 藤兵衛

一塩四俵 此斗数老石八斗 □黒印

弥七

届令印形可相通候品有之御領内逗荷

6 15×18 cm

三斗五升入 但しすこ直也

老斗七升入

申候八八右之訳此送状江令末書可申

□割印・□黒印

一同老斗入 拾八俵 □黒印 上戸沢

右伊達領小坂町二而相調出羽国米沢江

聞候以上

一塩・・・商人 孫七

町宿 弥七

持参之由左之宿々檢断御塩問屋見

齋藤万太夫 □黒印

三斗五升入

老斗七升入

届令印形可相通候品有之御領内逗荷

巳四月廿九日

一同老斗入 八俵 上戸沢町宿 半六

右伊達領小坂町二而相調出羽国米沢江

申候八八右之訳此送状江令末書可申

上戸沢 ○黒印 下戸沢 □○黒印

老斗七升入

持参之由左之宿々檢断御塩問屋見

齋藤万太夫 □黒印

渡瀬 □黒印 下関 ○○黒印

右伊達領小坂町二而相調出羽国米沢江

届令印形可相通候品有之御領内逗荷

四月廿七日

滑津 ○黒印 峠田 ○黒印

持参之由左之宿々檢断御塩問屋見

申候八八右之訳此送状江令末書可申

聞候以上

湯原 □○黒印 右宿中

届令印形可相通候品有之御領内逗荷

聞候以上

上戸沢 ○黒印 下戸沢 ○黒印

右之通御座候間御見届兼而之通御首尾

申候八八右之訳此送状江令末書可申

齋藤万太夫 □黒印

渡瀬 □黒印 下関 ○○黒印

被相通候上戻り送り月日被相記卷ケ

月切上戸沢検断方へ可被相送候以上
同月月日 右同人 □黒印
湯原御番所

10 15×19cm

□割印 上戸沢町入
一 塩 □黒印 高畑之商人 門之助
□黒印

三斗五升入 金五郎
一 同壹斗三升入拾六俵 上戸沢町宿
勇次 壹斗七升入

右伊達領小坂町二而相調出羽国米沢江
持参之由左之宿々検断御塩問屋見
届令印形可相通候品有之御領内逗留
申候八八右之訳送状江令末書可申
聞候以上

巳四月廿九日 斎藤万太夫 □黒印

上戸沢 ○黒印 下戸沢 □○黒印
渡瀬 □黒印 下関 ○○黒印
滑津 ○黒印 峠田 ○黒印
湯原 ○○黒印 右宿中

右之通御座候間御見届兼而之通御首尾
被相通候上戻り送り月日被相記壹ヶ
月切上戸沢検断方へ可被相送候以上
同月月日 右同人 □黒印

湯原御番所

11 16×19cm

□割印 上戸沢町入
一 塩 □黒印 高畑之商人 孫七
三斗五升入
一 同壹斗入 拾六俵 上戸沢町宿 圓
之助 壹斗七升入

右伊達領小坂町二而相調出羽国米沢江
持参之由左之宿々検断御塩問屋見
届令印形可相通候品有之御領内逗留
申候八八右之訳此送状江令末書可申
聞候以上

五月三日 斎藤万太夫 □黒印

上戸沢 ○黒印 下戸沢 □○黒印
渡瀬 ○黒印 下関 ○○黒印
滑津 ○黒印 峠田 ○黒印
湯原 □○黒印 右宿中

右之通御座候間御見届兼而之通御首尾
被相通候上戻り送り月日被相記壹ヶ
月切上戸沢検断方へ可被相送候以上
同月月日 右同人 □黒印
湯原御番所

12 15×19cm

□割印 上戸沢町入

一 塩 □黒印 高畑之商人 惣右衛門
三斗五升入
一 同六俵 上戸沢町宿 銀七
壹斗七升入

右伊達領小坂町二而相調出羽国米沢江
持参之由左之宿々検断御塩問屋見
届令印形可相通候品有之御領内逗留
申候八八右之訳此送状江令末書可申
聞候以上

巳五月十日 斎藤万太夫 □黒印

上戸沢 ○黒印 下戸沢 □○黒印
渡瀬 □黒印 下関 ○○黒印
滑津 ○黒印 峠田 □黒印
湯原 □○黒印 右宿中

右之通御座候間御見届兼而之通御首尾
被相通候上戻り送り月日被相記壹ヶ
月切上戸沢検断方へ可被相送候以上
同月月日 右同人 ○□黒印
湯原御番所

13 16×19cm

上戸沢町入
□割印一 塩 式俵 高島之商人 蔵
之助

三斗五升入

□割印一 同 壹斗入四俵 上戸沢町
宿 郡蔵

右伊達領小坂町二而相調出羽国米沢江
持参之由左之宿々検断御塩問屋見
届令印形可相通候品有之御領内逗留
申候八八右之訳此送状江令末書可申
聞候以上

五月廿四日 斎藤万太夫 □黒印

上戸沢 ○黒印 下戸沢 □○黒印
渡瀬 □黒印 下関 ○○黒印
滑津 ○黒印 峠田 ○黒印
湯原 □○黒印 右宿中

右之通御座候間御見届兼而之通御首尾
被相通候上戻り送り月日被相記壹ヶ
月切上戸沢検断方へ可被相送候以上
同月月日 右同人 □黒印
湯原御番所

14 16×19cm

□割印 上戸沢町入
一 塩 四俵 高島之商人 才吉
三斗五升入

一同 □黒印 上戸沢町宿 金七
壹斗七升入

右伊達領小坂町二而相調出羽国米沢江

持参之由左之宿々検断御塩問屋見

届令印形可相通候品有之御領内逗荷

申候八八右之訳此送状江令末書可申

聞候以上

齋藤万太夫 □黒印

五月廿七日

上戸沢 ○黒印 下戸沢 □○黒印

渡瀬 □黒印 下関 ○○黒印

滑津 ○黒印 峠田 ○黒印

湯原 ○○黒印 右宿中

右之通御座候間御見届兼而之通御首尾

被相通候上戻り送り月日被相記老ケ

月切上戸沢検断方へ可被相送候以上

同月月日 右同人 □黒印

湯原御番所

15 16×20cm

上戸沢町入

一 塩 □黒印 高島之商人 惣右衛門

三斗五升入

□割印 一同式拾式俵 上戸沢町宿

庄三郎

壺斗七升入

右伊達領小坂町二而相調出羽国米沢江

持参之由左之宿々検断御塩問屋見

届令印形可相通候品有之御領内逗荷

申候八八右之訳此送状江令末書可申

聞候以上

開候以上

齋藤万太夫 □黒印

六月二日

上戸沢 ○黒印 下戸沢 ○黒印

渡瀬 □黒印 下関 ○○黒印

滑津 ○黒印 峠田 ○黒印

湯原 □○黒印 右宿中

右之通御座候間御見届兼而之通御首尾

被相通候上戻り送り月日被相記老ケ

月切上戸沢検断方へ可被相送候以上

同月月日 右同人 □黒印

湯原御番所

16 15×20cm

□割印 上戸沢町入

一 塩式俵 高島之商人 吉太郎

三斗五升入

一同 □黒印 上戸沢町宿 清七

右伊達領小坂町二而相調出羽国米沢江

持参之由左之宿々検断御塩問屋見

届令印形可相通候品有之御領内逗荷

申候八八右之訳此送状江令末書可申

聞候以上

齋藤万太夫 □黒印

六月四日

上戸沢 ○黒印 下戸沢 □○黒印

渡瀬 ○黒印 峠田 ○黒印

湯原 ○黒印 右宿中

湯原 ○黒印 右宿中

滑津 ○黒印 峠田 ○黒印

湯原 □○黒印 右宿中

右之通御座候間御見届兼而之通御首尾

被相通候上戻り送り月日被相記老ケ

月切上戸沢検断方へ可被相送候以上

同月月日 右同人 □黒印

湯原御番所

湯原 ○黒印 右宿中

早坂弥造分(木版)

同年同十四日

1 15×19cm

○割印 上戸沢町入 百拾三番

一 塩壺俵 商人高畑之 権内

三斗五升入

一同 ○黒印 上戸沢町宿 孫市

右伊達領小坂町二而相調出羽国米沢江

持参之由左之宿々検断御塩問屋見

届令印形可相通候品有之御領内逗荷

申候八八右之訳此送状江令末書可申

聞候以上

早坂弥造 ○黒印

とら二月十三日

上戸沢 ○黒印 下戸沢 ○○黒印

渡瀬 ○黒印 下関 ○黒印

滑津 ○黒印 峠田 □黒印

湯原 ○黒印 右宿中

湯原 ○黒印 右宿中

右之通御座候間御見届兼而之通御首尾

被相通候上戻り送り月日被相記老ケ

月切上戸沢検断方へ可被相送候以上

同月月日 右同人 ○黒印

湯原御番所

ウラ

高野理藏

同年同十四日

2 15×16cm

一同 八升入式俵 ○黒印 上戸沢町

宿 孫市

右伊達領小坂町二而相調出羽国米沢江

持参之由左之宿々検断御塩問屋見

届令印形可相通候品有之御領内逗荷

申候八八右之訳此送状江令末書可申

聞候以上

早坂弥造 ○黒印

とら二月十三日

上戸沢 ○黒印 下戸沢 ○○黒印

渡瀬 ○○黒印 下関 ○黒印

滑津 ○黒印 峠田 □黒印

湯原 ○黒印 右宿中

右之通御座候間御見届兼而之通御首尾

聞候以上

早坂弥造 ○黒印

とら二月十三日

右之通御座候間御見届兼而之通御首尾

被相通候上戻り送り月日被相記卷ケ
月切上戸沢検断方へ可被相送候以上
同月月日 右同人 ○黒印
湯原御番所

ウラ

高野理蔵

同年同十四日

被相通候上戻り送り月日被相記卷ケ
月切上戸沢検断方へ可被相送候以上
同月月日 右同人 ○黒印
湯原御番所

ウラ

高野理蔵

同年同十一日

被相通候上戻り送り月日被相記卷ケ
月切上戸沢検断方へ可被相送候以上
同月月日 右同人 ○黒印
湯原御番所

ウラ

高野理蔵

同年同十二日

被相通候上戻り送り月日被相記卷ケ
月切上戸沢検断方へ可被相送候以上
同月月日 右同人 ○黒印
湯原御番所

ウラ

高野理蔵

同年同十五日

3 16×20 cm

○割印 上戸沢町入 百五番

一 塩沓俵 高畑之商人 安兵衛

三斗五升入

一 ○黒印 上戸沢町宿 長十郎

沓斗七升入

右伊達領小坂町二而相調出羽国米沢江
持参之由左之宿々検断御塩問屋見
届令印形可相通候品有之御領内逗荷
申候ハ八右之訳此送状江令末書可申
聞候以上

早坂弥造 ○黒印

二月十日

上戸沢 ○黒印 下戸沢 ○○黒印

渡瀬 ○○黒印 下関 ○○黒印

滑津 ○黒印 峠田 □黒印

湯原 ○黒印 右宿中

右之通御座候間御見届兼而之通御首尾

4 16×20 cm

○割印 上戸沢町入 百九番

一 塩九俵 商人高畑之辰之助

三斗五升入

一 ○黒印 上戸沢町宿 五郎七

沓斗七升入

右伊達領小坂町二而相調出羽国米沢江
持参之由左之宿々検断御塩問屋見
届令印形可相通候品有之御領内逗荷
申候ハ八右之訳此送状江令末書可申
聞候以上

早坂弥造 ○黒印

二月十一日

上戸沢 ○黒印 下戸沢 ○○黒印

渡瀬 ○○黒印 下関 ○黒印

滑津 ○黒印 峠田 □黒印

湯原 ○黒印 右宿中

右之通御座候間御見届兼而之通御首尾

5 15×19 cm

○割印 上戸沢町入 百拾四番

一 塩四俵 高畑之商人 半兵衛

三斗五升入

一 ○黒印 上戸沢町宿 弥七

沓斗七升入

右伊達領小坂町二而相調出羽国米沢江
持参之由左之宿々検断御塩問屋見
届令印形可相通候品有之御領内逗荷
申候ハ八右之訳此送状江令末書可申
聞候以上

早坂弥造 ○黒印

二月十四日

上戸沢 ○黒印 下戸沢 ○○黒印

渡瀬 ○○黒印 下関 ○黒印

滑津 ○黒印 峠田 □黒印

湯原 ○黒印 右宿中

右之通御座候間御見届兼而之通御首尾

内馬場孫太夫分(木版)

1 15×19 cm(木版)

○割印 上戸沢町入 拾九番

一 塩拾八俵 高嶋之商人 金五郎

三斗五升入

一 同八俵 上戸沢町宿 傳内

右伊達領小坂町二而相調出羽国米沢江
持参之由左之宿々検断御塩問屋見
届令印形可相通候品有之御領内逗荷
申候ハ八右之訳此送状江令末書可申
聞候以上

早坂弥造 ○黒印

子ノ九月朔日

内馬場孫太夫 □黒印

上戸沢 ○黒印 下戸沢 ○○黒印

渡瀬 ○○黒印 下関 ○○黒印

滑津 □黒印 峠田 ○黒印

右之通御座候間御見届兼而之通御首尾

湯原 ○黒印 右宿中

右之通御座候間御見届兼而之通御首尾
被相通候上戻り送り月日被相記壹ヶ

月切上戸沢検断方へ可被相送候以上
同月月日 右同人 □黒印

湯原御番所 (206)

2 15×19 cm

□割印 上戸沢町入 廿番

一 塩六俵 高島之商人 権蔵

三斗五升入

一同 □黒印 上戸沢町宿 傳内

耆斗七升入

右伊達領小坂町二而相調出羽国米沢江

持参之由左之宿々検断御塩問屋見

届令印形可相通候品有之御領内逗荷

申候八八右之訳此送状江令末書可申

聞候以上

内馬場孫太夫 □黒印

九月朔日

上戸沢 ○黒印 下戸沢 ○○黒印

渡瀬 ○○黒印 下 関 ○○黒印

滑津 □黒印 峠 田 ○黒印

湯原 ○黒印 右宿中

右之通御座候間御見届兼而之通御首尾

被相通候上戻り送り月日被相記壹ヶ

月切上戸沢検断方へ可被相送候以上

同月月日 右同人 □黒印

湯原御番所

3 15×19 cm

□割印 上戸沢町入 廿式番

一 塩四俵 高島之商人 善之助

三斗五升入

一同 □黒印 上戸沢町宿 久之允

耆斗七升入

右伊達領小坂町二而相調出羽国米沢江

持参之由左之宿々検断御塩問屋見

届令印形可相通候品有之御領内逗荷

申候八八右之訳此送状江令末書可申

聞候以上

内馬場孫太夫 □黒印

九月二日

上戸沢 ○黒印 下戸沢 ○○黒印

渡瀬 ○○黒印 下 関 ○□黒印

滑津 □黒印 峠 田 ○黒印

湯原 ○黒印 右宿中

右之通御座候間御見届兼而之通御首尾

被相通候上戻り送り月日被相記壹ヶ

月切上戸沢検断方へ可被相送候以上

同月月日 右同人 □黒印

湯原御番所

4 15×19 cm

□割印 上戸沢町入 廿五番

一 塩六俵 高島之商人 利四郎

三斗五升入

一同四俵 上戸沢町宿 幸七

耆斗七升入

右伊達領小坂町二而相調出羽国米沢江

持参之由左之宿々検断御塩問屋見

届令印形可相通候品有之御領内逗荷

申候八八右之訳此送状江令末書可申

聞候以上

内馬場孫太夫 □黒印

九月六日

上戸沢 ○黒印 下戸沢 ○○黒印

渡瀬 ○○黒印 下 関 ○○黒印

滑津 □黒印 峠 田 ○黒印

湯原 ○黒印 右宿中

右之通御座候間御見届兼而之通御首尾

被相通候上戻り送り月日被相記壹ヶ

月切上戸沢検断方へ可被相送候以上

同月月日 右同人 □黒印

湯原御番所

大立目圓吾分(木版)

1 16×18 cm

一 塩

一同 上戸沢町宿 李介

耆斗七升入

右伊達領小坂町二而相調出羽国米沢江

持参之由左之宿々検断御塩問屋見

届令印形可相通候品有之御領内逗荷

申候八八右之訳此送状江令末書可申

聞候以上

大立目圓吾 ○黒印

十月十二日

上戸沢 □黒印 下戸沢 ○□黒印

渡瀬 ○黒印 下 関 ○黒印

滑津 ○黒印 峠 田 ○黒印

湯原 ○黒印 右宿中

右之通御座候間御見届兼而之通御首尾

被相通候上戻り送り月日被相記壹ヶ

月切上戸沢検断方へ可被相送候以上

同月月日 右同人 ○黒印

湯原御番所

2 16×20 cm

上戸沢町入

一 塩六俵 高島之商人 作十郎

三斗五升入

一同 上戸沢町宿 源太

耆斗七升入

右伊達領小坂町二而相調出羽国米沢江

持参之由左之宿々検断御塩問屋見

届令印形可相通候品有之御領内逗留
申候ハ八右之訳此送状江令未書可申
聞候以上

大立目圓吾 ○黒印

十月十三日

上戸沢 □黒印 下戸沢 □○黒印

渡瀬 ○黒印 下関 ○黒印

滑津 ○黒印 峠田 ○黒印

湯原 ○黒印 右宿中

右之通御座候間御見届兼而之通御首尾

被相通候上戻り送り月日被相記老ヶ

月切上戸沢検断方へ可被相送候以上

同月月日 右同人 ○黒印

湯原御番所

ウラ

見届 遠藤丹兵衛 ○黒印

同年同月

甲田牧太分(木版)

1 15×19 cm

上戸沢町入

一 塩三俵 高島之商人 五兵衛

三斗五升入

口割印一同 上戸沢町宿

老斗七升入

右伊達領小坂町二而相調出羽国米沢江
持参之由左之宿々検断御塩問屋見
届令印形可相通候品有之御領内逗留
申候ハ八右之訳此送状江令未書可申
聞候以上

甲田牧太 □黒印

四月十四日

上戸沢 ○黒印 下戸沢 □○黒印

渡瀬 ○黒印 下関 ○○黒印

滑津 ○黒印 峠田 ○黒印

湯原 □○黒印 右宿中

右之通御座候間御見届兼而之通御首尾

被相通候上戻り送り月日被相記老ヶ

月切上戸沢検断方へ可被相送候以上

同月月日 右同人 □黒印

湯原御番所

3 駄送・駄賃

1 13×14 cm

一 王荷物三つ付五駄

銭五ヶ文髓二受取申候以上

本戸沢 又六 ○黒印

午ノ十月廿三日

新町太郎吉殿

一 権兵衛様より六右衛門様へ御状老つ
あつらい

越申候間申上ケ可被下候 (図207)

15×12 cm

一 かまときと荷物四つ付

式駄おくり状老通髓二請取
申候以上

小坂 源三郎 ○黒印

四月十一日

戸沢

太郎右衛門殿

3 13×9 cm

五十集荷五俵付三

駄髓二受取申候

戸沢 善十郎 ○黒印

五月廿七日

新町 太郎右衛門殿

(図208)

4 18×26 cm

左衛門尉様御荷物今晚爰

元二式拾駄泊り申候其外ハ

明日三拾駄程も福嶋など泊り

二而可参候由才料衆被申候残

荷物ハ長持二添あとより可参候

由被申候間左様二御心得可被成候

以上

七月十二日 佐藤伝三郎より
戸沢太郎右衛門様 御張

16×35 cm

5 米沢出口紅花荷物三駄

私方へ参居候處右之内

式駄今日相立遣申候残り

老駄御才料之者米沢へ取

落物仕罷帰申候間才料

一両日之内参り跡老駄

相立遣申候湯原入御手形

三駄之内式駄今日御通

御継立可被成候委細之

儀ハ此御仁可申遣候早々如此

御座候以上

八月十六日

下戸沢口

五郎右衛門 □黒印

上戸沢検断

太郎右衛門様

往還御用向

6 13×9 cm

惣六殿鍬荷物三ツ付

十八駄髓二受取申候以上

(図209)

本戸沢 又六 ○黒印

十月十日

新町 太郎右衛門殿

7 13×8 cm

惣六殿荷物三ツ付

七駄髓二受取申候以上

本戸沢 又六 ○黒印

十月十日

新町 太郎右衛門殿

8 14×25 cm

昨日者毎度荷物御世話様

罷成難有奉存候只其御村

より小坂迄之内二十小十郎處へ取落シ

申候間もし見付候もの

御座候ハハ式百文も御引替被下

御遣シ被下御もらへ置可被下度

奉願上候口口嶋横茶糸

之大嶋二御座候何分奉願上候以上

十月廿二日

ウラ

白川岩田や

忠治郎

急用小坂より

上戸沢町

御問屋様

9 13×13 cm

覚

一 四拾駄 鉄砲葉

右者明廿二日白川

付出シ申候間小坂通

松原迄宿々馬御申

付可給候以上

10 15×27 cm

最上山形次右衛門殿

彦作殿歛荷物

三ツ付四駄遣申候間

御請取前之通山形

迄段々被遣可被下候跡

よりも荷物出来次第二

遣申筈之由駄賃之儀も

跡より拂可被申候間頼入存候

以上

本宮南町

..... ○黒印

.....

駄賃

1 24×15 cm

受取申駄賃金事

一 金壹分判 ○黒印式両髓二受取置き

申・

米沢領より伊達へ被相通候以上

賃金髓二受取置申候追指引

・・・為其如此御座候以上

戸沢新町検断

五郎右衛門 □黒印

元禄十年丑ノ三月十三日

清三郎殿

2 15×52 cm

秋元但馬守様人馬駄賃代

左之通

下戸沢町 ○黒印

一 壹ノ式百三拾六文 本馬六疋

但壹疋二付式百六文ツツ

一 百四拾文 から尻壹疋 留吉

一 七百式拾壹文 人足七人

但壹人二付百三三ツツ

ノ 式ノ九拾七文

上戸沢町

一 八百式拾四文 本馬四疋

但壹人二付式百六文ツツ

一 四百拾式文 人足四人

但壹人二付百三三ツツ

ノ 壹ノ式百三拾六文

一 取合 三ノ三百三拾三文 ○黒印

右之通相送遣申候間御

配取残り代上戸沢町同役衆へ

御送り可被下候

渡瀬町検断

平八 ○黒印

戌三月廿日

下戸沢町検断

五郎右衛門様

亦六様

上戸沢町検断

太郎右衛門様

3 13×13 cm

一 壹ノ五拾式文 かち夫

七人馬壹疋分也髓二

此駄賃代受取申候以上

三月十四日

太郎吉殿

小原 源次郎 ○黒印

一 四人分 伊達之者

4 16×45 cm

尚々此方へ何時御荷物

參候も志れ不申候間一昨日之割

一筆申談候然者

之通明日早天此方へ參着

岩城伊豫守様御泊り

(図210)

(図211)

申様人馬共不殘可被遣候

今晚八相延申候間人馬

追而申遣二及申問敷候間明日八

被遣間敷候相入申上候追而

早天二人馬待為申事二早々

可申進候

以上

一 駄賃代此方より小坂迄

之分七拾貳疋卅人

分一字請取置申候

尤小関勘右衛門様御乘

被遊候而御出被成候

是も七拾貳疋之内二

御座候候間駄ちん代八

此方之請取置申候間

左様御心得可被成候

以上

茂兵衛 ○黒印

三月廿七日

戸沢町 又六様

〃 五郎左衛門様

新町 太郎吉様

5 15×52cm

一 貳百四拾九駄荷物

此代者〆貳百四拾五文

一 百七拾文 行人

〆四〆七百四拾三文

外二

一 壹〆百三拾貳文

書上帳

惣〆五〆九百七拾五文

上代也

一 三貫七百分

但金貳切 代七百分下

但御借被成置候金

二口〆

九貫六百七拾五文也

一 五貫八百四拾六文

拙者方より

さし引 返し上申分引

残代

一 三貫八百貳拾五文 上代

一 五百四拾文 馬御役代

一 八百貳拾五文 馬拾壹疋下

〆五〆九拾四文也

内江金貳切ト半代者〆文上る

此代四貫七百五拾文

惣さし引

残代四百四拾四文

右之通勘定仕候所當

秋中御下り候代如斯差

差し上候分

卯四月十六日

万太夫様

6 15×16cm

一 壹〆四百三拾貳文

滑津より受取

内

一 四百拾文 本馬六疋分

外九百五拾貳文 受取

渡瀬へ相廻申候以上

三月廿五日 関宿 ○黒印

渡セへ

7 15×25cm

御傳馬方ちんせん

一 代三貫百四拾文

右之通御傳馬

方取調式上如此申上候以上

四月廿九日 久兵衛

御番所様

8 16×20cm

一 壹〆四拾文 鯉節四連

内七百七拾五文引 残り貳百六拾五文

右八米駄賃代内二而 指引指遣申候間

右之段善八形より御指 引可被成候

9 15×20cm

一 四百四拾四文 上戸沢より

綿四棹分 下戸沢江

一 九文 □□

三駄分

一 六十五文 せ王紙

〆五百拾八文 御判紙

(図 212)

10 15×23cm

一 馬四疋

一 人足七人分

右之通り駄賃申受候

人足之儀馬添其外瀬上より

参候人足之儀十六人程二

相見江申候二付拙者方二ても

馬四疋人足十六人申付候

間左様先様可被仰遣候

取込候故早筆御免可被下候以上

伴右衛門

八月廿七日夕

儀右衛門様

1 1 12×15 cm

米沢助三郎五十集

荷物六つ付壹駄状

二つ切かミ式枚おくり

共二駄ちん代三百七十八文

髓二受取申候

戸沢町 善十郎 ○黒印

九月廿八日

新町 太郎右衛門殿

4 伝馬・助郷

1 13×32 cm

上戸沢町へ御傳馬

喜三郎

与次助

利四郎

〆三疋

同所へ歩夫

善三郎

与惣兵衛

久四郎

〆三人

右之通無滞様可

被相勤候以上

蔵本村肝入

十太郎 □黒印

戊三月廿六日夕

主立 喜三郎殿

2 16×17 cm

指懸大急

秋元様御長持指滞

申候二付如何様致方無之候

間人足式拾人御首尾

合被遣可被下候尤此

状参着次第大急二

御首尾合被遣可被下候以上

上戸沢町検断

源七郎

三月廿三日昼四ツ時

小原村肝入

長十郎様

同 検断

直三郎様

3 12×31 cm

又々申候

左之通為御詰被成儀

岩城伊豫守様

罷成間敷御座候哉何之

今廿七日晩當町

通二も御報二可被仰下候

御一宿二御座候

御報次第二関方へ申

御人馬之儀如何二

遣候ため如此二御座候以上

可仕候哉其元両町より

割之通り二人馬可被

遣下候此方次二仕たく

御座候双方かつて

よく可有之候

間廿七日晩渡瀬迄

人馬為御詰可

被遣候

一 式拾疋 戸沢町

歩夫十六人

一 拾三疋 新町

歩夫十人

茂兵衛

三月廿三日 七左衛門

(213)

又六様

五郎右衛門様

太郎吉様

4 16×17 cm

円田村并内親村人馬主立

之者二相談申度義御座候間

只今之内二私共御役所へ

罷越候様御首尾被成被下度

如斯御座候以上

肝入

吉右衛門

三月廿四日

検断

源七郎様

5 13×13 cm

一昨日申上候通

今晚八早夕人馬

可被遣候早々

申上候以上

茂兵衛

七右衛門

三月廿七日

又六殿

五郎右衛門殿

太郎吉殿

6 15×42 cm

能登守様今者ん此
方御一宿被遊候二付
山崎七兵衛殿より之御
割付通り人馬今
者んよい之内二此方へ
参候様二早々可被遣候
人馬わり付申候二お
そく参候て八間二合不
申候間かたくかたく
被仰付早々可被
遣候以上

湯原検断

湧太夫 ○黒印

四郎兵衛 ○黒印

三月廿八日

儀右衛門殿

五兵衛殿

利兵衛殿

善左衛門殿

吉右衛門殿

茂兵衛殿

又六殿

清左衛門殿

太郎吉殿

小原筋迄

7 15×29 cm

秋元様御詰合之節
折錢御用立申候二付
明日天氣次第白石御
用所私義罷越申候間
各々様方御同道御出
可被下候あまり延引
罷成申候間無御間違様
御同道可被下候以上
上戸沢町検断
源七郎

三月晦日

下戸沢町検断

平八様

同組頭

久三郎様

小原村肝入

直三郎様

8 26×7 cm

猪股平四郎様明日御代被成二付御伝馬式
疋能馬御心掛被指置候様二被仰付候間其
御心得可被成候以上

子ノ四月五日

吉右衛門殿

太郎右衛門

9 16×10 cm

今日者馬拾貳疋
被遣頼入申候明日斗二
御座候以上
吉右衛門
子四月九日
太郎右衛門殿

大急

過ル六日津輕越守様
御女中様御下り被遊候
御用立人馬調書状

大肝入衆へ差上候様
被仰渡置候間則

御通行拂御注進

申上候処今以相届も

不申候段被仰渡候間

被相糺御始末可被成候以上

上戸沢町検断

太郎右衛門 □黒印

巳ノ四月十四日

下戸沢町検断

又六様

又六様

又六様

11 15×20 cm

度奉存候何而此度

屋形様方 御割合

人馬共山中通より相詰

不申由承申候間前文之

通り小原村御吟味被成下

度奉存候間如斯申上候

以上

上戸沢検断

源七郎 ○黒印

とり四月廿九日

吉野直右衛門様

12 16×11 cm

明日てんきよく候ハハ

十四疋四ツ頃御越

可被下候以上

又六

五郎右衛門

四月六日

太郎右衛門殿

太郎右衛門殿

13 15×10 cm

明朝五ツ前馬十四疋

被遣可申候次左衛門様

杉田様明日昼立二被成候付

白石へ之馬相入如此候以上

(図 214)

(図 215)

四月十一日

又六

五郎右衛門

太郎右衛門様

14 15×39 cm

津軽御女中御下り二付

御村加人馬被成下候間受

拂立方相濟候ハハ早速

取調入記指添申候様

申渡候筈ニ候処今以受

拂不被御申聞御用支

相成御村加人馬へ者補代

も被渡下候儀ニ而右様二打

捨指置可申様無之事ニ而

早速取調可被指出候余り

等閑之始末不引合ニ

候条何故不指出との儀ハ

別而被御申聞候已上

四月十三日

(ウラ)

〆〇割印

四月十三日

大肝入

阿部傳十郎

上戸沢検断

太郎右衛門殿

〇黒印

15 16×22 cm

此度

津軽出羽守様御下向

被遊候二付人馬 指滯

無之様被仰渡候付奉承知候

為其御札如斯申上候以上

源七郎

四月廿九日

成田安之助殿

木村藤助殿

16 15×15 cm

今日詰馬之義者當所より

九疋遣候ハハ其御町よりも

九疋引通候様可被成候左様

二無御座候而者相成不申由ニ申聞

候間如此御座候

藤三郎

四月廿九日

源七郎様

廿二日江戸表御出立ニ而

御一同者

今日御通行ニ御座候

間下戸沢町小原村へ人馬

割合申遣候所ニ小原村

より者老人老疋遣不申

甚々御滯ニ御座候而

下戸沢町より人馬共引上

継立申候譯ニ御座候間

御吟味被成下度奉存候

仍而 此度屋形様方へ

山中通より

御割合人馬も相詰不

申由承申候間前文之通

小原村御吟味被成下度

奉存候以上

源七郎

四月廿九日 相達り

直右衛門様

18 13×32 cm

大町村詰人馬

一 馬拾三疋

内

一 拾貳疋 御用立

一 貳疋 御札

残壹疋 病馬

一 歩夫八人 御用立 分析

右之通り御用立依而

御打合可被下候以上

白石三沢

熊太郎

五月六日

御役人様中

19 15×19 cm

戸沢上総介様詰人馬

一 馬 三疋

歩八人

右之通相詰候間立方御首尾

可被下候以上

円田村肝入

源兵衛 〇黒印

五月十六日

上戸沢御役所

御同役様中

20 14×46 cm

指懸急御用

酒井左衛門尉様御參勤二付

御先御荷物方江御用立

山中通り寄人馬割分直し

左之通り

一 六疋六人 下小原

一 八疋八人 上小原 ○黒印
一 四疋六人 下戸沢 □黒印
一 五疋五人 上戸沢
〆 廿五疋廿五人

右五月廿五日下午戸沢江未明詰
下戸沢より直々小坂迄
引通御用立分

右之通割分申渡候所先達而
割分関町詰相控前書之通
相詰無滞御用立候様

御首尾可有之早々順達

有之下戸沢より御用立次第
書可被指出候上戸沢にてハ
手札□□可被指出候以上

大肝入

阿部傳右衛門 □黒印

五月廿二日

右肝入衆中

検断衆中

下小原 (ウラ)

(図 216)

2 1 17×48 cm

御手紙申上候然者頃日者
段々不得御意候得共弥
其元何□様御堅固御機
嫌よく被遊御座候由珍重

奉存候弥此方皆々無事二

罷有申候仍而左右衛門様

御傳馬上戸沢町へ相詰候

様被仰付候處二拙者儀

かせびき仕候而罷有申候

間貴様御了簡以御さし

くり被成下度奉存候如此

頼入申候本馬老通恩座

候間何用二も貴様頼入

御さしくり可被成下度候以上

五ヶ村

忠三郎

八月二日

下戸沢町

久四郎様

2 2 15×20 cm

明日白石江罷越申候間

御傳馬老疋被仰候

首尾忝可申候以上

三流屋五兵衛

九月八日

上戸沢検断

三郎兵衛様

下戸沢検断

太郎右衛門様

〃 又六様

2 3 15×40 cm

一 式拾五疋 渡瀬町

一 式拾五人

一 式拾五疋 関町

一 三拾五人

一 拾五疋 滑津町

拾人

一 八疋 峠田町

拾人

一 式拾疋 湯原町

式拾人

〆 百拾五疋

百式拾人

右之通来ル十日二上戸沢町江

相詰十一日関町二留置同

十二日ならけ迄引通相

勤候様可被成候以上

堀内傳兵衛 □黒印

閏九月八日

2 4 15×22 cm

窪田長五郎様御手代様

只今此方へ御着被成候間

人馬御心得可被成候今晩

小坂御一宿二御座候御昼ハ

関町二御座候由御なおし

可被成候間何も其御心得

可被成候以上

湯原 兩人 □黒印

九月十三日

峠田より戸沢迄

2 5 13×23 cm

御傳馬老疋

右之通今廿二日

昼刻銅山所立二て

黒森銀山所へ

出村致候間人馬

早速銅山所へ相詰

候様御首尾被下

度候已上

高橋丈右衛門

閏九月廿二日

三郎兵衛様

2 6 13×27 cm

松平大和守様

御荷物四拾式駄

其外四五疋入

申由御先触罷

通候此方馬

不足二御座二付

其許より馬拾四疋

只今之内御越

可被成候以上

戸沢 五郎右衛門

酉ノ十月二日

新町 太郎右衛門殿

27 17×25 cm

別紙御人足ハ其元御町より

被相出候筈ニ御さ候小原村より

ハ別而罷出候明後日四十人

小原より罷出候筈ニ御座候如此

申遣候以上

源兵衛

十月十一日

三郎兵衛殿

28 15×47 cm

左之通被御申聞候四疋

十八人里前より初発加入馬

相受度由ニ候間御定も被仰

渡勤而両戸沢小原へ申合

無滞様ニ申合遣候處滞ニ相成候

間品々才料衆より被仰談候

故如何様ニ始末可仕哉被御

申聞候義何分各方迄御聞濟

相成候様御取斗可被成候畢

寛各初発より両戸沢小原へ

申合此方江も不申聞御用

受候義候ハ何分御滞ニも

無之御用立候處何年も

此方へ被御申聞臨時ニ御滞ニも

相成御用多ニも相成殊ニハ

其御町より耆人も不相出関

前等より斗可御用立との

訳ハ不口當年ニ候間上戸沢

町家並家内人数口の

耆人御書出尤馬も何疋

当町有之との訳可被御申

聞御座候

小関新右衛門

十月十四日

検断

木村三郎兵衛殿

解説

大量の御城米は、運送中の汚損や目減りなど取扱いにも細心の注意を払い、滞りなく送らなければならず、担当の検断達はもとより、地域住民にとつても大きな負担を強いられていた。

資料はまとまった資料ではないが、運送の手配や人馬の調達に取り組む検断の様子が読み取れる。

仙台藩の塩は他国との売買を禁止し、

「御直行」仕法による専売とし、密売買は厳しく罰せられていた。一方、「生産が過剰になったときに限って、伊達郡等への他領出しもあつた」という。

資料の塩の送り状は、16×20 cm程

の木版刷りである。塩の調達場所・行先・

運送中や事後の手続き・途中で逗留となつた時はその訳を未書きすべしと、版

刻されている。これに数量・商人の在所

名前・上戸沢宿人の名前（運送人カ）・上戸沢番所役人の氏名・日付が書き込まれる。

塩荷が湯原番所から出領後、1ヶ月切りでこの送り状に、湯原番所役人から上

戸沢番所役人宛の張り紙が付けられ、送り返されてくる。

米沢地方は内陸で塩の生産は皆無である。すべてが買塩で賄われたものである。

仙台藩領内は塩の売買は禁止であり、高畑の商人たちの買塩は、七ヶ宿街道に

最も近い小坂町で行つたのであろう。一度に大量の買い込みが不可能だったのか？、少量で頻繁な運送のため、木版の

送り状となつたのであろうか。

駄送、駄賃・伝馬、助郷に関する資料も、帳表的にまとまつたものではない。

なかに運送中に取り落とし事故の処置の

依頼や、割り付け詰人馬の要請や緊急の人足出しの依頼などがある。

五 村のくらし

1 證文

弥惣次 ○黒印 (図217)

依之私共罷越御訴訟申上其通り二被

成下此未當村より此方様御山江相入

2 9 × 4 3 cm

(折紙)

1 30 × 34 cm

一 伊達之内塚ノ目村長九郎

私共立会為其證文如斯御座候以上

5 2 9 × 4 3 cm

(折紙)

屋形様御ながしき御才木川相通時分ニ

取買ニ指越申候もし此もの

伊達崎村 彦太郎 ○黒印

所持之者耆人茂無

セリ連ニても耆久連も取申間敷候若取申

付いらんも御座候ハハ我等共

享保十一年

御座候勿論当八月

由

罷出申合可仕候但シ金子式 ○黒印

同断 次郎右衛門 ○黒印

買求或質物取或

そんなも御座候ハハ如何様之曲事ニも可

分半ニ相定申候三月より十一

午四月廿四日

詵鉄炮当座ニ茂預り

被仰

月十五日までに相定申候

同断 利兵衛 ○黒印

置申者寺社方共ニ

付候為其名下ニ印判行證文如斯御座候以

為其如此候以上

小坂村 理三郎 ○黒印

耆人茂無御座候若又

上

宿口入 勘十郎 ○黒印

同断 源右衛門 ○黒印

鉄炮買求候歟質物ニ

長助 ○黒印

伊達之内 正吉

上戸沢町

取又者詵鉄炮当座ニ

伝兵衛 ○黒印

天和三年三月九日

御役人衆

茂預り置申者有之

孫惣 ○黒印

太郎吉様

同断 源右衛門 ○黒印

段訴人茂御座候ハハ

延宝九年

彦作 ○黒印

太郎吉様

4 2 6 × 2 7 cm

拙者共被召出御穿

とりノ

左吉 ○黒印

3 2 5 × 3 3 cm

差上申證文之事

鑿之上如何様之

三月七日

長五郎 ○黒印

相出シ申一札之事

一 金耆分半拾式切右者買師善七

曲事ニ茂可被仰付候

太郎吉殿

吉三郎 ○黒印

一 當御領御山先年より伊達崎村より相

御買方御出納掛り金之内右之通

勘三郎 ○黒印

入

拾式切ハ拙者共来月廿日迄之内ニ

為其證文指上申候

勘十郎 ○黒印

不申筈ノ処ニ此度此方様御林ノ内江

急度弁金御上納可仕候為其

以上

長十郎 ○黒印

彦太郎

證文如斯御座候以上

小原村組頭

五兵衛 ○黒印

内ノ者孫三郎并与惣左衛門勘介善八

小原村肝入

十一月二日

十郎右衛門

勘五郎 ○黒印

ト申者御林江

仲右衛門

十一月二日

同

長兵衛 ○黒印

相入みたり二切ちらし申二付右四人

上戸沢検断

同

同

四郎八 ○黒印

内孫三郎

享保拾四年十一月四日 三郎兵衛

同

同

久三郎 ○黒印

申者御押御付届可被成由御尤至極ニ

御金山下代

同

本戸沢検断

勘七 ○黒印

奉存

半兵衛殿

同

又六

同 五郎右衛門

2 願書・救恤

茂申候と

戸沢新町

戸沢新町検断

1 30×82cm

割印(裏面)

○

・・四斗入三俵 去年納 夫食
式拾軒者

太郎吉

乍憚・書を以・事

申遣候湯原二而高畑方御用相勤申候

右之通去年夫食拝借被成下度奉願候元来

小原村肝煎

一 去年九月 御城米御用二而湯原より

分遣二仕候と申儀ハ湯原村へ斗被仰

困窮 所持不仕飢合

源三郎

戸沢新町迄

御座候半と奉存候七ヶ村より連判二

且又當作毛仕付兼申鉢二御座候殊二来月

源兵衛

七ヶ所之連判願書物拙者共兩人伊達

而申上候義も

より四月中米沢御料御城米千駄余半駄賃

同 孫右衛門

江持參

此度ハ七ヶ村より

を以

橋本惣助様

仕相納申候二両度迄罷越漸相納申候

連判二而申上候義拙者共兩人相勤申

・分八人足を以せをい送申鉢二御座候へ

梅津作右衛門様

然處二

湯原より取次申上候儀ハ覚無御座候

・運送被仰付其差ハ往来御上下之荷物駄

6 15×26cm

指出申證文之事

右両度二拙者共遣代七ヶ所より償二

此度ハ七ヶ村より

賃荷

博奕并惣而諸勝負

渡瀬より峠田迄ハ相出申候處二湯原

連判二而申上候義拙者共兩人相勤申

・分八人足を以せをい送申鉢二御座候へ

事仕間敷段嚴敷

より申候ハ御境目

遣代相出申間敷と申候勿論少分之儀

ハ弥々渡世

被仰渡尤御他領より參候怪

者何方茂同前二候此方二而茂高畑方

二 御座候得共相出可申道利違迂仕候間

・送二も相続可仕様無御座候御慈悲以右

敷抱置申間敷段被仰渡

御用被仰

相 出申様二被仰付被下置度奉願候以上

御助被置様二奉願候上納之儀ハ七月中よ

奉承知候仍而五人組切

付相勤申候儀も御座候か自分遣二仕

之通被仰上

り往来

申合右躰之儀不仕候様

埒明申候

其元も御境目ト申伊達方へ之御用二

・上下之駄賃宿賃代等拙者手前江取納十

急度相守可申候依之

候間此方より

元禄三年六月廿三日

月急度

五人組切證文指上申候

遣代償可申事二無御座候由申遣候而

太郎吉 ○黒印

上納可仕候右之時分ハ往来御上下衆も繁

以上

右遣代

本戸沢町

ク弥栗ひ

御不断

相出不申候間両度迄書状を以申遣候

吉右衛門 ○黒印

彘等も相出夫食等二も行當無御座候条代

新妻名兵衛

得共返

山崎七郎兵衛殿 (図219)

金二而も

十月廿日

事も不仕候二付又以此度申遣候得ハ

御米成共被召上様二奉願口口被仰上可被

下候以上

組頭 仲四郎殿

八郎兵衛申

2 29×43cm

下候以上

検断 三郎兵衛殿

遣候ハ右遣代相出申儀罷成間敷由何

・・四斗入式拾俵

戸沢新町検断

(図218)

太郎右衛門

元禄九年子ノ二月廿四日

佐藤四郎兵衛様

3 24×85cm

乍恐願書を以申上候

御金

一 壹分判百式拾式切御利息無二當春

より未七ヶ年之濟崩二馬拾五疋本充

金拝借奉願候段々米沢御料

高畑 御城米被相通候二付有馬

拾疋つゝ本戸沢へ毎日加馬相詰小坂

まで一日二式度つゝ御米附送申二付

段々おひからし馬二罷成當分馬三

疋二罷成往來之荷次可仕様も無御座

候

小坂方へ大山路毎日御米附送申二

付段々おひからし馬二罷成當分三疋

之有馬も御用立申様二無御座候往還

荷次二行當申候依之前書願之通御

金被借下先年之通馬十五疋本充仕

御城米附送申度御町之者奉願候

戸沢新町之儀八元来田畑無御座故手

作等も不仕去年春中之ききん二而

弥々困窮仕當時一日送之相続可仕

様も無御座候御慈非を以馬拾五疋分

壹疋二付八切宛御金御借被下往來之

荷次仕度奉願候先年大分之御金御

用捨被成被下候二付追而之願等難

申上罷有候共馬買金相調可申様

無御座候二付如此二御座候右申上候

三疋之

馬當時輕尻馬二も成兼申仕合二御座

候

故内々迷惑二罷成戸沢新町方八他

領へ之御境目二御座候故御下り衆之

荷物小坂馬本戸沢へ引通不申故

往來之遲滞申仕合二御座候御

慈非を以右願之通拝借被仰付御

町之者相続申様二被成下度奉

願候右之段被仰上被下度候以上

戸沢新町検断

太郎右衛門

元禄十年正月

山崎七郎兵衛殿

4 30×40cm

戸沢新町之者馬買金願申上候所二御吟味

上馬

壹疋二付御金五切ツツ三ヶ年二壹疋半

之御利足付

被召上候様被仰下候難有仕合奉存候御利

足なしに

御座候共三ヶ年二被召上候八八相つ不連

申候間拜

借中間敷由何茂御町之者申事御座候御慈

悲ヲ以

壹疋二付八切ツツ御利足なし八ヶ年二被

召上候

奉願候五切ツツ拝借仕候而八當分馬相調

可申

様無御座候此八荷次相除被下置候様奉願

候

往來之通も段々茂御座候二馬無御座候故

行

當申候御利足付御金拝借仕候へ而八當十

月

迄八相続十月より馬共相はらい當年上納

金二売兼

可申ト奉存候當くれ二相つふれ申様二奉

存候御吟味ヲ以御金

願之通借被下何茂往來之荷次相続申様二

願

申上候

5 30×39cm

願書・・・事

拙者共元来困窮仕馬おいも取持不

仕年よ里申二付荷次被相除候處二先

年之通御町二被指置内々二而御役等相

勤罷有候當時子共身請仕申候間

先年之通荷次二被相入此度拝借被

成下馬相調御城米運送往還之荷

次相調申候奉願候御慈悲を以被

仰上御町願江被相出被下置度候以上

戸沢新町 勘六

・・年

孫惣

二月二日

太郎右衛門殿

6 26×31cm

乍憚願書を以申上候御事 控

當御町組頭十助當春中病死仕候跡役相勤

可申人柄之者吟味仕候処右跡役市郎平と

申者

被 仰付被下置度御町之者共奉願候

此方様御指支無御座被 仰付被下置候得

ハ

御上意様江も願申上候間宜被 仰上被下

置

度奉存候以上

上戸沢町組頭

新兵衛

同町検断

三郎兵衛

享保十五年三月

半田様

庄兵衛様

7 25×30cm

乍憚願書を以申候御事

上戸沢町組頭十助當春中病死仕候右代り
片倉小十郎様御足輕同町市郎平と申
者右十助代り組頭被 仰付被下置
度御町之者共奉願候 御地頭様
方江茂相伺申候所御指支無御座候間
如此申上候以上

上戸沢町組頭

享保拾五年三月 新兵衛

堀内傳兵衛殿

8 30×78cm

乍恐奉願候御事

小原村肝入市之助儀不屈之品々御座候二
付御追放被
仰付持高家屋敷一円二被召上代百姓入札
金高ヲ以
被仰付趣被仰渡承知仕候然者拙者儀親代
迄者
片倉小十郎様御不断組二而檢断御用兼役
二被仰付相勤
罷在申候二付御不断組之御擬作ヲ以段々
相続仕候處二

元禄年中より右両役相勤申候儀御指支之
品御座候而
御不断組ハ親太郎右衛門弟木村理兵衛二
相譲り檢断御用

一篇二罷成候二付一円無高二而連々困窮
相続可仕様

無御座候仍此度右市之助持高壹々八百文
余同村之儀二

御座候条御慈悲ヲ以拙者儀持高二被成下
度奉願候地

代金之儀者市之助儀肝入御用勤仕中御地
頭様方御

年貢勤三拾切程上納懸り御座候分拙者方
より上納

可仕候勿論困窮者之儀二御座候二付地代
金過分二相出

可申様も無御座候条右御年貢懸り金高ヲ
以拙者

持高二被下置度如此奉願候右高内市之助
先祖

代より段々親類共方へ内々分地仕置候哉
二御座候願之通

拙者持高二此度被成下二御座候ても親類
共方より一円二取放

申儀二者無御座候分地持来之通面々只今
迄之通無

相違相添置可申候願之通拙者持高二被成

下二御座候へハ

檢断御用勤仕中八持高御郡役等も御免被
成下候

潤上ヲ以年々少充分之勝手二も罷成檢断
御用相続

之方二も可被成候如此奉願候御慈悲ヲ以
願之通

被成下候様宜被仰上被下度奉存候以上
刈田郡上戸沢檢断

享保十六年六月 三郎兵衛

堀内傳兵衛殿

9 26×31cm

乍恐奉願候御事

刈田郡上戸沢町之義人少二而如何様二も
難相立罷成申候二付
色々重キ御手當等も被成下候得共御宿役
相勤り兼品々
願上置候処御吟味中下戸沢より加人馬被
成下候段被
仰渡難有奉存同町より加人馬相受漸繼合
罷在申候
処右戸沢より加人馬當七月切之御年限二
御座候二付
来月より手伝不申段申聞候右戸沢より手
伝

相受候而も相續キ兼申候御町之義當春も
御郡司様御見分も被成置候通之義此末立
續可申様

無御座且亦来月より御交代之時節二も相
成候へ共

御宿役相勤り兼申候間御吟味被成下置度
奉存候猶更町内よりも當月中御吟味難被
成

下候ハ八来月より相勤可申見詰無御座候
間

御宿役被相除被下置度段申出候間大急御
吟味被成下度不願憚奉願候右之趣宜様
被 仰上被下置度奉存候以上

忠四郎

源七郎

文化貳年七月

10 24×59cm

乍恐奉願上候御事

刈田郡上戸沢町之者共去ル四ヶ年以前之
春急・
相及御宿役立続兼候二付 御公内様江右
品々・
申上候得者 御地頭様よりも夫々御手當
被成下
御上意様より急為御救と雜穀御くらより
粗式拾五石

五斗大麦式拾五石五斗拝借被成下難有仕・

奉存御宿役も相統罷在申候仍之去年仲より御取

立被 仰渡候処上戸沢町之義八段々申上置き候・

田畑一円無御座大麦米之作仕付も不仕候方より去年中

返納可申上様も無御座御延石願申上置候然所當・

大麦返納可仕旨嚴敷御首尾被 仰渡奉承知・

処當夏迎も大麦作仕付不仕候得者取立上納可仕

様御座候追々左二被仰渡町内相寄色々吟味仕候処是迄重キ御手

当被成下候上當春中也馬買金等大造之御手

当茂被成下重々難有仕合奉存候仍之買納代

取立二仕當年より拾五ヶ年符済崩二返納仕・

被成下度奉願候 昨夜より押通町内相寄吟味も仕候得共段々申上置候通・

くらし之者共尚亦其節拝借被成下候人数之・

式人者死亡二罷成式人者當時女共斗二相成喝々・

助情仕置候者共二御座候得八右四人之分迄一町・

相うぶひ上納為仕候義二御座候処右四人分も・

此助け少仕候躰二而面々 相出かね候二付き他借等為仕上納申義二奉存候・

是非々々御年符二被成下度奉願候此上如何様二・

見話可申上様無御座候間 御憐憫之御吟味を以願之通被成下度乍奉願上候右之趣宜様被仰上被下置度奉願・

願・ 以上

刈田郡上戸沢町組頭 仲四郎

〇黒印 源七郎

文化三年七月四日 大肝入

1 1 26×32cm 乍恐奉願上候御事

一 御金三両 御手馬仕者人

御手馬仕者人

御米三俵 三郎兵衛

右之通御手當被成下度奉願上候凶年之砌右居屋敷大破罷成住居

可仕様無御座無據檢断源七郎方江引込罷在明屋敷二罷成居申候処

右明屋敷江此度家作仕孫家督ヲ以御宿役諸相勤候様仕度奉存候処

全躰極貧者二而自力ヲ以家作可仕様無御座新百姓同様之儀二御座候間

御慈悲之御吟味ヲ以右御金并御米御手當被成下家作仕御宿役

取統相勤候様被成下度不願憚奉願候右之趣宜様被仰上

被下置度奉存候以上 上戸沢町組頭 仲四郎

〇黒印 源七郎

文化六年二月 同町檢断 太郎左衛門様

1 2 25×32cm 乍恐奉願上候御事

刈田郡上戸沢町之儀者段々は迄数多重キ御患ヲ以

金穀ヲも町内一躰二被下置其上召馬立五人之者共江

品々願之上御馬代金ヲも御取立不被成候其上無替金迄

老人二付金六切充二ヶ年二被下置何連難有奉存念

罷在候処外二新馬立人四人願之上御馬代金老入

二付金四両充拝借罷在候処翌年より御上納仕

可申上候処追々願之上去年迄御取延被成難有御義二奉存候當年より御年符ヲ以御取納被仰渡

御上納仕候間新馬立人者共至而極窮之者共二

御座候間恐多御義二者奉存候得共如何様二も御上納可申

上様無之御義二奉存候間何卒願之通不被成下度

奉存候定而又御年符二相済居候御事二願申上候御義八

恐多奉存候得其實々極窮之者共二御座候二付如斯

奉願候右之趣宜敷様被仰上被下置度奉願上

候以上 文化六年十二月

安部銀四郎殿

13 26×32 cm

烈敷所柄故材木等も丈夫

保兼是非二取縮可申様無御座候

猶又 御地頭様よりも御手當フも被成下候哉之

義是又被 仰渡候処多分之御手當迎も無

御座候義二奉存候間恐多御義二奉存候得共

先願之通拜借被成下度不願恐奉願上候

全躰上戸沢町之義八前々申上候通人数相倍不申候得八友禿二相成候様二而先願江

茂 申上候通新人頭不被立下候而八友二相立兼候

間前々之御振合を以拜借被成下度追々共二

人数も相倍シ候様仕度奉存候間最早當下句より八萱苜等不仕候得八来春相立兼申

候 間先願御一卷指添奉願上候右之趣宜様被 仰上被下置度奉願上候以上

上戸沢町組頭

文化九年九月 仲四郎

○黒印

同町検断

14 24×25 cm

佐竹右京太夫様御始メ外御大名様御昼并御

小休等尤六郷伊賀守様御泊をも被成下置候義も

尤往古人家多分之砌ハ・様御泊りも御座候所

右之右様之被成置候節者人馬手配茂宜敷候間

何卒御昼休并御小休被成下置度奉願上候右御昼休之間二者人馬夫々二手配仕指置御指

滞二も不申様仕度奉存候条御昼休ヲも被仰付被下置候ハハ難有仕合二奉存候仍而

同宿役々之者共二も相談候上此段申上候条

右之趣御向々様江宜敷様被仰上被下置度奉願上候以上

奉願上候以上

仙台領刈田郡上戸沢宿問屋

御本陣 組頭

仲四郎

文化十三年子二月

15 24×33 cm

乍恐奉願上候御事

御判肝入検断

拙者義是迄無御滞御役目相勤続罷在候處去夏より持病之病氣相煩尤老躰二て歩行も相成兼候間

御役目御免被成下

跡役之者被仰付被下置度奉願上候

右之趣何分二も宜敷様被仰上被下置度奉存候以上

刈田郡上戸沢町肝入

三郎兵衛

文政貳年二月 大肝入

阿部傳十郎殿

16 26×97 cm

切二而者相勤兼候段再應申上候処下戸沢町へ御手當被成下置候御金被召上候通

五拾貳切二外二増米壺石充人頭壺人江被下置候右を以跡先宿人馬江打錢等

仕候ハ八可然旨被仰渡増金石被下置候

右金石を以打錢等仕去年迄も無滞相統罷在候猶追々新人頭被立下漸々宿方都合

も 宜敷罷成り去年迄二而増金石等も御年限

明二罷成り去年中願差上候処去々年中より

駄賃錢江三割増にも被成下増金石等願不申

上候様被仰渡候御儀御尤至極二奉存候得共

三割之駄賃錢等二而罷越候者も無之多分之

増錢等相加御繼合仕候増金石等不被下置御義二而者壺石五斗充被下置米雇足

錢等仕候而も間二合不申左候得者如元之立

戻り相衰申外無御座候是迄幾重之御手當御患被成置候御義不恐敷敷

罷成り候義者眼前二奉存候増金石等被成下置候分雇足錢二仕増金石不被下

置候御儀二候得者先年之通下戸沢町より手傳

申請候様二被成下候与ケ定詰加人馬五疋拾人充被成下候与ケ何連二も被成下度奉願上候去年迄之通末七ヶ年増金石

被下置候得者新人頭之者八家作料御年符上納も仕段々荒畑等切開あわ

稗様之もの少々充も所持仕候様為仕度奉存候是迄數年来莫太之御手當

稗様之もの少々充も所持仕候様為仕度奉存候是迄數年来莫太之御手當

稗様之もの少々充も所持仕候様為仕度奉存候是迄數年来莫太之御手當

被成下置候御儀も小前之者共恐入奉勘弁候

致方も無御座候大洪宿二て御手當之義も

誠以際限も無之旨被仰渡候得共委細者

御取合最早往來御繼合差支申程之

御義二奉存候不願恐を茂先願指添奉願

上候御慈悲之御吟味を以願之通何分宜敷

被仰上被下置度奉願上候以上

文政三年正月

大肝入 阿部傳十郎殿

17 26×65cm 乍恐奉願上候御事

二 刈田郡上戸沢町極貧之者共馬代金被下切

被下置度先願江委曲理書ヲ以奉願上候

處老疲毛替金等之義御付書ヲ以被仰

被成下候通小宿極貧多之馭場二而諸

御家中様方御交代之砌馬不足故前

後之宿牛馬等日々莫太之足錢ヲ以相

相雇人馬不足故面々露命相続も無

心元様子二罷成申候間先願二申上候通馬

代金被下置為買調馬数多二も相成候へハ

是迄之通莫太之足錢等も不仕候へハ夫丈

潤二 罷成 末々者右潤ヲ以毛替等自

力二為仕候様友々吟味仕候間如先願之被

下置度奉願上候此度自力二毛替為仕

露命相続之見詰も無之者二御座候間

御慈悲之御吟味ヲ以被下置面々露命相

続御座役無御滞様相勤候様被成下度

り 御宿場二も難立統間之宿二も被成下度

願申上候處寛政六年より有來人頭壹人二

付 御米壹石五斗充永世被下置其余下

戸沢町当宿江手伝役仕候様を以御金

百八切充同六年より文化元年迄年々御手

当被成下置折節下戸沢町二而疫病相煩

手伝役仕候方より自然禿人頭相出畢竟

宿内相衰仍而手伝役御免被成下度

数度願申上願之上御免被成下置然上者

当御町壹宿持切相勤候様被仰渡手

19 25×34cm 乍恐奉願候御事

一 大麥貳拾五石五斗

右之通當上戸沢町之者共去夏中夫食

間御慈悲を以御取延來夏返納被為

候様被成下奉願

20 25×28cm 乍恐奉願候御事

刈田郡上戸沢町之者共去々々春急喝二相

及 御宿役立統兼候二付 御公内様江右品々

願 願 願 願 願 願 願 願 願 願

願 願 願 願 願 願 願 願 願 願

願 願 願 願 願 願 願 願 願 願

願 願 願 願 願 願 願 願 願 願

願 願 願 願 願 願 願 願 願 願

願 願 願 願 願 願 願 願 願 願

願 願 願 願 願 願 願 願 願 願

願 願 願 願 願 願 願 願 願 願

候得ハ取立上納可仕様無御座代取立二仕 買納仕 候外無御座候処當時御宿役已而二斗相懸 り居喝々 給続居申仕合二而代取立買納可仕様も無 御座候間此 上…………… …………… ……………	21 25×28 cm 乍恐奉願上候御事 刈田郡上戸沢町	役相勤候間二者日手間取等仕罷在候所去 年大不作二付 而者米穀高直二付壹ヶ月日手間取仕給錢 二而八家内多二而 ・如何共間二合不申候親類并二・組 合之者より助情 ヲ以為取續罷在候所親類組合之者共迄極 難之 者共二御座候へ者永々之二而親類組合助 情も ……………	22 26×30 cm 乍恐奉願上候御事	取縮家作も仕候様申含候処先願江も品々 申上候通之掛り合二而茶屋旅籠屋等二而 も 不仕候得者如何様二も相続仕兼全鉢田畑 連 茂一円二無御座候所柄二而往還之營ヲ以 相続 罷在申候場所二御座候得者營之求も無御 座候 且者諸材木等も取縮候得者宿降り積り申 候 ……………	23 26×28 cm 乍恐奉願上候御事	被成下置然上者當御町壹宿持切二相勤候 様 ……………	24 13×31 cm 乍恐奉願候御事 拙者義先年御金 拾五切奉拝借候處 段々御年譜二御元利 上納可申上候所年々 不納仕罷有申所乍 恐無據御義奉存候 仍而重々奉申上兼候 得共右金高御元利 御取合被成下當七月 より未拾ヶ年譜二年年々 七月上納仕候様被成 下度奉願候六七月 之内八関東筋より最上 湯殿山參詣之行人 罷通申候付泊り昼 之旅籠木錢之潤□ 駄ちん等も手取申付 ……………	25 31×42 cm 乍恐以願書を申上候事
一 無高 御百姓 庄助 此家内人数 一 庄助三拾 一女房ゆき廿八 一男 子直吉六ツ 一次女きく四ツ 一 母なを六拾七 合五人内 男式人 女三人 右家内人数二極貧之御百姓二御座候所右 庄助 夫婦共二永々疫病相煩極難之者二御座候 へ者 如何様共其路命取續可様無御座御救助等 度” 被成下漸々取續罷申候所只今…………… 御宿	22 26×30 cm 乍恐奉願上候御事	御金二而拝借難被成下段被仰渡随而八金 高 なら飛丹御手数取縮可申上被 仰渡委細 奉承知候仍而新人頭二相立候者共ヲ始家 作仕 候者共江色々此御時節柄之御義御座候間	23 26×28 cm 乍恐奉願上候御事	御宿場二も難立續キ間之宿二も被成下度 願申上候處寛政六年より有来人頭壹人 二付御米壹石五斗充永世被下置其余二 下戸澤町當宿手傳役仕候様を以御金百 八切充文化元年迄年々御手傳被成下置 折節下戸澤二而疫病等相煩手傳役仕候方 より 自然禿人頭相出畢竟宿内相衰依而 手傳役御免被成下戸数度願申上願候上御 免	25 31×42 cm 乍恐以願書を申上候事			

一 馬買金壹疋二付金貳兩宛馬數拾五疋
分合

之飢饉二而弥困窮仕當時一日送り之
相続も

三郎兵衛様

四拾人被遣可被下候尤

壹分判百貳拾切無御利足當年より未
七ヶ年二

喝々二御座候故馬相調可申様無御座
候条御慈悲

2 15×35cm

津輕様御通り被遊候二御差支
相成申候大急御人足□被遣

御元金二而濟崩二上納仕候様二拝借
被成下度

を以右之通拝借被成下馬相調
.....

申達候通別信先触
相通申候御坂見被成人馬

可被下候尤大肝入衆より被仰渡候
間大急御人足被遣可被下候
もし御差支等御座候ハ八大肝入衆
申達候間早速被仰遣可被下候

奉願候當所御町馬數元來拾五疋二而
高畑

3 道・橋普請

無指支様御心懸致候
右丹付今日此方道普請

品々如此申達候以上
三月廿三日

御城米并往還之荷繼相勤申候

1 14×31cm

仕明後四日馬二而御荷物
相過申候間左様御心得

ウラ 上戸沢町仮検断 木村源七郎 ○黒

疋宛

覚

今明日中二道普請可
被成候若相成不申義も

印 小原村肝入 高橋源兵衛様

本戸沢町江相詰毎日小坂町へ運送仕
候小坂へ之

出人廿五人上戸沢町・
内拾五人八月十日出人

御座候ハ八其段今日中
御挨拶可被致候其段直々

同 同 齋藤直三郎様

海道峠越難所二御座候故右之馬共
段々をい

持道具みの荷縄
鉾か萬

石崎清之丞様へ御差支
之段申上候間何分無相違

差懸大急被申達候間早速御届可被成候以
上 西ノ三月廿四日朝明ケ六ツ時

からし馬二御座候而當分輕荷物をも
附送可申馬

右之通り二急□□□様二
御座候從明十日無御達

今日御返書可被遣候
右之趣得御意度如此

○黒印

三疋二罷成荷繼可仕様も無御座候其
上御境目二

之様御首尾可被成候此段
如此申達候尤御日刻を

御座候以上
小坂 三郎右衛門 □黒印

4 13×17cm

御座候故小坂方之馬本戸沢へ引通不
申下り荷

被仰渡候間此段共御入□仕□
□□如斯申通候以上

午三月二日
上戸沢検断

岩城伊右衛門様今廿七日
御通り被遊候付道

物等遲滞無據奉存候先年も御金御用
捨被

下戸沢町検断

木村三郎兵衛様

(図 221)

橋拵可申由御廻文

成下候上又以拝借奉願候儀申上兼罷
有候得共

庄八 彦八

3 15×30cm

七郎兵衛殿より罷通候
其許二而も左様二御心得

當所宿田畑無御座手作をも不仕去年
夏中

とら八月九日
上戸沢検断

大急を以申達候往還道橋
大キそんじ申候二付明日御人足

可被成候以上
戸沢

五郎右衛門

三月廿二日

太郎右衛門殿

5 13×19 cm
来二日之晩

佐竹右京大夫様関町

御一宿二付而道橋

拵可申候由又御廻状

大肝入方より罷通申候

山中方へ遣申候間如

此二御座候以上

又六

三月廿四日

太郎右衛門殿

6 13×14 cm

追触申入候来ル十三日二

藏本村川除御普請被仰付候間

十二日昼より御人足相詰候様

御首尾可被成候以上

権三郎

六月十日

三郎兵衛殿

7 13×11 cm

七郎兵衛様より橋かけ

人足割付之書付

卷ツ髓二受取申候以上

本戸沢 又六 ○黒印

六月廿四日

新町 太郎吉殿

8 15×43 cm

滑津村之内深渡戸土橋

御掛方御入料御人足代先日

申上候通り来ル七日まで二無相違

御取立御遣し可被下候尤上戸沢

町衆御人足代相出七人

滑津村分御指引残代御遣し

可被成下候何連此度之儀ハ

拙者江思召被成下別而御厚情

被成下度偏奉願上候

以上

太郎左衛門

八月三日

三郎兵衛様

彦八様

八月三日

滑津町肝入検断

太郎左衛門

上戸沢町検断

三郎兵衛様

急御用申出候間・・・

9 16×19 cm

橋材木願書指置申候然者

海道拵之義早速取付普

請仕候様被仰付候間左様

御心得御人足等之義ハ先格之

通仕候様被仰付候源兵衛義

下戸沢二居申候間近々御用も

御座候可被仰付候以上

権三郎

九月三日

三郎兵衛殿

10 15×38 cm

急御用

海道筋通三ヶ所

かけおつ尤口戸石かき

申所

具つれ申候赤坂橋

ひ志け申候間是れハかけ

かい不行候得共不相成

不行仍而御人足急

速御首尾合被遣可被下

最早秋田様も當月

廿六日御国元御出立

被遊御城米も明

廿日より御附出候段被仰渡

道橋共急速普請

仕候様是又被仰渡候間

仍而御人足廿二三日方迄

御首尾合被遣可被下候

尤上小原村よりまさ切

なた持四人御首尾合

被遣可被下其外具王

・・・持御首尾合被遣被下

・・・

4 情報

1 16×34 cm

桑折御代官川上猪太郎様

御支配所伊達郡長倉村并二

土井大隅守様御領分同郡岡村江

百性共凡四五百人程一昨十五日之夜不意

二集会

仕岡村百性阿部文右衛門并二忠右衛門

長倉村伴六と申者三人之居家江押寄家

財諸道具ハ勿論居家土藏迄

打破其上桑折宿江押寄候様子柄

相ミ得候二付同所御陣屋より御役々衆

始町内中不残其余近郷之者共

途中江出張仕大炮小筒を打発し候

候二付其場より不残引取散乱仕候由二

(図 225)

御座候

(図 226)

2 15×36 cm

鈴木彦三郎人形

一年頃廿壹式

一せい中より大細貌

一面躰少をもな可

一色あさくろく

一目本そく

一口大躰

一さ可やき中ひんよりう須く

こひたいなし

一首少な可く相見江申候

一上ひけなし

一刀長さ式尺五六寸程せつ

者はきやき付さやくろ

ぬりふち銀くさり可し

柄頭角つ者丸無地大サ

八九分さけをかいの口色

(図 227)

者はき焼付さ・

立合人

5 離縁状・他

孫 七〇黒印

同右同断

銀 七〇黒印

1 31×39 cm (折紙)

離縁状

私聳家督直治義無拋儀

二付離縁致候仍而此末何方江

縁組いたし候共違乱無御座候

但同人子共久之助當七歳ニ罷成候

處拾五歳迄養育致相返シ

可申候尤此度金子五両相出シ

不縁いたし候猶又此後越後出生之

木挽吉六義者聳家督ニ

取申間敷万一娘きう

右吉六与夫婦ケ間敷欠落

等被何方へ住居候共金

式拾五両離縁金其元江相濟

可申候為後日立合人

親類連於以一札如件

上戸沢町

清 七〇黒印

同親類

衛門治〇黒印

文化四年

卯ノ二月廿六日

猶々参上六品相返し申候

郡藏殿

30×92 cm

権兵衛申・

當月五日金掘十次郎方より越河町与

五右衛門方・

品々委細可申上由御尋ニ御座候拙者

儀右十次郎取立申

戸沢金山左しき普請申二付去ル年：

十次郎方二

罷在候所十次郎申付候八手前姫之た

け事

先月廿八日晚与五右衛門孫与平治殺

可申と仕候所二

命八たすかり居申由二候間与五右衛

門所江参先

以 御公儀より御志かり御座候而

居・申由無心之

品申通其上様子見合与平治事たけ二

手疵

被相付候由及承候如何様之品御座候

哉承度段

申由与五右衛門江断品々承参候様
申付候拙者女房事

右たけ二遠親類之由兼而咄し申候ヲ
承居申候二付

所縁有之者二御座候故弥以無余儀
過ル五日与五右衛門所江罷越右之品

申通候得者

与五右衛門申候八品々も不申出少之

事二候間為知も不申候

弥當分御志かり二て居申候間内々二

て堪忍仕くれ候様二と

之返言ニ御座候間罷歸十次郎二右之

段為申聞候

其節たけ申候八かミそり二て疵被相

付少二候間

氣遣不申様二咄尤當月十次郎口へ参

くれ候様二可 ○黒印

申通由候間手所等見届罷歸十次郎二

為申聞候

六日二十次郎事越河江参候間拙者二

も同道参候様申二

付罷越候仍十次郎事たけ手疵見届如

何様之品二て

か様二手疵被相付候由相尋申所二先

月ひへたわら

并米盗出しくれ候様二与平次申候得

共私受合不申

罷有候其段不念二存候哉先月廿六日朝二わき指二て

切可申と仕候間にけ申候所二与五右衛門参合わき指う

はひ取申二付其通二而罷有候得者廿八日晚うらへ

罷出候を与平次うらより参たふさを取引ふせ申候而

手疵相付申候間高こへ仕候得者何もはせ寄申二付

与平次申候八ふへかき可申と存候二手所廻り無念之

由申候而立去り申候かミそり二てふへかき可申と仕候由

申二付十次郎儀与五右衛門二向如何様之・様二手疵相

付申候哉と承候得者品八咄不申・・御志かり申

請罷有事二候間少疵と申堪忍・様二と色々申候

十次郎申候八殺者川し申所を堪忍申様二と八不相

聞得事二候与平治在郷江被相出置候由申候得者又以

不届候得者如何二候間肝煎衆江披露いたし候由

与五衛門二申理り罷立直々同所肝入

十左衛門方江参右之品々

申達弥披露仕候間不儀不罷出候様二可成口

由断申達候檢断惣兵衛方江八十左衛門より可被相通由

二候間十左衛門江申断迄二而罷帰候十次郎同道二て参 ○黒印

事候間如此申上候以上 伊達大石村金掘 権兵衛 ○黒印

元禄七年三月廿九日 右之通申候承届申候拙者共御引添品々被

相 尋二付如此御座候以上 戸沢新町 長右衛門 ○黒印

同年同日 同町檢断 郎右衛門 ○黒印

解説

上戸沢宿は狭隘な山間の小宿で、宿役の負担も重く、加えて度重なる飢饉などで、天明期には衰亡が著しく、駅務に出役できる家も17戸程に激減し、片倉家も宿駅の繁栄や救助について、年貢の免除や、種籾・馬買金の貸与など種々の施策を行っていた。

資料は、元禄年間頃からのものであるが、「夫食、馬買金」の借用願の下書きが多く、上戸沢宿の窮迫の度合いはかなり切迫したものを感ずる。内容の大筋の明らかかなものを集めたが、多くは破損や裁断されていた。

道・橋普請は、まとまった資料ではないが、頻繁に行われていたことが窺える。檢断木村家は、他所物聞役も兼任していたと伝えている。他所物聞役とは「仙台藩南境の番所が所在する越河宿居住の御境締足輕の中には、平時においては他領商人からの情報收拾に当たる任務を帯び、領外隣接地に一揆が発生するような非常事態には警備のために出動する部隊にも召集・編入されて現地の探索に当た

る者があり、これを他所物聞役といい、領主片倉氏によって任命されていた。上戸沢番所の所在する上戸沢宿にもいたらしいので、藩内各地の番所近くの宿場にも類似の探索役人が居住していたらうと思われる。『仙台郷土研究・仙台藩歴史用語辞典』とある。片倉家領内には、城下本町の本陣・阿子島家と上戸沢町の木村家の二家が任命されていたと伝えているが、この二家には任命されたとする、直接的な資料は残されていない。

他所物聞役は、片倉家から隠密裡に任命され、情報收拾に当たっていたのであろうし、番所周辺に限らず、要所所にかうした他所物聞役の家が任命されていた可能性が高い。資料は、木村家で收拾した情報の一つで、慶応2年(一八六六)6月15日の伊達郡岡村・長倉村の百姓が起こした「世直し・打ちこわし」一揆で、内容は全容と正確さは欠けているが、騒動の初期をとらえている。日付や宛先はなく、加筆と中央に抹線が引かれていることから、下書きであろう。

離縁状は、文化4年(一八〇七)に、妻(婚家)側から智側に宛てたものである。一般的な離縁状は三下り半であるが、本状は14行と長文で、しかも「折紙」形式で上下二段に書かれている。資料は古文書の会の小賀坂弘子さんが整理し、満徳寺資料館長の高木 侃関東短期大学教授に調査を依頼した。

高木館長によると、資料は、長文(これまででの最長資料は14行半)のうえ折紙形式の離縁状は類例がなく、めずらしい資料とのことである。

六 その他

1 役務留書

渡辺源六郎様へ御用状壱通
賃夫代百四拾九文但□□□□

歩夫郡蔵

1 16×40cm (横帳)

二月廿三日よ四つ半時出銀七

一 輕尻壱疋 小池惣右衛門

馬さし左蔵

右八十五日上之山出立

一 池田仙九郎様江戸御役所より
御用状壱通ちん代九六二而四百

一 平岡彦兵衛様御手代飯村

一 御用状壱通ちん代九六二而
四拾八文御用状帳面共二福松二

藤太夫様より今井儀右衛門より

一 式文御帳面共二御用錢拾三文有

御用状壱通賃夫貳百三拾

一 鈴木喜左衛門様江戸御役所より
御用状壱通ちん代九六二而

六文飯村藤太夫様より檜村屋

一 御用状壱通ちん代九六二而
下仕候二月四日遣候

宇兵衛様御状壱通帳面共

一 段御用状拾六文有

小坂宿勇次指遣申候以上

一 田村武右衛門方より織田様
御家中衆へ御用状

歩夫者両吉銀七二御座候處馬さし仲

一 式通但御用そんじ有之
賃夫貳百貳十六文帳面

兵衛

一 共二下戸沢へ福松二遣申候
馬さし林蔵

庄内より荷物等も相遣申候

一 子二月四日九礼六つ時
小坂より惣八指上

正月廿四日よ八つ過遣申候

一 飯村藤太夫様より今井
儀右衛門様へ御用状壱通 (図228)

正月廿五日下午戸沢町銀蔵相頼遣申候

一 駒栗毛拾才貳寸五分松太
栗毛拾才五寸權太

一 織田様御用状油紙包貳つ

一 賃代壱〆五百八拾貳文
帳面共二小坂宿江孫七二

寛政三年十一月廿六日

一 而相送申候馬指孫七
正月廿五日昼四つ時

当所御番所江御出被遊同

一 覚

四年二月二日御出立

一 栗毛拾才三寸右門次
栗毛拾才四寸半六

被遊候以上

一 栗毛八才貳寸林七

一 劉田郡上戸沢町検断

一 四月十八日 齋藤直三郎殿

一 源七郎 花押

一 李右衛門

一 柄窪 文平様

一 助治殿

廣瀬伊八郎様御手代児嶋大蔵様より

一 鈴木喜左衛門様御手代

2 15×38cm (横帳)

赤城市郎右衛門様より
渡邊平兵衛様江
御用状壱通賃代

百八拾貳文帳面壱冊

一 三河口多仲様御手附

一 景川兵内様より

一 百々彦一様江御用状

一 壱通賃百拾六文

一 帳面壱冊〆付二庄内

一 先触壱つ右之通り

一 小坂宿江松太文吉二
遣申候已上

一 正月廿四日よ五つ下刻

一 平岡彦兵衛様御手代

一 福井仲右衛門様より今井

一 浅右衛門様江御用状壱通

一 賃代壱〆五百八拾貳文

一 帳面共二小坂宿江孫七二

一 而相送申候馬指孫七

一 正月廿五日昼四つ時

一 覚

一 駒栗毛拾才貳寸五分松太

一 栗毛拾才五寸權太

一 栗毛拾才三寸右門次

一 栗毛拾才四寸半六

一 栗毛八才貳寸林七

一 〆六疋
右之通當地有馬書上
申上候

一 正月廿七日

一 福井忠右衛門殿より今井儀七殿へ
御用状壱つ賃錢九拾

一 壱文御帳めん共小坂宿へ
清吉差遣申候以上

3 15×38cm (横帳)

一 奥様来ル廿五日より

一 御入湯被遊候段被仰出

一 尤御湯治中戸沢江も

一 御出被遊候段被仰下候条

一 右其御心得可有之委細

一 之義八齋藤理四郎二被仰付

一 候条同方江取合万事

一 無落様始末可在候而勿論

一 来ル廿一日我等直々湯元へ

一 相詰候条是又其心得可有

一 之候以上

一 四月十八日 齋藤直三郎殿

一 李右衛門

一 助治殿

一 齋藤直三郎殿

一 李右衛門

一 助治殿

一 齋藤直三郎殿

一 李右衛門

一 助治殿

平八殿

孝三郎殿

源七郎殿

奥様戸沢両

不動御参詣之節ハ

下戸沢へ二夜御止宿被遊候

間居躰宜者候等吟味

セしめ御宿心懸御首尾可

在之候尤御供賄等ノ義ハ

心懸ニ不及候条是又其

心得可在之候以上 李右衛門

四月十八日

一 三河口太忠様御手代

衆江戸御屋敷より御用状

尅通甚大手磨れ大破

数ヶ所有之尤御名前

不分候躰ニ御座候尤

こ毛包尅つ九六ニ而賃錢

七百八拾八文下戸沢金七遣

未四月十九日昼八ツ半時遣

一 渡川小右衛門様御手代

相木猪之助様より秋野

近所之事ニ御座候

間右別紙三通指

添相達申候何様

為相答候様可仕哉

御指図被成可被下候

以上

六月五日

片倉小十郎

一 米四駄泊り朝立尅駄弥兵衛

一 下り綿尅駄日錢相渡し引米仁助分

如先相拂申候六月廿二日両吉□□

一 柏倉御手代渡辺茂十郎様より

児嶋大藏様へ御用状尅通

日下川周八様より保田

九助様へ御用状尅通

賃錢三百三拾式文帳

面共下戸沢宿へ喜藏遣候以上

馬さし惣兵衛遣

六月廿二日昼九ツ半時

一 桑折検断方より織田

左近將監様御屋敷江

御用状尅封賃錢貳百

廿四文下戸沢江相送申候

六月廿二日 仲四郎

一 尅と五升 伊口藤助方

武右衛門弥太口六郎七人

四月之廿三日御通り

一 軽尻尅足増雇拾人

右八廿四日上山出立

一 柏倉御手代児嶋大藏様より

渡辺茂十郎様へ御用状尅通

錢百四十九文小坂宿丈吉方へ

林兵衛六月廿三日昼八ツ半遣

(図 229)

一 大立目寛治様へ御判紙付

急御用状尅通永野

利傳治様急御用状尅通

〆式通下戸沢銀七遣

正三郎馬さし

七月廿六日昼八ツ時遣

一 平岡彦兵衛様御手代

今井儀右衛門様より福井仲右衛門様

へ

御用状尅通賃錢四百

五文帳面共下戸沢へ

長次遣七月廿八日昼九ツ時

一 鈴木喜左衛門様御手代

大塚喜左衛門様より□井

忠兵衛様御用状尅通

賃錢尅〆九百八拾三文

御用状尅通□手すれ有之

帳面共小坂へ弥七遣

桑名寛右衛門様より大塚

喜多右衛門へ御用状箱

御印封俵賃代八百四拾

九文□□少小坂宿へ

孫七二遣申候

七月廿六日馬指正三郎

齋藤万太夫様より

一 大立目寛治様へ御判紙付

急御用状尅通永野

利傳治様急御用状尅通

〆式通下戸沢銀七遣

正三郎馬さし

七月廿六日昼八ツ時遣

一 平岡彦兵衛様御手代

今井儀右衛門様より福井仲右衛門様

へ

御用状尅通賃錢四百

五文帳面共下戸沢へ

長次遣七月廿八日昼九ツ時

一 鈴木喜左衛門様御手代

大塚喜左衛門様より□井

忠兵衛様御用状尅通

賃錢尅〆九百八拾三文

御用状尅通□手すれ有之

帳面共小坂へ弥七遣

午七月廿九日昼九ツ時

4 15×37cm (横帳)
御神位申受候義

尤小社二候得共御境

一 尅と五升 伊口藤助方

一 鈴木喜左衛門様御手代

馬さし清七

一 三河口太仲様御手代

早川兵内様より百々彦一様へ

油紙包御用状巻通貨銭

式々六拾六文小坂へ口次遣

八月朔日昼四つ半時

一 男子権四郎女房戸沢新町検断太郎吉
内より去年十月参候

減人之覚

金山屋敷弥左衛門家内

一 男子三太郎去年八月死申候

3 10×28cm

2 帳簿(表紙)

元禄七年
御城米駄賃覚帳

1 29×21cm (堅折・三ツ目)

綴

元禄四年 御金山組頭 五兵衛 ひか

へ

刈田郡小原村金山御改帳 未 二月廿日

戸沢新町検断 太郎吉

(落書きあり)

万七
卜四疋

2 32×22cm (堅折・二ツ結)

綴

元禄五年

刈田郡小原村金山御改帳 抹線あり

長兵衛
勘十郎

裏表紙

金山出人之覚

金山屋敷弥左衛門家内

一 男子五郎去年五月生申候

金山屋敷五右衛門家内

4 10×24cm

元禄七年四月十日より

御城米戸沢新町馬運留帳

裏表紙

四月十日 (名前に合点付き)

満七

長五郎

長右衛門

合四疋

勘七

〃十一日 (名前に合点付き)

久三郎

長兵衛

勘十郎

二平次

口黒印

5 13×33cm

子ノ 戸沢新町

米沢御料御城米附送人馬留帳也

元禄九年三月十一日 太郎右衛門

三月十一日

裏表紙

一 壹疋

勘十郎

一 〃 小平次

一 〃 勘六

一 〃 市兵衛

一 〃 仁平次

一 〃 四郎八

一 〃 久三郎

一 〃 勘四郎

一 〃 長助

一 〃 弥惣次

拾疋

三月十二日

一 壹疋 又八

名口

伊兵衛

孫助

孫作

6 22×34cm

御 元禄九年子ノ三月十一日

城 戸澤新町馬出帳

米

裏面

・月十一日・

久三郎

勘四郎

勘十郎

小平次

仁平次

市兵衛

弥惣次

長助

拾疋

同十四日三拾六駄之内也

孫助

権三郎

7 12×31cm

享保拾年

戸沢筑前守様御札馬立帳

十月朔日

8 13×30cm

享保拾貳年

門

刈田郡上戸沢御境目他領へ之相通小荷駄

馬御役代取立

本帳

三月朔日

木幡孫四郎

9 13×32cm

伊勢 享保拾四年乙酉ノ

黒森江米為相登金代指引牒

大神宮 七月四日 上戸沢検断 三郎兵

衛 ○黒印

10 13×32cm

享保十六年五月十二日

戸沢筑前守様歩夫分拂帳

上戸沢検断 三郎兵衛

11 13×12cm

享保十六年

出羽御大名様方御下向

人馬割写留帳

亥五月十二日 刈田郡上戸沢検断 三郎兵衛

郎兵衛

12 13×33cm

享保拾六年辛亥

六郷阿波守様御下向馬立牒

六月十一日 上戸沢町検断 三郎兵衛

13 15×34cm

寛政六年 上戸沢町検断

諸入料覚帳

寅ノ正月吉日 源七郎

裏面

一 三百文 □□□・

一 二百文 同人

一 五百八十疋文 仲四郎役所

入料源七郎渡し

14 15×38cm

寛政八年

戸沢上総介様御下向被為遊候丹付御札歩

夫建帳

辰五月十七日

役所

15 15×36cm

寛政八年

戸沢上総介様御下向被為遊候二付分払歩

夫建帳

辰五月十七日

役所

16 15×38cm

寛政八年 刈田郡

戸沢総介様御下向被遊候

付歩夫立方帳

五月十八日 上戸沢検断 源七郎

役所

裏表紙

一 円田 彦三郎 一 円田 儀七

一 矢付 伝五郎 一 下深谷 権吉

一 中ノ目 利四郎 一 西五か 多藏

一 越河 長右衛門 一 越河 清藏

一 平村 林助 一 平村 長口

一 長袋 運吉

八拾疋

右之通り拙者始末

より如此相改申候間

申上候以上

三沢村 甚之助

三月廿三日

17 15×38cm

寛政九年 上戸沢町

諸商人荷物受拂帳

巳ノ正月元日 役所

18 15×37cm

寛政十年 上戸沢町

御用留帳

馬ノ正月元日 役所

裏表紙

一 鈴木喜左衛門様尾花沢

御役所より御用状壹通代

式ノ八拾貳文小坂へ十月

廿三日銀七遣

19 15×38cm

寛政十一年 上戸沢町

御先留牒

(232)

未ノ正月元・ 役所

20 寛政十二年 16×39 cm

諸掛り覚牒

申ノ五月十日より

21 文化十年 13×33 cm

諸御用覚帳

酉ノ五月吉旦 木村氏

裏表紙

貳千六百八十

三千貳百貳十九

四百八十四仲印

八百八十三塩印

三百九十七金方

七百五拾貳番 上□□印

千三百老 惣取り

22 文化十貳年 13×30 cm

御手當米渡方覚牒・

亥十二月日

23 13×31 cm

文化十三年

御手當米請取牒 子十一月廿九日

24 文政元年八月・ 15×20 cm

萬通帳

紙数横折五枚有り

裏表紙

御山掛役人

木村太郎右衛門

越後国

木挽衆中

25 文政元年 15×20 cm

大福牒

寅八月吉

裏面

御手山掛り役人

木村太郎右衛門

越後国

木挽衆中

26 13×33 cm

文政四年四月廿九日

六郷阿波守様御下向方馬繼立帳 上戸沢宿

裏面

馬指

彦吉

豊治

円助

三人

右之通馬役所へ

引切相勤候様

申渡候事

27 文政四年四月廿九日 13×30 cm

六郷阿波守様御下向方人足繼立帳・

上戸沢宿

裏面

馬指

円蔵

郡治

勇治

三人

右之通歩夫役所へ

引切二相出相勤々

31 文政五年 13×16 cm

申様覚居候事

28 文政四年 13×33 cm

織田越前守様御下向被遊候二付

上戸沢より新宿迄歩夫方調帳

七月八日

29 文政四年 13×33 cm

織田越前守様御下向被遊候二付

上戸沢より新宿迄馬繼立面付帳

七月八日

30 文政四年 13×32 cm

秋元左衛門佐様御下向被遊候二付

上戸沢より榎下迄御用立覚帳

巳ノ八月十七日

裏表紙

馬指

勇治

彦吉

31 文政五年 13×16 cm

刈田郡上戸沢町江
御要捨御手当米

主立肝入 太郎右衛門

駄送通帳

34 16×38cm

午十二月

丙天保七年

引通丑鞍下覚

同町組頭 仲四郎口黒印
〃 検断 太郎右衛門〇黒印

申正月吉日

裏表紙

裏表紙

新田富衛殿口

・通 五冊之内
・高五拾九石七斗式升
・届

大肝入 安部傳十郎 黒印

八月

32 13×29cm

天保二年卯ノ四月廿八日御通行

一 式百文 □壹ツ

六郷兵庫頭様御下向二付上戸沢

一 百文 桶木貳駄

尚々 酒六駄分□□□

33 13×28cm

天保二年うノ八月

刈田郡上戸沢峠御境より稗田前迄

往還海道大破二付普請御城下御村町

人足御出帳

同村之上小原肝入

同郡惣小原肝入

主立肝入 又六

同郡惣戸沢町検断

36 14×33cm

天保八歳酉ノ六月八日

津軽越中守様御家中成田林蔵殿

御家内御引越二付上戸沢より榎下迄

馬継立覚帳

馬御継立所

裏表紙

上戸沢より榎下迄

本馬耆疋

此代六百四拾六文

輕尻耆疋

此代四百式拾九文

(図 233)

37 15×36cm

己天保十歳

諸入料取立覚帳

亥正月吉辰

38 13×31cm

天保十二年

織田伊勢守様御下向二付

上戸沢より関迄人馬継立帳

丑八月朔日

裏表紙

一 二百三拾九文 本

裏表紙

一 二百三拾九文 本

一 百五拾九文 から

一 百拾九文 人足

上戸沢より関町迄

39 13×30cm

天保十四年六月十二日

六郷兵庫頭様御下向二付

上戸沢より榎下迄人足御継立控帳

裏表紙

六百四十六文 本馬

四百廿九文 輕尻

三百廿六文 人足

40 13×26cm

天保十四年六月十二日

六郷兵庫頭様御下向二付

榎下迄馬御継立控帳

41 13×32cm

天保十四年六月十二日

秋田様御先荷物六月五日江戸出立

分上戸沢より関町迄御継立覚帳

□前々日立

・六月十三日

・六月十三日

・六月十三日

・六月十三日

・六月十三日

・六月十三日

(図 234)

42 13×33 cm

天保十四年

佐竹右京大夫様御先荷物前日立

之分上戸沢より関町迄引通馬御繼

立覚帳

卯六月十四日

検断 木村三郎兵衛

裏表紙

才料

太田七左衛門

松山助左衛門

43 13×33 cm

天保十四年

佐竹右京大夫様御下向二付

上戸沢より榎下迄馬御繼立帳

六月十八日

裏表紙

六百四拾六文 本馬

四百式拾九文 軽尻

三百式拾六文 人足

林治郎

長吉

凹蔵

三人

44 13×31 cm

天保十四年

佐竹右京大夫様御下向二付・

上戸沢より榎下迄人夫繼立帳・

六月十八日

裏表紙

本馬 六百四拾六文

軽尻 四百式拾九文

人足 三百式拾六文

馬指

国松

太惣治

大口

平吉

四人

45 13×27 cm

天保十四年

松平山城守様御下向二付

・上戸沢より関町迄人馬繼立

九月朔日

裏表紙

一百五拾九文

一百拾九文

から尻壹疋 人足壹人

一 式百三拾九文 本馬壹疋

46 13×31 cm

天保十四年

諸入料割分取立帳

卯十二月

検断 木村三郎兵衛

裏表紙

一金五拾式切也頂戴

但町内式拾四軒二割直シ

壹人軒二付金式歩下代

三百三拾式文ツツ二當ル代

相場金壹切二付式々文書以如此

(図 235)

47 13×38 cm

弘化・

商人荷物請拂帳

午正月吉日

50 16×36 cm

嘉永七年寅十二月

諸入料小貸書抜

51 13×29 cm

子冬

御城米附入立方留帳

上戸沢町検断

木村太郎右衛門

52 15×30 cm

下り商人荷物

諸拂帳

申年初ノ

・正月元日改

正月八日

正月八日立

山形勘七持

一 山形荷三ツ 幸之助 ○割印一壹駄

久三郎

一 同 三ツ 久次郎 ○割印一壹駄

清七

○割印一壹駄

嘉十

一 同 三ツ 松吉 正月十一

日老駄

諸入料小貸書抜帳

49 13×32 cm

嘉永六歲丑十二月

安二郎渡ス	〇割印一沓駄	文七	〇割印一同沓駄	53	13×33cm	裏表紙	
一同 式ツ 市川	〇割印一沓駄	一〃 三ツ 金次郎	十二	秋元左衛門佐様御下向被遊 候二付歩夫御用立覚帳		干ば孫兵衛殿	戸沢長兵衛
嘉平		日渡ス		亥七月廿四日		から志り	戸 佐十郎
日沓駄	正月十五	一〃 三ツ 要助	〇割印一同沓駄	上戸沢宿		から志り	戸 久七
一同 三ツ 久蔵	〇割印一沓駄	清七渡ス				大羽がく之助殿	戸 久七
孫治		〆拾沓駄口	〇割印一同沓駄	54	13×31cm	から志り	戸 壹平
一同 式ツ 源吉	〇割印一沓駄	伴治		亥冬		佐藤すんど〇殿	戸 加兵衛
伴治		山形勘七持	正月十二	〇割印 御城米泊附渡帳		古川小郷殿	戸 善介
日此ヲ渡ス		〇割印一同沓		上戸沢町		二駄	戸 重三郎
裏面		駄 長太渡ス		裏表紙		早坂喜右衛門殿	戸 沢口右衛門
文七・		山形勘七持		覚		早坂喜右衛門殿	戸 長三郎
一〃 三ツ 留治	一沓駄	馬さし勝治	〇割印一同式ツ	一 泊り米沓俵毎		から志り	戸 長四郎
八郎		喜四郎		貫目相改駄送人		から志り	戸 甚太郎
日角治渡ス	正月十四	正月九日入	少付	名元共此紙面へ 附渡し取扱可申		三木太兵衛殿	戸 甚太郎
一〃 四ツ 大八	〆山形勘七持	沓ツ		候事		から志り	戸 甚太郎
立拂	拾沓駄口	〇印〇り	〆六駄			佐藤すん〇〇殿	戸 甚太郎
一〃 三ツ 忠七	正月九日	立拂		55	12×33cm	から志り	戸 左平二
〇出し	〇高畑三五	一 綿式ツ 留治	才	御札馬帳		大たき次兵衛殿	戸 左平二
一〃 三ツ 新吉	〇割印一綿沓駄	料兵七		駄賃代沓疋二付		早坂喜右衛門殿	戸 沢伝三郎
久三郎	正月十五	〆一 同式ツ 円吉	ち	三百七拾九文本馬		五月十一日	戸 左平二
日渡ス		〆一 同式ツ 今朝吉	正月十四	から志り沓疋二付		式百五拾文	戸 左平二
		日立		歩夫沓人二付		百八拾九文	戸 左平二
		〆一 同式ツ 今朝吉	正月十四			裏表紙	戸 左平二

一 式人助作 せき 久左衛門 ○黒印 三郎兵衛

一 三人又右衛門 せき 六兵衛 長右衛門 又右衛門

一 三人伊右衛門 せき 善五郎 清八郎 新酒蔵出覚帳

一 三人 文七 彦兵衛 十月十日 桶屋 四郎兵衛

一 三人 矢口理右衛門 せき 藤右衛門 加兵衛 弥平次

一 四人戸沢源五右衛門殿 渡 藤次郎 正朔日 木村屋三郎兵衛

一 四人戸沢源五右衛門殿 渡 藤次郎 享保拾七年 酒造方米請取覚帳

一 四人戸沢源五右衛門殿 渡 藤次郎 八月廿六日 木村三郎兵衛

一 四人戸沢源五右衛門殿 渡 藤次郎 享保拾七年 酒造方米請取覚帳

一 四人戸沢源五右衛門殿 渡 藤次郎 九月吉日 木村三郎兵衛

一 四人戸沢源五右衛門殿 渡 藤次郎 十月吉日 木村屋三郎兵衛

一 四人戸沢源五右衛門殿 渡 藤次郎 十一月十日 酒老樽 夫次郎作

一 四人戸沢源五右衛門殿 渡 藤次郎 十一月九日 酒老樽 夫

一 四人戸沢源五右衛門殿 渡 藤次郎 十一月十日 酒老樽 夫次郎作

3 商用簿 一 新酒老樽 夫勘之丞 ○黒印 代五百五拾文 濟○黒印

1 13×16 cm 五日 十一月十四日

一 黒印 酒老樽 夫甚三郎 新酒老樽 夫勘之丞

一 黒印 代四百八拾文 濟○黒印 代五百五十文 可し

十一月六日 十一月七日 一 黒印 酒老樽 夫次郎作 代四百八拾文 濟○黒印

一 黒印 酒老樽 夫 代四百八十文 濟○黒印 同十五日

一 黒印 酒老樽 夫 代四百八十文 濟○黒印 同十七日

一 黒印 酒老樽 夫 代四百八十文 濟○黒印 同十八日

一 黒印 酒老樽 夫 代四百八十文 濟○黒印 同十九日

商い

1 16×20 cm 享保拾六年

塩賣長兵衛方より米請取帳 辛亥正月五日

裏表紙

徳江庄兵衛殿内

長兵衛殿へ 上戸沢町

一 金老切 済○黒印
老ノ百九十文相場

右之通髓二請取申候以上□黒印
嘉永五年
子九月七日

上 幸八 ○黒印

髓二受取申候以上
藤田 利吉 ○黒印
八月八日

同廿一日

桑折染屋

4 14×20cm

上

一 酒三樽 夫

七五郎 □黒印

覚

代老ノ四百四十文

上戸沢検断様

一 式朱ト三百八拾文

7 15×16cm

内

一 金老切 済○黒印

2 15×20cm

但し代相場老ノ六百文

右之通り売代

代相場老ノ百八十文

一 金老両也

入用代髓二受取申候以上

金髓二受取申候以上

一 代式百五十文済

右之通白米代金

とり八月廿七日
庄八

十二月廿五日

十二月廿二日

一 酒老樽 夫長四郎

三之丞様より御遣被成下
髓二受取上申候以上

木村太郎右衛門様

上

代四百八十文 済○黒印

白石町中町検断

5 15×15cm

解説

廿二日

一 酒老樽 夫長四郎

子ノ八月十七日

一番所ニて七百七拾五文

代四百八十文 可し

上戸沢町検断

御羽織地染代

同廿三日

三郎兵衛様

右之通御座候以上

一 酒老樽 夫長四郎

太郎右衛門

代四百八十文 済○黒印

3 14×15cm

四月

4 受取書

式百文 白木綿

6 14×18cm

五尺

覚

1 14×16cm

右之通髓二受取

七十五口掛

覚

申候以上

蠟燭

一 老ノ式拾文亥極月 □割黒印

卯極月廿四日

四拾七丁

染代入高

□田屋

右之通差上代金式朱也

商いとして分離したなかに、「酒屋 木村屋三郎兵衛」銘の帳簿があった。木村

家は米・塩・酒・染物・木綿・蠟燭・な
ど、さまざまな品物（商品）の取り次ぎ
や商行為を行っていたとみられ、商用帳
簿や受取書はそうした資料である。

〔引用・参考文献〕

- | | | | | |
|-----|-----------|----------------------------|-----|----------------------------------------------|
| 註1 | 飯沼 寅治 | 『奥州宿駅街道の時代的変遷』；昭和32年 | 註1 | 藩政時代における宮城県上戸沢町の集落構成とその形態（東北大学建築学報・抜刷）；昭和47年 |
| 〃2 | 町史編纂委 | 『七ヶ宿町史』歴史編；昭和53年 | 〃25 | 町史編纂委 |
| 〃3 | | | 〃26 | 高倉 淳 |
| 〃4 | 佐藤 巧他 | 『上戸沢の町並』；昭和51年 | 〃27 | 難波信雄 |
| 〃5 | 白石市教育委員会 | 『上戸沢の町並』；昭和51年 | 〃28 | 市史編纂委 |
| 〃6 | | 註1、註4 | 〃29 | 高木 侃 |
| 〃7 | 木村 茂 | 『木村家と祖先』（孔版）；昭和34年 | 1 | 風間 観静 |
| 〃8 | 市史編纂委 | 『白石市史』通史編；昭和54年 | 2 | 高倉 淳 |
| 〃9 | | 註7 | 3 | 高橋 修徳 |
| 〃10 | 町史編纂委 | 『七ヶ宿町史』資料編；昭和53年 | 4 | 県史編纂委 |
| 〃11 | 大内幸之助筆写 | 『白石市史資料写』全46冊；昭和31年 | 5 | 宮城県教育委員会 |
| 〃12 | 仙台郷土研究会 | 『仙台藩歴史用語辞典』；平成3年 | 6 | 県高等学校 |
| 〃13 | | 註8・註11 | 7 | 河北新報社 |
| 〃14 | 本書資料 | | 8 | 宮城県図書館蔵 |
| 〃15 | 高橋修徳 | 『秦性 山崎氏・追記』；平成13年 | 9 | 宮城県図書館 |
| 〃16 | 現在市教委で整理中 | | 10 | 佐久間洞蔵 |
| 〃17 | | 註14 | 11 | 田辺 稀文 |
| 〃18 | | 註15 | 12 | |
| 〃19 | | 註2 | 13 | 里見藤右衛門 |
| 〃20 | 佐久間洞蔵 | 『奥羽観跡聞老誌』；享保4年 | 14 | 吉川弘文館 |
| 〃21 | 刈田郡教育会 | 『刈田郡誌』；昭和3年 | | |
| 〃22 | 市史編纂委 | 『白石市史』資料編（上）；昭和46年 | | |
| 〃23 | 高倉 淳 | 『仙台藩道中物語』；平成9年 | | |
| 〃24 | 米澤 繁 | 『伊勢参宮萬覚書』（白石市文化財愛護友の会会報・第1 | | |

圖
版
編

図 22 · P 16



図 23 · P 16



図 24 · P 18



図 25 · P 18



図 26 · P 19



図 27 · P 21



図 28 · P 23

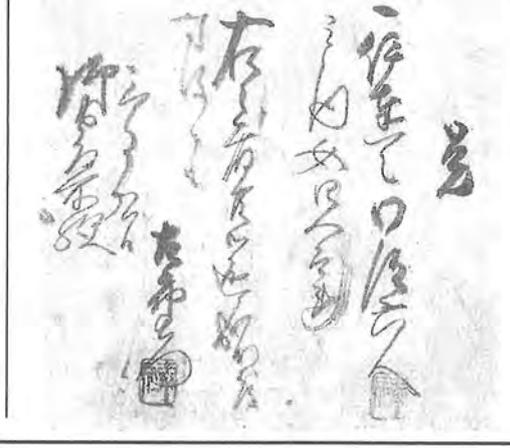


図 29 · P 23



图 30 · P 24

Figure 30: A piece of calligraphy with several vertical columns of text in cursive script. The text is dense and expressive, with varying line thicknesses and fluid connections between characters.

图 31 · P 27

Figure 31: A piece of calligraphy featuring vertical columns of text. The style is highly stylized and cursive, with prominent vertical strokes and dynamic movement.

图 32 · P 29

Figure 32: A piece of calligraphy with vertical columns of text. The script is fluid and cursive, showing a mix of bold and delicate strokes.

图 33 · P 29

Figure 33: A piece of calligraphy with vertical columns of text. The style is cursive and expressive, with a focus on verticality and dynamic energy.

图 34 · P 34

Figure 34: A piece of calligraphy with vertical columns of text. The script is highly stylized and cursive, with a strong sense of rhythm and movement.

图 35 · P 35

Figure 35: A piece of calligraphy with vertical columns of text. The style is cursive and expressive, with a focus on verticality and dynamic energy.

图 36 · P 37

Figure 36: A piece of calligraphy with vertical columns of text. The script is fluid and cursive, showing a mix of bold and delicate strokes.

图 37 · P 37

Figure 37: A piece of calligraphy with vertical columns of text. The style is cursive and expressive, with a focus on verticality and dynamic energy.

图 38 · P 38

Figure 38: A piece of calligraphy with vertical columns of text. The script is fluid and cursive, showing a mix of bold and delicate strokes.

図 39 · P 38



図 40 · P 38



図 41 · P 39



図 42 · P 42



図 43 · P 42



図 44 · P 43



図 45 · P 43



図 46 · P 43



図 47 · P 43

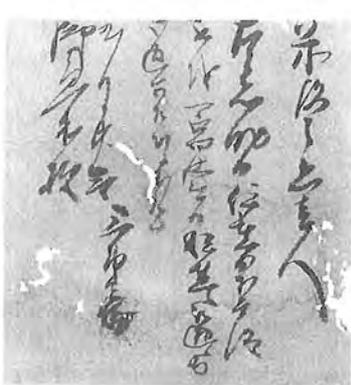




图 49 · P 44



图 48 · P 43



图 51 · P 46



图 50 · P 44



图 54 · P 49



图 53 · P 49



图 52 · P 46



图 57 · P 50



图 56 · P 50



图 55 · P 49

図 58 ・ P 50



図 59 ・ P 51



図 60 ・ P 52



図 61 ・ P 53



図 62 ・ P 53



図 63 ・ P 53



図 64 ・ P 54

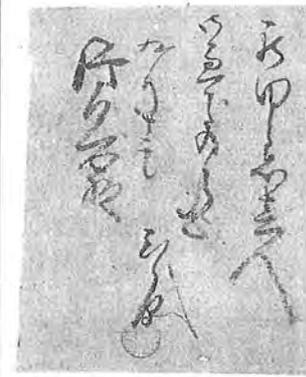


図 65 ・ P 54



図 66 ・ P 55



図 67 ・ P 59



図 68 ・ P 60

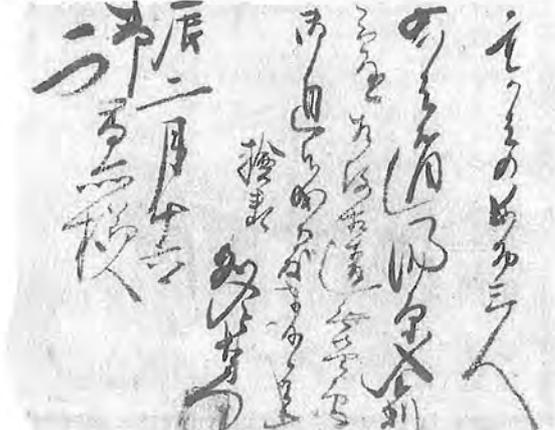


図 69 · P 60

仁送之出所... 女之入... 抄本... 月... 仁送之出所... 女之入... 抄本... 月... 仁送之出所... 女之入... 抄本... 月...

図 71 · P 60

山道所... 抄本... 月... 仁送之出所... 女之入... 抄本... 月... 山道所... 抄本... 月... 仁送之出所... 女之入... 抄本... 月...

図 70 · P 60

仁送之出所... 女之入... 抄本... 月... 仁送之出所... 女之入... 抄本... 月... 仁送之出所... 女之入... 抄本... 月...

図 72 · P 60

抄本... 月... 仁送之出所... 女之入... 抄本... 月... 抄本... 月... 仁送之出所... 女之入... 抄本... 月...

図 73 · P 60

抄本... 月... 仁送之出所... 女之入... 抄本... 月... 抄本... 月... 仁送之出所... 女之入... 抄本... 月...

図 74 · P 60

仁送之出所... 女之入... 抄本... 月... 仁送之出所... 女之入... 抄本... 月... 仁送之出所... 女之入... 抄本... 月...

図 75 · P 61

抄本... 月... 仁送之出所... 女之入... 抄本... 月... 抄本... 月... 仁送之出所... 女之入... 抄本... 月...

図 76 · P 61

Handwritten Japanese calligraphy in cursive style (sōsho). The text is arranged in vertical columns, starting from the right side of the page. The characters are fluid and connected, typical of the cursive script.

図 77 · P 61

Handwritten Japanese calligraphy in cursive style (sōsho). The text is arranged in vertical columns, starting from the right side of the page. The characters are fluid and connected, typical of the cursive script.

図 78 · P 61

Handwritten Japanese calligraphy in cursive style (sōsho). The text is arranged in vertical columns, starting from the right side of the page. The characters are fluid and connected, typical of the cursive script.

図 80 · P 61

Handwritten Japanese calligraphy in cursive style (sōsho). The text is arranged in vertical columns, starting from the right side of the page. The characters are fluid and connected, typical of the cursive script.

図 79 · P 61

Handwritten Japanese calligraphy in cursive style (sōsho). The text is arranged in vertical columns, starting from the right side of the page. The characters are fluid and connected, typical of the cursive script.

図 81 · P 62

Handwritten Japanese calligraphy in cursive style (sōsho). The text is arranged in vertical columns, starting from the right side of the page. The characters are fluid and connected, typical of the cursive script.

图 88 · P 66



图 89 · P 66

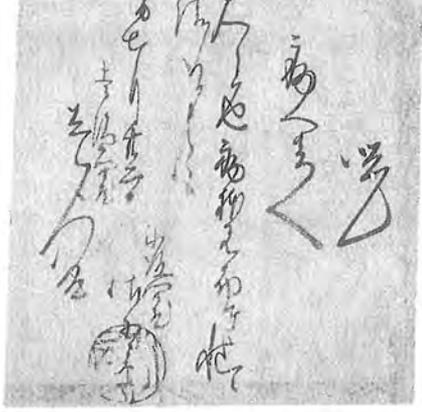


图 90 · P 67



图 91 · P 67



图 92 · P 67



图 94 · P 68



图 93 · P 67

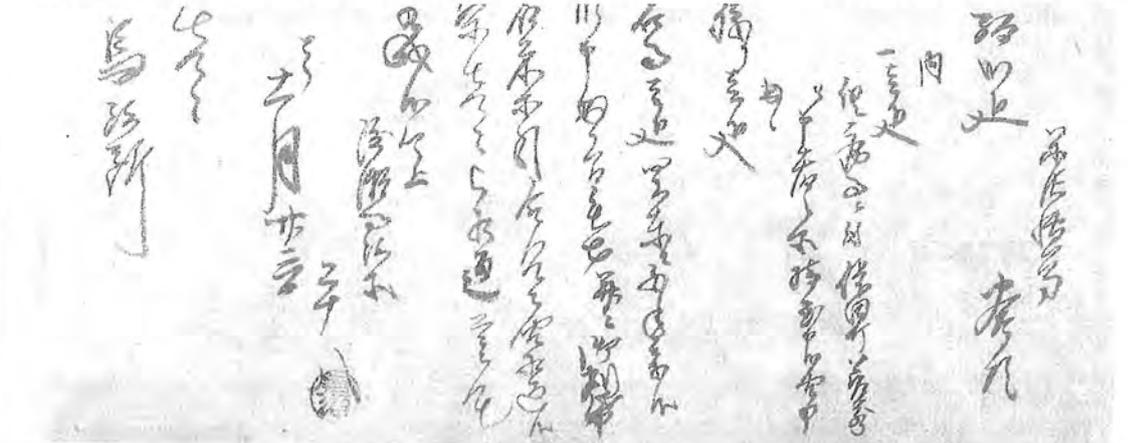


図 95 · P 72

去冬以来
 九月二日
 平八
 去冬以来
 九月二日
 平八
 去冬以来
 九月二日
 平八

図 96 · P 74

去冬以来
 九月二日
 平八
 去冬以来
 九月二日
 平八
 去冬以来
 九月二日
 平八

図 97 · P 75

去冬以来
 九月二日
 平八
 去冬以来
 九月二日
 平八
 去冬以来
 九月二日
 平八

図 98 · P 75

去冬以来
 九月二日
 平八
 去冬以来
 九月二日
 平八
 去冬以来
 九月二日
 平八

図 99 · P 76

去冬以来
 九月二日
 平八
 去冬以来
 九月二日
 平八
 去冬以来
 九月二日
 平八

図 100 · P 76

去冬以来
 九月二日
 平八
 去冬以来
 九月二日
 平八
 去冬以来
 九月二日
 平八

図 101 · P 76

去冬以来
 九月二日
 平八
 去冬以来
 九月二日
 平八
 去冬以来
 九月二日
 平八

千位下分高月言し自付
 言は通しは四折抄南抄
 修し着てとて西書
 つ見たてね目録白紙と
 手紙に包上と此紙と
 包多んせとり中を
 指しし唯話なし也
 千位下分し昔封人
 在し通しは所し在也
 如て寸し善人可し也
 に所しは善人の
 辰七月八日巳上別
 上之紙
 万々

図 102 · P 77

宗之御方之村相殿
 目付書連三枚とある
 因三日月
 万々

図 104 · P 78

岩波伊藤
 光永丸三通
 物言はねはれ書
 二月廿日
 万々

図 103 · P 77

辰色凡書各付之
 書止書及所用使書
 右中今書り收書
 右色之書下り
 万々

図 107 · P 80

り中今書り收書
 右中今書り收書
 万々

図 105 · P 79

宗之御方之村相殿
 目付書連三枚とある
 因三日月
 万々

図 108 · P 80

辰色凡書各付之
 書止書及所用使書
 右中今書り收書
 右色之書下り
 万々

図 106 · P 79

図 109
・ P 80



図 110
・ P 80



図 111
・ P 81



図 112
・ P 82

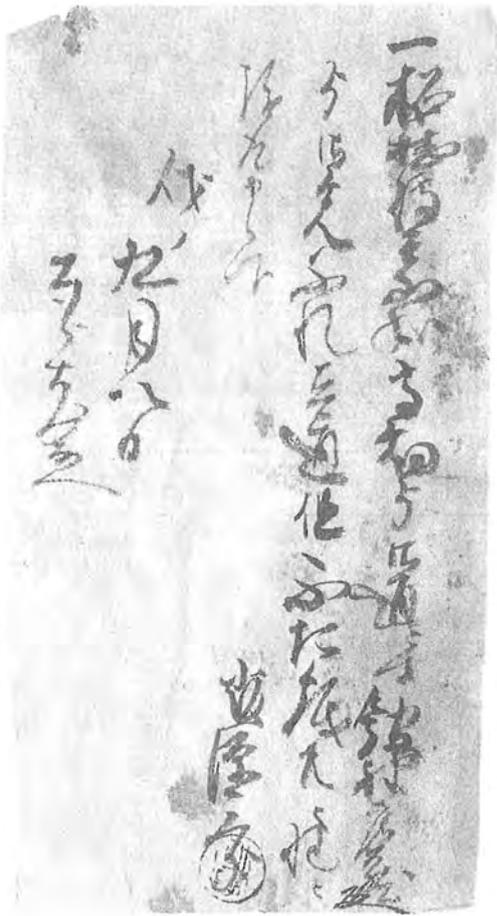


図 113
・ P 82

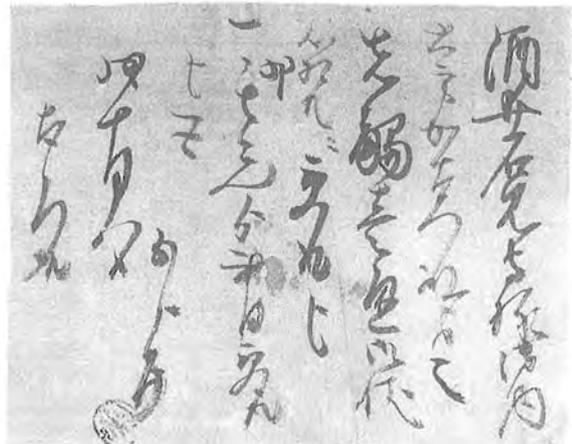


図 114
・ P 83

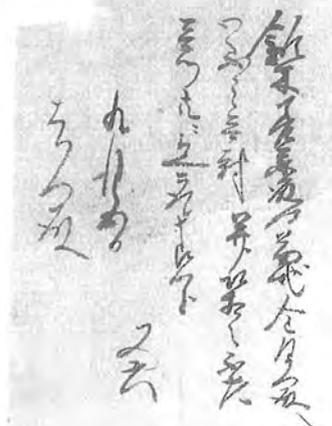


図 115
・ P 83



一相獲る所方其山嶺又之通山嶺
 包より入る山嶺若くは東に往くと其嶺
 生れん
 一東の山嶺 山嶺の嶺 相獲る所
 中根平下入山嶺若くは油蔵の包
 其より往る山嶺之嶺山嶺若くは油蔵
 あり他之嶺若くはあり
 右に記し置る嶺若くは山嶺
 申す十月十日に伐行
 上保町
 右に記す

一山嶺の嶺若くは山嶺
 中根平下入山嶺若くは油蔵の包
 其より往る山嶺之嶺山嶺若くは油蔵
 あり他之嶺若くはあり
 右に記し置る嶺若くは山嶺
 申す十月十日に伐行
 上保町
 右に記す

一山嶺の嶺若くは山嶺
 中根平下入山嶺若くは油蔵の包
 其より往る山嶺之嶺山嶺若くは油蔵
 あり他之嶺若くはあり
 右に記し置る嶺若くは山嶺
 申す十月十日に伐行
 上保町
 右に記す

図 124 · P 90



図 125 · P 91

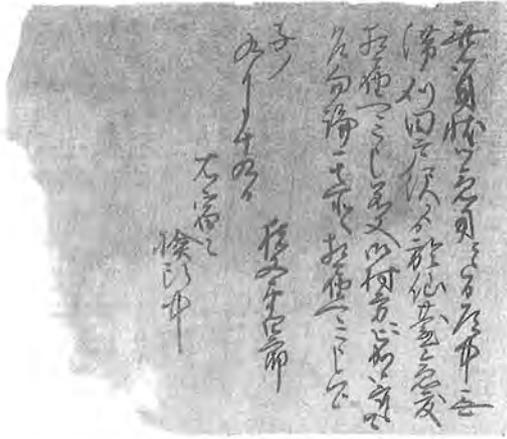


図 126 · P 91



図 127 · P 93



図 128 · P 93



図 129 · P 94



図 130 · P 94



図 133 · P 97

之福六年三月廿六日
此中又次之月十八日
山崎の
合殿
二月廿六日
本國書院

図 134 · P 99

書之山崎の
二月廿六日
本國書院

図 135 · P 99

何れも亦
無度指有
行状の
何れも亦
二月廿六日
本國書院

図 136 · P 100

二月廿六日
本國書院

図 137 · P 101

二月廿六日
本國書院

Handwritten Japanese text in cursive style, likely a letter or document fragment.

Handwritten Japanese text in cursive style, continuing the narrative or correspondence.

Handwritten Japanese text in cursive style, concluding the page's content.

聖徳太子御遺言
 皇初年春三月廿七日御崩御
 時御遺言云々
 皇極經世一書
 皇初年春三月廿七日御崩御
 時御遺言云々
 皇極經世一書
 皇初年春三月廿七日御崩御
 時御遺言云々
 皇極經世一書

皇極經世一書
 皇初年春三月廿七日御崩御
 時御遺言云々
 皇極經世一書
 皇初年春三月廿七日御崩御
 時御遺言云々
 皇極經世一書



図 144
・ P 109



図 143
・ P 109



図 146
・ P 109



図 145
・ P 109



図 148
・ P 111



図 147
・ P 110

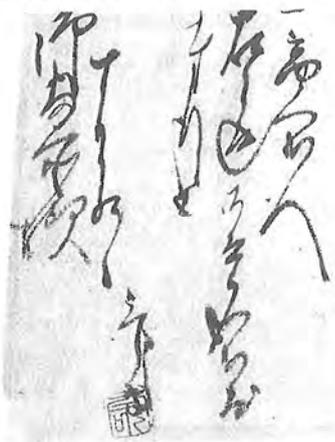


図 150
・ P 114



図 149
・ P 114



152 · P 114



151 · P 114



154 · P 115



153 · P 115



156 · P 115



155 · P 115



158 · P 115



157 · P 115



図 160
・ P 116



図 159
・ P 116



図 162
・ P 119

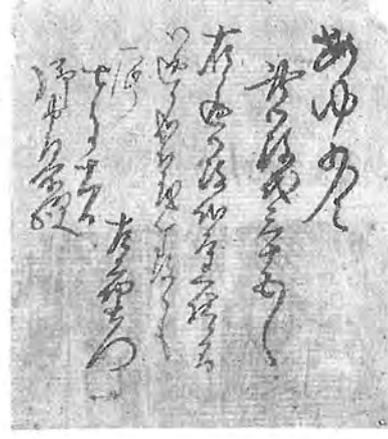


図 161
・ P 119



図 164
・ P 119



図 163
・ P 119



図 166
・ P 120



図 165
・ P 120



図 168
・ P 121

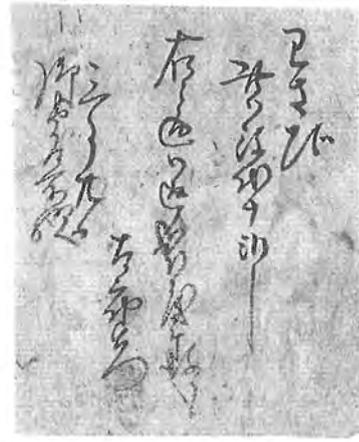


図 167
・ P 120



図 170
・ P 125



図 169
・ P 122



図 172
・ P 131



図 171
・ P 131



図 174
・ P 132

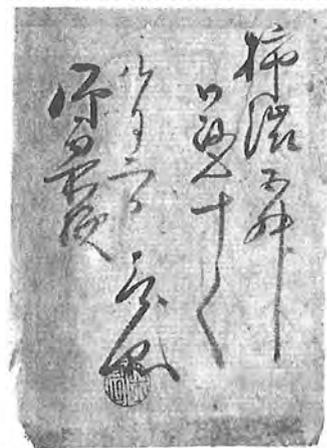


図 173
・ P 131



図 176
・ P 136



図 175
・ P 134



図 178
・ P 139



図 177
・ P 139



図 180
・ P 142



図 179
・ P 142



図 182
・ P 143



図 181
・ P 143

図 183
・ P 143

洋行 吉兼 如子
川守 定國 伊集 甚右
上 寄 物 事 以 之 末
是 一 二 三 四 五 六 七 八 九 十
二月廿九日
湯の雲

図 184
・ P 143

平兵衛 如子
如子 定國 伊集 甚右
上 寄 物 事 以 之 末
是 一 二 三 四 五 六 七 八 九 十
二月廿九日
湯の雲

図 185
・ P 143

一 龍 系 抄 入
右 五 福 抄 卷
右 寄 物 事 以 之 末
是 一 二 三 四 五 六 七 八 九 十
湯の雲

図 186
・ P 144

今 建 之 如 子 吉 人
右 寄 物 事 以 之 末
是 一 二 三 四 五 六 七 八 九 十
湯の雲

図 187
・ P 144

雲 系 之 吉 兼 吉 人 兼
右 寄 物 事 以 之 末
是 一 二 三 四 五 六 七 八 九 十
湯の雲

図 188
・ P 144

平 兵 衛 如 子 吉 人 兼
右 寄 物 事 以 之 末
是 一 二 三 四 五 六 七 八 九 十
湯の雲

図 189
・ P 145

湯 只 利
平 田 吉 兼
天 和 三 庚
白 云 六 風 抄

一 龍 系 抄 入
右 寄 物 事 以 之 末
是 一 二 三 四 五 六 七 八 九 十
湯の雲

图 192 · P 150

殞馬書
 一床之於我者甚重
 在去友殞馬
 上之信後
 二書書
 在去友殞馬

图 193 · P 150

此書之於我者甚重
 在去友殞馬
 上之信後
 二書書
 在去友殞馬

图 194 · P 150

此書之於我者甚重
 在去友殞馬
 上之信後
 二書書
 在去友殞馬

图 195 · P 151

此書之於我者甚重
 在去友殞馬
 上之信後
 二書書
 在去友殞馬

图 196 · P 151

此書之於我者甚重
 在去友殞馬
 上之信後
 二書書
 在去友殞馬



図 204 · P 155



図 205 · P 156



図 206 · P 161



図 208 · P 163



図 207 · P 163

図 209
・ P 163

Handwritten Japanese text in cursive style (sōsho), arranged in vertical columns. The text is dense and occupies most of the page.

図 210
・ P 164

Handwritten Japanese text in cursive style (sōsho), arranged in vertical columns. The text is dense and occupies most of the page.

図 211
・ P 164

Handwritten Japanese text in cursive style (sōsho), arranged in vertical columns. The text is dense and occupies most of the page.

図 212
・ P 165

Handwritten Japanese text in cursive style (sōsho), arranged in vertical columns. The text is dense and occupies most of the page.

図 223 · P 180

東三才之風
依仁若水之風
海山若谷之風
抱朴子之風
...

図 224 · P 180

七言古詩
...

図 225 · P 180

海山若谷
...

図 226 · P 180

東三才之風
...

図 227 · P 181

東三才之風
...

图 230 · P 185

元符九年
六月二日
王深何字深中出馬之深

图 231 · P 186

元符九年
六月二日
王深何字深中出馬之深

图 232 · P 186

元符九年
六月二日
王深何字深中出馬之深

元符九年
六月二日
王深何字深中出馬之深

元符九年
六月二日
王深何字深中出馬之深

元符九年
六月二日
王深何字深中出馬之深

図 233
・ P
188

天保十三年六月廿日
此物由本藩より寄附せられたる物
其の由を以て本藩より寄附せられたる
ものにして之を以て
馬場守新

図 234
・ P
188

天保十三年
織田信長之孫印白馬守
右様守新之令在之帳
廿八月初日

図 235
・ P
189

天保十四年
諸科別分取方帳
亦十二月
馬場守新

馬場守新
天保十四年
諸科別分取方帳

馬場守新
天保十四年
諸科別分取方帳

馬場守新
天保十四年
諸科別分取方帳

あとがき

資料の量もさることながら、元禄年間頃から張り重ねられていたもので、その時間の長さには驚くべきものであった。

資料は小さいものはそのまま、大形・長いものは適宜裁断されて張られていた。帳簿類も解体され、裁断されて使用されていたものが多かった。また、資料のほとんどは月日のみで、年号の記されているものは少なかつた。解体された帳簿や裁断された資料は、同種・順序などの選別仕分けはむずかしかつた。こうした資料は、一枚一枚の単独では内容の把握が困難で、今回はこれらを割愛した。

長い整理の期間であつたが、多くの方々や関係諸機関の皆様方からは、多大の御協力や援助がありました。記して感謝の意を表します。

白石古文書の会一同

白石市文化財調査報告書 第二十六集
上戸沢宿検断屋敷木村家文書調査報告書
木村家の古文書

平成十五年三月十二日 印刷
平成十五年三月二十日 発行

発行 白石市教育委員会

〒九八九一〇二九二 白石市大手町一―一
電話 (〇三三四) 二二一―三三四三

印刷 株式会社 東北プリント

〒九八〇一〇八三二 仙台市青葉区立町二四―二四
電話 (〇三三) 二六三―一六六

